

ISSN 2432-6240

2020年6月発行(年2回発行)

敬心・研究ジャーナル

Keishin Journal of Life and Health

第4巻 第1号

2020



人に、社会に、輝きを。

敬心学園

目 次

巻頭評論

- 「読解力」を巡る一考察 上野 昂志 1

原著論文

- 内シャント設置後に生じる問題点を肉眼解剖学的に考察する 松山 永久 13

原著論文

- 佐伯胖のいう子どもを「見る」こと
— 「子ども理解」を超えて — 安部高太朗・吉田 直哉 19

実践報告

- 職業教育現場における学生の学習スキル向上支援の取組み
— 「学習スキル講座」を効果的に用いて — 黒木 豊域・中島たまみ・松永 繁 31

研究ノート

- デンマークの職業教育改革から何を学ぶのか 中島 広明 37

研究ノート

- 日本のヤングケアラー研究の動向と到達点 河本 秀樹 45

研究ノート

- 保育学建設に資する「中間的な語彙」の創造
— 理論=実践のインターフェイスとして — 吉田 直哉 55

研究ノート

- 女性の転倒と、化粧（口紅やおしろい等）を使用する日常習慣との関連性について 久保 吉丸 65

研究ノート

- 翻訳・「子ども保護に関するマンロー報告（最終版）概要：子ども中心システムに向けて」
..... 訳：吉田 直哉・鈴木 更紗 71

研究ノート

- ハンガリーにおける保育者養成課程に関する考察 小澤 由理 81

研究ノート

- 即時効果を特色とした介護予防運動プログラムの有効性
— 膝編運動プログラム実施者の数値評価スケール（Numerical Rating Scale）に焦点をあてて（その2） —
..... 包國 友幸 89

研究ノート

- 介護福祉士専門学校生の学校生活に対する充実感と学習動機の関係性 上村 幸子 97

研究ノート

- 介護過程におけるアセスメントに関する一考察
— 理論と手法の体系的整理の検討 — 松永 繁 103

研究ノート

介護福祉士養成校の外国人留学生が抱える生活課題の実態把握と課題に対する考察…………… 黛 真人 109

研究ノート

能喻の中の児童文学

— 村上春樹と児童文学 I —…………… 原 善・菅野陽太郎・崔 順愛・恒川 茂樹 115

研究ノート

余暇活動と健康寿命の関連性

— 高齢者における余暇活動は生きがいを生み健康寿命を延ばす事は出来るのか —…………… 松川 典代 125

研究ノート

「司法福祉」の定義に関する考察…………… 島谷 綾郁・川廷 宗之 129

敬心・研究プロジェクト成果報告

鍼が顔面の皮膚に与える影響の研究

— コラーゲン量の変化 —…………… 遠藤久美子・天野 陽介 135

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程…………… 139

『敬心・研究ジャーナル』投稿要領…………… 141

『敬心・研究ジャーナル』投稿原稿チェックリスト（原稿添付用）…………… 143

『敬心・研究ジャーナル』執筆要領…………… 144

研究倫理専門委員会規程…………… 146

職業教育研究開発センター研究倫理規程…………… 148

研究計画等審査申請書（人を対象とする研究）…………… 149

研究に関する事前チェックシート…………… 154

編集後記…………… 155

執筆者連絡先一覧…………… 156

「読解力」を巡る一考察

上野 昂 志

評論家

(抄録は不掲載)

本稿ご執筆の上野先生は、抄録の作成を、「これは論文ではない。・・・すべては文章の流れの中にある。云々」として、作製されませんでした。編集部としては、そのお考えを尊重することを約束し、執筆を依頼させていただいたので、抄録は省略します。

また、元々の抄録がないので、英文表記に関しても同様に、不掲載とします。タイトルについても、文意を正確に伝えるのは困難として英文は記述されませんでした。深い意味で真意を伝える翻訳は極めて難しいという点は編集部も同感ですので、英文は掲載しません。

異例の対応ではありますが、編集部では人文系の評論等ではこういう考え方も充分にありえると考えます。また、編集部といたしましては、人文系論文において、「抄録」とはどういう内容であるべきかに関する問題提起も含めさせていただきたいと考えます。

以上の点につき、読者の皆様のご理解をいただけるようお願い申し上げます。

(文責・編集発行人)

1. 読解力不足です

高校生や大学生の文章を読み取る力の衰え、すなわち「読解力」不足については、以前から、現場の教師や指導者から指摘されていたが、昨年末、経済協力開発機構（OECD）が2000年から3年ごとに実施してきた、世界の15歳を対象にした「学習到達度調査（PISA）」で、日本が、2018年の「読解力」の平均点が前回より落ち、順位も8位から15位に下がったというニュースが流れて、改めてこの問題がクローズアップされた。

2019年12月4日の朝日新聞は、1面トップに“「読解力」続落 日本15位”と大見出しの文字が踊り、それにつぐ本文は、以下の通り。

「調査では、79の国・地域で約60万人が参加。日本からは統計手法に基づいて抽出した183校から高校1年生約6100人が参加した。文章や資料などから情報を理解・評価し、考える力を問う『読解力』は前回より12点低い504点（OECD平均487点）で、8位から15位に転落。OECDは、誤差の範囲ではなく、理由のある低下だと分析している」。

この記事と並んで、同紙には編集委員による見解

が「視点」という括りで述べられている。そこでは、「読解力」下落の原因として、「教育のICT対応の遅れ」が挙げられている。つまり、PISAの調査方法が、前回から、紙からコンピューターを使う形になり、ブログや電子メールなどを対象とした「デジタル読解力」になったのに対して、日本の教育環境では、それが決定的に遅れているというのだ。たとえば、小中高校のパソコンは児童生徒5.4人に1台で、授業でデジタル機器を使う時間も、OECD加盟国で最下位であるように、と。

確かに、この「視点」が説くように、日本の学校教育におけるICT化の遅れということが、日本の高校生にとっては、デジタル機器を駆使した設問その他に対応していくのが不得手で、今回のような結果になったという面はあるだろう。だが、それはあくまでも、問題の一面に過ぎない。「読解力」不足ないしは欠如という事態は、たんに高校生だけの問題ではなく、大学生にも社会人にも見られる現象だからだ。

ならば、その大本の原因は、どこにあるのか？

誰もが、自身を含めて周りを見渡せばすぐわかる

ように、若年層を中心にして、日本人が本を読まなくなったからである。読解力は、ネット上に流れる断片的な情報を集めても得られるものではない。新聞・雑誌等も含めて、総じて本を読むことを通じて涵養される。本を読まなくなれば、読解力も失われる。読解力を失うということは、ものごとを深く考え、想像する力も失うことにもつながる。だが、なぜか日本人は、ごく一部を除いて本を読まなくなった。そして、これには知的文化の変容という歴史的な経緯がある。

だが、その問題に入る前に、現在の読書をめぐる様子を思い浮かべてほしい。たとえば、電車の中で、本を読んでいる人がどれだけいるかを。わたしは、フリーの仕事なので、たいていは午前も遅い時間の、空いている電車に乗ることが多いのだが、立っている乗客が少ないゆったりした車内でも、本を読んでいる人が10人を超えることは滅多にない。残りの大多数は、スマホを覗いているか、居眠りしているかだ。これが朝夕の通勤列車となればいわずもがな、であろう。しばらく前から問題になった出版不況は、このような事態の結果である。

かかる現象は、むろん、スマートフォンが普及・浸透してからのことだが、日本人の読書離れは、それ以前から進行していたと思われる。

以下、その歴史的変遷を、わたし自身の経験を踏まえて辿ってみる。

2. 学生と読書・戦前編 旧制高等学校と教養主義

学者や研究者、あるいは小説家や評論家、その他それに類する物書きなど、要は文筆を業とする人々が本を読むのは当然すぎて、いうまでもない。では、そのような仕事に携わる人たち以外で、よく本を読むと思われる人々は誰か。かつて、それは学生であった。かつてと強調するのは、現在の学生は、ごく一部を除いて、教科書や参考書など直近の必要書以外は、ほとんど本を読まなくなったからである。

昔は、というのは、戦前はもとより戦後も一九七〇年代までは、学生もよく本を読んだ。そのことを「教養主義」という知の文化が辿った変化を歴史的に検証したのが、竹内洋氏の労作『教養主義の没落 変わりゆくエリート学生文化』（中公新書・

2003年）である。

竹内氏は、わたしより一歳下だから、同世代で、その経験は、わたし自身のそれと重なる点が少なくない。ただし、竹内氏のご自身を「プチ教養主義者だった」とされているが、わたしの場合はそうでなかったという違いはある。それは、お互いが学生だった一九六〇年代のところで、微妙なスタンスの違いとして見えてくるように思うが、とまれ、本稿ではまず、氏の『教養主義の没落』に拠りながら、かつて読書階級の一翼を担っていた学生における読書の歴史的変遷を辿っていく。

では、まず「教養主義」とは何か？

竹内氏は、「教養主義というのは哲学、文学など人文学の読書を中心にした人格の完成を目指す態度である」として、「東京帝大講師ラファエル・ケーベル（原名・生没年略・以下同）の影響を受けた漱石門下の阿部次郎や和辻哲郎などが教養主義文化の伝達者となった。『三太郎の日記』や『善の研究』が刊行されることによって、旧制高等学校を主な舞台に、教養主義は大正教養主義として定着する」とされる。⁽¹⁾

ここで注目すべきは、「旧制高等学校を主な舞台に」という指摘である。阿部次郎の『三太郎の日記』（1914年）はもとより、それに先立つ西田幾多郎の『善の研究』（1911年）も、旧制高等学校の学生の必読書だったのだ。当時、中学校以上の高等教育を受ける者がきわめて少ないなかで、旧制高等学校の学生といえば、まさに知的エリートの集まりだったろうが、教養主義は、そこで醸成されたということだ。

だが、同じ阿部次郎が、世の人々が人格の陶冶によって結ばれる社会を理想とすると謳った『人格主義』を発表した1922年になると、風向きは変わる。「労働者は資本家も愛し、人格として尊重すべき」という阿部の主張は、ブルジョアジーに現状維持の口実をあたえるものである⁽²⁾ というような批判がなされるのだ。

1910年代から20年代にかけての、このような変化の背景には、1918年の「米騒動」や、同年12月の東京帝国大学法学部学生たちの新人会の結成、さらには同経済学部助教授・森戸辰雄による、『相互扶助論』で知られるアナーキストのクロポトキンの紹介

(1919年・森戸は、これにより禁固三か月、罰金七〇円の刑を受け失職する) など、第一次世界大戦後の社会変動とともに、社会主義思想やマルクス主義の紹介・普及があるだろう。

その一方、エリート中のエリートが集まる東京帝国大学法学部学生が社会主義による啓蒙活動を始め、また森戸辰雄のような帝国大学の助教授がクロボトキンの紹介をしたことによって、それまで社会主義者や社会活動家といえば、壮士ふうの野蛮なアウトローと見做されていたものの、ステータスが向上したと言われるのである。

そこから、お洒落な「マルクスボーイ」なる者が、銀座通りあたりを闊歩することにもなったのだろう。

閑話休題

エリート学生の、人格主義的な教養主義から社会主義的な啓蒙への変化は、大きくは社会状況によるものだが、竹内氏は、もう一つ重要な要因として、教養主義の内部において「象徴的暴力」が作用する点を指摘している。どういうことか？

「教養主義とは、万卷の書物を前にして教養を詰め込む預金的な志向・態度である。したがって、教養主義を内面化し、継承戦略をとればとるほど、より学識をつんだ者から行使される教養は、劣位感や未達成感、つまり跪拝きはいをもたらず象徴的暴力として作用する」と(3ルビ原書)。

砕いていえば、こういうことだ。いろいろ本を読んで教養を高めようとする。それで、先輩などに、これこれを読みましたというと、なんだ、その程度か、じゃあ、これは読んだか、あれはどうだ、などと反問されて真っ赤になり、嗚呼、オレはまだまだダメだ、もっともっと勉強しなきゃ・・・と頭を垂れるという次第。

こういう光景は、旧制高等学校では日常的に見られたのだろうが、戦後の大学でも、これに近いようなことがあったと思う。それを、教養主義における象徴的暴力と捉えたのは、竹内氏の卓見である。

社会主義的な啓蒙を旨とする活動は、このような教養主義の象徴的暴力を振り払うことができる。なんだ、お前ら、書齋に閉じこもって、あれこれの書物を読み、人格を高めるなどといったところで、この現実社会にとっては、なんの役にも立っていない

じゃないか、と。あるいは、マルクス主義をかじって、もう少し論理的に批判するとしたら、先の阿部次郎の『人格主義』を批判したときと同様に、そんなものは「ブルジョアジーに現状維持の口実を与える」に過ぎないと切って捨てることのできるというわけだ。

だが、ここで忘れてならないのは、教養主義の象徴的暴力を振り払う、鬼に金棒のマルクス主義もまた、その関連の書物から得られたものだという点である。そんな文献を読むことができたのは、旧制高等学校や大学の学生であろう。その点について竹内氏は、以下のように明快に述べている。

「マルクス主義は教養主義を蔑む理論的砦とりでともなったから、教養主義の鬼っ子だった。しかし、マルクス主義が読書人的教養主義であるかぎり、教養主義内部空間での反目抗争であるから、両者は反目＝共依存関係にあった。だからこそ従来の教養は「旧い教養」でマルクス主義こそ「新しい教養」とみなされたのである」。(4ルビ原書)

ちなみに、大正時代の終わりには、もっとも頭の良い学生は「社会科学」を、2番目の連中は「哲学宗教」を研究、3番目が「文学」に走り、最下位が「反動」といわれたらしい。最下位を別にすれば、向かう対象は異なるとはいえ、皆さん、それなりに一所懸命読書に励んでいたんですね。

だが、東京帝国大学法学部で形成された新人会(新人会も、初期においては吉野作造などの影響による、人道主義的社会主義による啓蒙活動が主で、1921年に学生団体として改組されて以後は、左傾化を強めていったといわれる)が、再建共産党が一斉検挙された「3.15事件」(1928年)のあとは、大学による解散決議がなされ、1930年代になると、社会主義運動は弾圧され、社会の表からは消えていく。

当然ながら、大学のキャンパスからもマルクス主義は一掃されたわけだが、その空白地帯に、新たな教養主義として登場したのが、自由主義者の河合栄治郎の企画・編集・出版による『学生叢書』である。1936年の『学生と教養』を皮切りに『学生と生活』、『学生と先哲』、『学生と社会』、『学生と読書』・・・と1941年まで12冊に及ぶ『学生叢書』は、河合の単著『学生に与う』(1940年)とともに、その理想主義や人格主義によって、戦時体制が強化される時代

の学生に精神的な拠り所として受け入れられたばかりでなく、戦後の教養主義にも影響を及ぼしたといわれる。

なお河合栄治郎は、英国留学中に学んだ社会政策論が専門だが、五・一五事件（1932年）が起きると『五・一五事件批判』を、「二・二六事件」（1936年）が起きると、その批判を書にするというようにファシズム批判を展開する「戦闘的自由主義者」でもあった。そのために右翼の攻撃を受け、1939年に東京帝国大学教授の地位を追われるのである。

3. 学生と読書・戦後編 教養主義の行方

戦後10年目の1955年、京都大学では、教養部の学生の読書調査がなされ、そこで教養書を月に何冊読むかというアンケート調査が行われた。アンケートによると、10日に1冊は教養書を読む。ほとんど読んでいないと答えたものは一・八パーセント。教養書の読書時間は一日一・八時間で、九三パーセントの学生が教養書を読む時間がもっとほしいと回答している。

さらに、最近読んだ教養書の中で感銘が深かったもののリスト第一位は、『ジャン・クリストフ』、また、次の書物の中で読んだものは、という問いには、『若きウェルテルの悩み』七一・六パーセント、『善の研究』二五・四パーセント（文学部では四七・一パーセント）、『経済学教科書』二二・五パーセント（経済学部では六三パーセント）だったという。⁽⁵⁾

以上の結果を踏まえ、竹内氏は、「七一・六パーセントもの学生が『若きウェルテルの悩み』を読んでいたのかと疑う向きもあるかもしれない」としたうえで、実際は読まないで、回答では読んだことにしている学生がいたとしても、そこには「教養書は読まなければならない、という正当文化への信仰告白はみえてくる」という。

信仰告白とまでいなくても、学生たるもの、当然読んでおくべき本は読まねばならないし、たとえば、いま読めなくても、いずれは読もう、という意識は、1950年代の学生にはあったのだろう。そして、1960年代の初め頃までは、学生の間でそのような気分は残っていたと思う。その意味で、教養主義は、そのありようを変えながらも生きていたのである。

旧制高等学校は、1947年の新学制の交付により、1950年に廃止される。この間に、新制高校も新設され、いろいろ混乱もあったようだが、ともかく、旧制度のもとでのエリート学生養成を誇った旧制高等学校はなくなる。しかし、そこで培われた教養主義は、戦後の新制大学において息を吹き返し、少なくとも60年代までは、学生の意識を捉えていくのである。何故なのか？ その点について、竹内氏は、以下のように分析する。

「戦時期において大学や高等学校、専門学校教育は修学年限が短縮されたり、卒業が繰り上げられたり、授業が停止されたりした。工場などへの勤労動員もなされた。徴兵延期が取り消され、在学中に大学生も戦場におくられた。教養主義もマルクス主義も軍国主義の中で弾圧された。一方で、軍国主義による破局への道があった。旧制高校をはじめとする高等教育文化の解体や教養主義の衰微と軍国主義の昂進は共変関係にあった。共変関係はしばしば因果関係に読み替えられやすい。高等教育文化の解体や教養主義やマルクス主義が抑圧されたがゆえにあの戦争があったのだ、教養主義やマルクス主義の復活こそ軍国主義にならないためのものである、と。高等教育や教養主義は、殉教者効果をもち、リバイバルに威光がました」。⁽⁶⁾

このように戦後復活した教養主義に反撥したのは、石原慎太郎である。石原の存在が脚光を浴びるのは『太陽の季節』（1955年）だが、その前に書かれ、『復刊第一号 一橋文芸』に掲載された処女作『灰色の教室』が、一橋大学内の書評会で、「左翼系の学生」たちに酷評されたのが、きっかけになったらしい。

わたしは、この小説は読んでいないが、『太陽の季節』は、芥川賞を受賞する前に、『文學界』で読んでいる。ついで、これと同様映画化された『処刑の部屋』（1956年）や、石原のはじめての長編『亀裂』（1956～57年）も読んでいる。ただし、その後は、大江健三郎の『死者の奢り』（1957年）に惹かれ、以後『芽むしり仔撃ち』（1958年）、芥川賞受賞作『飼育』（同）、『われらの時代』（1959年）・・・と、発表されると同時に読むようになったので、石原の以後の作品とは遠ざかることになる。

それはともかく、竹内氏によれば、『処刑の部屋』

や『亀裂』などで、教養主義的左翼に対するあからさまな反撥や侮蔑を表明した石原も、『灰色の教室』を発表した直後には「社会学的ユマニズム」を提起していたというから、時代の教養主義と無縁であったわけではない。ただ、そこから踏み出した段階で彼が主張したのは、「張って行く肉体がない、頭でっかちの」「観念左翼」への否定である。

確かに、この頃の石原の小説には、ボクサーやボクシングのことがよく出てくるように、「肉体」が強調されてはいる。だが、その「肉体」もまた観念なのだ。むしろ、慎太郎氏自身は、高校の時からサッカー選手として活躍しているように運動神経は抜群で、それあるがゆえに、三島由紀夫の運動センスのなさを、愛情を込めて皮肉ったりしているのだ。しかし、そのような自身の肉体と、それを言語表現においてリアルに描出することとは別である。石原の、観念左翼に対する肉体の誇示は、「肉体」という言葉、観念にとどまっており、それを超えた肉体そのものの不透明さをリアルに浮かび上がらせるには至っていないのだ。だが、にもかかわらず、石原の「肉体」という一語は、書物による知を金科玉条としてきた教養主義に対するカウンター・パンチとなったのである。

とまれ、竹内氏は、そのような石原が「一橋大学という旧制高校・帝大的な文化とは異なるところで学生生活をおくったこと、身近に、左翼インテリ風な学生文化つまり『ロシア型』学生文化とはちがったジャズとダンスとヨットに興じる『アメリカ型』学生文化（裕次郎）をみることによって彼の作風が練りあげられたのだらう」⁽⁷⁾として、さらに石原自身の「寮は貧しい学生の集まりでね」という回想を引いたうえで、「寮の生活は『ロシア型』学生文化であり、『湘南の消費社会の新しい風俗』は『アメリカ型』学生文化である」と書いている。⁽⁸⁾

わたしは寮生活の経験がないので、よくわからないが、竹内氏が、その前に触れている旧制高校的な高橋和己のことなどを思い合わせると、「ロシア型」というのに得心がいく。それに対し、「アメリカ型」の石原慎太郎が反撥・否定したということも。

ただ、「アメリカ型」は、どうだろう。石原にとっては、それは、弟たちが遊ぶ湘南に結びついたものだったかもしれないが、石原より完全に一世代下の

わたしなどにとっては、1950年代前半の中学生の頃から、「アメリカ」は、エルビス・プレスリーの歌から、ジョン・フォードやヒッチコックなどに代表される黄金期のアメリカ映画を通して、身近なものだったのだ。むしろ、それは、自分たちの「型」すなわちスタイルとして消化するまでには到ってはいなかったが、わが同学年の友人のように、『理由なき反抗』（ニコラス・レイ監督・1955年）のジェームス・ディーンを真似て、ジーンズに赤いジャンパーを身につけるぐらいにはなっていたのである。

つまり、『太陽の季節』が発表された1955年には、一方では、先に京都大学の読書調査で明らかにされたように、大学生の多くは教養書を読んでいたが、それより下の中学生のガキ共の間では、アメリカの音楽や映画やファッションが、興味という以上の嗜好や志向の中心を占めつつあったということなのだ。そして、それは中学生というところに留まっていたわけではない。

当時の若者たち、つまり、十代後半のハイティーンから20代初めの、その多くは学生ではなく、中卒でなんらかの仕事に就いていた（わたしが通っていた世田谷の中学でも、1955、6年当時、卒業生の半数は高校進学をせず、就職していた）人たちの間で流行っていたのは、プレスリー由来のロカビリーであり、ファッションもまた、前髪を盛り上げたリーゼントにジーンズ、底の厚いラバーソウルの靴だった。

渋谷あたりには、小さなロカビリー喫茶がいくつもあり、平尾昌晃やミッキー・カーチスのようなトップ・スターまでは行かない、二線級の歌手が実演をしていた。その最大の盛り上がりは、1958年2月に第一回が行われた日劇「ウエスタン・カーニバル」である。これは、一週間で四万五千人の観客を動員したことで、この手の音楽イベントとしては空前の入りだったという。わたしは、このとき高校生だったが、5月開催の二回目だったかには、友達と一緒にいった。

石原慎太郎を刺激してアンチ「ロシア型」に赴かせた、ヨットやダンスに興じる湘南族はごく限られた富裕層の子弟たちだが、アメリカ由来の音楽やファッションは、下は10代半ばの中学生から、高校生、さらに中卒の非学生ハイティーンに至るま

でを捉えていたのである。むろん、このような現象は、より大きな視点からすれば、戦後の日本社会に押し寄せたアメリカニゼーション（アメリカ化）という潮流によるものである。旧帝大を根城にして残っていた教養主義も、その波に洗われて変質していくのだ。それが顕著になっていくのが、1960年代である。

4. 1960年代 変容する文化

話が読書から外れたが、アメリカの映画や音楽に浸ったわたしでも、こと本になると、アメリカ文学は、小学生の頃に親しんだマーク・トウェイン以外では、エドガー・アラン・ポーぐらいで、フォークナーを読んだのは、大学に入ってからだった。高校生の頃は、ツルゲーネフから始めてドストエフスキーと、もっぱらロシア文学だったのである。その点でいえば、読書は「ロシア型」ということになるのか。といっても、むろん、勉強家ではないから、それに固まったわけではない。前に書いた大江健三郎の小説の場合と同様に、要するに、関心や興味が赴くままに読んでいたというだけのことだ。ただ、魯迅の『狂人日記』を読んだことから竹内好の『魯迅』に出会い、それまで批評文として心酔していた花田清輝の『復興期の精神』（真善美社版）とは異質の対象への迫り方に感動したのが、大学で未知の中国文学を専攻するきっかけになったのだろう。その点では、教養主義ではないが、読書に導かれたということにはなるかもしれない。

1959年に高校を卒業したわたしは、翌60年に大学に進むが、浪人時代は、午前中は予備校、午後は新宿のジャズ喫茶で、レコードから流れる大音響のモダンジャズに浸っていた。その点では、エルビスから始まったわたしのなかのアメリカ音楽遍歴は、ジャンルを変えながら続いていたといえよう。だから、大学に入ると同時に安保闘争の波に呑み込まれたのだが、デモを組んだ「学友」の誰もがモダンジャズを聴いていないことに失望して、解散になると一散にジャズ喫茶に駆け戻ったのである。

大学の同級生に教えられて読んだ本といえば、白土三平の『忍者武芸帖』（1959～1962年・全17巻）がダントツの一位である。これは、三洋社という貸本屋向けの出版社から刊行されていた単行本形式の

マンガなので、普通の書店にはない。その代わりというわけでもないが、ラーメン屋のカウンターの隅や、理髪店の待合椅子の脇に積まれていた。まず、そこでラーメンを啜りながら読み、欠けている巻は貸本屋に行って借りるというようにして読んだのだが、圧倒された。

わたしも、子ども頃は少年雑誌に掲載されたマンガを読んでいるし、手塚治虫には夢中になったことはあるが、それもしばらく途絶えていたのだ。だから、白土の名も存在も知らなかった。それが、この『忍者武芸帖』では、主要人物の造形といい、リアルで強いタッチの絵柄といい、コマからコマ、ページからページへと展開するストーリーの運び、そして、それらを通して訴えかけてくる思想とでもいべきものに引き込まれたのである。そこから、白土三平の『忍者武芸帖』以後の新作を読みたいと、友人とも語り合ったのだが、これが、光文社から出ている『少年』の付録？ としてある『サスケ』のほかはなく、1965年になって、前年に創刊された漫画雑誌『ガロ』に出会うまで、空しく待つしかなかったのである。そして、『ガロ』との出会いが、大袈裟に言えば、以後のわたしの人生を決めるのだが、それは、さしあたって関係ない。

要するに、わたしの場合、マンガにジャズに、それ以前から続く映画にと、サブカルチャーに半身浸かりながらの学生生活だったわけだが、程度の差こそあれ、わが周辺の学生は、似たようなものだった。そして、それは、学部を修了する1964年頃には、より一般的な姿になっていくのである。

大学生がマンガを読む、と世間が揶揄的に問題化したのは、1966年頃だと思うが、その担い手は、わたしなどより5、6歳下の、のちに団塊世代と呼ばれる人たちである。ただ、彼らとて、教養のためなどという意識はなくても、マルクスやヘーゲルの著作を読んでいた。それらとマンガとを、自由に往還するところに、60年代後半の学生たちはいたのである。おそらく、ここでは、1955年の京都大学キャンパスにおけるように、「教養書をどれだけ読んでいますか」というような問いは成り立ちようもなかったのではないか。

ここで視野を少し広げてみると、1960年代は、一方で下からのサブカルチャーの浸透と同時に、芸術

の領域で、カウンターカルチャーというべき事態が進行していたのである。いわば、既存の権威＝エスタブリッシュメントに対するカウンター、対抗・反抗である。

先陣を切ったのは、美術である。ついで、舞踏や演劇、音楽と、前衛的な試みが次々と展開されていったのだ。どこかの社会学者が、60年代の芸術は、政治の挫折から生まれたというようなことを言っていたが、見当違いも甚だしい。先行していたのは、芸術のほうなのだ。

60年代といったが、美術においては、すでに『太陽の季節』が登場した1955年頃から、それは始まっていたようだ。この時期のことは、60年代になって記録を通して知ったのだが・・・たとえば、55年の10月に開かれた具体美術協会第一回東京展では、白髪一雄が泥に挑む作品というのがあるが、それは、絵具の泥の中に飛び込んだ半裸の白髪が、泥と格闘しているのだ。また同展での村上三郎は、畳一畳大の枠に張った紙を何枚も立ち並べたところに全身でぶつかって、紙を破るアクションを行っているのだ。このような白髪たちの試みは、60年代には、アクション・ペインティングとして一般に知られるようになる。

それまでの常識からすれば、美術といえば、絵画や彫刻が思い浮かぶが、白髪などの表現は、それらからはるかに逸脱していた。だから、当然ながら、これらは既存の画壇などからは忌避され、非難を浴びる。だが、若い表現者たちは、むしろ、それを良しとして、既存の枠を突き破ろうと、さまざまな試みをしていくのだ。

そのような試みが、互いにおつかりながら渦をまくように顕在化していくのが、1960年の第12回読売アンデパンダンだったが、美術評論家の東野芳明は、そこに出品された彼らの作品（たとえば、篠原有司男のボクシング・ペインティングなど）を「反絵画、反彫刻」と呼んで、以後、「反芸術」という呼称が、一般化していく。

そして、このアンデパンダン展と踵を接するように打ち上げられたのが、「ネオ・ダダイズム・オルガナイザーズ」、通称、ネオダダである。第一次世界大戦後に、新たな芸術運動として狼煙を上げたダダイズムを突き破るような新たなダダとでもいうよ

うに。メンバーは、吉村益信、荒川修作、赤瀬川原平、篠原有司男、風倉匠・・・である。ネオダダには、有名なマニフェストがあるが、それよりは、銀座画廊で開かれた第一回展についての赤瀬川原平の回想のほうを引いておこう。

「そのネオダダ第一回展の会場には、作品として完成されたものは一つもなかった。だけどその状態が一つの作品目標でもあった。とはいえその完成度と破壊度の関係のジレンマが自分たちの中でも判然としないままに、私たちには破壊的なエネルギーだけがあふれてその銀座画廊内に充満していた。そのエネルギーが作品というものに収まりきれずに、不定形にはみ出してきて、画廊の物品を叩きはじめた。バケツを叩き、洗面器を叩き、ストーブを叩き、画廊の金属類をすべて叩き潰しながら、テープレコーダーを回して騒音の音楽を録音した。それを画廊の窓から街頭に向けて毎日のように放送した」⁽⁹⁾

赤瀬川は、これについて、町一つ隔てた永田町の国会周辺では、毎日デモ隊であふれていた、と書いているが、それはまさに同時代、同時期のことであり、かたや芸術、かたや政治というような、単純な区分けのできない、もっといえば、どちらのアクションも、根は同じエネルギーから発していたのかもしれないのだ。ただ、でありながらも、このときはネオダダのほうか、はるかに過激だったのである。それは、彼らの「作品目標」とするものが、「現実社会に対応する絵画の直接性への熱望だった」からである。

絵画が、額に入れられ、美術館の壁に取まっている限りは、平穏な日常がかき乱されることはない。だが、現実社会に突き出されたその瞬間、平穏な日常に亀裂が走るような無償の表現があり得るか。彼らは、その、ほとんど不可能な想いを具体化しようと、模索していたのだ。それは、このあと、高松次郎、赤瀬川原平、中西夏之の三者が組んだ「ハイレッド・センター」の「東京ミキサー計画」において実践した、山手線内や新橋、銀座の大通りといった場所でのハプニングや、高松次郎の美術館から上野駅まで伸びた紐や、赤瀬川の模型千円札などにおいて、なかば実現したとっていいが、詳細にわたると長くなるので、美術関係の話はこれぐらいにしておこう。

若い画家たちの活動が、東京オリンピックのあった1964年に向かって活発になっていく一方で、ネオダダの第二回展が開かれた1960年7月には、大野一雄、土方巽ら暗黒舞踏派による「DANCE EXPERIENCEの会」による公演が、第一生命ホールで開かれる。彼らの舞踏は、従来のバレエやダンスが、それぞれが理想化した型に学び、習熟していく方向で演じられてきたのに対して、それと逆の方向に新たな地平を切り拓いたのだ。

逆の方向とは、一言でいえば、身体の解放である。自身の身体を型にはめていくのではなく、型から自由にしていって、といっても、それは決して容易なことではない。なぜなら、われわれ平凡な人間にしても、日常の起ち居振る舞いは、既成の型に従って動いているからである。たとえば、歩き方ひとつにしても、自然な二足歩行をベースにしなから、小学校に入れば、整列し、正しい行進をするよう教育される。合理的に身体を使うためには、それが必要だからだ。そして、われわれは、そのようにして習熟した自身の身体を、病気や怪我でもしない限り、意識しない。

暗黒舞踏は、それを改めて意識化し、日常にあって「自然」化した型をずらしたり、揺さぶったりしていくことで、肉体を解き放つ、あるいは肉体そのものに出会う。むろん、それは、常にそのようであろうという模索の、無限に続くプロセスでしかあり得ないのだけれど。また、それゆえに、暗黒舞踏は、多くの後進を生み育てたばかりでなく、舞踏家に移り住んだドイツあたりを起点としてヨーロッパからアメリカへ、「ブトー」として世界に広まったのである。もっとも、そうなると、舞踏もまた場合によっては、型になってしまうという、前衛芸術が陥りがちな罠にはまりもするのであるが。

ただ、ここで注目すべきは、「反芸術」として括られた画家たちが、既存の美術の枠を突き崩しただけでなく、直接性を求めて日常と芸術の境界を踏み越えて行こうとしたことと、暗黒舞踏が、バレエやダンスの型だけでなく、身体を規制する日常的な型からの解放を目指したことは、その志向において共通しているという点である。そして、1960年代の演劇も、そこを母体として生まれてくるのである。

「劇団状況劇場」を率いた唐十郎は、その妻の李麗

仙や、やがて状況劇場の立役者となる磨赤児とともに、土方巽の門下生だったのだ。土方巽は、その独特の論理と言葉遣いによって、人を動かす力を持っていたが、唐以下の弟子たちも、大いに影響を受けたと思う。

劇団状況劇場が、唐十郎の処女戯曲「24時53分塔の下行きは竹早町の駄菓子屋で待っている」を、日立レディス・ホールで上演したのは、1964年4月のことである。以後、毎年、公演を行うが、66年4月に、「腰巻きお仙—100個の恥丘」が新宿区の戸山ハイツで野外劇として上演されたあたりで、既存の劇場から街中に出ての公演が考えられていたのではないか。それが、状況劇場のシンボルともいべき紅テントでの公演として実現するのは、67年1月の新宿ピットインでの「ジョン・シルバー」と、続く5月草月会館ホールでの「ジョン・シルバー/新宿夜泣き篇」上演のあと、7月のことだ。新宿は花園神社境内に紅テントを打ち立てての、「腰巻きお仙—義理人情いろはにほへと篇」である。最初、神社側から「腰巻」は、「国体」（国民体育大会ではありませんよ！）に反するという、訳のわからないクレームがついたので、「月笛お仙」と改題したが、一週間後には「腰巻お仙」に戻ってしまった。

状況劇場は、従来の新劇の殻を打ち破ろうとするところから出発した。どういうことか？ 従来の新劇は、脚本を頂点として、演出家がそれを解釈し、俳優がそれを舞台上で具体化するという、いつてみれば、頂点のテキストから舞台へという縦方向で作られ演じられてきた。唐たちは、それを転倒させたのである。彼の『特権的肉体論』が、その理論的な支柱でもあるが、舞台上で実際に演じる俳優の肉体を顕現させようとしたのである。実際、紅テントの舞台では、磨赤児をはじめ、大久保鷹、不破万作、四谷シモンなどの肉体が躍動し、それに、われわれ観客の目が惹きつけられたのである。

だが、従来の新劇に対する批判から出発するというのは、状況劇場ばかりではない。1960年代半ば以後に出発した、若い演劇人による新しい劇団は、鈴木忠志の劇団早稲田小劇場にしろ、寺山修司の天井桟敷にせよ、批判の力点をどこに置くかの違いはあっても、その点は共通していたのである。

さて、1960年代に、それまでの芸術に地殻変動と

でもいうべき変化を起こした動向を、美術、舞踏、演劇と辿ってきたわけだが、当然ながら、音楽でも、ジョン・ケージから刺激を受けた若い音楽家のなかでも起こっていた。ただ、残念ながら、わたしは、その方面について、見聞も知識も乏しいので、触れることはできない。

ならば、ここで改めて、このようなカウンター・カルチャーの波のなかで、若者たちはどうしていたか、とりわけて彼らと読書の関係はどうか、というところに戻らねばならないだろう。だが、前にも述べたように、60年代の芸術的前衛は、その志向や人脈において、美術も舞踏も演劇も、さらには音楽まで、重なり合って動いていたのである。従来のジャンルわけによる分類が可能になるのは、あとからの歴史的なパースペクティブによってなのだ。簡単にいえば、当時は、たまたま画廊でネオダダを見て、興味をひかれて追っかけてみたら暗黒舞踏に出会い、新しい世界を知るというように、人は動いていたのである。だが、やはり、入り口として、もっともポピュラーだったのは、演劇であろう。実際、若い観客が集まったのは、紅テントの状況劇場や、天井敷だったのだから。

そして、読書に関わって、当時の中学生や高校生、さらには大学生にも、気分として強くアピールしたのは、寺山修司の、「書を捨てよ、町へ出よう」という Manifesto であろう。

『書を捨てよ 町へ出よう』という書名の評論集が芳賀書店から刊行されたのは1967年だが、翌年には天井敷の第7回公演として上演され、1971年には、寺山自身の監督で映画化もされている。それだけ、この言葉には想いがあったのだろう。

中城ふみ子の『乳房喪失』に触発されて、歌人として出発した寺山修司は、1950年代末から評論、詩、演劇、映画、さらには競馬評論と、マルチな才能を発揮していたが、60年代半ばには、青少年のカリスマ的な存在になっていた。そのため、この Manifesto も、若者たちには、インパクトをもって受け止められたと思う。

だが、これが秀逸だと思うのは、「町へ出よう」というのが、すでに述べたような芸術運動とも暗黙のうちに連動していたからだ。美術でいえば、美術館からその外の町へ出たのであり、演劇でも、状況劇

場は、既存のホールから町に出たのだから。寺山自身が実際に町に出たのは、だいぶあとの1975年の市街劇「ノック」においてだが（彼はそのため住民から不審者として警察に通報される）、それ以前でも、天井敷内の舞台と客席との境界を取っ払おうと、様々な試みをしていたのである。さらにいえば、彼ら表現者とは別に、学生たちは、ベトナム反戦を旗印に町へ出た。

しかし、寺山自身は、教養主義的な知のあり方を嫌悪していたにしても、書に育てられたのであって、その意味では、書を捨ててはいない。ただ、既存の書物のなかだけに、知識や、論理や、それこそ教養を求めるのではなく、町という表象を通して現実の世界と出会え、そこには新しい知があるぞと訴えたのである。その点では、『家出のすすめ』（1963年）が、文字通り若者に対して家出をすすめるというより、最終的に精神的な自立のすすめであると同様である。実際、彼の言葉を丸のまま鵜呑みにするほどナイーブな子どもは別にして、大半は、書は書として読んでいたはずである。ただ、すでに、知のあり方が大きく変動したなかでは、教養のために貯金をするように「詰め込む」式の往時の教養主義的読書は、この段階で、ほとんど地を払ったのではないか。

では、当時とその後現在に到る時代の変化のなかで、学生たちの読書量は、どのように変わったのであろうか。

時間は少しずれるが、判断材料としては絶好の調査記録が、『教養主義の没落』に出ているので、それを見てみよう。

それは、竹内氏が、教育社会学者の山口健二氏の読書調査による、1964年と1994年の学生の書籍購入の比率を紹介し、さらに、それを修正してより具体的な比率を出している箇所である。

「山口によれば、一九六四年に購入された書籍のうち、短大生・大学生によって購入されたシェアは三二パーセントである。これに進学予備軍である、中高生を加えると、書籍の半数近くは学生によって購入されていた。それから三〇年後一九九四年の短大生・大学生の書籍購入シェアは八パーセント。四分の一に落ちている」。

この調査に対して、竹内氏は、「六四年と九四年では、潜在読書人口に占める短大生・大学生の割合が、かなりちがっているはずである。それを考慮した実質低下率でみれば、四分の一どころではないはずである」として、六五年と九五年の潜在読書人口（一五歳～六四歳）と大学・短大在学者数をもとにした計算を示される。それぞれ細かい数字を省いて書くと、六五年の潜在読書人口のうち「大学・短大生は読書人口の一・六パーセントを占めていた」、対して、「九五年の大学・短大生は読書人口の三・二パーセントを占めていた」。つまり、六五年から九五年の三〇年間で、大学・短大の潜在読書人口シェアは、一・六パーセントから三・二パーセントへと二倍に増えている。ということは、九四年の大学生の書籍購入の実質的シェアは、六四年の四分の一ではなく、八分の一以下ということになる、というのである⁽¹⁰⁾。

こうして、数字で示されると、1960年代半ばからの30年で、学生がいかに本を読まなくなったか、ということがよくわかるが、それには、大学の進学率が一七・〇パーセントだった1965年から、10年後の1975年には、三七・八パーセントと倍増した大学のマス化（以後さらに進む）とともに、日本社会の高度消費社会化が進行していくなかでの大学のレジャーランド化が影響しているであろう。

現在は、その94、5年から4半世紀経っているわけだから、冒頭で触れた電車の中の読書風景に垣間見えるように、事態はさらに進んでいるというしかない。読書は、一部の人のものになってしまったのだ。その結果、専門家を含めて、本を読む人と読まない人の差が、昔よりはるかに大きくなった。つまり、読書に関しても分断化が進んでいるのである。

寺山修司が、あのようなマニフェストを掲げられたのは、学生はもとより、大方の人にとって、本を読むことが当たり前だった時代だったからだ。だからといって、いま、それと逆に、「スマホを捨てよ、書に還ろう」といったところで、なにそれと一笑に付されるのがオチだろう。

むろん、そうはいつでも、中高生から大学生の「読解力」不足を、そのまま手をこまねいてみているわけにもいくまい。ならば、どうするか？ ここからは、教育の問題になる。

わたしは教育の専門家ではないから、ろくなことは考えられないが、まずは、保育園や幼稚園の段階で、幼児に本の楽しさを体感させることが大切だろう。おそらく、そのあたりのことは、心ある保育士や幼稚園教師が読み聞かせなどで実行しているのだろうが、それには、彼らが本の選択などをはじめ、余裕をもってやれるような施策がバックアップされねばならない。

また、小中学校などでは、いまだやられているのかどうか知らないが、読書感想文などは止めたほうがいいと思う。あれで、本嫌いになる子が少なくなからだ。というのも、本を読むまではともかく、それについての感想文を書かされるとなると、学校教育に慣れたアタマの良い子は、教師の意図を組んで、本から、道徳的にためになると思われるところを示して感想とするのに対して、そうでない子は、見当はずれのことを書いて、教師に注意されたりするからである。そんな子が読書離れするのは当然だろう。

本を読ませることが主なら、まず、いわゆる教育的な配慮をカッコに括って、本の面白さを知らせることが第一だろう。それには、担当する教師が、面白いと思う本を選ぶところから始めて、生徒に読ませたら、感想文など求めずに、彼ら一人一人が気に入ったところや、面白いと思ったところを指摘させる、あるいは、そのまま抜き書きさせるだけのほうがまだましだろう。このあたりは、担当する教員諸氏に研究を重ねてもらいたい、それとても、忙しすぎるといわれる教師たちに、時間的な余裕を与える施策が欠かせないであろう。

こと教育となると、なんとも凡庸な考えしか思いつかないが、このあたりは、現場の教員の意見を訊きたいところだ。ただ、読解力は、たんに学力に関わる問題ではなく、人が、この夥しい情報が錯綜する世界を生きていくうえで、情報の正否を読み分け、自己が進むべき方向を的確に把握していくためには必要不可欠な力だから、その不足や欠如を放置しておくわけにはいかないのである。

参照

- (1)『教養主義の没落』P40
- (2)同 P43

「読解力」を巡る一考察

- (3) 同 P 54～55
- (4) 同 P 55
- (5) 同 P 66
- (6) 同 P 198
- (7) 同 P 80
- (8) 同 P 81

- (9) 赤瀬川原平『いまやアクションあるのみ！ 〈読売アンデパンダン〉という現象』（筑摩書房、1985年）P 137～138
- (10) 『教養主義の没落』 P 221～222

受付日：2020年5月10日

内シャント設置後に生じる問題点を肉眼解剖学的に考察する

松 山 永 久^{1) 2)}

¹⁾ 日本保健医療大学保健医療学部看護学科病理学

²⁾ 神奈川歯科大学解剖学実習部門

Gross anatomical analysis of complications associated with the site of arteriovenous fistula placement

Matsuyama Nagahisa^{1) 2)}

¹⁾ Department of Pathology, School of Nursing, Japan University of Health Sciences

²⁾ Division of Dissection of Human body, Kanagawa Dental University

Abstract : In the present study, we examined one cadaver of patient who had an arteriovenous (AV) fistula to perform gross anatomical examination of complications associated with AV fistula placement: vasodilation, stenosis, and aneurysm formation. Significant vasodilation, stenosis, and aneurysm formation were noted in arteries and veins proximal to the site where anastomosis of the radial artery and the cephalic vein was created. Vasodilation was likely caused by high-pressure blood flow from the radial artery caused by AV anastomosis that was created to place the AV fistula.

Aneurysms likely formed as a result of vascular congestion in veins proximal to the AV anastomosis, caused by repeated punctures within a small region. Lastly, stenosis of the cephalic vein likely occurred as small aneurysms shifted from the site of anastomosis due to high-pressure blood flow.

Our findings suggest that the following conditions are important and must be carefully monitored in order to appropriately maintain AV fistulas: 1) avoid performing punctures in the same area or within a limited region to prevent aneurysm formation and vasodilation, 2) prevent excessive backflow of blood, and 3) prevent vascular congestion of blood returning to the heart as a result of reduced muscular strength of the forearms and palms.

Key Words : Dialysis shunt, Hemangiectasis, Vascular constriction, Vascular lump, Gross anatomy

摘要 : 内シャントを設置した解剖学実習遺体を用いて、設置後の問題とされている血管拡張、狭窄と瘤形成について肉眼解剖学的に観察した。著しい血管の拡張、狭窄や瘤形成は、橈骨動脈と橈側皮静脈の吻合部から近位側の動・静脈にみられた。血管拡張の原因は、内シャント設置に伴う動静脈吻合により、橈骨動脈から高い圧力の血流により生じたものと推測された。瘤形成の原因は、穿刺を同じ部位やその周囲に繰り返へしおこなったことにより、動静脈吻合部から近位側の静脈に血液がうっ滞し、生じたものと推測された。また、橈側皮静脈狭窄の原因は、吻合部周囲で生じた小さな瘤が、高い圧力の血流により移動し生じたものと推測された。

設置した内シャントを長期間維持するには、①シャント瘤形成や血管拡張が生じないように、似たような部位や特定部位で穿刺をしないこと。②血液の過剰逆流が生じないようにすること。③前腕や手掌の筋力の低下により心臓に戻る血液の停滞がないこと。以上3点を観察することが重要と考えられた。

キーワード : 透析シャント、血管拡張、血管狭窄、瘤形成、肉眼解剖学

1. 緒言

シャントは血液透析を行う際、十分な血液量が確保できるように、動脈と静脈を体内または体外で直接つなぎ合わせる方法で、大別すると内シャント法と外シャント法にわけられる^{1,2,3,4)}。さらに、内シャント法は、自家の動・静脈を利用し皮下で動脈と静脈を直接吻合し、血圧の高い動脈の血液が静脈の血管に流れ、静脈は拡張し血流量が増大する方法で、通常よく利用されている Cimino-Brescia 法と自家血管内シャント法^{1,2,3,4)}で、自家血管が細い場合や動脈との位置関係で適当な静脈がない場合等などの理由で自家血管を利用した内シャントが作れない場合、テフロンやポリウレタン素材の人工血管を使用してシャントを作る人工血管内シャント^{1,2,3,4)}法がおこなわれている。

シャント設置後は、周囲の血管の狭窄、拡張や瘤形成などさまざまな問題が生じ、それを長期間良好な状態で維持することが临床上の問題点とされている。シャント部の狭窄や閉塞に関する臨床学的な論文^{5,6,7,8,9,10,11)}は、多くみられるが、シャント部と周囲の血管系について肉眼解剖学的に観察された論文はみられない。今回、自家血管内シャントが設置された解剖体からシャント部とその周囲の血管系を肉眼解剖学的に観察し、自家血管内シャント設置の問題点を考察した。

2. 方法

2017年度神奈川歯科大学解剖学実習に献体された、多発性骨髄腫により死亡した73歳男性（解剖番号1935）の左屈側前腕シャント部とその周囲を、肉眼解剖学的手法を用いて左前腕部の皮膚の表皮を剥皮したのち、皮下脂肪を取り除きシャント部と周囲の動・静脈、神経と前腕の屈筋群を剖出し血管の狭窄・拡張や瘤形成について肉眼解剖学的に観察した。

また、本症例は、患者の診療情報に関するカルテやプロトコルなどが不明のためシャントを設置した時期や血管の拡張・狭窄や瘤形成が生じた時期については不明である。

3. 結果

Fig. 1は、本症例の左屈側前腕シャント部の血管系を剖出したものである。Fig. 2は、Fig. 1の血管系を図に示した。本症例のシャント設置は、左前腕部屈側において手関節から約5 cm近位側において橈骨動脈と橈側皮静脈を吻合する方法で一般的によく利用されている Cimino-Brescia 法でシャントが設置されていた (Fig. 1: 吻合部; ar)。

血管の拡張・狭窄や瘤形成は、主にシャント部の動静脈吻合部 (Fig. 1: 吻合部; ar) より近位にみられた。観察された血管拡張部位は、橈側皮静脈では、シャント吻合部 (Fig. 1: 吻合部; ar) から肘部にか

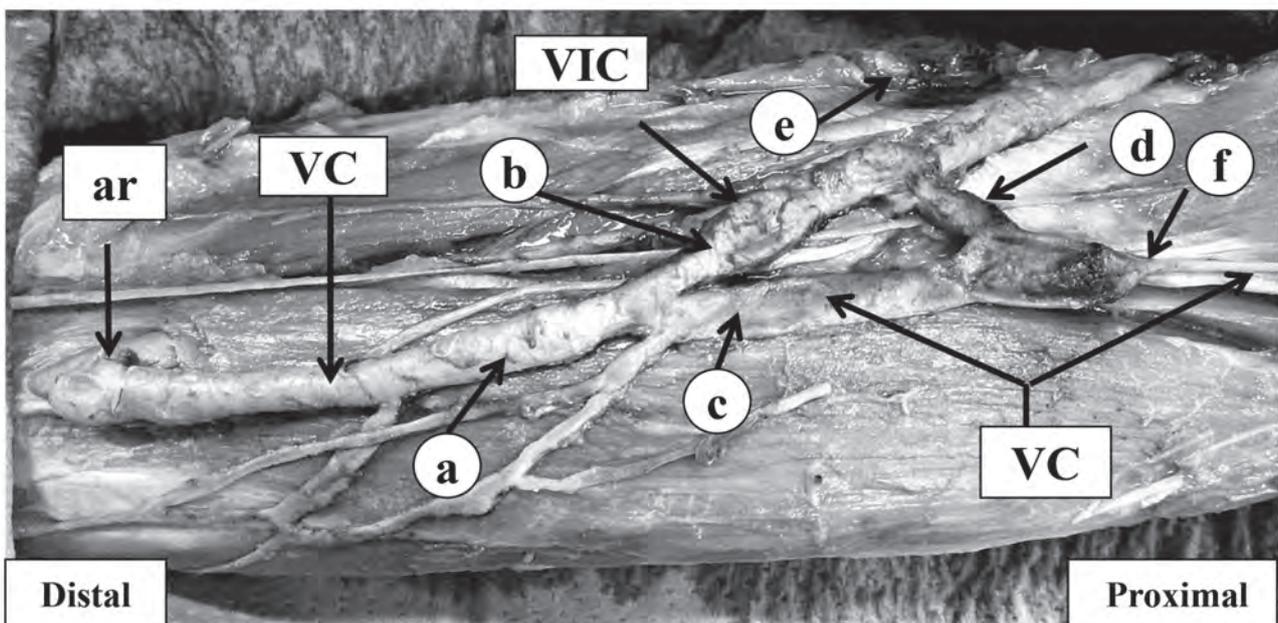


Fig. 1: The blood vascular system of flexor in the left antebrachial region.

VIC: Vena intermedia cubiti, VC: Vena cephalica, ar:Anastomotic region

けて (Fig. 1-a)、肘正中皮静脈 (Fig. 1-b)、肘関節屈側部の橈側皮静脈 (Fig. 1-c)、肘関節部屈側面の肘正中皮静脈と橈側皮静脈間の交通枝 (Fig.1-d)、尺側皮静脈 (Fig.1-e)、さらに、シャント吻合部より深層にみられる橈骨動脈 (Fig. 3-a) では、吻合部より近位みられた。血管狭窄部位は、肘部の橈側皮静脈の近位側にみられた (Fig. 1-f)。

また、瘤形成部位は、橈側皮静脈と橈骨動脈吻合部 (Fig. 1- ar、Fig. 3-b) と肘関節部の肘正中皮静脈と橈側皮静脈間の交通枝 (Fig. 4-a)、その交通枝が

橈側皮静脈と合流する部位 (Fig.4-b)、肘正中皮静脈が橈側皮静脈から分枝する部位 (Fig. 4-c) と肘関節部の肘正中皮静脈 (Fig. 4-d)、肘正中皮静脈から橈側皮静脈への交通枝が肘正中皮静脈から分枝する部位 (Fig. 4-e) にみられた。

肉眼的な内膜肥厚は、吻合部 (Fig. 1 : 吻合部 ; ar) 近傍静脈に吻合部から近位に約30mm の部位にみられた。前腕の屈筋群の萎縮などは肉眼解剖学的には観察することはできなかった。

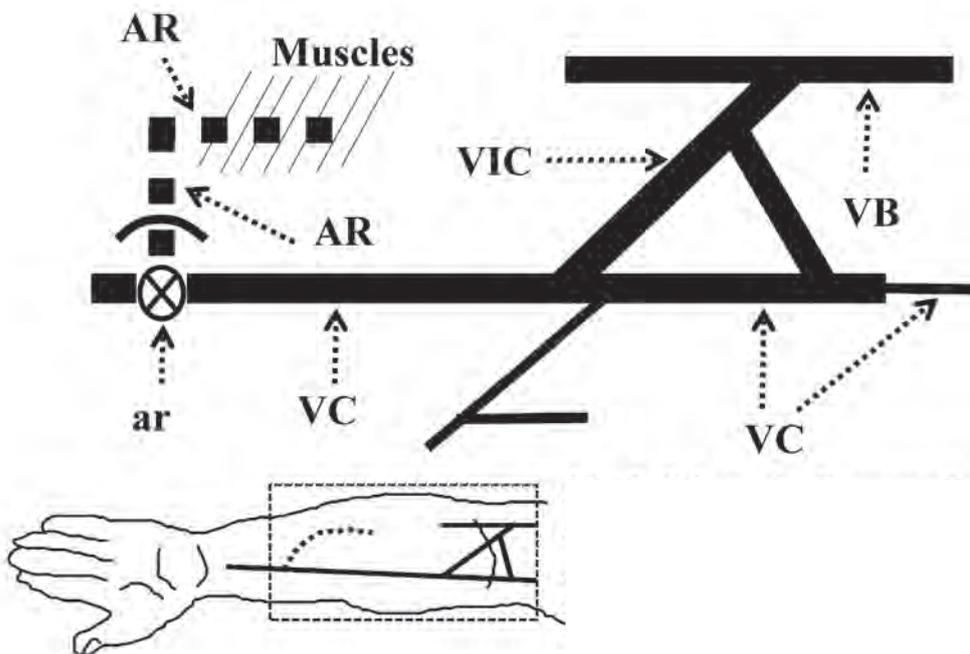


Fig. 2: Schematic diagram of the main vascular system.

ar: Anastomotic region, AR: Arteria radialis, VIC: Vena intermedia cubiti, VB: Vena basilica, VC: Vena cephalica

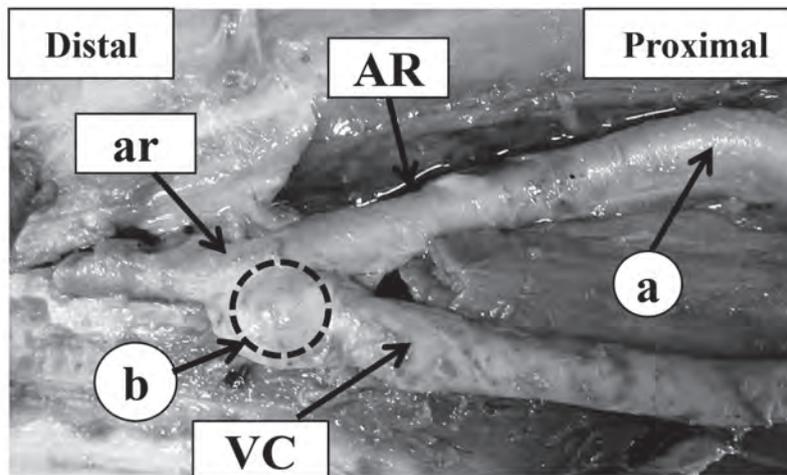


Fig. 3: The anastomotic region of the intermediate cubital vein and the radial artery.

ar: Anastomotic region, AR: Arteria radialis, VC: Vena cephalica

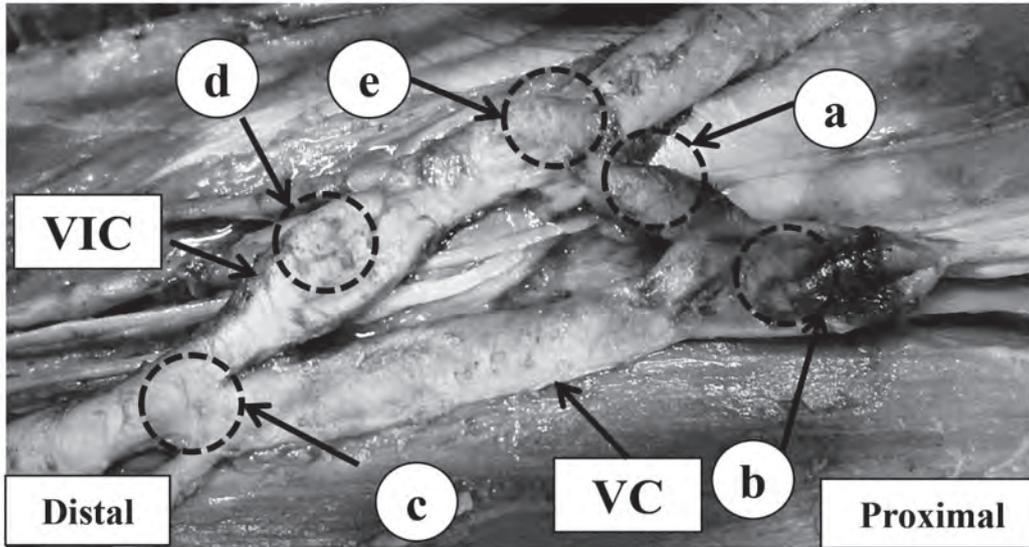


Fig. 4: The blood vascular system of flexor in the left cubital region.
VIC: Vena intermedia cubiti, VC: Vena cephalica

4. 考察

ヒトの前腕部屈側面の浅層部の血管系は、上肢の橈側縁を上行する皮静脈を橈側皮静脈、手背静脈網の尺側部に発し、前腕後面の尺側縁を上行した後、前腕前面に出現し肘窩の尺側を経て走行する尺側皮静脈が存在する。

前腕正中皮静脈は前腕遠位部掌側の静脈網より発し、前腕前面で橈側皮静脈と尺側皮静脈の間を上行した後、二分し尺側正中皮静脈と橈側正中皮静脈に分かれ、それぞれ尺側皮静脈と橈側皮静脈に流入する。

肘正中皮静脈は、肘窩の前面を斜めに尺側に向かって上行する皮静脈で、橈側皮静脈より生じ側皮静脈に流入する。

橈骨動脈は上腕動脈と同じ方向をとって前腕をすすみ、橈骨の遠位端まで橈骨の走行に従って下行する。一般に尺骨動脈は、橈骨動脈より脆弱であり、前腕の内側を遠位に向かって走行する。

本症例の内シャント設置部位は、左前腕部屈側において手関節から約5 cm近位側において橈骨動脈と橈側皮静脈を吻合する Cimino-Brescia 法がおこなわれていた (Fig. 1: 吻合部; ar)。診療情報が不明のためシャント設置した時期や血管の拡張・狭窄や瘤形成が生じた時期不明であるが、シャント機能不全をきたすシャント周囲の血管の拡張・狭窄や瘤形成の生じる時期は、患者の年齢や病態により差が生じるが、文献や資料によるとシャント設置後6か月前

後に生じやすいとされている¹²⁻¹³⁾。

結果に示したとおり、血管の拡張・狭窄や瘤形成は、シャント部の動静脈吻合部より近位にみられた。その部位では、血流異常が生じたと推測されるが、解剖体からは血流異常を確認することは不可能なため、内シャント設置患者に対しエコーや血管造影を行ってシャント周囲の血管の狭窄や瘤形成を確認した検査やそれに関する論文^{14, 15, 16)}を参考に、肉眼解剖学的観察とエコーや血管造影によるシャント周囲の血管の狭窄や瘤形成を対比した。エコーや血管造影では吻合部、穿刺部、血管分枝部に血管狭窄が生じており血管分枝部には瘤形成もみられていた。文献によると、シャント部周囲の血管閉塞、拡張や瘤形成の原因は、シャント設置後の大量除水による血圧の低下、下痢等の脱水症状や長時間の圧迫が原因で、血管の閉塞が生じることがある¹⁸⁻²¹⁾。

また、シャント設置により静脈には、10から20倍の血液が流れ設置直後は静脈の変化はみられないが、次第に静脈が拡張しシャント瘤が形成されることがある^{5, 6, 7, 8, 9, 10, 11)}。

さらに、動脈の高い圧力の血液が静脈に流入することにより、静脈内膜が損傷し厚みが増し内膜肥厚が生じることがある^{5, 6, 7, 8, 9, 10, 11)}。肉眼解剖学的観察では、穿刺部と推測される部位には皮下出血がみられ、その部位の血管には瘤形成がみられていた。穿刺部分に瘤形成がみられる原因として、同じ部位周囲に限定し穿刺を繰り返すことにより生じたものと

考えられた。穿刺部位以外の瘤形成は、シャント設置に伴う過剰血流により穿刺部で形成された瘤が移動したことや、柔らかい静脈の壁が膨化し静脈弁の周囲で血流が激しくなりジェット流が生じ、瘤が形成されたものと考えられた。

尺骨動脈の拡張は、シャント部の静脈に形成されたシャント瘤により吻合部より遠位の橈骨動脈にジェット流が発生し、浅弓状動脈、深弓状動脈を介し尺骨動脈に圧が生じ尺骨動脈が拡張したものと推測された。瘤形成が生じた他の要因としては、血液透析患者の筋力低下に関する論文が報告されている^{17, 18, 19, 20, 21, 22)}。大山によると、筋力低下は大 腿四頭筋は健 常者の69%、前腕筋では70% と著しく低下し、さらに栄養障害が加わると52%と減少することが報告されている¹⁷⁾。通常、静脈血は骨格筋の収縮を利用し右房に血液がもどるが、手背側の複数の指伸筋、小指伸筋、示指伸筋、長母指伸筋および短母指伸筋、前腕部の複数の屈筋と伸筋の筋力の低下により、右房へ戻る静脈血のうっ滞が生じ、さらに穿刺を繰り返すことにより静脈内皮の損傷が加わり、シャント瘤が生じたものと推測された。

血液透析に欠かせない Blood access は作製された直後から患者の現病態や種々の阻害因子により影響され続ける。その結果、吻合部やその近傍の静脈や穿刺部位静脈には程度を異にするが血管の拡張・狭窄や瘤形成は不可避的現象であり内シャント設置後の静脈壁への血行力学的な影響と穿刺による物理的な損傷をできる限り僅少にする必要がある。

今回、自家血管内シャント設置部位を肉眼解剖学的に観察した結果、血管の狭窄と拡張、シャント瘤形成、血流の異常、内膜肥厚などの諸問題が観察された。さらに、シャント周囲の血管をエコーで観察した文献の結果を対比させた結果、血流障害を生じる部位は肉眼解剖学的観察とエコーや血管造影による観察では、ほぼ一致しており、所見を総合した結果、設置したシャントを長期間維持するには、①血管閉塞、拡張や瘤形成が生じないように、同部位や特定部位で穿刺を避ける。②血管閉塞、拡張や瘤形成に伴う血液の過剰逆流の防止。③前腕や手掌の筋力の低下防止。以上3点を留意することにより透析シャントの長期間維持が可能となると考えられた。また、新鮮遺体のシャント部の骨格筋を組織学的に観察す

ることにより、筋力低下に伴う血管の狭窄・拡張や瘤形成についての追加考察が可能と考えられた。

5. その他

本症例は、解剖体を用いた報告のため日本解剖学会の倫理規定に基づいて論文作成した。また、COI関係に該当する団体等はない。

参考文献

- 1) Elsharawy MA, Moghazy KM. Pre-operative evaluation of hemodialysis access fistula. A multidisciplinary approach. *Acta Chir Belg.* 105(4): 355-359, 2005.
- 2) Wuamett JC. Arteriovenous graft configuration in hemodialysis: does it matter ? *J Vasc Access.* 16 Suppl 9: S34-39, 2015.
- 3) Shemesh D, Goldin I, Verstandig A, Berelowitz D, Zagal I, Olsha O. Upper limb grafts for hemodialysis access. *J Vasc Access.* 9: 34-39, 2015.
- 4) Fukasawa M. Current status of vascular access in Japan from Dialysis Access Symposium 2017. *J Vasc Access.* 20 Suppl 1: 38-44, 2019.
- 5) Tabbara M, Duque JC, Martinez L, Escobar LA, Wu W, Pan Y, Fernandez N, Velazquez OC, Jaimes EA, Salman LH, Vazquez-Padron RI. Pre-existing and Postoperative Intimal Hyperplasia and Arteriovenous Fistula Outcomes. *Am J Kidney Dis.* 68(3): 455-464, 2016.
- 6) Allon M, Litovsky SH, Zhang Y, Le H, Cheung AK, Shiu YT. Association of Preexisting Arterial Intimal Hyperplasia with Arteriovenous Fistula Outcomes. *Clin J Am Soc Nephrol.* 13(9):1358-1363, 2018.
- 7) Cheung AK, Imrey PB, Alpers CE, Robbin ML, Radeva M, Larive B, Shiu YT, Allon M, Dember LM, Greene T, Himmelfarb J, Roy-Chaudhury P, Terry CM, Vazquez MA, Kusek JW, Feldman HI ; Hemodialysis Fistula Maturation Study Group. Intimal Hyperplasia, Stenosis, and Arteriovenous Fistula Maturation Failure in the Hemodialysis Fistula Maturation Study. *J Am Soc Nephrol.* 28(10): 3005-3013, 2017.
- 8) Martinez L, Escobar LA, Wu W, Pan Y, Fernandez N, Tabbara M, Duque JC, Velazquez OC, Jaimes EA, Salman LH, Vazquez-Padron RI. Pre-existing and Postoperative Intimal Hyperplasia and Arteriovenous Fistula Outcomes. *Am J Kidney Dis.* 68(3): 455-464, 2016.
- 9) Lee T, Roy-Chaudhury P. Advances and new frontiers in the pathophysiology of venous neointimal hyperplasia and dialysis access stenosis. *Adv Chronic Kidney Dis.* 16(5): 329-338, 2009.
- 10) Hofstra L, Bergmans DC, Leunissen KM, Hoeks AP, Kitslaar PJ, Tordoir JH. Prosthetic arteriovenous fistulas and venous anastomotic stenosis: influence of a high flow velocity on the development of intimal hyperplasia. *Blood*

- Purif.* 14(5): 345-349., 1996.
- 11) Allon M, Litovsky S, Young CJ, Deierhoi MH, Goodman J, Hanaway M, Lockhart ME, Robbin ML. Medial fibrosis, vascular calcification, intimal hyperplasia, and arteriovenous fistula maturation. *Am J Kidney Dis.* 58(3): 437-443, 2011.
 - 12) 後藤靖雄. 透析シャントの IVR、改訂版 IVR 手技、合併症とその対策。メジカルビュー社、東京、2006、p329-337。
 - 13) 丸川太郎. 透析シャントの血管形成術・血栓溶解療法、IVR マニュアル。医学書院、東京、2008、p81-86。
 - 14) Malovrh M. Native arteriovenous fistula: Preoperative evaluation. *Am J Kidney Dis.* 39: 1218-1225, 2002.
 - 15) Mendes RR. Prediction of wrist arteriovenous fistula maturation with preoperative vein mapping with ultrasonography. *J Vasc Surg.* 36: 460-463, 2002.
 - 16) 前田年彦、向井正弘、伊藤宏治、山田英之。16 DAS MSCT を用いた透析内シャント血管 4D-CTA への試み。INNERVISION: 23(12): 84-88, 2008.
 - 17) 久家直巳、磯山正玄。長期血液透析患者の筋力・筋持久力と血管拡張機能 — 運動トレーニングの効果 —。リハビリテーション科学、2(1):19-26, 2006.
 - 18) Tang LS, Zheng DH, Zhao ZL, Zhang LJ. A Dehydration of sludge using the polyethylene glycol solution dialysis method and the mechanism of dehydration. *Tox Hazard Subst Environ Eng.* 53(14): 1199-1206, 2018.
 - 19) Painter P. Physical functioning in end-stage renal disease patients: *Hemodial Int.* 9: 218-235, 2005.
 - 20) Sheng K, Zhang P. Intradialytic exercise in hemodialysis patients: a systematic review and meta-analysis. *Am J Nephrol.* 40: 478-490., 2014.
 - 21) Dobsak P, Homolka P. Intra-dialytic electrostimulation of leg extensors may improve exercise tolerance and quality of life in hemodialyzed patients. *Artif Organs.* 36: 71-78, 2012.

- 22) 大山恵子、大山博司、高木宜史、田代優輝、内田広康、藤森新。透析中の低強度レジスタンストレーニング継続による透析患者の骨格筋量と運動能力の変化。総合リハビリテーション。45(12): 1237-1241、2017。

Figure legend

図表中の解剖学用語は、日本解剖学会 Nomina Anatomica Japonica に準じラテン語とした。

Fig.1: The blood vascular system of flexor in the left antebrachial region.

左前腕部内シャント作製部周囲を剥皮後、皮下組織除去し剖出された浅層部血管系橈側皮静脈と橈骨動脈の吻合部。

VIC: Vena intermedia cubiti, VC: Vena cephalica, ar: Anastomotic region

Fig. 2: Schematic diagram of the main vascular system

Fig. 1に記載した血管系を図に示した。

ar : Anastomotic region, AR : Arteria radialis VIC : Vena intermedia cubiti, VB : Vena basilica, VC :Vena cephalica

Fig. 3: The anastomotic region of the intermediate cubital vein and the radial artery.

Cimino-Brescia 法でおこなわれた橈骨動脈と橈側皮静脈吻合部と血管の拡張部位をしめした。

ar: Anastomotic region, AR: Arteria radialis,, VC: Vena cephalica

Fig. 4: The blood vascular system of flexor in the left cubital region.

肘部皮静脈系にみられた瘤形成部を示した

ar: Anastomotic region, AR: Arteria radialis, VC: Vena cephalica

受付日：2019年12月16日

受理日：2020年4月2日

佐伯胖のいう子どもを「見る」こと

— 「子ども理解」を超えて —

安部 高太朗¹⁾ 吉田 直哉²⁾

¹⁾ 郡山女子大学短期大学部

²⁾ 大阪府立大学

“Looking at” a Child in SAEKI Yutaka’s Thoughts

— Beyond “Understanding” a Child —

Abe Kotaro¹⁾ Yoshida Naoya²⁾

¹⁾ Koriyama Women’s College

²⁾ Osaka Prefecture University

Abstract : This paper attempts to clarify the meaning of “looking at” a child in SAEKI Yutaka’s thoughts. SAEKI says that “looking at” a child is different from the observation of a child’s behavior or the interpretation of a child’s mind. When we “look at” a child, we can see his/her pursuit of “goodness.” We hope that he/she will become a “good” person as we are “looking at” him/her. The “development” of a child is a phenomenon that emerges in the relationship between “looking at” a child and his/her pursuit of “goodness.” SAEKI shows the “development” of a child, this phenomenon, has a “doughnut structure.” In the “doughnut structure of a child’s development,” a child gradually participates in the real world of cultural practices and is given the help of a caretaker. According to SAEKI, the “culture” is something good in this context because the “culture” is conjointly made by people who pursue “goodness.” “Looking at” a child means “looking at” the child’s pursuit of “goodness,” and it is hoping that the child will become a “good” person while thinking of “goodness” as their “culture.”

Key Words : “Doughnut Structure of a Child’s Development”, MURAI Minoru, “Goodness”, Michael Tomasello, Cultural Practice

抄録 : 本稿は、佐伯胖のいう子どもを「見る」ことの意味を明らかにする。佐伯にとって保育者が子どもを「見る」ことは、子どもの行動を観察し、子どもの内面にその原因を求めて、解釈することとは異なる。子どもを「見る」とき、我々が見るのは、子どもなりの「善さ」の追求である。我々は子どもに対して「善くなってほしい」と願いながら子どもを「見る」のである。子どもを「見る」と、子どもがその期待に応えようとする相互作用の中で生じる現象が「発達」である。佐伯はこれを「発達のドーナツ」として示す。子ども（I）は共感的他者（YOU）を媒介として文化的実践の世界（THEY）に徐々に参加していく。ここで言われる「文化」とは「善さ」を追求した人間が共同的に形成した「善き」ものである。子どもを「見る」ことは、文化として積み上げられた「善さ」を念頭に置きながら、子どもの「善さ」の追求を見ることであり、「善くなってほしい」と願いを込めることである。

キーワード : 発達のドーナツ、村井実、「善さ」、トマセロ、文化的実践

1. 本稿の目的

本稿の目的は、佐伯^{ゆたか}のいう子どもを「見る」ことの意味を明らかにすることである。佐伯は、いわゆる「ドーナツ論」を通して学び・発達の構造を提示した認知心理学者として一般的に認識されている(須永 2013)。学び・発達の「ドーナツ論」に関連した先行研究は既に複数存在しているが、それらは、佐伯の「見る」論と「ドーナツ論」を統一的に捉えて、彼の思想を総体的に把握しようとするものではなく、加えて、佐伯の所論の理論的背景、根本的なモチーフにまで遡及して検討を試みたものでもない。

例えば、阿部学(2012)は、「学びのドーナツ論」を実践に応用したとされる実践例が示されていることに対して、それらにおいては「学びのドーナツ論」で使用される「文化的実践」の定義ないし位置付けが曖昧であり、曲解される可能性があるとして批判している。阿部は、佐伯のいう「文化的実践」が「よさ」を追求することであることを引きながら、「万人にとって『よい』ことは多様であり、「国、宗教、地域、性別、年齢、気分などによって何が『よい』ことなのかは異なるはず」だから、「実践の舵取りを担わなければならない教師には、どのようなものが『文化的実践』として理解されるのだろうか」と疑問を呈しているが(阿部 2012:45)、「文化的実践」という佐伯のキイ概念が、どのような理論的背景を有しつつ提示されたものなのかについての検討は行われていない。加えて、阿部が指摘する、「よさ」を追求することとしての「文化的実践」の定義の曖昧さ(「よさ」の定義不可能性)については、本稿が指摘するように、佐伯が参照する教育哲学者・村井実の議論を見ることで、なぜ定義不可能であるのかが明らかになるはずである。

一方、白石昌子(2015)は、「ドーナツ論」を、幼児教育の場における保育者-子どもの関係性を記述する際の概念として援用している。白石は、福島市内の公立幼稚園児が参加した和太鼓のワークショップでの保育者と子どもとの関わりを、佐伯の「ドーナツ論」に基づいて分析することを試み、「保育者のかかわり方でいちばん目立ったのは、幼児に寄り添って幼児の行為を認めること」であり、「幼児と一緒に太鼓を叩くこと、幼児の出し

た大きい音と一緒に驚いた様子をしてみせることなどは、佐伯の言う YOU 的かかわりである」という結論を導いている(白石 2015:74)。白石のように関係論として「ドーナツ論」を捉える見方は、佐伯の「ドーナツ論」の根本的なモチーフである、「発達のプロセスの素描」という側面を捨象したものであり、極めて一面的な捉え方だと言わざるを得ない。佐伯は「学びのドーナツ」として提示した図式を、保育論において「発達のドーナツ」と言い換えているように、「ドーナツ論」は、保育者と子どもの関係論としてではなく、あくまで発達論として提示された概念だからである(本稿で見ると、佐伯の発達観は、関係的発達観とも言うべき性質を持つため、このような誤解が生じたと考えられる)。そして、後述していくように、佐伯にとって子どもの「発達」は、子どもを「見る」人と見られる子どもとの間で生じる相互作用的現象であり、この現象が生じる構造を模式的に図示したものが「ドーナツ論」なのである。本稿において、佐伯の言う子どもを「見る」ことの意味を明らかにするのは、上述した先行研究に見られる佐伯の「ドーナツ論」に対する一面的、あるいは表層的理解を打破しつつ、彼の根本的なモチーフ、保育思想に肉薄するためである。

佐伯のいう子どもを「見る」ことは、彼のいう子どもを「見る」ことが、一般的に保育の方法、および保育の計画の前提となっている、「子どもを理解することとは本質的に異なるものである。つまり、佐伯の所論を検討することは、現在における一般的な保育計画論、保育方法論の前提を問い直し、再考することに繋がる。

保育者にとっての子どもは理解する対象と捉えられている。例えば、『幼稚園教育要領解説』(平成30年3月)においては「幼稚園における指導は、幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、幼児の活動に沿った必要な援助、評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環のなかで行われるものである」としており(文部科学省 2018:104、傍点引用者)、子どもを理解することが保育を行う前提になっている。子どもを理解することが保育を行う前提であるというのは、保育を具体的に計画する段階において、既に子どもが理解できていな

なければならないという意味である。『幼稚園教育要領解説』においても「指導計画の作成では、一人一人の発達の実情を捉え、それに沿って幼稚園生活を見通すことが基本」であり、「真の意味で発達を理解することは、それぞれの幼児がどのようなことに興味や関心をもってきたか、興味や関心をもったものに向かって自分のもてる力をどのように発揮してきたか、友達との関係はどのように変化してきたかなど、一人一人の発達の実情を理解すること」だと説明されている（文部科学省 2018：100）。つまり、保育を具体的に実践するための指導計画は、子どもの「発達の実情」を理解して初めて立てられるものなのであり、子ども理解は保育実践の大前提なのである。

上記の『幼稚園教育要領解説』での説明にもある通りだが、子どもを理解することには、子どもがどのような遊びをしているかという活動の実態把握だけではなく、子どもの内面、興味・関心について把握することも含まれる。例えば、文部科学省が発出している資料集『幼児理解に基づいた評価』（2019年）においては、幼稚園教諭を念頭に、「教師は幼児と生活を共にしながら、その幼児が今、何に興味をもっているのか、何を実現しようとしているのか、何を感じているのかなどをとらえ続けていかなければならない」としている（文部科学省 2019：3）。それというのも、幼児への教師の関わり方は「幼児を理解することによって、初めて適切なものとなる」のであり、「幼児を理解することが保育の出発点」だからである（文部科学省 2019：3）。ここでの幼児理解の対象は、子どもの「興味」であり、「実現しようとしている」意図であり、「何を感じているか」という感情であり、いずれも不可視のもの、さらに言えば子どもの内面である。幼児理解とは、具体的に言えば、幼児の「内面」を理解することを意味しているということである。同資料集では「表面に現れた幼児の言葉や言動から、幼児の内面を理解することは、幼児の心を育てることを重視する幼稚園教育にとって欠くことのできないもの」とされている（文部科学省 2019：35）。つまり、幼稚園教育が重視する教育の対象が、幼児の「心」という内面である以上、その教育を促進するためには、幼児の「内面」を理解することが必須となるのである。ここ

でいう「幼児理解」とは、幼児の内面理解に他ならず、幼児の内面とは、幼稚園教育が育てようとしている対象のことである。幼児教育において内面の理解が必須の要素だされるのは、その内面こそが、教育の対象であるからに他ならない。

ただ、当然のことながら、内面それ自体は不可視である。内面は、それが言葉や、幼児の身体というメディア（媒体）に「表現」されたものを介して初めて理解されるものとなる。「幼児の内面」とは、言葉だけではなく、「表情や動きといった身体全体で表現」される「瞬間的なもの」において現れる（文部科学省 2019：35）。それゆえに、「身体全体で幼児に触れ、その思いや気持ちを丁寧に感じ取ろうとする姿勢をもつこと」、つまり内面が、外面に瞬間的に表現される場面を、ぬかりなく「感じ取」る感性、あるいは感受性が保育者には求められることになる（文部科学省 2019：35）。「もともと他人の内面を完全に理解することは難しいこと」なので、「幼児の気持ちを一方的に決め付けたりせずに、『こんな気持ちだろうか』『これは〇〇のためだろうか』などいろいろ考え、幼児の気持ちに少しでも近づいていきたいもの」だと同資料集は述べている（文部科学省 2019：35）。幼児の内面、ここでいう「気持ち」は、推論的解釈の不断の試みの結果として、常に予測的・仮定的に理解されるものなのである。以上に示した通り、幼児理解とは幼児の内面を理解することであり、それは幼児の言葉だけではなく表情や行動から幼児の気持ちを解釈的・予測的に想像すること、外面・表面に、言葉や身体表現という形で可視化された行為・事実から、目には見えない内面を、遡及的に推し量ることを意味しているのである。つまり、幼児理解とは、目に見える幼児の外面（表情・行動・子どもが発した言葉）から、目には見えない幼児の内面（気持ちや興味・関心、行動の意図）を解釈することなのである。幼児の内面（気持ち）が不可視のものである以上、それを完全に理解することは困難だが、それでもそれを理解すること、あるいはより増しな理解を得ようと努めることが望ましいこととして語られており、保育者には、そのような幼児の内面を推し量り続け、より妥当な解釈を探ることが態度として、あるいは倫理として求められることになるのである。

以上に示したような「幼児理解」に関する言及からも明らかであるが、子どもを理解することとは、具体的に言えば、子どもを「観察」することを通じてなされる。保育者は、子どもが何で遊んでいるか、どの子どもと一緒にいるか、どのような表情をしているか、などの子どもの様子から、子どもの今の興味・関心を捉えようとする。つまり、理解の対象は、子どもの興味・関心なのであり、それは、それ自体としては不可視のものである。子どもの内面に潜在的に存在している対象を、外面から推測すること、これが子どもを「理解」することだとされているのである。子ども理解の際、行動や言動など、可視的な外面に注目することが重視されるのは、それが子どもの内面の表れ、いわば表徴だと見なされているからである。子どもの内面と外面を操作的に区分した上で、外面を内面の表徴として位置づけることが、いわば幼稚園教育要領・保育所保育指針等における子ども理解の前提となっているのである。言い方を変えれば、要領・指針等における子ども理解とは、子どもの「心」を「読む」ことなのである。

ところが、本稿が注目しようとする佐伯のいう子どもを「見る」ことの対象は「心」ではない。さらに、子どもを「見る」ということは、「読む」こととは異なる行為である。「見る」ということは、子どもの様子について観察し、子どもが見せる様子の要因を子どもの内面にあるものとして推測したり、解釈することではない。つまり、「見る」ということは、子どもの外面から、内面を遡及的に捉え直そうとすること、あるいは再構成しようとするのではない。つまり、佐伯の「見る」論は、幼稚園教育要領・保育所保育指針等における既存の子ども理解論からはみ出す部分を持っている。佐伯は、子どもを観察する仕方について、「見ている側だけに限定された出来事」として「見る」という行為が捉えられてしまっていることを批判する（佐伯 2014：16）。佐伯にとって子どもを「見る」ことは、「実は、『見られている側』に対し、ある種の働きかけ（見なし）をしていることであり、『見られている側』になんらかの『影響』を及ぼすこと」である（佐伯 2014：16）。佐伯が、子どもを観察し、その原因として子どもの内面を解釈することをなぜ批判しているのか、佐伯のいう「見る」ことはいかなる振る舞いであるのか

について以下で明らかにしていく。

2. 佐伯にとっての子どもを「見る」ことの意味

(1) 「見る」と「見えてくる」こと

『幼児教育へのいざない：円熟した保育者になるために』（増補改訂版、2014年）において、佐伯は「保育で保育者が子どもを『見る』とき、保育者がそれを自覚しようとしまいと、子どもに対してある種の権力（一方的に相手を支配する力）を行使している」と述べている（佐伯 2014：18）。ここでいう権力行使とは、前節において既に述べた通り、「見る」ことそのものが見られる側に何らかの影響を与えることを指す。見られる側に対する見る側からの影響は、保育者が子どもを「見る」行為においても発揮されるという。保育者が子どもを「見る」とき、子どもの「見られない権利」・「見せない権利」を侵害してしまう可能性は否定できないのである。佐伯は子どもを「見る」ことが、子どもの「世界」に対する侵犯的行為になりかねないことを指摘して、次のように警鐘を鳴らす。

子どもには「見られない権利」、「見せない権利」もあることを忘れてはならない。子どもには「隠れ家」が必要である。「誰にも見られない世界」が必要なのである。「他者の目」を一切忘れていい、自分だけの世界が必要である。否、むしろ、すべての人間には、そういう世界が必要で、そういう世界をもつ権利がある。そういう権利を、保育という名の下に侵していいわけがない。

（佐伯 2014：19）

上に挙げた文章を読むと、佐伯は子どもを「見る」ことそのものを批判しているように思われるかもしれない。しかし、彼は「『見る』という行為が、つねに見られている側への配慮のもとで行われていると、ものごとが『向こうから見えてくる』」としており（佐伯 2014：20）、保育者にとって重要なのは「見ようとして見るのではなく、見えてくることを、見逃さないこと」だと述べ、大人と子どもの〈見る／見られる〉という固定的な関係性の捉え方に異議を唱えている（佐伯 2014：20）。つまり、佐伯は、

見られている側への配慮の下で子どもを「見る」べきであり、それによって子どもは「見えてくる」と述べている。「見えてくる」という状態において、大人が見ることの主体であり、子どもはその客体、「見られる」という受身の状態にあるというような、常識的な把握は既に不可能になっている。大人に求められる配慮とは、「見る」という行為が、保育者のイニシアティブによって始められるのではないということ、子どもは「見せる」主体でありうるのであり、その子どもの主体性を受けとめることが「見る」ことの核心にあるということ、十分に自覚していることである。大人の「見よう」とする主体性と、子どもの「見せる」主体性の絡み合う場において、子どもが「向こうから見えてくる」という状態が生起するのである。

子どもを「見る」ことにおいては、「見る側」は、「見られている側」に対して、「自分が必要以上に他人の行動を解釈したり、ラベルを付け」たりする「解釈の落とし穴」に陥るのを避けることが必須となる（佐伯 2014：22f.）。保育者が子どもを「見る」ときには、自分の解釈が誤りを含みうるものとして常に問い直す回路を確保しておき、目の前の事実からわかる範囲で状況を見定めるようにすれば、子どもが見えてくるのである。なぜ、「見る」側としての保育者が、自らの解釈の可謬性に自覚的でなければならないのかといえば、自らの解釈の誤り、あるいは行き過ぎが、子ども自身が「見せる」ことへの妨げとなると同時に、子どもの「見せる」主体性を「見」損なう危険性に、保育者は常に意識的でなければならないからである。

（2）子どもの内面を解釈することの落とし穴：子どもの心を「説明」することの危険性

見る側が見られている側へ配慮すること、つまり、必要以上に他人の行動を解釈したりラベルを付けたりすることを避けるというのが、佐伯のいう、子どもが見えてくるように子どもを「見る」こと的前提であった。逆に言えば、我々は必要以上に他人の行動を解釈してしまっている、と佐伯は指摘しているのである。それはなぜなのであろうか。佐伯は、子どもの行動の不可解さと関連付けて、こう述べている。

子どもの行動はときに不可解である。突然乱暴な振る舞いをしたかと思うと、妙におとなしくなったりする。人なつっこくつきまどってくるかと思うと、さっといなくなってしまう。深刻に悩んでいるのかなと思っていたら、けろっとしていたりする。

そういう子どもの不可解な行動に対し、保育者はなんとか「説明」をつけたくなる。しかも、本人の「心の中」のことを原因とみなす説明をしたがる。「きっとあの子は〇〇と思っているから、ああなのだ」というように。「きっと、あの子は欲求不満なのだ」、「きっと、あの子はさびしがっているのだ」、「きっと、あの子のお母さんがつめたいからだ」などというのもある。

（佐伯 2014：20f.）

我々が他人の行動を（その人の心に原因を見出して）解釈するのは、他人の行動の不可解さを「説明」することで安心したいからであろう。不可解さに戸惑いや不安を覚え、それを「説明」することによって納得し、戸惑いや不安を取り除きたい、と感じるのはあくまで大人の側の動機なのである。しかも、こうした解釈は一度できあがってしまえば、なかなかその枠組みから抜け出ることが難しい。その枠組み、「説明」の仕方からのみ、子どもを捉え続けることになってしまいがちである。そのみならず、そのような解釈は、子どもの行為に対しても制限的に働く。佐伯は「他人を『解釈』することは、他人の行為になんらかの変更や制限を与えること」であり、「場合によっては、人間としての尊厳を傷つけることもありうる⁽¹⁾」としている（佐伯 2014：22）。つまり、このような安易な「説明」による納得は、大人の側の子どもに対するまなごしを限局的なものにするのみならず、そのことによって、子どもの側の行為の可能性に対しても制限的に作用しかねない。この危険性を捉えて佐伯は、「必要以上に他人の行動を解釈したり、ラベル付け」をしたりすることは「解釈の落とし穴」に嵌っているのだと批判している（佐伯 2014：22）。そして、その「説明」「解釈」というラベルは、子どもの「心の中」に貼り付けられるのである。「心の中」に貼り付けられたラベル、つまり保育者の解釈は、それが正しかろうが、

誤っていようが、保育者の子どもに対する「見る」姿勢を損なう。佐伯の「見る」対象が「心の中」ではないのは、子どもの「心」に貼られたラベルは、取り除くことが極めて難しいからだと彼が考えているからではないだろうか。つまり、「心の中」を「解釈」しようとするのは、子どもが「見せる」ものに対する保育者のまなざしを、ひどく曇らせてしまうのである。

以上のように、佐伯にとっての子どもを「見る」ことは、子どもの「心」を読みとり、子どもの行動を解釈することではない。子どもが、自らを「見られたくない」という思いを抱くことの根底には、自分自身の行為の自由や可能性を保持したいという欲求があるのである。見られている側への配慮（子どもの「見られたくない」・「隠したい」という思いを尊重する態度）の下で子どもを「見る」とき、「子どもが『見せたがっている』ことが見えたり、『見せたがっていない』ことが見えたり、『これは、なにか（大事なことが）あるな』と思われることが、目に飛び込んでくる」のである（佐伯 2014：20）。『これは、なにか（大事なことが）あるな』と思われることが見えるというのは、どういうことなのであろうか。子どもが見えるように「見る」場合、我々は一体何を見ていると佐伯は考えているのであろうか。

3. 子どもの「善さ」を「見る」

子どもが見えるように「見る」とき、我々は一体何を見ているのか、という問いに答えるためには、佐伯にとって、子どもを「見る」ことが子どもの「発達」と関連していることを確認しなくてはならない。佐伯にとって子どもを「見る」とは、（子どもを見る側の大人が子どもに対して）「善くなってもらいたい」という願いを込めてまなざしを向けることであり、子どもが子どもなりに「善さ」を追求する姿（「善くなってもらいたい」という願いに応えようとする）を見て取ることである（佐伯 2014：85）。子どもが子どもなりの仕方で「善さ」を追求し、その主体的な努力の結果として、子どもが自らを変容させてゆくことを、佐伯は「発達」と捉える。つまり、子どもが見えるように子どもを「見る」ときに、我々が見ているのは、子どもなりの「善さ」

を追求する姿、子どもが「発達」しようとする姿なのである。

佐伯にとって、子どもの「発達」は、発達を「見る人」と「見られる人」（通常は子ども）の「両者の相互関係として立ち現れるコト」であり（佐伯 2014：84）、『『善くなってほしい』という期待をこめて子どもを『見る』大人と、そのようなまなざしを感じ取りつつ、それを『自分なりに』捉えなおして（時には大人の期待に挑戦しつつ）『応える』ことで、浮かび上がってくる（いわば、相互構成される）こと』だという（佐伯 2014：160）。つまり、「善さ」の追求としての発達は、「善さ」を期待しつつ、「善さ」を子どもの中に見ようとする大人と、それに応じて、自らをより「善い」存在たらしめようとする内発的な努力を行う子どもとの相互作用として現れてくるというのが佐伯の見方である。

大人と子どもとの相互関係として立ち現れる「発達」という佐伯の独特の捉え方は、彼の「文化」の捉え方と関係している。それというのも、大人が子どもに対して向ける、「善くなってほしい」という期待を込めたまなざしは、両者が属している文化的な価値に規定された「善さ」であるからだ。ただし、佐伯が強調するのは、子どもを「見る」場合、我々は既に文化的な価値に依拠して子どもを見ているが、その文化的価値は究極的には未知のものであることである。佐伯はこう述べている。

発達を「見る人」というのは、わたしたち大人である。通常は、親や保育者である。親や保育者は、物理学の実験でもするように、子どもを中立的に「観察」したりはしない。はっきり言って、子どもに「善くなってもらいたい」という願いをもって見ているのである。どうなることが「善くなる」ことかということは、わたしたちの文化における価値観や社会の慣習によってある程度は規定されるだろう。[中略]ここで注意したいことは、「どうなることが善くなることか」については、大人がすべてわかっているわけではないということである。わたしたちは、文化の実践者として、道徳的な価値を問い直し、吟味し、再構成もしており、その営みには、子どもも「参加」しているのである。

子どもの発達を「見る」ということは、そのような営みのなかで、そのような営みとして、子どもを「見る」のである。

(佐伯 2014 : 84f、傍点及び [] 内は引用者)

我々は子どもを「見る」とき、文化的価値に基づいて「善くなってほしい」と願いながら、子どもにまなざしを向ける。しかしながら、ここでの「善さ」は、常に未知のものであり、それゆえに、「見られている側」の子どもと共に「見ている側」の大人が問い直し、再構成してゆくべきものである。それというもの、「善さ」が既知であるとしたとたんに、文化はその生成的・発展的な力を失い、形骸化して衰退してしまう」からである(佐伯 2014 : 86)。

ここで佐伯が言及している「善さ」は、教育哲学者の村井実が『「善さ」の構造』(初出1978年)で展開した議論をベースにしている。村井は同書において、人間が求める「善さ」とは特定の性質と対応する何かではなく(それゆえに、「善さ」の实在が何かを探ることには意味がない)、「善い」と判断する人間の内部の基準、「善い」という判断がなされる構造を明らかにしている(村井 1988 : 293ff.)。佐伯は、村井の同書における「善さ」の探究に対して、「村井氏は『人はすべて善くなろうとしている』と規定しつつ、一方で、『善さ』は『定義できない』ともいう」とまとめ⁽²⁾、これに対して自身の考えを『人は、なってよかった自分になろうとしている』といい、『なってよかった自分』はあらかじめわかっているものではないとする」と整理している(佐伯 2014 : 219)。つまり、「善さ」とは、不可知なものでありながら、そちらの方向へと人間の変容を駆り立てる動機として現れてくるのである。そのうえで、「どちらも[村井・佐伯の両者]、文化の中にすまいながら、『より善い自分』を、他者、社会、文化との出会いを通して、自主的に模索して生きてゆくことに、人間の成長や発達を見る立場である」と佐伯は述べ、村井と自らの共通性を示唆している(佐伯 2014 : 219、[] 内は引用者による)。「善さ」という不可知の動機に突き動かされながら変容し続け、その自らの変容の過程がどのようなものであり、どのようなものになりつつあるかを常に反省的に問い掛ける存在として人間を規定する見方は、村

井と佐伯に共有された考えである。両者において「善さ」は定義不可能であるというのは、「善さとは何か」と「善さ」の实在を問うことを回避する工夫である。村井にとって「善さ」は子どもに内在するものではないが、子どもも含めた人々のあいだで「善い」と判断されるのはどういう構造を持つのかを解明することに力点が置かれている。他方、佐伯にとっては「善さ」は子どもが文化的になる、文化的実践へと参与しようとしている状態を示す言葉である。

佐伯が「善さ」を未知のものだとしている点は、前節において言及した、個人の内面に原因を探って他人の行動の意味を解釈すべきではないと佐伯が批判している点と関連する。行動の意味を探るときは基準、「善さ」が既知のものであれば、解釈は分かれることも、間違ってもないだろう。自らの判断のありようを不断に問い直すためには、その解釈・判断の基準そのものの妥当性に迫ること、つまり、「善さ」とは何か、という問いに向き合う必要がある。子どもを「見る」とき、我々大人は「善くなってほしい」と自らの文化的価値観に即してまなざすが、同時に、自らのまなざしが、期待として含みもつ「善さ」がいかなるものなのかを問い直す必要がある。「善さ」を探求する子どもの姿を既知のものとして捉え、自らの「説明」に納得している限り、子どもは「見え」ない。子どもの中に見ようとする「善さ」とは、子どもがポジティブな方向(佐伯はそれを「文化的価値」という)に向けて変容しようとする、あるいは変容しつつあるベクトルとしか形容できないものであり、そのベクトルは静的な状態ではない以上、安易な「解釈」を受け付けない。子どもの「善さ」とは、そのような運動なのであり、運動である以上未定であり、未達の^{デュナミス}潜勢態である。未知のものとして、わからなさを含んでいるからこそ、我々は子どもを「見る」のである。我々が子どもを「見」たくなるゆえんのもの、子どもの未知性を、佐伯は「善さ」と呼ぶのである。

4. 佐伯の「文化」とは何か

前節までに記した通り、子どもは理解する対象ではなくて「見る」対象であり、子どもなりの「善さ」の追求の結果の変容としての発達を見ようすることが、佐伯にとっての子どもを「見る」ことの意味で

ある。なぜ子どもは理解の対象ではないかと言えば、(我々と同様に) 子どもは時々刻々「善くなるう」としており、「善さ」を追求するがゆえに、常に変容し続けているからであった。2節で述べた、子どもの心のなかに子どもの(不可解な)行動の原因を求めて「説明」し、それに納得する態度、子どもを観察して子どもの内面を解釈し、その解釈を固定化する態度においては、子どもの理解とは、〈内面の状態→外面の作用〉という影響関係を推察するだけの行為にすぎない。そのような態度においては、大人は子どもの変容、「善くなるう」というポジティブな方向への(潜勢的な)動きを見落としてしまう。前節で言及した通り、佐伯がいう子どもの「発達」は、「善くなるう」とする子どもを「善くなってほしい」という願いを込めて見る、相互的な関係性のことである。つまり、子ども(の内面)を「理解」しようとすることは、解釈者の枠組みに子どもを押し込め、子どもの「発達」の相互作用性、あるいは関係性を見失うことなのである。

子どもが「善くなるう」とし、子どもを「見る」人が子どもに「善くなってほしい」と願いを込めてまなざしを向けることの相互関係の下で生じるのが、佐伯のいう子どもの「発達」である。佐伯は、この「発達」(あるいは、「学び」)に関して、次のようなドーナツ図式で捉えている。

佐伯は、『「学ぶ」ということの意味』(1995年)で提示した「学びのドーナツ」を、『共感：育ち合う保育のなかで』(2007年)において「発達のドーナツ」として再度提示している。『「学ぶ」ということ

の意味』で「人はつねに、他者とともに学ぶ存在である」(佐伯 1995:44)ことを図示した「学びのドーナツ」と同様に、「発達のドーナツ」は、「I(自己)が発達していくとき、YOU 的関わりを持ってくれる他者との出会いが不可欠である」ことを表現したものである(佐伯 編 2007:21)。図1の第一界面(IとYOUとが関わる局面のこと)において「I」に関わるYOU 的他者というのは「その人 [=「I」にあたる私]の身になってくれる人、その人のことを親しく思ってくれる人のこと、その人の意図を理解してくれる人で、基本的には母親のように親しく関わって世話をしてくれる人」を指す(佐伯 編 2007:21、[]内は引用者による)。ただし、このYOU との関わりだけでは、人は発達できない。YOU は第一界面でIに関わる一方で、第二界面において「文化的実践の世界」(=THEY)に関わっている。THEY にあたる「文化的実践の世界」(THEY 世界)とは「現実世界で文化の生成と発展に関わっている世界」である(佐伯 編 2007:21)。ここで佐伯が、文化を「実践」を伴うものとして把握していることには注意しておきたい。佐伯によれば、「IはYOUを媒介にして、THEY世界をかいま見るということで発達していく」(佐伯 編 2007:21)。佐伯のいう「発達」(あるいは、学び)は、「YOU」的他者を介して「I」たる私が「文化的実践の世界」(THEY 世界)をかいま見る、つまり、YOUを通して間接的に接することによって成し遂げられていくのである。そして、「文化的実践の世界」へと惹きつけられ、Iがそこに参加したいという意欲を掻き立てられることによって「発達」は進んでいくとされているのである。

それでは、発達の端緒である文化的実践の世界(THEY 世界)を「かいま見る」とは、どういうことなのか。この点について、佐伯は以下のように述べている。

THEY 世界というのは、いわゆる社会・文化的な実践の場であり、それはYOU との関わりを通してかいま見られるということがなければじまならない。その「かいま見られる」というのは、文化の「良さ」への予感であり、YOU への共感から生まれます。[中略] 子どもが社会の文化的

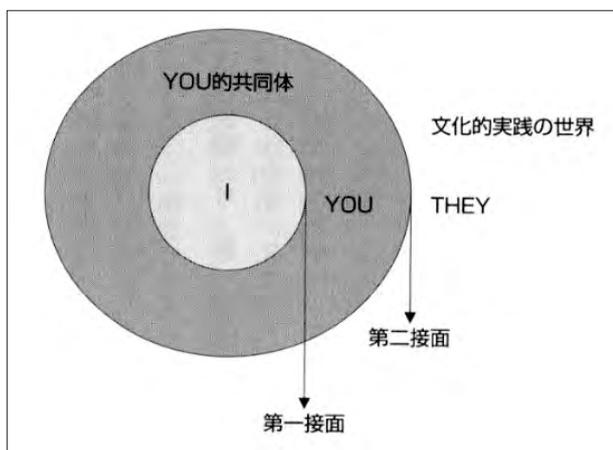


図1 佐伯による「学び」・「発達」のドーナツ

(佐伯 編 2007:21、cf 佐伯 1995:66)

価値に直接触れて、いきなりそれを深く「鑑賞」できるわけではありません。むしろ、「よくわからない」けれども、自分が親しみ尊敬している人が、自分ではつまらないものと思えるようなもの（たとえば古い壺）に感心して「すごいな」といっているのを見ると、自分も「ひょっとして、これすごいのかもしれない」と思い、その「良さ」がわかるようになりたいと願う。

（佐伯 編 2007：23、[] 内は引用者による）

上記の引用からも窺えるが、佐伯のいう「文化」というのは「善きもの」として追求されるものである。佐伯のいう「発達」、すなわち、子どもが「善くならう」とし、子どもを「見る」人が子どもに「善くなってほしい」と願いを込めてまなごしを向けることの相互関係の下で生じる「発達」とは、子どもが「文化」の「善さ」を感知して、それに参加したい、実践的に関わりたいという意欲を掻き立てることによって起こる。子ども（I）に「善くなってほしい」という願いを込めて共感的にまなごしを向ける YOU 的他者を介し、「文化的実践の世界（THEY 世界）」へ接近し、文化的実践（それは同時に社会的実践でもある）への参与の仕方を深めていくことこそが、ここで言われる「発達」なのである。

上に示した、佐伯の発達・学びのドーナツ図式の「文化的実践の世界」で言われる「文化」の背景には、マイケル・トマセロの「文化的学習（cultural learning）」の概念がある。佐伯によれば、トマセロのいう「文化的学習」とは「文化の成員のひとりないしグループが、これまでよりも『よい』もの（文化的産物）をつくり出したり、それらをこれまでよりも『よく』利用する方法を見いだした場合に、その産物の生産・利用の技能が、急速に同世代間、さらには次世代に伝播されるということと、ひとたびそのように広がると、もはやもとへは戻らないという、人間社会に特有の、文化的実践を生み出す学習をさす」とされる（佐伯 1995：86f.）。つまり、佐伯が論拠とするトマセロにおいて「文化」は善きものなのであり、それは世代を超えて、社会に共有される実践的形態を持つ営みなのである。他者との間で、社会的・共同実践として展開される文化は、他者と共に「善さ」を共有しようとする、人間

の特質に由来するものであるという見解を、佐伯はトマセロから抽出する。佐伯は、トマセロが「類人猿からヒトになったのは、ヒトが『文化』を創り出したことによる」とし、その『文化を創り出す』ことができるようになったのは、ヒトが他者の意図を理解し、さらにその意図を他者と共有するようになったことによる」と述べているとし（佐伯 編 2007：12）、他者の意図を共有することから文化の創出がなされたとするトマセロの考えと、文化的実践世界への参入を YOU 的他者との共感的な関わりに見いだす佐伯自身の考えとの共通性を指摘している（佐伯 編 2007：17）。

佐伯がいう「善さ」の論拠となっている、村井実は前出の『「善さ」の構造』において、「善さ」を追求する人間の特性について記した箇所で人間がつくった「文化」が「善き」ものであるのは、「善さ」の共有の結果として、文化が創出されるからであると述べている。すなわち、「人間は、[中略]『善さ』というものにあこがれ、それをどこまでも追求して生きるという特性を持たざるをえないのであり、他方では、その『善さ』を日常生活の中でふだんに決定しながら、その決定の行動を通して、『善い』とされえたもの——「善いもの」——、つまり共通の行動様式や生活習慣、学問、芸術などの文化を作り出していく特性をもつに至っていると考えられる」（村井 1988：310）。ここで村井は、「善い」と人間が判断する機制について、「相互性」（自分だけではなく他者にも当てはまるかどうか）・「無矛盾性」（論理的な一貫性が担保されているかどうか）・「効用性」（最大限の効用を生むものであるかどうか）・「美」（「相互性」・「無矛盾性」・「効用性」の三つがすべて充たされているかどうか）の四つの基準を頂点とする「三角錐の形をとる立体的な構造モデル」を提示している（村井 1988：312ff.）。そして、「善さ」を追求する人間が作り出した「文化」について、村井は、上記の基準に照らして「善い」と判断されたものが積み重なり、出来上がったものだとしている。

村井の言う「善さ」の構造の四つの要素は、他者との共同的文化を構築するうえでも必須のものであろう。例えば、村井の「善さ」の判断基準の四つの頂点の一つである「相互性」の要求とは、「どういう対象についてであれ、私たちがその対象と私自身

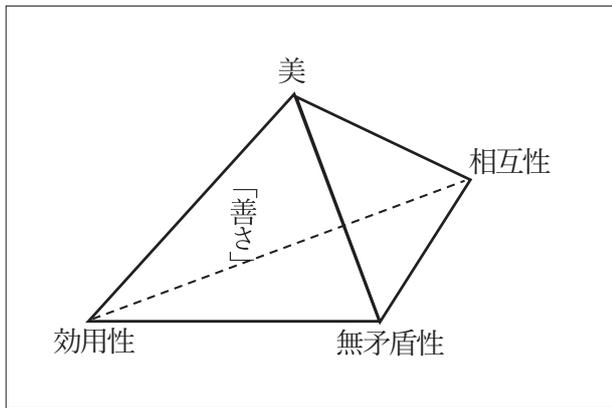


図2 村井の「善さ」の三角錐
(村井 1988：316を元に引用者が作成)

との関係だけでなく、同時にその対象と他者との関係を考慮しないではおれない」ことを要求するものであるが、「Xは善い」という判断をする場合、それは私だけではなく、AさんにとってもBさんにとっても「Xは善い」という判断が成り立つものでなければならない、ということの意味している。つまり、「善い」という判断そのものが成立することのなかに、既に（「Xは善い」と判断するような文化を共有した）自分以外の誰かがいなければならないのである。文化的価値が「善い」とされるのは、「善さ」の構造のうち、この「相互性」の要求と関連しているように思われる（「文化」が有する、他者との共同性、社会性を損なわないためには、「無矛盾性」（理解可能なものであるか）、「効用性」（役に立つものであるか、無益なものでないか）が重要であることは論ずるまでもないだろう）。つまり、文化的価値の「善さ」が、「相互」的なもの、他者と共有可能なものとされるのは、佐伯が村井から継承した前提なのである。

以上に記したように、トマセロと村井に共通しているのは、「文化」は、「善さ」を追求する人間が共同的に形成したものであり、それゆえに「善い」と人間同士が判断しあえるものだという点である。そして、共同的な「善さ」の追求としての文化的実践という概念を、佐伯はこの両者から触発されつつ構築したのである。佐伯によれば、「善くなるよう」とする子ども（I）は、「善くなってほしい」という願いを込めて子どもを「見る」人（YOU：共感的他者）を介することで、「善くなるよう」としてきた人々の積み重なりである文化的実践の世界（THEY）へと

徐々に参入していく。文化的実践の世界（THEY）に参入することが「善くなる」ことであるのは、「善さ」を追求した人々によってつくられているものが「文化」であり、それを自らのものとして獲得していく過程だからである。つまり、佐伯のいう「発達」とは、「善さ」の集積ともいえる「文化」に即しながら子どもが「善くなるよう」とすることであり、それは「善くなってほしい」と願いながら子どもを「見る」共感的他者（YOU）を媒介にして、「文化」として積み上げられてきた、先人を含む他者の共同的な実践の営み（「善さ」の追求）をわかっていくことである。それゆえ、子どもを「見る」ことは、子どもが「善くなるよう」とすることと子どもに「善くなってほしい」と願うこととをつなげるのであり、文化として積み上げられた「善さ」を念頭に置きながらも、子ども自身の「善さ」の追求に寄り添うことなのである。子どもを「見る」ことは、子どもの中に潜む「文化」への強烈なドライブを感知しようとする、大人の願いでもあり、祈りのごとき営みと言えるのかもしれない。

注

(1) 佐伯は『子どもを「人間としてみる」ということ』所収の対談において、子どもの人間としての尊厳を守ることに関して言及している。子どもの言動を受け取り手が勝手に解釈するのではなく、一人の人間の訴えとして真摯に受け止めるべきだということを次のように述べている。

だから、子どもがね、怒っているとかね、泣いているっていうときに、それを、「痛いから泣いている」とかね、「誰かにやられたから怒っている」とか、言うんじゃないくて、何か、こう、人間としての訴え。なんか、本当に、人間として、こう、たとえば、ずるいことだとか、不公平なこととか、正義に反することに本気で子どもは怒りますよ。で、そういうことを、子どもは泣いていたり、怒ったりして訴えているわけだけど、それは、本当に人間としての訴えだと思って聞いてあげることがね、非常に大事だということを言いたいんです。

(子どもと保育総合研究所 編 2013：30)

(2) 本文で後述するような村井の「善さ」の構造（「善さ」の三角錐）について文献において佐伯が言及している箇所は管見の限りないようである。ただし、佐伯による村井への言及を見る限りでは、佐伯は村井の「善さ」の構造の特に「相互性」を頂点においた見方をしているように思う。村井の言う「相互性」とは、後に本文で詳述するが、「Xは

善い」という判断が一個人にとどまらないこと、他者にとっても「Xは善い」と判断されることである。佐伯は、この相互性を、自身のドーナツ図式における「文化」が「善きもの」となる論拠としているようである。

文献

- 阿部学 (2012) 「「学びのドーナツ論」は実践に活かされたか：理論と実践との乖離に関する一考察」千葉大学教育学部授業実践開発研究室『授業実践開発研究』第5巻、43-51頁。
- 子ども保育総合研究所編 (2013) 『子どもを「人間としてみる」ということ』ミネルヴァ書房。
- 佐伯胖 (1995) 『「学ぶ」ということの意味』岩波書店。
- 編著 (2007) 『共感：育ち合う保育のなかで』ミネルヴァ書房。
- (2014) 『幼児教育へのいざない：円熟した保育者になるために』(増補改訂版)、東京大学出版会。
- 白石昌子 (2015) 「幼児の和太鼓へのかかわり方に関する一考察：佐伯胖の「ドーナツ論」を手がかりに」『福島大

- 学総合教育研究センター紀要』第19巻、65-74頁。
- 須永美紀 (2013) 「人との相互的関わりと子どもの発達」新保育士養成講座編纂委員会編『保育の心理学』(新保育士養成講座、第6巻改訂1版)、全国社会福祉協議会。
- トマセロ (2006) 『心とことばの起源を探る：文化と認知』(シリーズ認知と文化4)、大堀壽夫・中澤恒子・西村義樹・本多啓訳、勁草書房。
- 村井実 (1988) 『ソクラテスの思想と教育・「善さ」の構造』(村井実著作集3)、小学館。
- 文部科学省 (2018) 『幼稚園教育要領解説』(平成30年3月)、フレーベル館。
- (2019) 『幼児理解に基づいた評価』(平成31年3月)、チャイルド本社。
- ロゴフ (2006) 『文化的営みとしての発達：個人、世代、コミュニティ』當眞千賀子訳、新曜社。

受付日：2020年3月10日

受理日：2020年5月23日

職業教育現場における学生の学習スキル向上支援の取組み

— 「学習スキル講座」を効果的に用いて—

黒木 豊域¹⁾ 中島 たまみ¹⁾ 松永 繁²⁾

¹⁾ 日本福祉教育専門学校

²⁾ 新潟医療福祉大学

How to give an effective support for students who are in need of obtaining basic study skills at vocational schools by providing study skill trainings

Kurogi Toyoki¹⁾ Nakajima Tamami¹⁾ Matsunaga Shigeru²⁾

¹⁾ Japan Welfare Education College

²⁾ Niigata University of Health and Welfare

Abstract : A 2012 study conducted by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology has pointed out that “slow academic performance” is one of the main reasons for university dropouts. The needs for First Year Experience at universities and vocational schools have become well recognized, and it has become widely established in Japan. Although schools of vocational education for welfare also provide First Year Experience for students’ vocational education and motivation, their early school days may be going by without satisfying students’ need for obtaining study skills. In this paper, it is verified that supports for study skill acquisition for students who have not acquired basic study skills leads to improvement of learning motivation. We will report the results of the study skill course which we held, based on the understanding of the fact that the study skills are not something that can be acquired simply by taking a course, but that supports are essential.

Key Words : First Year Experience, study skills, diversity, recurrent education, strength approach, empowerment

要旨 : 文部科学省の2012(平成24)年度の調査で、「学業不振」が大学の退学理由の主な要因の一つとなっていることが指摘されている。多様な学生が入学する大学や専門学校では初年次教育の実践が求められており、わが国において広く定着されるようになった。また福祉の職業教育現場においても職業人教育やモチベーションの維持・向上のための初年次教育が行われているが、学習スキル習得の支援を必要とする学生のニーズが必ずしも満たされないまま学校生活が進んでいくことが示唆される。本稿では学習スキル未修得学生を対象に学習スキル習得の支援を行うことで学習意欲の向上に繋がることを検証する。スキルの習得は、単に講習を受けることで身に付くものではなく、身に付くまでの支援が肝要であることを踏まえ学習スキル講座を開催した結果を報告する。

キーワード : 初年次教育、学習スキル、多様性、リカレント教育、ストレングスアプローチ、エンパワメント

1. 研究背景と先行研究

初年次教育の先進国であるアメリカの大学では、高等教育を学ぶにはそれなりの学習スキルが必要であるという認識がある。アメリカの大学では、リカレント教育を含め幅広い年齢層の学生や、文化、社会的困難、言語の異なる学生が学んでいる。入学にあたっては外部の試験団体の結果（ACT、SATなど）を用いて一定レベルの学力を確保するスクリーニングが行われるものの、このように多様性が存在する大学の中で、必ずしも全ての学生が大学の勉強についていくために十分な学習スキルを持ち合わせているわけではない。したがって入学した学生が大学で必要な学習スキルやアカデミックスキルを習得できるよう、1970年後半から1980年代前半にかけて、多くのアメリカの高等教育機関で初年次教育（First Year Experience）が導入されてきた。¹⁾ 現在においては、初年次教育の受講は4年制大学の52%において必須科目として扱われており、²⁾ 87%が卒業単位として認められている。³⁾ また、U.S.Newsは初年次教育が優れている学校を検索できるようランキング付けしたサイトを提供しており、初年次教育の優劣は入学希望者にとって大学選びの有益な判断材料の情報となっていることが読取れる。⁴⁾

日本においても初年次教育の必要性が認知されてきており、2000年代以降急速に私立高等教育機関や国公立大学で導入されてきた。2007年には国私立大学における初年次教育の普及率は97%近くに上っており、山田はその背景に多様な学生が私立大学を中心に入学してきていることを指摘している。⁵⁾

しかし一方で、文部科学省の報道発表「学生の中途退学や休学等の状況について」によれば、2012（平成24）年度の調査で日本の公私大学で中途退学の主な要因の一つに「学業不振」（14.5%）があげられており、「高校と大学における教育のギャップに学生が対応できていない可能性」が示唆されている。⁶⁾ 「学業不振」が中途退学の理由として、経済的理由および転学に次いで3番目に上げられているということは、初年次教育が一定の学生のニーズを満たしていない可能性があるといわざるを得ない。

先行研究に拠れば、日本の大学や高等教育では、「学習スキル」とはアカデミックスキルと同義語と

して使用されている傾向があり、一般的に学習スキルとはアカデミックスキルのことを指す場合が多い。よって、本稿では、学習スキルとアカデミックスキルについて以下のように整理した。

学習スキル：予習、復習、および授業の受け方、ノートのとり方、資料のファイルの仕方など、通常の授業を受けるに伴う基本的スキル

アカデミック・スキル：レポートや論文の書き方、文献の探し方に必要なスキル、及びPCソフトに関するスキル

社会福祉士及び介護福祉士養成教育を行うA専門学校においても、学習方法が十分に獲得できておらず、学習が進まないことで学習意欲が低くなってしまっている学生の存在が察せられた。それらの学生の中には、筆記用具を持たずに学校に登校する学生や、居眠りを続ける学生、ノートを取らずおしゃべりをしている学生、試験勉強をせずに定期試験を受ける学生などがいて、一見すると学習態度の問題のようにとれ、「しかる」「励ます」「目標設定をする」などが主な関わり方となっていた。しかし、いずれも学生のモチベーション向上には困難が生じ、目に見える変化に乏しい状況であった。

しかし、検討を進める中で、定期試験の結果は学生の「やる気」の問題ではなく、学習スキルの問題であると示唆される事例がいくつか確認できた。例えば、テスト前に勉強をしようにも資料が管理できていないために勉強が出来ず、結果、放棄するという事例が見られた。また、穴あけパンチを一度も使ったことが無いために使い方を知らず、ファイルに保管できないという状況も見えてきた。

2. 研究目的

学習スキルの獲得の支援が学力の向上、モチベーションの向上へとつながるとの仮説を立て、支援を行った実践事例の考察を行う。

3. 研究方法

(1) 方法

仮説に基づいたプログラムによる実証講座の開催を含む一連の支援の実施。

① 保護者との三者面談

- ② 学習スキル講座
- ③ 講座後の定期的なフォローアップ
- ④ 5回の科目補講

(2) 対象者

A 専門学校に在籍している学生を対象とした。対象者の選定は以下の通りである。

- ① 対象科目で合格水準に届かなかった者、6名
- ② その他、病気や傷害で出席不足となり補講終了した者、2名

以上合計8名が講座の対象となった。

(3) 期間

2019年10月15日～2020年1月14日

(4) 分析方法

学生の話や態度の観察等による質的分析を採用し、学生の学習への取組み行動と意識の比較を行った。

(5) 倫理的配慮

A 専門学校校長に趣旨や方法、学生への倫理的配慮について説明し、了承をもらった。また、対象学生に対しても、事例報告として学術誌、学会等で発表すること、対象者が特定されないこと、いつでも協力の撤回ができること、それにより不利益が被らないことを説明した。

実施や分析については日本社会福祉学会倫理規定に沿って行った。

4. 学習スキルの獲得の支援

(1) 保護者との三者面談

学生と保護者には、学習スキル講座の目的を説明し理解と協力の承諾を得て実践が開始された。

(2) 学習スキル講座：内容と目標

高等教育で必要な学習スキルは、文献や資料の探し方やレポートの書き方、発表の仕方など多岐にわたるが、今回は「初級講座」という位置づけで、テストで高得点を狙うための基本的な技術の取得を目指し、次のような目標を掲げた。

- 専門学校・大学での学習の特徴を知り、各授業

の対策を立てることができる。

- テキストの読み方のコツが身につく。
- ノートを活用できる。
- テストに向けた効果的な記憶法が身につく。
- 配布資料のファイリングの習慣が身につく。

その内容を次のような構成で全3回の講座を企画した。

第1回

- 高等教育の授業の特徴への理解
- シラバスの利用方法
- 予習の仕方

第2回

- 授業の受けかた
テキストの読み方
ノートのとり方
- 配布プリントの保管の仕方

第3回

- 復習の仕方
マークの仕方
記憶の定着
- テストの準備

(3) 定期的なフォローアップの実施

この講座では学習効果を高めるためのポイントを学び、実際の授業の中で実践することを通じて身につけることが強調された。そのため講座自体は3コマで構成されたが、訓練時間は約3ヶ月を用いた。学習スキル講座の3週間が終了すると、図1のようなチェックリストを配布し、2ヶ月間に渡り学生が習得すべきスキルを用いているかどうかを確認するため学生に報告を義務付けた。

また、スキルを身につけるために、フォローアップは段階的におこなった。講座終了後の2週間は毎日報告させ、次の2週間は週3日を報告日とした。更に、その後の1ヶ月は週1回の報告を求めた。

また、報告のたび教員が押印することで報告の確認とした。(図2)

このフォローアップにおいて、重要視したところは「学生が取り組んでいる」という事実である。学習スキル習得前の学生にとっては、ストレスを感じる取り組みであり、忍耐を要することでもあった。したがって学生が自分の変化や成長を楽しむことが支援



図1 チェックリスト



図2 フォローアップ・シート

につながると考え、ソーシャルワークのストレングス・アプローチに拠り、エンパワメントを行ってきた。たとえば、ノートの中に見られる小さな工夫があると、そこを評価して学習スキルを実践できていることを両者で認め、変化と成長を一緒に確かめることでエンパワメントの機会とした。また、たびたび習得には忍耐が必要であることを口頭でも伝え、引き続きチャレンジするように励ました。

(4) 補講の実施

支援対象の学生に対し全5回の補講を行った。これは、科目の理解を深めるための補習であったが、実際に学習スキルをどのように用いるかの実施訓練を兼ねていた。

補講では、授業内で実際にテキストを用いて予習することからはじめ、授業を展開し、その後小テストとその振返りを行った。

(5) 講座の終了

全ての対象学生に対し、チェックリストを用いてこれまでの取り組みの評価を行った。学生と面談を行い、何ができるようになり、何についてもっと努力が必要かを本人の視点から振返った。そして最後に講座の修了証(図3)を手渡し、達成できたことを祝った。一つのことを熱心にやり遂げたことを形として残しておくことで、学生の更なる成長へのモチベーションとする目的である。



図3 コース修了証

5. 結果

(1) 学習スキル講座の出席とフォローアップの達成

学習スキル講座は、対象すべての学生が出席した。しかし、フォローアップ期間に1名が経済的理由で退学したため、残りの7名がフォローアップを終了し、修了証書を受け取った。

(2) 学生の変化

対象学生には学習スキルと行動に以下の項目において次のような変化が見られた。

(a) ファイリング

受講前は、授業で配布された資料などを、乱雑にバッグやロッカーに入れていた。そのため、紛失や課題の未提出などが目立っていた。

受講後は、科目ごと、回数ごとにファイルするようになり、中には毎日重いファイルノートやケースを持参する学生もでてきた。登校時の学生のバッグが小さなポシェットサイズのものからA4サイズファイルが入る大きめバックへと変わっていった。

(b) ノートの工夫

受講前は、配布資料にメモをせず、科目ごとのノートも準備していない等の状況があった。

受講後は、「学習スキル」の資料に沿って、「まねる」ことから始め、ノートを取り始めた。当初は、授業を受けていても空白が目立ち、大きく単語が殴り書きされている状態だった。次第に、マーカーなどを活用したり、色分けしたり、イラストや図などを書き入れたりなど、学生個々で創意工夫がみられるようになった。

(c) 授業態度

受講前は、授業中に「居眠り、私語、スマホいじりなど」がよくみられ、授業に集中していない、授業を受ける状態ではなかった。

受講後は、上記のような授業態度は徐々に減り、ノートや資料に書き込む様子がみられるようになった。

ある学生が『授業中は（ノートをとったり、聞いたり、意見を言ったりするので）、忙しい（ことがわかってきた）』と話してくれた。彼らの授業に対する姿勢の変化を表すものだと見える。

(d) 学習準備（予習・復習）

受講前は、教材や筆記具を忘れて、課題の未提出が少なくない状況がみられた。また、小テストの結果や授業内容を反芻しながら進めていく際に、「わからない」「覚えられない」と話していた。このような状況から予習・復習の必要性の認識は非常に希薄であったと思われる。

受講後は教材や筆記具（マーカーなどが加えられて）を準備し、受講するようになった。しかし、学生からの聞き取りによって、受講後も予習・復習という点については、「必要性はわかったけれど、行動が伴わない」状態であることがわかった。習慣化していくためには、更に時間とフォローアップが必要であると認識させられた。

(e) 心理面（意欲など）

講習前は、無表情、うつむいているなどの様子から、講習中から徐々に笑顔がみられたり、目を合わせて自ら発言する様子がみられるようになった。

受講後は、ゆとりある表情もでてきて授業に対する印象にも変化がみられた。

「今までは、『試験勉強』をしなくては行けないと

表1 受講前と受講後の学生の比較

	受講前	受講後
ファイリング	<ul style="list-style-type: none"> 資料、乱雑にバッグやロッカーに入れていた 紛失や課題の未提出などがあった 	<ul style="list-style-type: none"> 科目ごと、回数ごとにファイル 毎日ファイルノートやケースを持参 登校時のバッグが小さいものからA4サイズファイルが入る大きさに変化
ノートの工夫	<ul style="list-style-type: none"> 資料にメモをしない 科目ごとのノートを準備していない 	<ul style="list-style-type: none"> ノートを取り始めた マーカーなどを活用 イラストや図などの工夫
授業態度	<ul style="list-style-type: none"> 居眠り、私語、スマホいじり 授業に集中していない 	<ul style="list-style-type: none"> 居眠り、私語、スマホいじりの減少 ノートや資料に書き込む様子 「授業が忙しくなった」
学習準備	<ul style="list-style-type: none"> 教材や筆記具を忘れ 課題の未提出 	<ul style="list-style-type: none"> 「必要性はわかったけれど、行動が伴わない」状態
心理面	<ul style="list-style-type: none"> 無表情 うつぶせ 	<ul style="list-style-type: none"> ゆとりある表情へ変化 目を合わせた発言 授業に対する印象に変化 「試験勉強」に取りかかりやすくなった 授業中の単語が分かるようになった

思っている、何から、どのようにやればいいのかわからなかった。今は、(ノートがある、科目ごとに資料もファイルしているから) すぐに始められる」

「(授業や演習などで) 教員やクラスメートが言っていることがわかるようになってきた。」

など、楽しそうに話してくれる言葉に、成長の喜びや授業への意欲がうかがえた。

6. 考察

今回の取組みを通じて、学生に対し授業を教える以前に高等教育成就に必要な学習スキルを身につけさせる重要性が確認された。しかし、今回の研究では本稿で述べられた学生の変化が実際にどれほど学力とモチベーションの向上に繋がったのかは明確に示すことはできなかった。また、それらの変化は①今後も維持できるのか、②具体的な成績の向上に繋がるのかについても研究が至っておらず、今後の重要な課題となっている。

今回の学習スキル講座を含む一連の支援で効果が生じた理由として、①開催のタイミング、②保護者を含めた3者間で講座の意義の共有、③フォローアップ、④学科の体制などが重なり功を奏したと考えている。単にスキルについて講義するだけではスキル習得ができるわけではなく、一貫した支援が必要である。特にフォローアップでは、一人一人を対

象に面談を繰り返すため、一教員のみではなく学科全体として取組んでいける枠組み作りや、情報・状況共有の工夫が不可欠な要素であると考えられる。

参考文献

- 1) 山田礼子 (2009) 「大学における初年次教育の展開 — アメリカと日本」『*Journal of Quality Education*』第巻2、pp. 157-174。
- 2) D. G. & H. J. M. Young (2014) “2012-2013 National survey of first-year seminars: Exploring high-impact practices in the first college year,” *Research report*, 第4 (USA)。
- 3) B. O. & F. P. P. Barefoot (1992) “The 1991 national survey of freshman seminar programming: Helping first-year college students climb the academic ladder,” *Monograph*, 第10 (USA)。
- 4) U.S. News (随時更新) “First-Year Experiences,” (USA) <<https://www.usnews.com/best-colleges/rankings/first-year-experience-programs>> (アクセス日: 2020年5月10日)。
- 5) 山田礼子 (2005) 『一年次(導入)教育の日米比較』東信堂。
- 6) 文部科学省 (2014) 『学生の中途退学や休学等の状況について(報道発表)2014年9月25日』<https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/_icsFiles/afieldfile/2014/10/08/1352425_01.pdf> (アクセス日: 2020年5月10日)。
- 7) 石倉健二、他 (2008) 「ユニバーサル段階の大学における初年次教育の現状と課題」『*長崎国際大学論叢*』pp. 167-177。

受付日: 2020年5月10日

デンマークの職業教育改革から何を学ぶのか

中 島 広 明

敬心学園 職業教育研究開発センター客員研究員
NPO 法人みずきの会 非常勤職員
ヒューマンライフケア 非常勤講師

What do we learn from VET in Denmark?

Nakajima Hiroaki

Vocational education center of research and development
A part-time staff in mizuki-no-kai of NPO
A part-time lecturer of Human-life-care

抄録：デンマークの職業教育において、早期離学（ドロップアウト）が社会問題となっている。そのため2015年に職業教育改革が行われた。なぜ、デンマークの職業教育で早期離学問題が起きているのか。そして、デンマークではどのようにして、早期離学問題に対処しようとしているのか。

デンマークの教育や教育改革の概説をしたうえで、日本の高校、大学等へのアクセスを対比させて検討し、わたしたちがデンマークの職業教育改革から何を学ぶことができるのかを議論したい。

キーワード：デンマーク、職業教育、早期離学、ドロップアウト

1. はじめに

Education for everyone 「すべての人のために教育を」（拙訳）というのはデンマークの教育政策の標語である。「すべての人のために教育を」と言われたとき、読者諸氏はどのように思うだろうか。

筆者は感銘を受けた。なぜならば筆者も教育を断念しそうになったことが何度か、あるからである。筆者が中途退学（ドロップアウト）しそうになった原因としてもっとも大きかったのは、筆者の両親の死であった。大学の学部生のころのことである。が、しかし、理解ある兄や親戚、そして大学の先生方の経済面、心理面での支援のおかげで大学院修士課程まで修了させていただくことができた。博士課程への進学までは叶わなかったのだが。

筆者自身が教育を受けることを望み、そして叶え

られたからこそ、教育を受けたいのにもかかわらずになんらかの事情で教育を受けることができない、すなわち進学することができなかつたり、中途退学を余儀なくされたりする生徒や学生に対して「思い入れ」をしてしまうことが多々、ある。

進学の断念や、中途退学する生徒・学生への「思い入れ」を持ってしまう筆者にとり、たまたま偶然に出会った Susanne (2018) の英語の資料は驚愕であった。デンマークの職業訓練校の、18～24歳の学生の早期離学が社会問題化していると言うのだ。特に「脆弱な」学生の間では、その割合は50%を超えていると言う。

今のデンマークの職業教育では一体何が起きているのか。

そもそもデンマークの職業教育とはどのようなものなのか。

そこで、デンマークの職業教育について調べ、そして現代日本の職業教育と対比させることで、なにがしかの提言をさせていただきたいと考えて本稿を執筆することとなった。

精巧な議論とは程遠いものであるが、ご寛恕されたい。

本稿はまず、2. 方法を述べ、3. デンマークの職業教育、4. 日本の職業教育、5. デンマークと日本の比較、6. 日本への提言、7. 終わりにから成る。

2. 方法

本研究は文献レビュー法を採った。デンマークの職業教育についての書籍や論文を精読し、その主要な論点を提示していく。

3. デンマークの職業教育

(1) 国民学校

デンマークの義務教育は、0～9年生までの10年間の国民学校である。必要に応じて10年生まで義務教育を延長することもできる。日本で言えば、小中一貫校に該当する。この10～11年間はもちろんのこと、職業訓練校、大学ともに学費は無料である。国民学校の卒業後、高等専門教育機関に進学するか、あるいは職業訓練校 (Vocational Education and

Training: VET 以下、VET) に進学するかを本人が決定することができる (図1 参照)。

日本のようなペーパー試験ではなく、国民学校時代の成績の方が重要であった。しかし、読解力と数学という基礎学力が十分に高いとは言えないことから、10年ほどをかけて卒業試験や評価を導入するようになってきている (谷 2016)。また、日本とは異なり、例えば自動車整備工等の時間給は約300クローネ (日本円換算で約4,500円) と高く、学校で専攻した職業に就くことが一般的である。むしろ資格社会のため、学校で取得した資格がないと職に就けないのである。

(2) 職業教育

デンマークには300以上の専門分野と106の職業教育プログラムが存在する (Susanne 2018)。しかし、デンマークにおいてせっかく VET に進学しても、早期離学 (ドロップアウト) してしまう学生の割合が44%と非常に高い (同上)。その背景として、アルコールや薬物等の嗜癖問題を抱えている家族の下で育った学生はその学習環境も、そして彼ら/彼女ら自身も脆弱で (vulnerable) あるということがあがる。彼ら/彼女らの親の教育は非常に重要な指標であるのだが、身体的あるいは心理的な問題のある学生もまた早期離学の高リスクが高い。また、家族がデンマーク人であるか否かということも早期離学の問題と関連しているのである。早期離学してしまう若

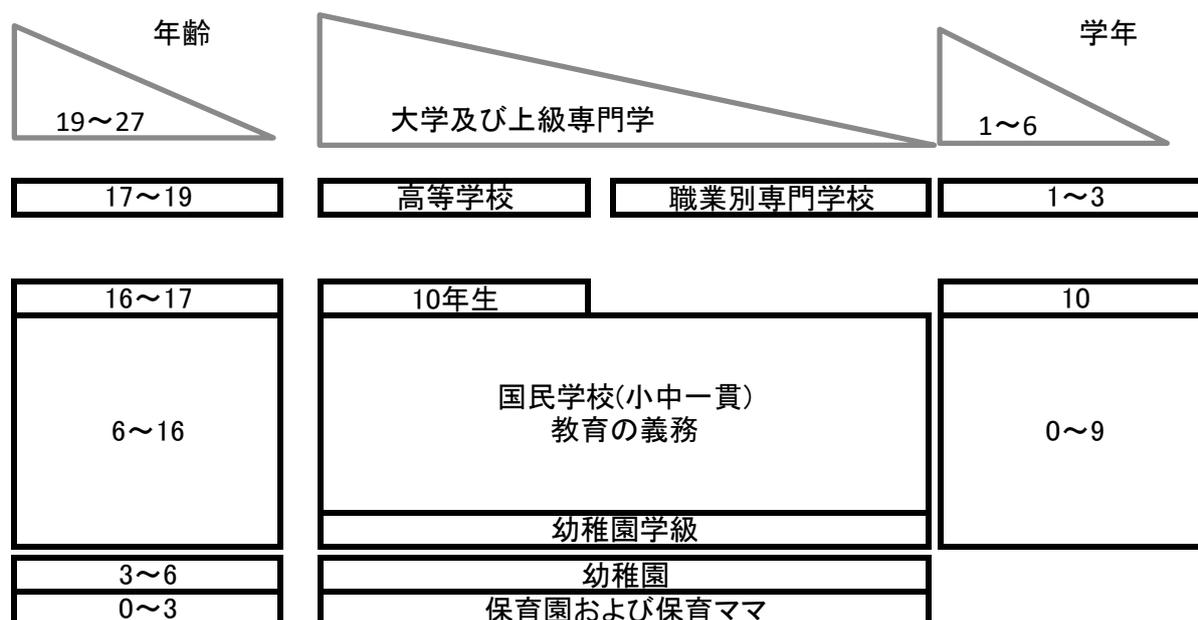


図1. デンマークの教育制度 出典 錢本 (2013)

者がデンマークでは多いため、およそ150,000人の工場労働者の需要があり、2025年には30,000人の熟練工が必要になると言われているにもかかわらず、「第三世界」に外注せざるを得ないという状況に陥っている（同上）。

参考までに、柿内（2019）よりデンマークの早期離学率の表のみを抜粋する。網掛け部分は2016年と比較して、増加している部分を示している。

そして、VETを卒業した学生は、「有資格者」「即戦力」として、ソーシャルヘルスケア（医療・看護・介護）、農業、航空、ビジネスなどの領域で働くことができるのである。

しかしながら、VETは「残り物」という意識がデンマーク国民の間には未だに存在している。そのため、VET教育に携わっているものたちは、どのようにして学生にとって「魅力的な」学校にするかということに腐心しているのである。

デンマークでは高度な資格社会のため、無資格者では採用してくれる企業は非常に少ない。VET校の学生の早期離学はそのまま、社会的排除につながってしまう恐れがあるのだ。早期離学は、「個人主義」がデンマークでも認められるようになってきており、「個人主義」が忍耐力のなさにも繋がっていると、Susanne（2018）は指摘している。

「個人主義」は、若者間で広まってきている（錢本 2013）。ここでいう「個人主義」とは決して良い意味ではなく、「忍耐力がない」「辛抱強くない」「諦めが早い」等といった負の意味で遣われている。日本でも同様な傾向があるように思うのだが、第二次世界大戦を生き抜いてきた戦中、戦後（直後）の世代は忍耐強いのに対し、特に若年者の間では早期離学することも本人の自由といった「個人主義」が広がってきているという意味である。現代のデンマークと日本において、類似している状況にあるように考えられるのだが、いかがだろうか。

（3）社会問題

デンマークでは嗜癖問題が日本よりもはるかに深刻である。水よりもビールの方が安価であったり、あるいは10数年前まではビールを飲みながら労働することが当然であったりという歴史的経緯もあり、そのうえ、「自己決定」が法律でも明確に規定されていることからアルコール摂取や薬物乱用も「自己決定」による「自己責任」という社会的風潮があり、デンマークではアルコールや薬物への依存の問題は根が深く、一筋縄にはいかない社会的な挑戦なのである（宮下ら 2005）。

実際、デンマークでは薬物依存問題が非常に重度なものであるため、薬物依存の治療のためにヘロインやコカインを給付するケースまで存在している（千葉 2011）。

（4）教育改革

そこでデンマークではEUの流れも受けて、2015年に教育改革を実施した。2015年の教育改革の背景には「労働力不足」（谷 2016）という問題がある。「簡潔に言えば、デンマークでも少子高齢化により労働力人口が不足することが懸念されていて、労働力の数を確保し、新しい技術を身につけさせるなど、質を引き上げることが課題となっている」（同上 59頁）。そして、2015年の教育改革の主要ポイントは「授業時間数の大幅な増加による基礎学力の充実」（同上）であり、例えば教員の資質の向上であったり、カウンセラーの配置であったり、あるいはソーシャルパートナー（日本で言えば、労使）との連携であったりを挙げることができる（Susanne 2018）。

（5）教員の資質の担保

デンマークの高等教育は単位性というよりもポイント制（以下 ECTS）なのだが、教員もこのECTSのポイントを取得してレベルアップを図らなければならないこと、カウンセラーは上記のような脆弱な家庭環境にある学生たちをフォローアップしていく

表1. 2009-2017年の早期離学率

(%)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
デンマーク	11.3	11	9.6	9.1	8	7.8	7.8	7.2	8.8

Early leavers from education and training by sex and labour status [adat_lfse_14]

出典 Eurostat より抜粋

こと、そしてソーシャルパートナーは学校と連携し、学生から見れば学校での座学→企業実習→学校での座学というように学校の授業と企業実習の間を互換的に行き来できるような仕組みとなっている。すなわち、デュアル・システムを採用しているのである。ちなみにこの企業実習時には、実習生を受け入れた企業にも経済的な償還が認められているだけでなく、学生にも「見習い給」としての時給が発生する（ケンジ 2010）。

4. 日本の職業教育

(1) 知識偏重教育

日本の教育の最大の特徴は、少子化の影響で「大学全入時代」となっているのにも関わらず、職業教育よりも知識教育に偏重しているということである。社会に出てから必要とされる技能（skills）は、学校ではなく、会社が教育するという発想である。そのため、大学で専攻したこととその後の職業が一致していることの方が稀であるかもしれない。また、最近は英語教育への偏重が顕著となってきている。

日本が知識偏重教育であることについて、辻ら（2018）は以下のように述べている。『戦後になると日本の学校教育方針において普通教育が優先されるようになり、年次を経るにつれて高等学校、大学への進学者が増加するなかで教育と職業の接合面が不明確化していったのは事実である』（19頁）。そして、『グローバル経済における競争の激化によって日本的経営の限界が露呈するなかで、企業では時間とコストのかかる社内教育をおこなう余裕がなくなり、若者の入社後のキャリア形成ができなくなってきている』（同上）。

現代日本の教育が知識教育偏重であることは高校や大学の入学試験だけでなく、資格試験においても同様である。例えば、鈴木（2018）によれば介護福祉士国家資格を実務経験ルートで取得した人の中には「試験のための勉強は、スキルアップには殆ど役に立たないという。実技試験の際には合格のために教科書上は適切とされているケアを行うが、現場では行っていない」（277頁）とまで明言している介護福祉士の語りを得ている。国家資格の中でも「介護福祉士」に関する、しかも一個人の意見に過ぎない

かもしれないが、日本の試験は飽くまでも「教科書に書いてあることは現場だと使えない」（同上）詰め込み知識に過ぎないという言葉で、重く受け止めた。

(2) 教育改革

ところで、デンマークのように日本にも脆弱な家庭が存在するが、日本においてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し始めたところである。教員免許更新制も導入されており、デンマークと似ている状況を見出すことができる。

(3) 子どもの貧困

日本における脆弱な家庭環境と進学については、長谷川（2016）が以下のように述べている。

「子どもは高校進学を希望すればだれでも行けるわけではない。学費等の支払いのため親の収入がなければ進学は難しい。次に、親自身が、社会でどのような（な 筆者補足）生活環境にあり、どのようなサポートを受けられるかに影響されるだろう。また、子どもの学習能力、外国人であれば更に学校生活で必要な日本語運用能力が必要である。これらがそろって高校進学率が高まると考えることができよう」（27頁）。

すなわち、親がシングルマザーである場合や、シングルマザーの親が仕事をしている場合等、高校進学率が低くなることが実証されたのである（同上）。日本では、親を主とする家庭環境に応じて高校進学をあきらめなければならない子らが存在しているのである。

稲葉（2011）も統計データに依拠した分析の結果、以下のように述べている。

『いわば、母子世帯出身者は社会全体が高学歴化するなかで、取り残された存在であるといえる。遺族年金や児童扶養手当などの社会保障制度は子どもの大学進学を想定していなかったため、社会全体の高学歴化にともなって大きな格差が顕在化してきたものと考えられる。』

母子世帯出身者の高校修了に見られる格差は、家庭の経済状態（暮らし向き）を媒介として発生していた。このことは、母子世帯の所得保障が依然として重要であることを物語る。一方で短大以上への進学に見られる大きな格差は、必ずしも経済状態のみ

によって媒介されるものではなかった。このメカニズムは本章では十分解明し切れていない。1つの可能性は、子どもたちがなんらかの事情で学校生活にコミットせず、進学を自ら放棄している可能性である。(中略)もしそうなら、母子世帯における親子の相互作用や養育態度と子どもの発達過程の関連を分析することが重要な課題となる』(250頁)。

(4) 再チャレンジの機会の保障

その一方で、「日本でも後期中等教育である高校への進学や中退後のやり直しに関連して90年代以降の高校改革で多部制定時制高校、チャレンジ・スクールやエンカレッジ・スクールといったセカンドチャンスの教育にも該当する高校、そして通信制高校の広がりなどが進んできた。居場所としての学校や図書館カフェ、若者サポートステーションなどもその延長線上にある」(柿内2019 10頁)という指摘も興味深い。

今後、日本がいかにして教育の「やり直し」「セカンドチャンス」を保障していくのか、その動向を注視したい。

5. デンマークと日本の比較

(1) 共生社会

少々長くなるが、ケンジ(2010)から引用する。

『デンマークと日本の違いを考えたとき、おそらくもっとも大きな違いは人口です。デンマークは兵庫県程度の少人口ゆえに、「高福祉・高負担」の社会を構築できたのは間違いのないところです。

なにしろ養うべき人口が県レベルであるのに、企業をはじめとする経済活動が世界レベルで行えるのですから、これは大きなアドバンテージです。また、国としてのグランドデザインを決めるときにも、少人数は適していたことでしょう。少所帯の方が、国と国民の一体感が生まれやすくなると考えられるからです。

デンマークは、こうしたアドバンテージを生かしたのではないのでしょうか。』(173-4頁)

そして、デンマークと日本の違いとして、デンマークがキリスト教国であること、哲学が大学での必修科目になっていること等を挙げ、共生社会であることを述べている。

『いってみればデンマークは国全体が共生社会な

のです。国民と国民の共生であると同時に、国民と国との共生が息づいている国でもあるのです』(151頁)。

ケンジ(2010)は、日本がデンマークと同じことをする必要はないとしている。筆者も同感である。

しかし、次項以降でデンマークと日本の哲学や政治意識等について論じていくが、これからの日本が共生社会を形作っていくうえでデンマークから学ぶべきこともあるのではないかと考えている。

(2) 哲学

前述したようにデンマークはキリスト教国である。デンマークでは国民学校から「キリスト教」を学ぶことが義務づけられている。そして、デンマークの大学では専攻分野に限らず、哲学は必修科目である。

しかし、日本では大学においても、専門学校においても(学校にもよるが)哲学は必修科目ではない。

館(2011)は、欧米と日本の大学を比較し、以下のような興味深い指摘をしている。『基本的には、日本の学術が個別の専門の輸入、翻訳から起こっており、欧米のように人文学と科学の根っこの上に個々の専門が展開するのではない』(187頁)。

デンマークでキリスト教や哲学の学習が重要視されているのに対し、日本では外国語、特に英語教育に力点が置かれていることも、館の指摘から考えるとうなずける。

(3) 政治意識

デンマークと日本の大きな違いは、おそらく、政治意識の高さであると考えられる。デンマーク国民は政治意識が高く、選挙の度に投票率は80%を超えている。デンマークは高負担・高福祉であるが、その税金の遣い方を国民がしっかりとチェックしているのだ。日本の投票率はせいぜい20~30%くらいで、政治は「お任せ」である。このような政治意識の隔たりが、職業教育施策にも大きく反映している。

例えばデンマークでは選挙権、被選挙権ともに18歳からである。また、地方議員等は他に「本業」を持ちながら、掛け持ちで議員活動することからほぼボランティアであり、日本のようなタレント議員が存在しないこと等が日本との大きな違いである。

しかし、紙幅の関係から詳細に論じることができ

ないので、デンマークと日本の政治意識の違いについては、また別稿の課題としたい。

(4) 教育についての意識

デンマークと日本の公的教育費における対 GDP 比率を示す(表2)。デンマークでは教育費は無料である。VET においても、大学においても無料であるだけでなく、前述したように実習時には「見習い給」も発生する。安易な比較はできないが、デンマークと日本は公的教育に対する考え方が全く異なるということでは確かである。

表2. 公的教育費の対 GDP 比率

順位	国名	単位：%
4位	デンマーク	7.63
107位	日本	3.59

国際比較より抜粋 2019年9月20日更新

出典 GLOBAL NOTE

<http://info.worldbank.org/governance/wgi/Home/Reports>

<https://www.globalnote.jp/post-1479.html>

また、繰り返しの指摘になるが、デンマークと日本では教育プログラムにも大きな違いがみられる(表3)。デンマークと比較したときに日本の教育プログラムは、一般教育プログラムに比重があることを読み取ることができる。デンマークでは学校で職業的スキルを身につけるのに対し、日本の学校は一般教養を学ぶところであり、職業的スキルの習得には比重が置かれていないということができる。

表3. 教育プログラム別に見た学生割合

	一般教育プログラム	職業教育プログラム
デンマーク	58	42
日本	77	23

*一般教育とは「特定の職業ではなく一般的な知識、スキル、能力を形成するために実施される教育プログラム」のこと。職業教育とは「特定の職業に就くために(学校や職場で実施される教育プログラム)」のこと。対象は日本では高等教育段階に当たり、厚生労働省は職業教育を主とする専門学科として、農業、工業、商業、家庭、看護、情報、福祉を挙げている。

さらに表4を参照すると、「大学全入時代」等とされている日本よりも、デンマークの方が大学進学率が高い。しかし、デンマークでは入学試験がないことや、授業料が無料であること等を勘案すると、単純に比較することは差し控えたい。

デンマークの大学は入学は容易だが、卒業するこ

表4. 大学進学率の国際比較より、数値のみ抜粋

	大学進学率
デンマーク	74%
日本	52%

*留学生の入学者を含む

出典 OECD「Education at a Glance 2014」

とは難しいと言われている(銭本 2013)。対して日本の大学は、入学者数と卒業生数はほぼ同じと考えてよいという向きもある(同上)。デンマークで早期離学が問題になることを、日本で「中途退学」が増えることと同じ視点でもって議論することには留意が必要である。

(5) 資格試験

日本では入学試験にしても資格試験にしても、知識を詰め込んでペーパー試験に合格することが大切なのであり、その資格に関する実務については就職してから改めて上司や先輩からの OJT に頼っている。言い方を換えれば、資格を取得したのちに就職できない、あるいは OJT を受けられないということが往々にして存在している。平成25年の介護労働安定センターの調査によると、新規学卒の介護福祉士の就職率はたったの6.8%である。

デンマークでは学生時代という「入口」でドロップアウトするが、日本では進学あるいは就職という「出口」でドロップアウトするのだ。

(6) 教育改革の比較

そこで、デンマーク政府が考えた教育施策が、「デンマーク語」と「数学」教育に力を入れることであった。デンマークではほとんどのデンマーク人がデンマーク語だけでなく、英語も話せるようだ。だからこそ、デンマークの国語であるデンマーク語、そして論理的な思考力を育むための数学を国民学校の0~9年生までの必修科目に入れるようになったのである。

6. 日本への提言

日本は、世界的に学力は高い国である。しかし、「幸せ度」は非常に低い国でもある(銭本 2013)。

日本人は勤勉で、残業時間の規制も緩く、過労死等の報道がない日は少ない。その一方で就職できない日本人も相当数おり、就職氷河期と呼ばれていた1990年代半ばから2000年代前半には100社会社訪問

しても就職が決まらないなどと言う報道も珍しくなかった。

上記のような問題は、学力偏重の知識詰め込み教育が、労働の役に立っておらず、むしろ労働という意味では学生時代の成績よりも、就職できること、また就職した後の OJT 教育を始めとした「社会人教育」を積極的に受け直さなければならないことを暗示しているのである。

だからと言って、歴史も文化も異なるデンマークの教育の良い面だけを真似すればよいわけではない。

少なくとも言えることは、筆者はヘルパーをしているが、同じヘルパー/介護職と話していて自分の考えや感情を正しい日本語で表現できずに苦しんでいるヘルパー/介護職の存在が気になっている。彼ら/彼女らは、高等教育を卒業していないことがよくあるのだが、感情や考えを「言葉にする」「日本語にする」という作業が苦手であるように考えている。

もしもそうであるならば、デンマークの職業教育から学ぶべきことの内のひとつは、日本でも再チャレンジの機会を保障したうえで、日本語教育、すなわち国語教育を今一度見直すということではないのだろうか。

7. 終わりに

繰り返しになるが、筆者は職業としての「研究者」ではない。筆者の職種は、実務者としてのヘルパーであり、生活相談員であり、そして介護系の研修講師である。最後に、介護系の研修講師としても一言書き記しておきたい。

介護系の研修講師は介護職、ヘルパーを志している人たちに介護系の資格取得のために講義をする。ひとつの「職業教育」であると言える。ジョン・デューイの職業教育について論じた小笠原 (2019) は次のように述べている。

『デューイにとって真の「職業教育」とは、商業的で、外部報酬をめざすのではなく、個人の興味から出発するものであり、社会における自分の作業の意味を見出し、社会に対して責任を引き受けられるような、そういう人間へ子どもたちを導くことであるといえる』(8頁)。

デンマークではたとえ早期離学が問題になっているとはいえ、2015年の教育改革以降、教員の資質の向上、学生にとって魅力ある授業作り、学校運営を模索している。

対して日本の教育者/研修講師は、学生/生徒/受講生たちに魅力を持ってもらえるような授業運営にどれだけ本気になっているだろうか。『商業的で、外部報酬をめざすのではなく』学生/生徒/受講生を『導くこと』がどれだけできているであろうか。

「お金の話」はもちろん大切であるが、「お金のためだけの」ヘルパー/介護職であってはならないし、また、「お金のためだけの授業/研修」等はヒューマンサービス業である介護職/ヘルパー養成のためにはあってはならないと筆者は考えるが、読者諸氏はいかがだろうか。

引用文献

- 千葉忠夫 (2011) 『格差と貧困のないデンマーク — 世界一幸福な国の人づくり』PHP 新書。
- 長谷川理映 (2016) 「シングルマザーをとりまく就労環境と家族の抱えるリスク: 「子どもの高校進学」の視点から」『経済学論究』第70巻、7-36頁。
- 稲葉昭英「ひとり親家庭における子どもの教育達成」佐藤嘉倫・尾嶋史章編『現代の階層社会1 格差と多様性』東京大学出版会所収 (239-266頁)。
- 柿内真紀 (2019) 「モニタリング報告書にみる EU 加盟国における早期離学の状況」『鳥取大学 教育研究論集』第9号、1-12頁。
- ケンジ・ステファン・スズキ (2010) 『消費税25%で世界一幸せな国デンマークの暮らし』角川 SS コミュニケーションズ。
- 宮下孝美・宮下智美 (2005) 『あなたの子どもは、あなたの子どもではない — デンマークの30年……仕事・結婚・子育て・老後』萌文社。
- 小笠原正太郎 (2019) 「デューイの職業教育についての考察 — “occupation” 概念を手がかりに —」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊 27号-1、1-11頁。
- Susanne Gottlieb (2018) “How Denmark try to solve the problem of dropout in vocational education?” 『技術教育の探求』第17号、48-57頁。
- 鈴木由真 (2018) 「介護福祉士の職業教育訓練による職務認識の差異 — 「尊厳と自立」概念に着目して」『福祉社会学研究』第15号、265-288頁。
- 谷雅泰 (2016) 「デンマークの教育改革 — 2014年国民学校法改正と2015年の職業教育改革 —」『人間発達文化学類論集』第22号、53-63頁。
- 館昭 (2011) 「中等後教育の展望 — 生涯学習体系化の高等教育 —」佐伯朕・黒崎勲・佐藤学・田中孝彦・浜田寿美

男・藤田秀典編集（1998）『岩波講座 現代の教育 第10巻 変貌する高等教育』所収。岩波書店。
辻智佐子、辻俊一、渡辺昇一（2018）「高等教育機関におけるキャリア教育と制度設計」『城西大学教職課程センター紀要』2018年 3月 第2号（15-40頁）。
錢本孝行（2013）「デンマーク流「幸せの国」のつくりかた

～世界でいちばん住みやすい国に学ぶ101のヒント」明石書店。

受付日：2020年1月10日

日本のヤングケアラー研究の動向と到達点

河本 秀 樹

職業教育研究開発センター客員研究員

Trends and Achievements in Young Carers Research in Japan

Kawamoto Hideki

Vocational education center of research and development

抄録：

目的

ヤングケアラー研究の先行研究を要約表にまとめ、現在までの研究状況と到達点を明らかにすること。

方法

データベース検索を基に文献を抽出し、内容検討、文献統合を行い、論文執筆した。

結果

日本のヤングケアラー研究は、未着手で解明されていないことが多い。現在は、家族介護者支援の必要性、専門職への周知、存在率、法的支援、具体的な支援方法の研究、調査が行われている。

結論

イギリスの研究に遅れ、日本でヤングケアラー研究がはじまった。ヤングケアラーには、子どもらしい生活ができない、年齢相応のキャリアを積むことの困難などがある。文献調査からヤングケアラーを広く社会に知ってもらうことの必要性、家族介護者支援の必要性が提示された。

キーワード：ヤングケアラー、ケアを担う子ども、介護者支援、家族介護者

1. 研究の背景と目的

ヤングケアラーとは「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」¹⁾と、日本では定義されることが多い。現状では、日本では正式な定義はまだない。

ヤングケアラーの存在は、イギリスでの調査によって明らかになりつつ研究は先行している。英国放送協会（BBC）が編集する雑誌が「小さな金魚たち」²⁾と題して取り上げるなど、1988年ころから在宅介護を担う児童に関する主な調査が多数行われて

いる³⁾。世界的にはイギリスで他の国に先駆けて問題意識が高まり、実態を調査している。

日本では、2000年ころから介護者支援⁴⁾の文脈で、イギリスのヤングケアラー調査や支援の紹介が行われている。日本でも近年、「ケアラーのケア」（介護者支援ともいう）に注目が当たる中で、その一つの側面である「ヤングケアラー」にも注目が集まっている。2010年には一般社団法人日本ケアラー連盟が設立され、実態調査や各種調査などが行われるなどの活動も進みだした。

また、本来ならば、キャリアを積むことが大事な小中高生の時期に、十分なキャリアを積めないまま

社会に出ることになったり、学業を断念することになったり、子どもの年齢相応の体験などをすることがないままになるなどの問題も多い。

ヤングケアラーの定義は、先行したイギリスなどを参考にするなど各研究者で異なっていたが、イギリスでは「通常は成人によって担われるかなりの介護作業を行ない、他の人に責任を負う18歳までの児童あるいは若年者」⁵⁾が現在の主流である。

また、日本のケアシステムである介護保険制度には、「地域支援事業」の中で任意事業の一つとして家族介護者支援は存在するが、あくまで任意事業である。多くの自治体で広く行われているわけではない。ただし、レスパイトとして機能する、ショートステイ、ホームヘルプなどは存在するものの充分とは言にくい。その中でも、家族介護者の一部であるヤングケアラーについての言及はない。

日本では、ヤングケアラーをイギリスでの先行研究から、家族介護者と児童の生活という文脈で紹介し議論した論文(柴崎：2005)から事実上の研究は始まっている。しかし、現在でもヤングケアラーの存在は、決して広く知られてはおらず、2018年に一般向けの新書でヤングケアラーに関する本が出版されている(澁谷智子(2018)『ヤングケアラー-介護を担う子ども・若者の現実』中央公論新社.)。また、具体的な支援についても開始され始め、模索もしている状況である。

文献レビューを行うことによって、ヤングケアラーを支援するには、何が問題なのか、何をを目指すのか及び現在の研究の動向と到達点を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

(1) 文献検索と選定方法

文献検索については、データベース検索を基に、雪だるま式による引用からの文献検索と頻出著者名からの著者検索の3つの手法をおこなった。

文献データベースは、アメリカのGoogle社が提供をしている「Google Scholar」を中心とし、日本の国立情報学研究所の提供する「CiNii Articles」も活用した。複数のデータベースを用いることによってノイズと抽出漏れを減らすようにした。検索式は、キーワード検索を中心に行っている。そのキーワー

ドは、「ヤングケアラー」、「家族介護者支援」、「頻出の著者名」である。検索式「(ヤングケアラー) AND (家族介護者支援)」も使っている。期間は限定せずに、2019/9/24までの「Google Scholar」と「CiNii Articles」に登録されているすべての日本語の研究を対象とした。

データベース検索から抽出した論文を精読した。その上で、選択基準として、検索式のキーワードが論文等の本文や抄録に存在する、または、論文等のキーワードとして挙げられているものとした。除外の基準は本文の内容がヤングケアラーを主としていないものや重複している論文とした。また、二次文献、書評、会議録、外国文献も除外した。

文献レビューで重要視される引用に着目して、引用数・被引用数などの多寡に着目した補完の検索を行っている(雪だるま式)。同じ文献が得られた場合は、再度、データベースで検索を行っている。また補完検索として頻出の著者名を再びデータベース検索(著者検索)することを行った。それにより、本論文での採択を行った。

(2) 分析方法

文献レビューのプロセスは、課題設定、文献検索、内容検討、文献統合、論文執筆とした。

文献統合では、要約表に文献を落とし込み、文献の分析が一覧表で見ることが出来るようにした(マトリックス方式)。要約表の項目はタイトル、著者、発行年、雑誌名、背景、目的、方法、結果、考察、強み、限界、引用とした。

(3) 倫理的配慮

本研究は、職業教育研究開発センターの研究倫理指針を遵守している。

要約表にまとめた文献には、個人を特定できる記述がないことを確認した。また、本研究の本文中にも名前、年齢、住んでいる地域などから個人を特定できる記述は行わないように配慮した。

3. 研究結果

(1) 検索の結果

データベース(Google Scholar)検索から44件、CiNii Articlesから32件が得られた。合わせて76件の

得られた文献のうちから前述した基準に基づく除外を行い、13件を得た。採択の基準は、2-(1)の文献検索と選定方法から得られた文献を採択した。さらに引用・被引用の補完検索より2件を得て、合計15件を得た。それを文献一覧として表1(要約表)にまとめた。要約表には、発行年順に文献を載せた。同じ発行年内は、順不同とした。これを時系列に沿い、考察、強み、限界などを中心に論文を概観した。

(2) 時期ごとの特徴と内容検討および採択理由

1) 2000年～2010年

日本にイギリスの研究が紹介された2000年(三富:2000)から、ヤングケアラー研究が数多く始まる前の時期で2000年から2010年を一つのまとまりとした。この時期の特徴は、主にイギリスなどのヤングケアラー研究を日本に紹介している。

要約表には、最初にヤングケアラーに焦点をあて、報告された1本の論文を選んだ。この柴崎論文(2005)では、「ヤングケアラー」という表記ではなく、「Young Carers」となっている。日本語として、ヤングケアラーという用語がほとんど定着していなかったことを示している。

柴崎論文の内容は、世界初と思われるイギリスでのヤングケアラー調査の報告書を紹介している。さらに、イギリスでの児童のニーズ把握や支援のあり方を児童福祉の面から注目したものである。

2) 2011年～2013年

この期間は、「ヤングケアラー」という用語が、専門職間にも広く知られる前の時期である。

ヤングケアラーという言葉が、まだ様々な分野の研究者の間でも共有されていない時期でもある。

福祉専門職ではない教育職、心理職がそれぞれの分野からヤングケアラーの存在を報告している。

また、日本国内では、聴覚障害を持つ親を支援する子ども(CODA)の心理状態、こどもが親の通訳としての役割からの心理状態の論文が心理職によって報告されている。

他に、大規模に日本の中学校の担任にヤングケアラーの存在についてのアンケートを行った結果より、ヤングケアラーの存在率を1.28%という値を導き出している北山論文(2011)がある。この時まで存在率さえ、推定出来ない状態であった。さらに北

山論文では中学校教員に対してインタビュー等も行われ、様々な知見が得られている。子どもたちに向かい合うことが主となる中学校教員からの調査であり、教育職が修士論文として発表している。

3) 2014年～2015年

この時期に、ヤングケアラーの存在をはじめて医療、福祉の専門職に認識されているのかを問うアンケート調査が福祉職によって行われた(澁谷:2014)。さらに、精神障害を持つ親をケアする子どもたちに焦点を当てる中津・廣田論文(2013)や2011年の調査に引き続き日本の中学生の実態調査を教職員に対して行っている北山・石倉論文(2015)が発表された。つまり、ヤングケアラーに対する専門職の認識を調べることが始まった時期である。2年間に多くの論文が出現している。

澁谷論文では、医療福祉専門職(MSW)に対して、ヤングケアラーなど子どもがケアを行っていることを知っていたことがあるのかという調査が行われた。MSWがケアを担っている子どもに気が付き、いかにケアシステムに繋げるのかを述べている。MSWでもヤングケアラーの認知度は約30%という値が得られている。

北山・石倉論文(2015)では、ヤングケアラーには、家族全体への支援の必要性を示している。学校にはヤングケアラー発見に大きな役割があることも指摘している。さらにヤングケアラーがそのこどもの年齢相応のキャリアを積むことができていないことが論じられている。

4) 2016年～2017年

この時期は、ヤングケアラーの存在に関する研究だけではなくヤングケアラーの支援について述べる時期に入ったことを示している(武田:2016)。さらにそれまでの主な先行研究をまとめ、文献検討を行う青木論文(2016)が出された他、著者自身がヤングケアラーであったことを明らかにしている論文(前述の武田論文)も発表されている。さらにイギリスと比較することで支援に関する法の整備を主張する研究が発表された。澁谷論文(2017)では、日本にはヤングケアラーを支援する法律がないことを、法が整備されているイギリスと比較し論じている。従来の実態調査が充分には行われていない時期よりもさらに前進を意味すると思われる研究である。

武田論文は、著者自身がヤングケアラーだったことから行った研究であり、ヤングケアラーを支援する仕組みについての論文である。なお武田論文では、「ヤングケアラー」という用語ではなく、「若年介護者」という用語を著者は一貫して使用している。主に、ライフストーリーや著者の体験から得られた言葉などが記述されている。

また、精神保健福祉士の役割から、親をケアする子どもについて「家族全体を考えるアプローチ」からの森田論文（2016）が発表されている。

ヤングケアラーを支援する具体的な方法の考察が始まった時期である。

5) 2018年～2019年

市町村中心の実態調査であった従来よりも規模が大きく、ヤングケアラーである可能性のある高校生自身の認識を問う調査が行われた。従来の教員の視点から、当事者からの視点というように変化がある報告を基にした論文が発表された。

小中学生では、自分がヤングケアラーであるという認識ができないケースが多いと思われるが、高校生ならば説明することで認識はある程度はできるのではないかという視点からの研究である。そのために、ケアの内容やケアに費やす時間など、従来では得られなかったデータが得られている。さらにこの濱島・宮川論文（2018）では、家族介護を自らしていることを、友人には話せていても教員や専門職には話せていないことがわかった。また、ヤングケアラーの存在率も合わせて導き出されており、5.2%となった。ただし、この存在率は、ケアの負担別に導き出されており、「ケアをしている」と回答した生徒の割合である。濱島・宮川論文では、週あたりのケアの回数・時間でも存在率が導き出されており、1.0%の生徒はかなり重いケア（いわゆる「しんどいケア」）の負担があると推測されている。

また三菱UFJリサーチ&コンサルティングにより、全国でのヤングケアラーの実態を把握・掌握が行われた。アンケート、ヒアリング、海外の事例の調査も行われている。その中では、ヤングケアラーの概念の周知、家族支援の制度上の位置づけ、子どもがケアを担わなくて済むような施策の必要性などが報告されている。

実態調査がより広く深くなってきている時期である。

4. 考察

2005年ころから先行するイギリスでの研究を紹介する形で、日本でもヤングケアラーの研究がはじまった。日本での研究開始時点では、子どもが親や祖父母、きょうだいなどをケアすることを問題視するのか、あるいは「お手伝い」の範囲なのかなど、問題の所在が曖昧であり、定義も曖昧なままであった。現在では、責任を伴ったケアであるのか、それとも家庭内のお手伝いなのかを考慮しての定義が多く使われている。しかし、現状では、定義の部分で共通の認識とは言い切れない。一般社団法人 日本ケアラー連盟の提唱する定義以外でも様々な定義が使われており、要約表に載せた文献でも一致はしていない。

さらにヤングケアラーは子ども本人だけの問題ではなく、その家族をケアする必要性が指摘され、子どもだけの問題から、その家族全員への支援の必要性という意識にまで広がりを見せている。まさに「家族全体を考えるアプローチ」（森田論文）の必要性を述べている。濱島・宮川論文からも家族類型による差、要ケア家族による差、家庭の経済状況などが調査報告書からも必要な視点であることが明らかになった。

一方、現状ではだれがどのようにヤングケアラーの支援を行うのか、などが専門職の間でも共通の問題として認識とはなっていない。さらに専門職間でもヤングケアラーという用語自体の認識がまだまだ不十分である（澁谷論文：2014）。つまりヤングケアラーの問題は、介護者（ここでは、ヤングケアラー）を支援する必要という点でも、十分な認識がされていないままである。

さらに、要保護児童対策地域協議会の登録されているケースについての報告書が2019年に発表された。これは全国規模の実態調査である。また様々な研究者によって様々な場所で実態調査が行われはじめており、報告書など次々と公表されている。

またヤングケアラーを支援する法的な整備について、先行するイギリスと比較する形で日本に紹介されている。そこではヤングケアラーの問題は、子どもの問題だけではなく、家族介護者の支援の視点から問題にされている。さらに、先行するイギリスを

参考に様々な支援の方法が模索されている。

要約表に取り上げた論文の中で、特に「結果」「考察」「強み」「限界」を取り上げ考察することで、様々な形で家族介護者を支援することの必要性が述べられている。ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーを含む、家族介護者への支援の必要性である。北山論文(2011)、中津・廣田論文(2013)、北山・石倉論文(2015)、田野中・遠藤・永井論文(2016)、森田論文(2017)、藤沢市調査(2017)、濱島・宮川論文(2018)など、ヤングケアラーを支援することは、子どもがキャリアを積むべきときに積めていないことだと考察する。さらに「介護の社会化」と、ヤングケアラーを含む家族全体への支援は必ずしも支援内容が一致しない。それは子どもが家族介護を行うことが当たり前になってしまうと子どもが年齢相応のキャリアを積めない事が起きる。この指摘はヤングケアラー研究の早い段階から指摘をされている。

また自身がヤングケアラーだということを理解するか、周囲が見つかることも問題点として認識が始まっている。また各地で実践も行われ始めている。

これが、現時点でのヤングケアラー問題に関する、文献レビューからの動向・到達点といえる。

5. 今後の課題

現状では日本のケアシステムである介護保険制度には、介護者支援という文脈の法律は任意事業であり、様々な面からヤングケアラーに対する支援が法的には根拠が曖昧であることなどが明らかになった。この現状では、どのようにヤングケアラーを支援していくのか、さらにどのような法律がヤングケアラー支援に必要なのかなどの研究が当面の課題である。上記について積極的に活動を行っている研究者も存在する。その活動を広げていくことも課題である。さらに、ヤングケアラーが年齢相応のキャリアを積めていない事に対する認識を社会全体でなすことが必要である。

また、ヤングケアラーは、家族介護者の一部とも考えられるために、ヤングケアラー研究が、家族介護者に対する支援のあり方の一面を示すことになる。著者は、ヤングケアラー研究は、家族介護者支援の必要性を象徴的に表していると受け止めている⁶⁾。この視点からの指摘をしている研究はいくつ

かあるが(前述の考察参照)、具体的な家族介護者支援の方法についての研究はほぼ未着手である。そのためこの視点からの研究が今後必要であり、さらには、具体的な支援の方法を提示することが必要になる。

このようにヤングケアラー研究は、まだほとんど未着手である部分が多い。はじまったばかりの研究である。介護と子どもの立場に立った支援のあり方など、従来の支援の体系に留まらない広い視野を持って研究を行い続ける必要がある。そして、ヤングケアラーの発見、家族介護者を支援する具体的な方法の提示が日本のヤングケアラー研究の課題である。

引用文献

- 1) 一般社団法人 日本ケアラー連盟「ヤングケアラープロジェクト」<https://youngcarerpj.jimdofree.com/> 2018/09/20閲覧
- 2) 三富紀敬(2000)『イギリスの在宅介護者』ミネルヴァ書房、407。
- 3) 前掲書、407。
- 4) 前掲書、407。
- 5) 前掲書、407。
- 6) 河本秀樹(2018)「ケアシステムにおける介護者支援の欠落について—ヤングケアラーの文献レビューから」『日本介護福祉学会大会要旨集』桃山学院大学、104。

参考文献

- 津止正敏(2012)『家族介護者支援の論理—家族介護者の介護実態と支援の課題』立命館大学人間科学研究所、129-157。
- 大原天青(2016)「生活場面面接(Life space interview, life space crisis intervention)に関する研究動向と課題—諸外国と日本の比較を通して」『上智大学社会福祉研究』40。
- Garrard, J. (2012) “*Health Sciences Literature Made Easy: The Matrix Method*” third edition, Jones&Bartlett Learning LLC. (=2012、阿部陽子訳『看護研究のための文献レビュー—マトリックス方式』医学書院)
- 大木秀一(2013)『看護研究・看護実践の質を高める文献レビューのきほん』医歯薬出版。
- 三富紀敬(2008)『イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開』ミネルヴァ書房。
- 春日キスヨ(2010)『変わる家族と介護』講談社。
- 平山亮(2014)『迫りくる「息子介護」の時代—28人の現場から』光文社。
- 津止正敏(2013)『ケアメンを生きる—男性介護者 100万人へのエール』クリエイツかもがわ。
- 道念由紀(2016)「日本の社会福祉領域におけるナラティブ研究の系統的文献レビュー」『上智大学社会福祉研究』

40、25-52。

柴崎智恵子 (2005) 「家族ケアを担う児童の生活に関する基礎的研究 — イギリスの “Young Carers” 調査報告書を中心に」『人間福祉研究』 8。

北山沙和子 (2011) 『家庭内役割を担う子どもたちの現状と課題：ヤングケアラー実態調査から』兵庫教育大学大学院学校教育研究科 平成23年度修士論文。

中津真美・廣田栄子 (2013) 「聴覚障害の親をもつ健聴の子ども (CODA) の通訳場面に抱く心理状態と変容」『日本音声言語医学』 56 (3)。

澁谷智子 (2014) 「ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識 — 東京都医療社会事業協会会員へのアンケート

調査の分析から」『社会福祉学』 54 (2)。

田野中恭子・土田幸子・遠藤淑美 (2015) 「ドイツにおける精神に障害のある親を持つ子どもへの支援 — CHIMPS に焦点をあてて」『佛教大学保健医療技術学部論集』 9。

北山沙和子・石倉健二 (2015) 「ヤングケアラーについての実態調査 — 過剰な家族内役割を担う中学生」『兵庫教育大学学校教育学研究』 27。

松崎実穂 (2015) 「メディアにみる「家族を介護する若者」 — 日本における社会問題化を考える」『ジェンダー & セクシュアリティ』 10。

青木由美恵 (2016) 「介護を担う子ども (ヤングケアラー) に関する文献検討」『ヒューマンケア研究学会誌』 7

表1 要約表

タイトル	著者	発行年	雑誌名	背景	目的	方法	結果
家族ケアを担う児童の生活に関する基礎的研究 — イギリスの “Young Carers” 調査報告書を中心に	柴崎智恵子	2005	人間福祉研究	家族のケアを担う児童が一定数存在する。その子どもたちのニーズや支援のあり方が児童福祉から注目されている。	児童が家族ケアを担う状況をイギリス、アメリカ、オーストラリア等の研究動向と日本の現状を明らかにする。	イギリスの先行研究の整理。The Young Carers Research Group の報告書からイギリスの YC の実態を紹介している。また、イギリスの YC の実態もその報告書から述べている。	YC の実態を数的に分析。年齢・性別・民族・家族構成・就学状況・就労・ケアを必要な人との関係・疾病・障害の特質・サービス・ケアラーの公的アセスメント、どの法律に基づくのか、過当たりのケア時間、ケア年数、家族の就労状況等を数的に分析している。
家庭内役割を担う子どもたちの現状と課題：ヤングケアラー実態調査から	北山沙和子	2011	兵庫教育大学修士論文	教育機会の侵害。被介護者の親からの「生活の支配」。子どもたちの「子どもらしい生活」を脅かしている。	家族へのケア役割の担い手の子どもの実態把握である。	担任教員495名に YC もしくは YC とと思われる生徒がどの程度存在するかの質問紙調査。生徒総数 4285 名。及びインタビュー調査 11 名を行った。	YC は、140 名の担任が存在すると答えた。存在率は 1.28%。彼らの最善の利益は、セルフヘルプグループのように、身近に語れる場所や、語れる人がいる「安心感」。いかに YC にそれを与えられるかである。
聴覚障害の親をもつ健聴の子ども (CODA) の通訳場面に抱く心理状態と変容	中津真美 廣田栄子	2013	日本音声言語医学	聴覚障害の親をもつ健聴の子ども (CODA) は、親をケアする役割を持つ。通訳も行う。その際の心理状態から支援の必要性を述べる。	CODA の通訳役割を行う際に心理尺を用いて親子の自己評価を解析。CODA の心理状況の変化と親との相互性を検討である。	CODA と親に対して、半構造化面接を行う。内容は、自由にエピソードや感想を求める。その直後に通訳場面での自己評価、後方視的方法を行う。	CODA は親の障害と通訳を肯定的に受け入れる。親はそれに満足。中学生になると手話を変な目で見られるかという不安。その変化に親は驚き困惑。CODA になる負担に対する不満。親に対して通訳の反省をする。親から通訳を依頼されることがなくなる。
ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識 — 東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から	澁谷智子	2014	社会福祉学	イギリスでは 1980 年代から注目され、日本では現在、一部で関心が高まっている。	医療福祉専門職 (MSW) がヤングケアラーをどう認識し、どのくらいの頻度でみられるのか。	MSW に対するアンケート調査をもとに、量的データを分析。2010 のインタビューも参考。	MSW に対する調査から、「ヤングケアラー」「家族ケアを行う子ども」「若年介護者」などを知っているかという問いには、約 30% の MSW が知っていた。
ドイツにおける精神に障害のある親を持つ子どもへの支援 — CHIMPS に焦点をあてて	田野中恭子 土田幸子 遠藤淑美	2015	佛教大学保健医療技術学部論集	日本の精神疾患患者数は増加中。精神障害のある親を持つ子どもも増加中と予想される。精神に障害のある親を持つ子どもへの支援の示唆を得る。	精神に障害のある親を持つ子どもへの支援で、ドイツの CHIMPS プログラムを調査し、日本国内での展開の示唆を得る。	ドイツの児童思春期クリニックにてインタビューと観察を行う。そこから日本国内の支援者と意見交換を行う。	ドイツでは日本と比較して、入院日数が少ない。多くの患者が地域で暮らしている。日本と比べて看護師は半数であるが臨床心理士や SW の人数が多い (人口当たり)。
ヤングケアラーについての実態調査 — 過剰な家庭内役割を担う中学生	北山沙和子 石倉健二	2015	兵庫教育大学学校教育学研究	子どもの親や祖父母、兄弟などにケアが必要ときに「ケアの担い手」にならざるをえないことがある。その存在はあまり知られていない。	YC にはその家族全体への支援の必要性。学校には YC の発見に大きな役割がある。	質問紙調査。公立中学校 39 校の担任 495 名を対象。質問紙には、担任のクラスで「とても多くの家庭内役割を担っている生徒について」を聞く。	担任しているクラスの数は 143 学級で、在籍数は 4420 名。家庭内の役割を担っている生徒は、きょうだいの世話や家事全般が多い。
メディアにみる「家族を介護する若者」 — 日本における社会問題化を考える	松崎実穂	2015	ジェンダー & セクシュアリティ	家族を介護する若者の「孤独や孤立という困難」を述べる。	家族を介護する若者の主体の現れ方、ジェンダー、排除、介護の社会化を提示する。	文献調査	介護の社会化、家族を介護する若者の孤独、孤立、社会的排除があることの指摘している。

(2)。

武田卓也 (2016) 『若年介護問題の研究：若年介護者を支援する仕組みの形成に向けて』 桃山学院大学大学院社会学研究科 2015年度博士論文。

田野中恭子・遠藤淑美・永井香織他 (2016) 「統合失調症を患う母親と暮らした娘の経験」『佛教学保健医療技術学部論集』10。

森田久美子 (2017) 「精神障害のある親とケアする子どもと精神保健福祉士の役割」『精神保健福祉』47 (2)。

澁谷智子 (2017) 「ヤングケアラーを支える法律 — イギリスにおける展開と日本での応用可能性」『成蹊大学文学部紀要』52。

日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2017) 『藤沢市 ケアを担う子ども (ヤングケアラー) についての調査<教員調査>報告書』日本ケアラー連盟

濱島淑恵・宮川雅充 (2018) 「高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況：大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より」『厚生学』65 (2)。

澁谷智子 (2018) 『ヤングケアラー — 介護を担う子ども・若者の現実』中央公論新社

三菱UFJ リサーチ & コンサルティング (2019) 『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』

受付日：2020年1月29日

考察	引用	強み (筆者の解釈)	限界 (筆者の解釈)
YCの実態を数的に分析。子どもの生活問題、子どもの最善の利益は調査だけでは不十分。家族ケアを担う子どもの多くは義務教育下で、教育の制限下である。ひとり親家庭の増加等で家族ケアを担う子どもの存在が見過ごされる懸念がイギリス同様、日本でもであると示唆される。	秋元美世 (2004)、岩田正美・武川正吾 (2003)、武川正吾・塩野谷祐一 (1999)、田端光美 (2003)、古川孝順 (1982)、平岡公一 (2003)、三富紀敬 (2000)	日本ではYCが未問題化の時期に、イギリスの調査から実態を報告。日本の調査ではないが、様々な点で日本でも問題となる点がある。数的にあらわれた1次調査である。日本でのYCに関するさきがけの研究である。	日本での調査ではない。また、ナラティブではなく、様々な子どもの権利侵害などの実態を数的に表すには限界がある。
YCの行うケア内容は多岐にわたり、様々な生活場面問題の影響からなる。ケアシステムはYCのために、SSWやSWなど問題に繋がるための環境、地域、エンパワメントを促進し、ネットワークを作る役割がある。	阿部彩 (2011)、新井肇 (2010)、ケアラー連盟 (2010)、藤井美江 (2010)、畠中宗一 (2003)、星野仁彦 (2010)、イリイチ (1982)、岩井阿礼 (2009)、入江英里子 (2010)、三富紀敬 (2000、2006、2008、2010)、信田さよ子 (1997)	子どもに向かい合う教員への調査。多量の質問紙を配り、4285名が対象。大規模調査。教員11名のインタビューも。量的研究と質的研究の両面からの研究である。	家庭内のお手伝いと過大なお手伝いの線引が曖昧。生活に支障が出ていると教師が思っているのかなど。YCの用語を教員たちが理解することになったのか。また調査を通じて理解されたか。理解が介護、看護に限定された可能性あり。中学校のみが対象である。
CODAの障害の受け入れを青年期から成人期について、成長のプロセスを前述の5つの点から考察。通訳のために、常に家にいる必要、全面的に頼られるなどの心理的負担。難しいことや専門用語の通訳などに不満や怒り。YCの研究から、親のケアの受け止めと子どもとの違いは、YCの課題と指摘。CODAの障害受容や自己確立のための支援が必要である。	中津真美・廣田栄子 (2012)、寺崎正治・岸本洋一・古賀愛人 (1992)、氏家達夫 (2000)、山岸明子 (2000)、中川泰彬・大坊郁夫 (1985)、皆川郁夫 (1981)、落合良之 (1995)	子どもの発達と障害の受容という点を数的に分析を行っている。1次文献となっている。	過去の心理状態を現在から評定することで、一致するのかの制約。通訳事例で親子関係の関係性を論じることの妥当性。事例の数が少ないことなどがある。
日本ではYC支援方法が未確立。YCはケアマネや行政職員から家族が利用できるサービスの情報に触れることが少ない。また、MSWがYCに関わる事が妥当ではないという意見もある。YCに対するケアは「つなげる」専門職間でも明確ではない。	北山沙和子 (2011)、柴崎智恵子 (2005)、三富紀敬 (2000)、森田久美子 (2010)、土屋葉 (2006)、ベッカー (1993)	少数の質的研究が現状。このような子どもがどれだけの頻度で見られるのかという視点である。	家族をケアする子どもをどうサポートするのか方法や指針が確立していない。MSWがどこまで関わられるのかの戸惑いがある。
多くの患者の配偶者は家族への支援を求める。疾患で社会的な負担を減らす方法と家族の関係性の改善を示す。CHIMPSは、子どもの年齢に応じた疾患と相談先を説明。子どもには専門職や他者との関係づくりを行う。家族で問題を乗り越える力を強化することを目指す。子どもが疾患を理解し、人間関係構築のサポート、社会資源の活用までをサポートする。	土田幸子・長江美代子 (2010)、北山沙和子 (2011)	精神障害をもつ親の子ども達のための精神社会的な成長条件モデルが提示され、子ども自身と周囲の関係をプログラム化。医療保険が使え、自己負担はない。	精神疾患の親を持つ子どもへの支援としている。比較的限定的な支援プログラムとなっている。ドイツとの文化的背景が異なるなど、プログラムを日本でそのまま使えない。
保護者の養育能力の低さがYCの背景。ひとり親家庭、貧困、外国籍、依存症、精神疾患、虐待、不登校、アダルトチルドレン、少子高齢化等の社会問題が複雑に絡む。YC本人に対しての支援では不十分で、家族全体へのアプローチが必要。それはSWの領域。YCは「お手伝い」ではなく、保護者の責任の元でケアが行われると指摘。中学生の1%以上にYCが存在すると推測。	三富紀敬 (2000、2008、2010)、柴崎智恵子 (2005)	中学校39校、4420名対象の大規模調査。担任教員がYCをどの点で学校生活に影響するのかを数的に表した。YCの家庭内役割を担う理由も調査。お手伝いとの違いを保護者の責任の有無から指摘がある。	中学生以前と以後の実態は追っていない。質問紙への回答で、YCが一般的に認知されていないことから「答えにくいと思われる」ことがあり、回答が得られなかった部分があった。
家族を介護する若者への孤独や孤立の困難に対しての支援。家族全体の介護者支援ニーズや経験を考える。YCが排除される問題。現在の介護保険制度では、介護を担う家族の存在が暗に想定されているが、その家族は誰かは明示されていない。社会的排除があることに向かい合い介護の仕組みを考える必要性あり。	江原由美子 (2013)、藤崎宏子 (2014)、飯塚一郎・中島慎治 (2014)、北山沙和子 (2011)、三富紀敬 (2000、2008)、森田久美子 (2010)、中津海麻子 (2014)、澁谷智子 (2008)、土屋葉 (2006)	家族を介護する若者に対する考察は、介護の社会化からの視点も重要。メディアの発信の内容(資料の一覧あり)からの考察あり。	メディアの発信自体が多いとはいえない可能性あり。

タイトル	著者	発行年	雑誌名	背景	目的	方法	結果
介護を担う子ども(ヤングケアラー)に関する文献検討	青木由美恵	2016	ヒューマンケア研究学会誌	ひとり親家庭の増加。晩婚化、少子化など、親に代わりケアを担う子どもの増加。日本では介護をする子どもが居ても「よく出来た子」とされてしまう。	日本におけるヤングケアラー研究の動向を明らかにする。	文献検討。キーワード「ヤングケアラー」、「若年介護者」、「介護者」or「未成年」を医中誌 ver.5にて使用し、検索した。	発見のために学校の果たす役割の大きさ。家族全体への支援の必要性。ケアを担う子どもへの支援方法は確立されていない。発達の観点から一貫した心理・教育的支援が必要。
若年介護問題の研究：若年介護者を支援する仕組みの形成に向けて	武田卓也	2016	桃山学院大学博士論文	実の母親を著者が23歳から14年に渡り、介護を担ってきた経験を基にしている。	若年介護者と支援の仕組みの形成に向けて、若年介護者の概念整理、制度研究、実践の検討を通して若年介護者問題を研究した。	質的研究、ライフヒストリー。実践研究としてソーシャルアクションや各団体のチラシなどの収集、サイニーを用いた検討した。	文献研究は、介護の定義、範囲、概念の成立史などの整理と概観。ライフヒストリーは、著者の14年間の経験から得られた様々な言葉など。若年介護者支援の仕組みづくりの形成の課題と方向性が明らかにされている。
統合失調症を患う母親と暮らした娘の経験	田野中恭子 遠藤淑美 永井香織 芝山江美子	2016	佛光大学保健医療技術学部論集	精神障害を持つ親と暮らす子どもは、生活全般が脅かされる可能性。そのような親子への支援が必要。家族の中で介護者や家計を支える役割を担う。	統合失調症を患う親と暮らす子どもの経験を明らかにする。ここに着目した研究は少ない。	事例研究。インタビューによるデータ収集とその解析。	世話をされない生活を自分で何とかするしかない難しさ。親の悪化した症状による被害とトラウマ。病状を説明されない事による困難。親や親族からの愛情を感じず翻弄された生活。子ども自身の発達課題への親の病状による障害。教員・医療職・近隣住民の子どもへの踏み込まない関わりについての記述がある。
精神障害のある親をケアする子どもと精神保健福祉士の役割	森田久美子	2017	精神保健福祉	日本では、ケアを要する多くの人、事業者のサービスと家族ケアを受けている。家族のケアが生活を支えることも困難になってきている。近年、きょうだいや子どもがケアの担い手となることもある。	介護によって就業や学業を中断することは社会的な損失であり、介護者を支える総合的な社会支援のあり方を検討した。	ケアを担う子どもの概念整理を行い、次に中学校教職員を対象とした「ケアを担う子ども(YC)」の結果を確認して精神障害のある親のケアをする子どもに関わる精神保健福祉士の役割を検討する。	YCは、「健康状態が良くないもしくは障害の状態にある家族員に対して、ケア責任を有している18歳未満の人」である。YCは、1980年代後半のイギリスで、最も遅れて発見された介護者である。YCへの対応では、学外の機関との連携では、教育委員会、保健部、児童相談所であり、医療・福祉機関はない。
ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性—	澁谷智子	2017	成蹊大学文学部紀要	日本でもYCという言葉が知られ始め、全国規模ではないものの、各種の調査が行われるようになった。しかし、支援をする法律などは未整備で現状では何が出来るのかを模索している段階である。	YCに対して、現状の日本の法律の枠組みでは何が出来るのかの検討を行う。	様々な視点から、YCである子どもに対する支援の必要性を述べている。また、法律が制定されていない現在では、その法律制定の必要性を述べている。	イギリスではYCがどのように法的な立場にあるのかを整理した。家族の多様性に目を向けている。また、日本ではYCの法律がないため、既存の法律で対応できないかを考察している。
藤沢市ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査<教員調査>報告書	日本ケアラー連盟 ヤングケアラープロジェクト	2017	一般社団法人日本ケアラー連盟	藤沢市人口約42万人で神奈川県第4の規模の都市。東京のベッドタウンであり、メーカー企業の工場も多い。インドシナ難民定住センターに近く、外国人が多く、約13%の割合で外国人が住んでいる。この調査の前には、新潟県南魚沼市で調査が実施されており、農村部だけではなく、都市部の調査も必要である。	教育現場でどのようにYCが認識されているのか、その実態を明らかにし、ケアを担う子どもや若者への効果的な支援や政策につなげることを。	藤沢市の公立小学校・中学校・特別支援学校全55校の教員を対象にYCに関する調査である。対象の教員は1812名で、回答は1098名で、回収率は60.6%であった。無記名式自記式アンケートで、各学校を通して配布、回収をした。	教員の41%は、「YC」、「ケアを担う子ども」等の言葉を聞いた。担任教員の5人に1人がクラスに家族のケアをしている可能性を感じた児童・生徒がいた。その子どもの性別は62%が女子。子どものケアの相手はきょうだい(47%)とお母さん(42%)。その母は、精神的な問題が多い。きょうだいは幼い。その子どもの家族構成は、「母と子ども」が40%、「ふたり親と子ども」が35%。YCの内容は、家事、きょうだいの世話が多い。教員が気がつくのは、子ども本人の話が圧倒的に多い。影響は、欠席、学力不振、遅刻など。子どもと保護者の話を聞く精神的ケアや学習、登校、などの直接サポートや学内と学外の連携がある。
高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況：大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より	濱島淑恵 宮川雅充	2018	厚生指針	近年、YCの存在割合、ケアの状況などが報告されている。学校生活においても、遅刻・欠席・学業不振・衛生・栄養などの問題がある。	YC調査は行われているが、高校における実態調査はほぼ行われていない。特に高校生自身の質問紙調査がない。YCの実態を当事者である高校生自身の認識に基づいて把握する。	大阪府下の公立高校生6160名を対象に調査票を配布し、要ケア家族の有無、YCのケアの状況、要ケア家族の状態、ケアの内容・頻度・時間、存在割合などを得た。	ケアを要する家族がいる割合は、12.7%であり、うち48.9%はケアを担っている。要ケア家族は、身体障害・身体的機能の低下、病気、認知症などが続く。ケアの内容は、家事、外出時の介助・付き添い、感情面のサポート、病院や施設へのお見舞い、身体的な介助など。ケアしていることは、友人には話すが、教員や専門職には話してない。YCの存在割合は、5.2%で、過去の大阪府の教員に実施した調査では、15%であり、教員が把握している以上にYCが存在している可能性がある。

表の注1. YCは「ヤングケアラー」を、SSWは「スクールソーシャルワーカー」を、SWは「ソーシャルワーカー」を表す。

表の注2. 「強み」と「限界」の項目は、筆者が各論文を読んで得た筆者なりの解釈であり、各論文の著者が「強み」「限界」として記述してはいない。

筆者の書いたものと著者が書いたものを分けて書くべきだが、1枚の表にすることに意味があると捉え、右端の2列「強み」「限界」として、1枚の表に表した。

日本のヤングケアラー研究の動向と到達点

考察	引用	強み (筆者の解釈)	限界 (筆者の解釈)
質的研究で、ナラティブからの分析。日本と先行するイギリスとの比較と対比。イギリスでの指摘が日本でもみられる。事例研究では、日本でもYCの存在が明らかになり、介護を担う要因、責任、影響、認識などの蓄積有り。2013には、YC研究動向、研究課題の提示有り。2015には、YCの存在率が実態把握された。	澁谷智子 (2012、2014)、ベッカー (2000)、福知栄子 (1996)、三富紀敬 (1997、2000、2008)、柴崎智恵子 (2006)、木下康仁 (2013)、土屋葉 (2006)、森田久美子 (2010、2013)、中津真美・廣田栄子 (2012、2013)、北山沙和子 (2015)	YC研究動向を文献からまとめたこと。研究年代と研究方法からの分析である。定義についてまとめられている。到達点が示されている。得られた知見は多い。	国内の文献中心のため、質的、量的研究とも分析件数が多いとはいえない。「資料」であり、文献検討の位置づけになっている。
ライフストーリーでは、著者自身の14年間に渡る若年介護者としての経験を踏まえ、介護実態、介護問題を論じ、様々な介護問題が明らかに。「ライフステージ移行」「ワーク・ライフ・バランス」「家族介護システム」「社会的孤立」などが明らかにされている。	上野千鶴子 (1994、2008、2011、2013)、春日キスヨ (2010、2011)、柴崎智恵子 (2005)、澁谷智子 (2012、2014、2015)、武田卓也 (2008a、2008b、2009、2010、2013、2014、2015a、2015b)、津止正敏 (2007、2009、2010、2013)、畠中宗一 (2006)、三富紀敬 (2000、2008、2010、2011)、大和礼子 (2008)	様々な内容が検討される。著者が若年介護者だったことなど。若年介護者支援の課題や方向性まで議論がなされている。	先行研究が少ないために、様々な点でひとつひとつ手探りの研究であったこと。事例が著者本人の例だけになったこと。
生活支援の必要性。子どもへの疾患説明の必要性。健全な大人との関わりの必要性。また、経験をしたある画家は、精神疾患の親と子どもの関係を「子どもらしく人形と遊ぶ代わりに親の面倒を見る暗い生活」という内容の絵を描いている。生活支援を行うことの必要性を明らかにしている。	下山千景 (2005)、牧野忍・巽あさみ (2014)、北山沙和 (ママ) (2011)、岡村正幸 (2009)、川崎洋子 (2010)、土田幸子 (2013)、岡田尊司 (2011)	親が精神疾患と限定されている。その子どもたちがどんな支援を必要とするのかをインタビューを通して得る。子どもたちへの支援の必要性を生活課題や発達の問題や周囲の関わりから明らかになった。	様々な問題点や支援の必要性が明らかになった。しかし、それを現状のシステムにいかにつなげるのかということはこの研究で目指していないと思われる。問題の提起である。
子どもへの支援の考えの中心に、「家族全体を考えるアプローチ」を据えることが重要である。どの様な支援があれば、養育者の役割を果たしやすいかの視点も必要である。ケアを担う子どもを発見し、必要な支援を得られるようアセスメントにつなげる仕組みを地域内に作っていくことが必要である。	南山浩二 (2006)、森田久美子 (2010)、三富紀敬 (2000)、一般社団法人日本ケアラー連盟 (2015) (2016)、総務省主計局 (2013)	精神保健福祉士の役割が精神障害のある親をケアする子どもの支援 (YC) に必要なことを述べている。	従来からの統計資料を用いての分析と考察となっている。
イギリスでは、YCに対して法的な位置づけを行い、公的な支援が行われている。しかし、日本では法律がないために、「子ども・若者育成支援推進法」と「子供・育成支援推進大綱」のどこをどのようにYC支援に適用できるのかを述べている。	北山沙和子 (2011)、三富紀敬 (2000)、森田久美子 (2010)、日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2015)、澁谷智子 (2014)	日本では未整備の、YCに対する法律の必要性を述べており、現状では既存の法律での対応を述べている。イギリスの法を制定している国と未整備の日本を比較している。	法が未整備のために、行政官もYCに対してどのような支援が出来るのかを探っている状況である。既存の法律でどのように対応できるのかを考察している状況である。
半分の教員が家族のケアをする子どもがいるとした。家族に病気や障害がなくても貧困などの理由で重いケアを担い、学校生活に支障が出ている。ケアの相手は、母で精神疾患が多い。その子どもの4割が「母と子ども」世帯で、藤沢市では「母親と子ども世帯」が7%でかなり高い比率である。教員はYCに本人の話から気がつくことが多い。日常会話や欠席の理由から知る。その子どもの他に支援者がわからないケースが6割で、支援者が分かる場合の6割以上が親戚だ。教員の子どもの対応では、本人の話聞き、親と面談をして改善策をともに考えるや、見相やカウンセラーとの連携などが多い。しかし、相談がない段階で家庭の中にどの程度はいいよいかなど支援の難しさを表している。	報告書のために、引用文献についての記載はない。	藤沢市というベッドタウンであり、メーカー企業が多い都市部の公立小・中・特別支援全55校の教員が対象であり、規模が大きい。体系的な調査である。また外国人・外国籍の人が多くこと特徴的である。新潟県南魚沼市という農村部に続いて行われた。	幼いきょうだいがいることが、すなわちYCとは言い切れないので、その部分をどのように今後考えていくのかが、大きな実態調査での問題点であろう。また、藤沢市は、メーカー企業の工場とベッドタウンの両面があり、その地域差が見られれば、比較することでさらに興味深い結果になったことも予想される。
ケアの時間の長い場合は、教員が気がつくためYCの存在割合に近い。負担の軽い場合は、見逃す可能性がある。祖父母との同居、母親がいない、経済的な脆弱さを抱える家庭でYCになりやすい。社会構造的な問題ではないか。YCが抱える問題は、子どもの人権に関わる。教員、専門職へのYCへの理解、周知で、YCを孤立させないこと。家族介護を前提とした福祉制度、介護制度の見直し、ケアラー支援の充実が必要である。	日本ケアラー連盟 (2015)、北山沙和子・石倉健二 (2015)、澁谷智子 (2014)、濱島淑恵・宮川雅充 (2017)	小中学生では、なかなか自分自身がYCであることを認識できないケースがある。そこで高校生自身に質問紙調査をすることで、自身の認識に基づいての調査である。家庭内の状況、ケアの内容、ケアに費やす時間、教員に話していないことなど、実に様々なことがわかる。友人には話せても、教員や専門職には話せていないことなどがわかった。	幼いきょうだいがいることがYCなのかという議論がある。本調査では、除外している。YCの定身に質問紙調査をすることで、自身の認識に基づいての調査である。家庭内の状況、ケアの内容、ケアに費やす時間、教員に話していないことなど、実に様々なことがわかる。友人には話せても、教員や専門職には話せていないことなどがわかった。

保育学建設に資する「中間的な語彙」の創造

— 理論＝実践のインターフェイスとして —

吉田直哉

大阪府立大学

Toward Construction of Paradigm on ECEC in Japan

Yoshida Naoya

Osaka Prefecture University

抄録：本稿は、現在の「保育学」言説の問題点を指摘し、それを超克する保育理論を提示しうる保育学の建設に資する語彙の創出に関する提案を行うものである。本稿では、「保育学」の学的基盤の弱さ、およびそれと関連する研究共同体としての紐帯の弱さに起因する養成校教員の学問的コミュニケーションの疎外という隘路を突破するために必要とされる語彙を、グラウンデッド・セオリー・アプローチにおける「中核概念」のアナロジーで捉えなおす。それにより、保育実践の方略をリードするような「中間的な語彙」の創出と構造化という課題に応じる保育学の礎石を据えようとするものである。

キーワード：保育理論、保育原理、保育者養成学、グラウンデッド・セオリー

1. 「保育とは何か」という問いの過剰と、「保育学とは何か」という問いの過少

本稿は、現在における「保育学」言説の問題点を指摘し、その超克を目指すべく、実践的貢献を実現する保育理論を提示しうるような「保育学」の建設に資する語彙の創出に関する提案を行おうとするものである¹⁾。

「保育学」言説の特徴として、学的対象に対する関心の過剰と、学的方法に対する関心の過少を指摘することができる。1980年の時点で既に日名子太郎は、「保育学」の体系化のために、「研究対象」の確定と、「研究方法」の構築の必要性を指摘していた。「“保育学”という科学が体系化されてゆくためには、その基本的条件として、その2点を考えることが必要である」。第一の基本的条件として「保育学の研究対象は何か」を明らかにする必要性を指摘する

(日名子 1980: 94)。その上で、第二の基本的条件として、「研究方法」の確立を挙げ、「特定の科学にもっとも適した具体的方法は、その科学があつかう研究対象に依存するべきものである」と述べる。ところが、日名子は、「保育学」に「もっとも適した具体的方法」の存在を、少なくとも1980年の時点では認めていない。彼は述べる。「保育学は、その研究対象から考えて、生物学、医学、心理学、教育学、社会学、文化人類学など既成諸科学（これを保育関係諸科学とよぶ）の交流点に成立する新らしい科学的分野である」（日名子 1980: 95）。ここで日名子が述べているのは、「既成諸科学」の方法論を借りながら、保育という「研究対象」を、いわば学際的に研究し、それが「交流」し合うという保育学のイメージである。以上を踏まえた日名子による「保育学」の定義は、「乳幼児の心身の成長・発達を促す保

育的行為の場に応じてのあり方とその効果を因果的に説明することを目標とし、保育的行為の構造化とその説明的理解を図る科学である」というものである(日名子 1980:96)。「保育的行為」の「構造化」と「説明的理解」を担うのが保育学だとしている点で、保育計画論と保育方法論への貢献を保育学の担うべき主要な役割と認めている。

この二つの課題は、日名子の指摘から四半世紀経った2006年においても、小川博久によって指摘されつづけている。小川は、保育学を担う場としての日本保育学会(1948年創設)の性格について、次のように述べる。「保育学会は保育学についての基本的な性格を不明確にしたまま、保育をめぐる様々な問題状況を解決するために、必要とされる様々な研究上のアプローチを専門とする人々のいわば、集合体として成立している」(小川 2006:67)。つまり、学問的「性格」についての検討がないがしろにされたまま、「問題状況を解決する」ための、いわば対症療法的な知の産出への要請が、かろうじて「保育学」(およびその担い手としての日本保育学会)の存在意義とまとまりを与えてきたというのである。つまり、「保育学研究は、多様な問題解決のために誕生した」(小川 2006:67)。「問題」が先行し、それへの対応に迫られて、事後的に行われてきたのが「保育学研究」であるとされる。

小川のみるところ、保育学は、保育者にとっての有効な知を産出し、それを言語化する責務を負う。「近代教育福祉制度のもとでの職能としての保育者に必要な専門性の内実となるべき知の確立が保育学の最も基本とすべき課題である」(小川 2006:67)と述べるように、小川は保育者の「専門性の内実となるべき知」を保育学の主たる課題としており、保育者養成学の内容(コンテンツ)として保育学を位置付けている。保育者養成学としての保育学は、単に知を生産するのみならず、その知の現実性を省察的に捉え直すメタ的な性格を持つとされる。「保育者が実践するにあたって、なにゆえにその知が必要なのか、その知によって保育者自身の現状を反省し、その知の有効性や限界、さらには自らの実践の組み替えに寄与するような知である必要がある。そうした知は単に実践に必要な個々の知識であることを越えて、その知を実践とのかかわりの中で、省察

しうる知、つまりメタ的に自分の知を組み替えられる知、すなわち、保育学でなければならない」(小川 2006:68)。

小川によれば、現状の保育者養成は、養成校における「言語によって伝達」される知識と、「経験」を通して伝承・獲得される「身体技法」としての知が乖離し、両者の関連性の検討がおざなりにされている(小川 2006:68)結果、言語知が、身体技法へと転化されたり、逆に身体技法が言語知として蓄積されるということが起こりにくい。「言語によって伝達」される知の中に保育理論が含まれるのだが、この言語知としての理論知が、研究機関としての機能を有しない養成校においては軽視され、「言語によって伝達」される知は、保育原理として養成課程上は位置づけられ、その中核とされてはいるが、それは学問的知としては見なされてこず、周縁化された位置に甘んじてきたという(小川 2006:68)。

我々は、小川と同様に、小川は、学知としての保育学、すなわち「言語」によって構築された保育学の重要性を強調する(小川 2006:70)。そして「保育学」の構成要素たるべき「言語」、語彙の不在こそが、「保育学」の未成熟、あるいは未完成の主因であることを、本稿では指摘する²⁾。

2. 「保育学」の不在がもたらす養成校教員間のディスコミュニケーション

「保育学」は、保育者養成校教員によって担われてきた。その言説の生産者が養成校教員であると同時に、その言説のオーディエンス、受容者も養成校教員であるという二重の意味において、養成校教員が言説の主体なのである。無藤(2003)は、日本の保育研究の特色として、①実践的特質、②養成的特質、③文脈的特質、④保育の多様性に応じた研究の多様性を挙げているが、①保育研究が実践と強固な結びつきを取っている点、②養成教育への貢献を重視している点は、まさに養成校教員が保育研究を担ってきたという事情を反映したものであろう³⁾。

ところが、養成校において、「保育研究」を専門分野としている教員は少数派であるのが実態である。というのも、養成校教員は、「保育」を専門としている人(現場経験者)か、「保育」以外の「研究」を専門としている人かのいずれかであるからである。最

新のデータとは言い難いが、2011年の全国保育士養成協議会の専門委員会報告（『保育士養成資料集』54号、「指定保育士養成施設教員の実態に関する調査」報告書Ⅰ所収）を参照してみよう。同報告書は、養成校教員のプロフィール（経歴）についての調査結果を収載している。同調査は、全国保育士養成協議会会員校の教員を対象とし、2399人から回答を得た（回収率44.4%）。調査実施は2011年2～3月である。

それによると、養成校教員の最終学歴は、四大卒24.9%、修士卒37.6%、博士（満退含む）28.7%である。つまり、養成校教員の三分の一は、大学院在学経験がなく、研究の方法論についての基礎的なトレーニングを受けていない。

所有資格・免許は、中学校教諭50.2%、高等学校教諭49.9%、小学校教諭21.6%、幼稚園教諭19.6%、保育士15.8%となっている。驚くべきことに、養成校教員が最も多く持っている資格・免許は中・高の教員免許状であり、保育士資格取得者は2割に満たない。

専門領域は、保育系18.9%、教育系16.3%、心理系13.5%、音楽系11.5%、福祉系10.3%、体育系9.5%であり、その分散は大きい。上掲の保有資格・免許における幼稚園教諭免許状取得者と、保育系を専門領域とする者の割合が近似していることから、「保育系」を専門領域と回答した教員は、幼保の免許・資格取得者であり、かつ、現場経験者であることが推測される。つまり、「保育」が専門だと自己認識している養成校教員は、現場経験者であり、かつ研究者としての基本的トレーニングを大学院で経ていない可能性がある⁴⁾。

養成校の人的構成は、上述のように学歴、専門分野（取得資格）、職務経験が多様であり、この多様な人間たちが、「養成校」という組織を構成し、保育者養成という単一の仕事を協同して遂行する必要に迫られている。そもそもバックグラウンドを異にする人間の集合体であるから、そこには所与の語彙（それは「常識」の言語化でもある）が存在しない。

養成校内で、教員同士が学的コミュニケーションをとるためには、そのための共有的な語彙が必要となる。だが、この語彙の創出というミッションを、保育者養成学としての保育学は充分担いえてきたの

であろうか。保育者養成学としての保育学を担うエイジェントは、「保育原理」を担当する教員であったはずである。しかしながら、前出の小川が指摘するように、「保育原理を担当する教師」は、「研究者として養成された自らの学問的出自は、その大部分が心理学研究室あるいは、教育学研究室であり、保育問題に対する探究を保育学として自覚することもあまりなかった」（小川 2006：68）。この事情は、「四年制大学や大学院に保育学という講座がきわめて少な」かったため（小川 2006：68）、「保育原理を担当する教師」が必ずしも「保育学研究者」でなく、「保育学」の創出が養成校の内部においてなされてこなかったのである。

3. 保育学説史の展望と現在のドミナントな保育言説の性格

柴崎正行は、戦後における「保育学」学説史をレビューする中で、1948年の日本保育学会の設立が、「保育に関する諸問題を科学的に研究するという目的」を持ちつつなされたと指摘している（柴崎 1997：141）。日本保育学会設立趣旨に関する柴崎の指摘で重要なのは、保育学が①「問題」を対象とする学問であると位置づけられていた点、②「科学的」手法をとるとされていた点で、特に②「科学的」手法の探究という主題は、昭和50年代までの学会の主流を占めていたという。「保育の科学化を目指すのが保育学の目的」とする論者が日本保育学会のメインストリームを成したと柴崎は言い、その例として日名子太郎を挙げる。ここで問題なのは、保育の「科学」化と言ったときに、具体的にどのような「科学」を連想するかという点である。つまり、保育「科学」のモデルとなるディシプリンを、既存の「科学」のうち、どれに照準するかという問題である。

科学モデルを既存のディシプリンのいずれに設定するかという問題は、当時においても意識されていた。「この頃の保育学は科学性を唱えてはいてもまだ独自の的方法論が確立されたわけではなく、教育学、心理学、医学などの方法論を乳幼児を対象に用いていたにすぎない。したがって、有機的、総合的な学問分野というよりも、それらの分野の研究者が対象の共通性を基盤にして連携していた」。つまり、方法論の自立という課題に取り組む以前に、「乳幼

児」という「対象」に、既存の複数の「科学」の方法論をいわば応用することによって成立していたのが「保育学」であり、そこでの保育学は「保育を対象とする学問」という以外に共通性、あるいは求心性を持ち得ていなかったのである。

隣接科学の「適用」とは別の方途として提示されたのは、「発達保障に視点を置いた乳幼児学」、発達という規範的語彙の導入による保育学の「総合科学」化という道筋である。守屋光雄のように、「発達心理学を中核としながら、医学、福祉学、社会学、行財政学など近接各分野を多面的、有機的、総合的に包括する理論的、実践的総合科学」と保育学を位置づける道である。この構想では、「発達」を規範化し、それを価値として「保障」するために、既存の諸科学を総動員するというフォーラム（場）として保育学が位置づけられる。ここでは、保育学はもっぱら、規範としての「発達」概念の明確化と、「発達」に対して既存の諸科学がどのように貢献しうるかを提案する判定役を担うことになる。

如上の保育学の「科学」化という試みとは別の形で、保育学の再定義が行われたのは、柴崎によれば、昭和60年代であったという。保育学を、対象によって定義するのではなく、保育学の方法論としての自立を図る動きが生じてきたのである。

1980年の段階で、日名子太郎は、保育学の「科学化」は単なる科学的手法の借用によっては成立し得ず、「保育の本質」に即した「独自の方法」を創出する必要性を主張していた。「かえって科学的であろうとして、すべての面にわたって科学的手法を用いようとするの余り、保育の本質を見失ないかねない場合もあるから余程注意しなくてはならない。保育学には、保育学独自の方法があり、それを今後、漸進的に案出していかなくてはならない」（日名子1980：98）。保育学の方法論的自立という願望は、保育学の「科学」化とその行き詰まり、「近代科学」への懐疑の提出というポストモダンの言説状況の出現による「科学」概念の拡散を経て、1980年代後半から前面化してきたように見える。

「保育学的方法論の探求」とも言うべきこの動向は、方法論としての意味論的ターンを志向した。この意味論的方法論においては、保育学の対象としての子どもは「人間」とされ、「人間」に対する「理

解」のための方法論の確立こそが、保育学の方法論的自立のための必須の条件と考えられた。ここにおいて、保育学の方法論とは、「子ども理解の方法論」とほとんど同値か、少なくともそれを核心とするものとして構想される。つまり、保育学は、子ども理解のための学問として位置づけられるのである。例えば、森上史朗の「保育への人間科学的アプローチ」を、この潮流に位置づけることができる。森上は、保育学のように生きた人間を対象とする学問分野では従来の自然科学的な手法ではその行為の意味が理解できないとし、相手との関係の中に身を置く現象学的手法によって共感的に意味を理解することが必要となることを主張した。森上によって提起された保育学方法論を「現象学的な方向性」において探求したのは、柴崎によれば津守真を嚆矢とする。この「現象学的」保育学、つまり現象学的に子どもを「理解」することを方法論の核心に据える傾向は、現在にまで継続しているというのが柴崎の見立てである。「現在の保育学は保育を人間現象としてとらえており、保育において展開される生きた保育的状況に参加してその意味的世界を共感的・分析的に理解することにより、その保育の妥当性の根拠を検討し、それをより有意義なものにする学問という方向性をめざしている」のが、現在の保育学のドミナントな潮流である。

現在の「保育学」におけるドミナントな潮流に対する柴崎の見立ては、山内紀幸の「保育学」言説に関する分析と重なり合う。山内は、現在の「保育学」言説を成り立たせている二項コードの存在を指摘した上で（山内 2007：149-156）、保育学の代表的な言説の生産者として、平井信義、大場牧夫、小田豊、津守真、鯨岡峻らを挙げ、その言説の特色を抽出しようとしている。山内によれば、「保育学」言説は「全人的・直観的な研究」を志向し、これは「数量的・客観的な研究」に対置される。さらに、「保育現場と一体化した研究」が推奨され、その背景には「状況的・可変的な発達観」があり、「連続的・固定的な発達観」は退けられるという。現在の保育学言説は、遺伝的な素質が年齢に即して段階的に発露してくるとする「発達心理学」のもつ発達観を問題視し、「保育者と子どもとのかかわりの中で立ち現れてくる個別の発達」を重視するようなコードを有し

ているというのである。

現在の保育のドミナントな潮流を形作っている津守真らの所論に対する有効な批判は、やはり小川博久が提起している。小川の指摘する津守の問題点は、「保育者の実践は個人の行動の自由な変化にのみ焦点をしばればよいと考えてしまった点」（小川 2016：78）にある。そこからは、「子どもどうしのかかわり」や「集団保育」における保育者の役割というような、「状況的背景」の中で生起してくる「保育の実現」が捨象されているという点で「形而上学的」である（小川 2016：82）。こういった津守の理論的な欠点は、「外的事実をとらえることを捨てて、幼児の内面世界と向き合う方法を志向」することから生まれてきたものであり、「実証主義的研究方法の放棄」という、上述の保育学言説を規定する方法論的転換と軌を一にするものである。「幼児の内面世界」が、個々の子どもの「うち」にある「生」の体験である以上、それは個別のもの、独自のものとならざるを得ない。それを認識しようとする津守の「現象学的な本質直観」も、個々の子どもの内面に向けられたものとなるから、結局、保育者と子どもとの一対一の関わりのみが焦点化されることになる（小川 2016：82）。そこには、「外面的な事実をいくら重ねても、そこからは何も明らかにならない」という方法論の放棄あるいは諦観が伏在しているという。

4. 現在の保育学が抱える問題は何か：「中間的な語彙」の不在

「保育学」をめぐるディスコミュニケーションという問題は、保育研究を統合する、あるいは隣接諸科学を架橋・交流する（交通整理する）〈場〉としての保育学の不在という問題と重なり合っている。「保育学」は、学問独自の手法を供えているわけではなく（つまり方法論によって規定されたカテゴリーではなく）、対象によって規定されたカテゴリーであると認識されてきたのである。言い方を変えれば、「保育」「子ども」とその周辺を対象としていけば、それらは全て「保育学」でありえてき（てしま）たということである。

「保育」「子ども」という対象へのアプローチは、日名子が指摘したように、心理学的手法、社会学的

手法、哲学的手法（現象学的手法を含む）、歴史学的手法など様々なアプローチが可能であるが、現状では、心理学者による保育研究、社会学者による保育研究、思想研究者による保育研究、歴史学者による保育研究が併存しており、それらの間はほとんど没交渉であり、学際的な交流あるいはディスカッションが活性化しているとは言いがたい現状にある。それを引き起こしているのが、交流するための語彙の不足であるというのが本稿の仮説であった。前述のように、養成校教員同士のコミュニケーションのための語彙、保育研究を行う相異なるディシプリンに依拠する研究者同士のコミュニケーションのための語彙、これらの語彙がいずれも欠落している。これらの語彙は、既存の隣接諸科学の中から借用するわけにはいかず、新たに創り出す必要がある。このような共通語彙を案出するのが、本来の保育学の任務のはずである。

隣接諸科学の保育学的再構築を図るため、保育学を「基礎学」の上に建設しようとするいわば二階建工法を提案しているのは汐見稔幸である。この「基礎学」が、いわば諸科学の共通語彙を提供するリソースとして機能する。汐見は、「人間学」を保育学の「基礎学」として位置づけようとする。人間学の知見を「応用」「適用」することによって総合科学としての保育学を作ろうとするのではなく、人間学を基礎学として、既存の関連・隣接諸科学の知見をその上に再構成・再構築しようとする試みである。汐見は言う。「教育学とか保育学というのは [中略]、他のさまざまな学問を借りながら自分たちのやっていくことを説明していくというところがある。そうした基礎学を置かざるを得ない」（汐見・久保編 2016：109）。汐見が述べているのは、隣接諸科学を借用しながらも、それらの知見を対外的に「説明」するための語彙のリソースとして基礎学が定義されるということである。汐見によれば、基礎学として、心理学、生物学、医学などを選択することもできるし、社会学や哲学、人間学を基礎学にすることもできる。ただ、汐見が人間学を基礎学として提案するのは、彼のいう「人間学」が、「脳科学」や「遺伝学」と反目し合わない融通性を有しているからである。「関連諸学の知見を貪欲に吸収しながら、今まで自明だと思ってきたものをすべて疑い直すと

いうか、そうやって基礎学をもう一度確認して、保育学をはっきりと、こういった学問を基礎として保育理論をつくりあげる必要がある（汐見・久保編 2016：110）。つまり、汐見の見るところ、「保育理論」というのはあくまで基礎学が提案するものであり、隣接諸科学そのものの直接的移入ではない。「保育理論」を生成しうるリソースとしての基礎学は、「議論」のためのフォーラム、学際的交流のプラットフォームの形成・維持のために必要なのである。

ここで重要な、かつ懸念すべきことは、柴崎や山内が現在ドミナント（支配的）となっていると指摘するような保育言説、特に現象学に範を取るような、「子ども理解」を中心とする言説が、汐見の言うような隣接諸科学をも巻き込んだ議論的交流のプラットフォームを形成する「基礎学」としての機能を全く果たしていないということである。2019年現在、「保育学」を冠する最新の著作である西隆太郎の著作（西 2018）において主題的に取り上げられているのが倉橋惣三と津守真であるが、この二者は子どもと保育者の関係性を現象学的に見て取る、いわば保育者から子どもに対する理解の方法論の提示者として扱われている。

西に対しては、小川が津守に対して向けた批判がそのまま当てはまる。西は、「子どもたちとの人間的な出会いを通して、実践と研究を結ぶ新たな保育学を探究」することを課題として挙げている（西 2018：ii 傍点引用者）。そのために必要な「考え方」として西が挙げるのが「関係性と相互性」「イメージと物語」「人間的な視野」である（西 2018：iii）。これらはいずれも、子どもを「理解」あるいは「解釈」するために必要な基本的前提である。つまり、西が言う子どもと「出会う」ことは、子どもを「理解・解釈する」とほとんど同値である。つまり、西にとって、「保育学」とは、子どもの「心の世界」「気持ち」を「理解」「解釈」するための方法論を意味している（西 2018：vii）。「保育者にとって、行為の意味を理解し解釈することは、基本的な行為である」（西 2018：vii）ことは到底否定しがたいが、なぜ保育者の行為の方略について、西は何も語らないのであろうか。西に見られるような保育者の行為の方略について語る方法論の欠如は、子どもの行為の理解を通して子どもの「心」を理解すれば、おのず

から保育者は適切に子どもに行為する（関わる）ことができる、と西が暗黙のうちに前提していることの帰結であろう。このような、理解論への方法論の塗り込めこそが、小川は指摘していなかった現象学的保育言説の大きな問題点なのである。

現在のドミナントとなっている保育学言説のリソースとなっている倉橋や津守のテキストには、学問的レファレンスが極めて少なく、倉橋や津守のテキストを、学問的な思想空間の座標軸上に定位することは困難である。このような思想史的断絶に加え、詩的＝私的な子どもとの一回性の関係記述が前面化され、それによって編み上げられたテキストが「保育学」と呼称されていることは、それを媒介とした言説の「場」としての「保育学」の成立をさらに困難にさせる。津守と共に保育記録を蓄積した本田和子は、子どもを「観る」ことが「身体感覚や情動」という、保育者の個人的な感覚に依存するため、それを記述するためには「科学の言葉」よりも「文学（詩）の言葉」が使用されると述べる（秋田 2016：99）。「観る者」としての保育者が、子どもと共存する場から切りはなせない存在として位置づけられている以上、その記述も、他者への転用可能性を持たない（一回限りの、掛け替えのない現象である）という特質のゆえに、方法論への転化ないし昇華をかたくなに拒むものにならざるを得ないのである。このような詩的＝私的な言語あるいは物語の紡ぎ出しとしての保育学は、一回性＝普遍性の中に塗り込められたものであり、学問的交流のプラットフォーム建設に資することがない。というのも、このような詩的＝私的な子どもとの関係性記述は、まさにそれが一回限りの「動かしがたい、否定しがたい厳然たる事実」と記述者自身に観念されているがゆえに、自らの言説の前提を相対化し、議論の対象とすることを許さないからだ。

つまり、一回限りの過去を物語として後付的に、あるいは後出し的に記述しているのに過ぎないから、その言説は未来における実践をエンパワーメントしない。それは子ども「世界」に対する理解の方法論であり、保育方法論、保育計画論ではない。つまり、保育者はどうすればよいか、については何も語らない。物語（ナラティブ）としての保育言説は、事後的な語彙（後理論）であり、「前理論」では

ない（ヴェーニガー 2010）。理解の方法論は「後理論」に傾斜する。「前理論」が方法論、つまり実践をエンパワーメントする、あるいは実践を生成する理論である。実践を生成するためには、適度に抽象的・適度に具体的でなければならない。つまり、既存の保育学言説は、保育者の行為を導く「中間的な語彙」を提供していないのである。

保育学における「中間的な語彙」とは、コルトハーヘンが教師教育学、特に教育実習生の指導において重視している「小文字の理論（フロネーシス）」に相当している。コルトハーヘンによれば、「小文字の理論」とは、「実習生自身の経験に近く、どう行なうかを決める際に役立つような状況の把握を促してくれるようなシンプルで具体的な原理」（コルトハーヘン編 2016：168）である。本稿においても、理論による行為へのエンパワーメントというコルトハーヘンの強調点は共有されている⁵⁾。

既に、教師教育学をめぐることは、教育学の学知、知識と教育実践の関連についての議論が展開されてきている。秋田喜代美がギボンズを引用しながら述べているように（秋田 1999）、教育学における「研究」をめぐることは、それが生み出す知識の二つのモードの存在を前提とし、その両者の「関係」を結び直すことが必要となる。知識の二つのモードとは、「モードⅠ」が「研究の価値がその学問の内的規範や論理によって規定され、研究成果の評価は学問の知識体系の発展にいかんにか貢献しているかを同業者がピアレビューし評価することによって決まる」言説のパターンである。それに対して、「モードⅡ」は、「社会に開かれた知識生産活動」によって生じる知識であり、「解決に取り組むべき現実の課題が研究テーマとなる」。それにより問題への「解の共有」を目指すのが「モードⅡ」である。重要なことは、「複数のモードⅠ的な知識から課題解決に必要な知識を配置すること」が、「モードⅡ的な知的生産の重要な役割」であるということである。秋田が強調するように、「モード間の関係を基礎と応用、学問と実践という二分法で捉えない」ことが重要である。つまり、「モードⅠ」の応用的言説が「モードⅡ」なのではない。「学問的研究は基礎という発想」を乗り越えて、「モードⅠ」の「モードⅡ」への変換あるいは再構成、「モードⅡ」の、「モードⅠ」へのリソース

化など、両者の関係性の編み直しこそが求められることを秋田は強調した上で、「教育の知の生産活動」を行う「大学の研究者」が今後、自覚的に両モード間の言説的変換を果たしていくことを期待するのである。「モードⅠ」が、汐見のいう「基礎学」に相当するとすれば、「モードⅡ」は、この「基礎学」の「問題」の次元における展開であり、問題の「解」へと向けた言説の再編成が、実践という問題の文脈に即して試みられることになる。その結果産出された「モードⅡ」化された「モードⅠ」、あるいは「問題」の文脈をくぐることで「モードⅠ」と「モードⅡ」が止揚された新しい知こそが、本稿において「中間的な語彙」と呼ばれる言語知に他ならない。

保育学における「中間的な語彙」の不在という問題は、山内紀幸が指摘する保育界独特の語法、山内の言う「保育指導案ジャーゴン」（山内 2007：201）の問題点とも重なり合う。保育者が多用する独特の語彙や言い回しである「保育指導案ジャーゴン」は、「保育者が保育で目指すべき保育内容を何も示さない」、「何が子どもにとって必要な環境で、教材なのかという具体的な語りができない」、「けっして評価言語として要件を満たしていない。「〇〇くんは楽しさを味わっています」「〇〇さんは心情が育っています」と言っても、それは具体的にどういった姿を指すのか、何も示さない」というような、具体性を欠如させていることを山内は問題視している。この具体性の欠如という問題は、上述の現象学的保育学が生み出す一回限りの関係性を解釈することだけに留まるようなミクロ的すぎる語彙にも共通する問題である。これらの語彙はいずれも、極度に文脈依存的であるために、今後の実践をエンパワーメントしない⁶⁾。

この問題への山内の対案は、「保育指導案ジャーゴン」を「細分化」することで「具体的な評価言語」を創出するというものである。その「評価言語」は、保育者の間で「お互いに語り合うことができる」共通性、共有性を備えるものである。つまり、「保育指導案ジャーゴン」は、具体性を欠く空虚な語彙であるために実践をエンパワーメントしえないので、具体性が見えてくるまで「細分化」して外延（意味内容）を「小さくする」ことを提案しているのである。逆に、現象学的保育学が生み出す「一回限りの関係

記述」は、当事者以外に適応不可能であるという点で、小さすぎる。小さすぎるがゆえに、実践をエンパワーメントしえない。本稿が「中間的な語彙」の必要性を訴えるのは何より、「中間的な語彙」こそが実践をエンパワーメントする「前理論」の構成要素になりうるからである。

5. 保育学の構成要素としての「中間的な語彙」の創出

本稿における提案は、山内の言う「細分化」された語彙、あるいは「中間的な語彙」を、グラウンデッド・セオリー・アプローチにおける「中核概念」のアナロジーで捉えるというものである。グラウンデッド・セオリー・アプローチの提唱者のグレイザーとストラウスによれば、それは「こまごまとしたデータを関連づけ、体系化し、理解し、かつ彼らが関心を抱いた社会現象がどのように行われているのかを説明する、ある基本的な概念—中核概念—を取り出す」ことを目的にする（フリック 2016：24）。グラウンデッド・セオリー・アプローチとは、社会調査などにおける質的調査データなどの分析手法の一つであり、インタビューなどによって得られたデータ（言説）に、コードを付け（コーディング）、そのコードをもとに理論化を行う手法である。語り・言説としてのデータをまず文章化し、その文章を細かく分断した内容に具体的なラベルを付けて、そのラベルをさらにグループ化したりグループを関連づけたりすることで現象を表し、ラベル間・グループ間の関係性を明らかにしていく。グラウンデッド・セオリー・アプローチにおける「中核概念」は、生成段階においては「後理論」だが、それが具体的行為の意味づけに関する概念であるという点で、後続の行為を導き出す「前理論」としても機能する。

フリックの言う「こまごまとしたデータ」は、「事例」に当たるのであり、「事例」の「関連」を説明する概念を提示するのが保育学の役割であるということになる。本稿では、「中核概念」を「中間的な語彙」と呼び直したい。「中間的な語彙」は、バカでかい理念・タテマエとしての概念（例えば、人権、子どもの最善の利益、子どもの心への寄り添い、受容と共感、子どもの全面的発達の保障、など）と、ミ

クロ文脈に依存した局地的ジャーゴンとの中間にある語彙である。そして、①中間的な語彙の創出と、②中間的な語彙と他の中間的な語彙の関連性、接続の態様を吟味する営みとして「保育学」を位置づけたい⁷⁾。

本稿の言う「中間的な語彙」は、第一義的には、保育者の実践についての語りから抽出されるものを想定している。ところが、本稿の言う質的研究法を転用した意味的・解釈的方法は、学的言説を含む保育言説に適用することも可能である。対象が保育者のナラティブであっても、「保育研究者」が生み出す言説であっても、そこから中核概念、すなわち「中間的な語彙」を抽出し、複数の「中間的な語彙」間の関連性を精査し、語彙のコンステレーションの提示を目指す本稿の提案する方法論を適応しうる。

筆者が、保育学の構成要素としての「中間的な語彙」の創出の方法論として、グラウンデッド・セオリー・アプローチという質的研究法にモデルを採るのは、質的研究法が語彙の創出を本旨とするということの他に、保育学言説が、保育実践の意味づけとその実践への再応用を目指すという保育者養成学的性格を担うからである。保育実践の意味づけと実践への再応用が可能な「中間的な語彙」こそ、小川が言うような保育者養成学としての保育学の構成要素となるものである。

本稿が提案する「中間的な語彙」の抽出・創出のための実際のプロセスは四つの段階からなる。①語りのテキスト化、②意味的ユニットの抽出、③ユニットのカテゴリー化、④カテゴリー間の関連化である。まず保育言説を、単位化（ユニット化）する。それ以上分割できない単位まで、語りを分割する（言説素への分解）。第二に、複数の言説素（ユニット）を意味的な集合にまとめる（カテゴリー化、コード化）。言説を一段階上位のメタ的意味へと抽象するプロセスであるから、このプロセスが肝要である。カテゴリーを命名し、意味付与する。当然のことながら、カテゴリーは複数登場しうる。カテゴリーの名称は、相互に違いが分かるようにしておく必要がある（相違点の具体化）。カテゴリーの下に、サブカテゴリー（下位のカテゴリー）を設けることもできる。カテゴリーが複数抽出できれば、カテゴリー同士の関連化の作業を行う。複数のカテゴリー

ごとの水準が異なると関連化ができない。カテゴリー生成のプロセスは一段階の抽象化のプロセスである。この抽象化が、「一段階」に留まることが重要である。つまり、あまりに小さい、具体的すぎるカテゴリーでも不適切であり、かといって、バカでかすぎる、抽象的すぎるカテゴリーでも不適切である。ここでいうカテゴリーの名称こそが「中間的な語彙」に相当するのであり、カテゴリー相互の関連性を命題化したものが「理論」に他ならない。ここでいう「中間的」とは、保育実践者にとって具体的な行動の指針となる水準である。

以上のような手法は、言説に対して客観主義を採るわけではなく、実践への応用可能性、変容可能性を常に念頭に置くと言う意味で実践との連絡を確保しようとする点では、プラグマティックでさえあるという点で、前述の小川のいう「保育理論」である。

我々は、「保育学」がコトバで構成されているということを再反省する必要があるのではないか。保育学の構成要素としての保育研究は、コトバで構成されるよりほかないという単純な事実を意識化する。言い換えれば、コトバの質こそが、「保育学」の質、すなわち理論としての水準を決定するのである。

附記

本稿は、日本保育者養成教育学会第4回研究大会（2020年3月、福山市立大学）において、口頭発表される予定であった草稿を含む（当該研究大会は不開催）。なお、本稿のアイデアは、筆者が行った「保育者養成校教員にとって「質的研究」とは何か」と題された近畿ブロック全国保育士養成協議会2019年度総会講演（「保育者養成校教員にとって「質的研究」とは何か」、2019年4月、神戸女子短期大学）を準備する過程において萌出したものである。

注

- 1) 本稿においては、小川（2016）に依拠して、「保育思想」を「保育という現象についての総体的観念」およびその言語化された構築物とし、「保育理論」を、「保育思想」のうち、「保育実践との関係を具体的に明らかにできる」言語的構築物とする。本稿における「保育学」は、「保育理論」を産出するための営為の総体とその成果物である。
- 2) 小川のいう「確かな知」としての保育学が未成立である中で、保育の学的コミュニケーションは、幼稚園教育要領、保育所保育指針など「告示」の語彙を援用する形で行われてきた。公的文書の語彙が、交流のための理論的語彙、学知的語彙を機能的に代替するという状態が生み出されている。ただ、保育所保育指針などの「大綱」は、それ

が「大綱」であるがゆえに、つねに抽象的であり、それを読む者の創造的な補完を必要とする。その読み手（受け手）側の補完によって、「遊び」「生活」「子ども」などの中心的概念の内包は、ほとんど無限に微分化していき、それらの中心的概念のみによって学問的コミュニケーションを成立させることは不可能である。各々が脳裡に思い描いている内包が異なるためである。

- 3) 「保育学」をタイトルに持つ書籍は、保育原理のテキストであり続けてきた事実からも、無藤の指摘する保育研究の「養成的特質」が読み取れよう。戦後初の「保育学」を書名に關した山下俊郎『保育学概説』（恒星社厚生閣、1956年）から、日名子太郎『保育学序説』（福村出版、1966年）、鯉坂二夫・寛田知義・中島誠共編『保育学概論』（ミネルヴァ書房、1967年）、山根薫・森重敏・高橋種昭編『保育学概論』（東京同文書院、1971年）、守屋光雄『保育学原論：乳幼児の発達保障と保育』（朝倉書店、1976年）と、戦後刊行されてきた「保育学」書籍は、「概説」「序説」「原論」などをタイトルに持つことからわかるように、保育学生、特に初学の学生が読むことを想定としたテキストである。保育学生を対象とした「概論」や「序説」など入門的著作しか刊行されていないことに、学的深化ないし発展の弱さを読み取りうる。
- 4) 対象地域は限定的ではあるが、全国保育士養成協議会九州ブロック会員校に対する2019年の調査（55校中35校から回答）でも、おおよそ同様の結果が示されている（門田ほか2019）。それによると、中・高のみの免許状を有するのが24.3%、保幼のみが15.1%であった。中高教員免許の教科は、音楽、保健体育、美術、国語の順に多い。最終学歴は修士課程修了が46.6%、満期退学を含む博士課程修了が33.1%で、四大卒以下は20.3%ということになる。修士課程修了以上の8割が保育実践なしと回答している。
- 5) ただ、コルトハーヘンにおいては、「大文字の理論（エピステーメ）」、つまり書籍や研究論文にテキスト化された理論の価値が不当に低く見積もられており、かつ、「大文字の理論」と「小文字の理論」の相互作用、特に前者から後者への翻訳可能性について十分な検討がなされていない。コルトハーヘンにおける「大文字の理論」は、上記の汐見が指摘する「基礎学」とオーバーラップする。コルトハーヘンにおいては、「基礎学」、すなわち「大文字の理論」の「小文字の理論」化のプロセスが検討されていない。
- 6) さらに、これらの詩的＝私的言語は、他者との共有可能性を重視しないため、独我論（その「我」が一人称複数であろうとも）に陥る。
- 7) 本稿における「保育学」の位置付けは、宮澤康人が教育学に即して提案した「教育の論理学」の保育におけるカウンターパートとも言えるであろう。宮澤は、早くも1984年（「座談会：史哲研究室10年をふりかえる：史哲における新たな教育学をめざして」東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室『研究室紀要』（10）、1984年）、教育史研究、教育哲学研究の「教育学」に対する貢献を論じる中で、「教育学独自の概念を設定して、それを論理的に吟味し、構成していく」作業を行う「教育の論理学」の必要性を唱えている。宮澤は、「緻密なモノグラフィックな研究が、歴史

的研究にせよ理論的研究にせよ、非常にタコツボ的になっていく」現状が、教育史研究者、教育哲学研究者の「不安」を掻き立てているにもかかわらず、「いろんなテーマを媒介する共通概念がないためにやむをえずそうになっていく」現状を批判している。不可欠な「ほんとの研究交流」を可能にするためには、教育学独自の概念の吟味と構成が不可欠であると宮澤は言う。

参考文献

- 秋田喜代美「「モードⅡの活動による教育研究と教育」を考える」香川大学教育学研究室編『教育という「物語」』世織書房、1999年。
- 秋田喜代美「保育学としての問いと研究方法」日本保育学会編『保育学とは：問いと成り立ち』（保育学講座1）、東京大学出版会、2016年。
- ヴェーニガー「教育における理論と実践」（宮野安治訳）、『教育学研究論集』6-7、2010年。
- 小川博久「保育学の学問的性格をめぐって」『研究紀要：人文学部』17、2006年。
- 小川博久「保育を支えてきた理論と思想」日本保育学会編『保育学とは：問いと成り立ち』（保育学講座1）、東京大学出版会、2016年。
- 門田理世・渡邊由恵・阪木啓二・原陽一郎・小栗正裕・大谷朝・山田朋子「保育者養成校における保育政策情報収集に関する一考察」『2019年度全国保育士養成セミナー実施要項』全国保育士養成協議会、2019年。
- ギブス『質的データの分析』砂上史子ほか訳、新曜社、2017年。
- コルトハーゲン編著『教師教育学：理論と実践をつなぐリアリティック・アプローチ』武田信子監訳、学文社、2010年。
- 佐藤郁哉『質的データ分析法』新曜社、2008年。
- 汐見稔幸・久保健太編著『保育のグランドデザインを描く』ミネルヴァ書房、2016年。
- 柴崎正行「わが国において保育学はどのように探求されてきたか」『東京家政大学研究紀要』37集、(1)、1997年。
- 津守真「保育学の発展の必要」『幼児の教育』67、(1)、1968年。
- 西隆太郎『子どもと出会う保育学：思想と実践の融合をめざして』ミネルヴァ書房、2018年。
- 日名子太郎「“保育学”の学的性格に関する一考察」『論叢』(21)、1980年。
- フリック『質的研究のデザイン』鈴木聡志訳、新曜社、2016年。
- 無藤隆「保育学研究の現状と展望」『保育学研究』70、(3)、2003年。
- 山内紀幸「保育ジャーゴンの研究：社会文脈実践家としての保育者」磯部裕子・山内紀幸『ナラティブとしての保育学』（幼児教育知の探究1）、萌文書林、2007年。

受付日：2020年3月2日

女性の転倒と、化粧（口紅やおしろい等）を使用する 日常習慣との関連性について

久保吉丸

医療法人 赤枝会

The relation between the fall down of elderly women and their daily make-up routine

Kubo Yoshimaru

Akaeda medical corporation

要旨：本研究は、女性の転倒と化粧（口紅やおしろい等）の日常習慣の関連性について明らかにすることを目的に、2019年9月にアンケート調査を実施した。回収した調査票を基に分析を行った結果、女性の転倒と日常習慣として用いてきた化粧との間に有意な関連が認められた。健康の内から日常習慣として用いる化粧が、年齢を重ね結果的に転倒のリスクを下げる可能性があることがわかった。

本研究では化粧をすることで転倒を予防する要因の何かに影響を及ぼしたかまでは言及できなかったが、化粧が転倒を予防する、すなわち介護予防や健康寿命の延伸につながる可能性を示唆した。

キーワード：女性、転倒、化粧、口紅、生活習慣

1. はじめに

(1) 研究の動機

高齢化の進展、人口減社会へと突入する日本国内において、社会保障給付費は年々増えておりとりわけ介護給付費の伸びが大きい¹⁾。この伸び率を抑えるためには、介護予防や健康寿命の延伸の視点は必要不可欠である。厚生労働省が発表した国民生活基礎調査²⁾によれば、要介護度別にみた介護が必要となった主な原因が明らかとなっている。内訳には、要支援者全体で3位、要介護4・5それぞれで3位、といずれも転倒骨折が要因で介護が必要となった高齢者の割合が高い調査結果が示されている。転倒を予防することが健康寿命の延伸や、結果的に介護給付費の伸びを緩やかにすることへつながるとすれば、どのような取り組みを行うことで転倒予防に

つながるのか検討する必要がある。他方、転倒骨折をはじめ介護予防に向けた介護予防教室や地域交流活動等の取り組みは、自治体や社会福祉協議会を中心に全国的に取り組まれている。

個人的動機：92歳で他界した私の祖母は、最期まで在宅生活を続けることができた中で、転倒は亡くなる直前の1～2年前に数回あった程度であった。思い返すと、祖母は専業主婦として生活してきたが、その生活習慣に着目すると毎朝起きて化粧台に向かい化粧をしていた。どこかへ外出する訳でもなく行っていた毎日の生活習慣であった。たった1名の例だが本研究の問題意識の根底にこの祖母の生活習慣が研究動機の一つであることは否めない。

(2) 研究の目的

転倒骨折と生活習慣の関連について、これまで主に高齢者の運動器や口腔機能、栄養状態に着目した研究が見受けられた。しかし、高齢者の介護が必要となる前の生活習慣では、女性の転倒と化粧の関連について調査した研究は国内で見受けられなかった。

私は2010年にデンマークに3ヶ月滞在し、北欧の社会福祉・社会保障について学習し見聞した中から、デンマークの高齢者住宅には、お化粧品やアクセサリを身につけお洒落する高齢者が生き生きと生活している姿が大変印象的であった。帰国後、フランスのサンテティエンヌ大学研究でお紅や口紅を用いる高齢者は、そうでない人に比べて体のバランスや姿勢がよく、転倒しにくいことが分かった、とするインターネット上の報告記事³⁾を閲覧し、日本の高齢者もこのような研究結果が当てはまるのか疑問意識を持つようになる。

そこで本研究では、女性の転倒と、化粧（口紅やおしろい等）の日常習慣について関連性があるか否かを調べてみた。但し、研究目的が広いため本研究はその予備的研究として調査したものである。

(3) 用語の操作的定義

本研究で使用する用語は以下の通り定義した。

「お化粧品」

山村⁴⁾は、化粧の定義について、広義の身体加工と捉えるなら「入浴、洗髪、洗顔などでからだを清潔にする。髪を含む体毛を切り、結い、縮れさせる、あるいは抜く等の加工をする。

入れ墨や瘢痕分身のように洗い落とせない身体加工をする。顔やからだの表面を紅や白粉などで彩色する。液体や軟膏などを塗って体表の手入れをするとしている。即ち美容整形等の医療行為によってからだの一部の形を変える」などが化粧に該当する。衣服を身にまとうのと同じように、化粧は人間だけが何らかの意図を持って、意識的に行う行為なのである。

狭義の意味で一般に言う化粧は「人が顔に紅や白粉等を塗る行為。眉毛の処理。あるいは顔の肌のお手入れ（スキンケア）」をとらえると述べている。

本研究では、この狭義の「人が顔に紅や白粉等を

塗る行為。眉毛の処理。あるいは顔の肌のお手入れ（スキンケア）」を化粧と定義した。

「転倒」

武藤ら⁵⁾は、転倒事例チェックリストを作成し、調査を実施している。その中で転倒について「からだの膝から上の部分が地面につくような状態」と定義している。

本研究でも、転倒についてこの定義を引用した。

2. 研究方法

(1) 調査対象

本研究では、以下の3群に分け各群20名の女性に調査を実施した。

- ①在宅生活を続けており通所リハビリテーションへ通所している方
- ②自治体が開催している介護予防教室に参加している方
- ③グランドゴルフに通われている方

(2) 調査方法

無記名自記式の質問紙調査を実施し、回収した調査票を分析の対象とした。

質問紙は、調査の依頼協力を得られた担当者へ一括配布し、任意により回答を得られた方の調査票を直接回収した。

- ①デイケアに通所されている要支援・要介護認定を受けている女性から通所利用時に調査票を記入していただき、その場で回収する。
- ②大和市が主催する自治会の介護予防教室へ調査票を配布し、参加者に記入していただいた後、担当職員が集計後一括して回収する。
- ③大和市のグランドゴルフ会場にて、参加者へ調査票を記入していただき、一括集計後回収する。

(3) 調査期間

2019年9月2週目までに各群担当者から調査協力の同意を得て、同月3週日以降に調査を実施し、10月1週目までに調査票を回収した。

(4) 倫理的配慮

本研究は職業教育研究開発センター倫理委員会の

承認を得て実施した（承認番号19-08）。調査依頼をする施設や団体の担当者へ研究の概要、調査目的、調査参加は任意で途中辞退の自由を書面又は口頭で説明し、調査実施前に同意を得た。調査票は無記名式となり個人特定されず、研究終了後に速やかに破棄する旨を書面にて説明した。調査票にも同様の説明を文書で明記した。

（5）先行研究

A. 化粧が高齢者の心身にもたらす影響について述べた文献

A-1. 資生堂が介護保険施設にて実施した化粧療法プログラム⁶⁾⁷⁾では、高齢者の左右の握力が増強し、自力で手すりをしっかり握めるようになったこと、食事・整容・トイレ移乗などの自立度が改善したことを報告している。

A-2. 池山ら⁸⁾⁹⁾は、化粧行為の際に手指や腕を動かすことによって筋肉に負荷がかかり、広範囲にわたる肘の関節可動域を使うことから、握力が上昇すると考えられる。認知症に対しても有効性があり、徘徊頻度や夜間のナースコールが減少したことを報告している。また、化粧は社会性と社交性が高まるとともに、自分をより意識するようになると述べている。

A-3. 谷口ら⁷⁾¹⁰⁾は、化粧が心や脳の認知機能に与える効果として、気持ちを明るく、前向きにすることや脳の活性化を促すことを報告している。

A-4. フランスのサンテティエヌ大学研究³⁾では、ほお紅や口紅を用いる高齢者はそうでない人に比べて体のバランスや姿勢がよく、転倒しにくいことが分かったと報告している。

A-5. 大熊¹¹⁾は「北欧の施設を回ったときに、施設で暮らすお年寄りがきれいな服装に毎朝替えて、化粧されている。そういうことが「寝たきり老人」を作らないことに関係あるのだと感じた」と述べている。

B. 女性高齢者の転倒に関する文献

B-1. 大高¹²⁾は、転倒は大腿骨近位部骨折の発生原因の77.7%を占め、90歳以上に限れば84.1%が転倒によるものとされる。

大腿骨近位部骨折数の経年変化では85歳以上の女性高齢者数の伸び率が著しい。また、大腿骨近位部骨折は、転倒による事故死と同様に年齢とともに

指数関数的に増大すると報告している。

この他、国内外の文献について、転倒予防や高齢者の健康と化粧の関連について記述されている文献は見当たらなかった。

3. 研究結果

（1）調査票回収結果

2-（1）で分けた3群の内、

①在宅生活を続けており通所リハビリテーションへ通所している方に30枚配布中27枚回収、

③グランドゴルフに通われている方30枚配布中20枚回収した。

回収率は78%で、内4票は無効票であったためサンプル数は43である。

②自治体が開催している介護予防教室に参加している方については、事前に自治体の協力が得られず、調査実施ができなかった。

（2）単純集計の結果

①過去3年以内に転倒した回数を質問した項目では、全く転倒しなかった方が全体の56%、1回以上転倒を経験された方が、44%であった。

②化粧を習慣として行っていた方は全体の74%で、行っていなかった方は26%であった。

③②の結果をグランドゴルフに通っている群（以下＝G群）と、デイケアに通っている群（以下＝D群）で比較分析をする。G群の内化粧を日常習慣としていた方の割合は94.4%、そうでない方の割合は5.6%であった。D群の内化粧を日常習慣としていた方の割合は60%、そうでない方の割合は40%であった。

④化粧をいつも行うと答えた方内、化粧する頻度については、「毎日する」「ほぼ毎日する」で81%、「時々する」「ほとんどしない」で19%であった。

⑤化粧品別使用割合（複数回答）では、「化粧水・乳液等」が68.2%、次いで「口紅」が61.4%、「ファンデーション」が59.1%であった。

（3）クロス集計の結果

（2）単純集計結果で挙げた①、②の質問項目について、クロス集計を行った結果、過去3年以内に転倒をしなかった群の内、化粧を行っていた方は

88%、行っていなかった方は12%であった。

化粧を習慣としている（以下＝化粧群）かそうでないか（以下＝非化粧群）の群と、全く転倒しなかった、1回以上したという群をクロス集計し、2つの変数間の独立性の検定を行った。検定方法は χ^2 検定を用いた。

結果、 χ^2 値は6.4でP値＝0.01となり、有意水準5%を下回った。よって、「化粧する習慣は転倒回数と関係がない」という帰無仮説は棄却され2つの変数間は独立していないことがわかった。（図表1参照）

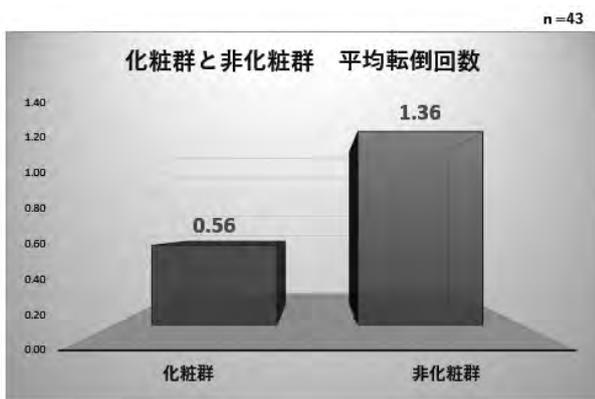
図表1. 化粧の習慣と過去3年以内の転倒の人数分布と χ^2 検定の結果

項目	過去3年以内の転倒回数		χ^2 値	p値
	0回	1回以上		
日常習慣として化粧してきた	21	10	6.4	0.011
日常習慣として化粧していない	3	9		

n=43

（4）平均転倒回数

過去3年以内に転倒回数の平均値では、化粧群で0.56回、非化粧群で1.36回とその差は2.43倍の開きがあった。（図表2参照）



図表2. 化粧群と非化粧群の平均転倒回数結果

4. 考察

（1）分析結果について

独立性の検定の結果、化粧群と、非化粧群の過去3年以内の転倒回数に有意な差が認められた。また両群の平均転倒回数に倍以上の差が見られたことから、化粧を行う生活習慣が転倒と関係があることが

明らかとなった。

しかし、化粧をする生活習慣そのものが転倒予防に関係していると考え以外に、化粧が転倒を予防する何かに影響を与えている可能性があると考えられることでもある。

転倒の内的要因には、加齢による筋力低下などの運動要因や、閉じこもりや意欲の減退など心理要因が挙げられる¹³⁾。化粧をする生活習慣がこういった運動要因や心理要因等に影響を与えているのか、それ以外の何かに影響を与えている可能性も考えられるため検証を重ねる必要がある。いずれにしても転倒を予防することへつながる要素になると仮定した場合、化粧は有効的といえる。

（2）使用化粧品について

化粧品別使用割合では「化粧水・乳液等」が68.2%、次いで「口紅」が61.4%、「ファンデーション」が59.1%であった。化粧品それぞれと、転倒回数で χ^2 検定を行った結果、化粧品別使用品目と転倒回数との間で有意な差は認められなかったため、化粧品目と転倒に直接的な関連があるとは考えにくい。複合的に化粧を用いることで転倒回数に何らかの影響を与えることも考えられるため今後の研究課題としたい。

（3）2群の比較分析について

3. - (2) - ③ G群とD群の単純集計結果では、化粧群の内、G群94.4%に対し、D群60%でG群の方が化粧を用いてきた方の割合が高い結果となった。これについて、在宅介護サービスを受けていない群の方が在宅介護サービスを受けている群よりも、化粧を習慣として用いてきた割合が高い結果を示している。言い換えると、化粧を用いることで介護保険サービスを受けない方の割合が増える可能性があると考えられる。

（4）化粧以外の生活習慣について

本研究対象者は、通所リハビリテーションに通われている方27名、グランドゴルフに通われている方20名の合計47名であった。基本属性で共通する点は、2019年9月時点で在宅生活を続けている60歳以上の女性である点と、最低1-2回/週に外出す

る生活習慣がある点である。

最低週に1-2回外出することは少なくとも、外出されない方と比べ筋力低下予防の効果や活動量が高いことが予想できる。分析結果では、転倒と化粧に関係があることを示した。これは最低1-2回/週に外出する習慣が転倒予防に影響を与えている可能性や化粧が外出する意欲に影響を及ぼし、結果的に転倒予防につながる可能性等も考えられる。したがって、化粧と転倒の関連性を認めるには、普段外出していない方へも同様の調査をする必要があると考える。

(5) 転倒予防の経済的効果について

先行研究で述べた通り、転倒による大腿骨近位部骨折数の経年変化では、85歳以上の女性高齢者数の伸び率が著しい。また、大腿骨近位部骨折は、転倒による事故死と同様に年齢とともに指数関数的に増大するされる¹²⁾。

転倒し大腿骨頸部骨折となり入院した場合、1件あたりの医療費は約132万円要するとされる¹⁴⁾。その後の介護費用を含めば更に医療・介護費用がかかる。

化粧を用いることで結果的に転倒を予防する可能性が広がれば、こういった医療・介護費用の膨張を抑えることへつながり、個人当たり支出や介護給付費抑制等への経済的効果も期待できると考える。

(6) 研究の限界

今調査では、女性が40歳代という健康の内から化粧を日常習慣として用いることと転倒の関連について明らかにすることを設問項目とした。したがって、あくまで予防的視点で調査を実施したため、現状介護や支援が必要となった高齢者の内、心身状況により自立して化粧をすることが難しい方に対して、化粧を用いることと転倒が関連しているかまでは検証できていない。仮に関連があるとした場合、介護現場で化粧を支援として実施するには、現実的でない側面がある。介護現場は慢性的な人員不足といわれており、元々一人ひとりにケアを行う時間が限られている中で、更に化粧を介護職員等が実施する場合、時間が足りない等職員の不満対象となりかねない。現実的どのような方法であれば多忙な介

護現場において化粧を用いることができるのか検討課題として挙げられる。

5. 結論

本研究では、健康な内から化粧を日常習慣として用いる方は、用いない方よりも転倒のリスクが低いことが明らかとなった。

6. まとめ

本研究により、生活習慣の中の化粧が転倒予防につながる可能性が明らかとなった。しかし、考察で挙げたように研究調査で関連性を立証するには、不十分な点を残している。化粧が転倒の要因とされる何らかに影響を与えているのかを見極めきれなかったため今後の研究課題としたい。それには今後調査規模、サンプル数を広げる、調査対象者の日常生活習慣で外出しない方を対象とする等、調査の視点を変えて実施する必要がある。

別の視点で言えば、本研究では女性の化粧に着目して転倒との関連を調査した。これを男性の生活習慣に例えて身だしなみ、着衣や整容等と転倒に関連があるかを検討していきたい。

また、化粧を用いる目的や用いる化粧品目・かける費用は個人により異なる。今回の調査ではこういった質問を設けなかったため言及していないが、先行研究が無かったことからわかる通り、化粧の効果に「転倒を予防する」や「健康を維持する」「長期的に生活の支出を抑えることへつながる」等へ影響することに注目されることはこれまでなかったように感じる。そういった意味で、予備的研究ではあるが本研究における独自性のある程度見出せたのではないかと考える。

女性が元々健康な時点で習慣的に化粧を用いることが、結果的に転倒のリスクを下げていることにつながる事が判れば、健康寿命の延伸や介護予防、在宅生活の継続に寄与する可能性を示唆している。

7. 謝辞

本研究作成にあたり、親身にご指導いただきました大妻女子大学名誉教授の川廷宗之先生、静岡福祉大学小林哲也先生、学校法人敬心学園の皆様へ厚く

御礼申し上げます。

参議院議員北村経夫事務所秘書の大野一成様、前国際医療福祉大学大学院の佐藤貴一郎先生、大和市グランドゴルフ協会副会長の家氏俊二様、医療法人赤枝会理事長赤枝雄一先生、介護老人保健施設しょうじゅの里大和施設長の又吉國雄先生、藤田若菜主任をはじめ通所リハビリテーション職員の皆様、並びに調査研究にご協力いただきました全ての方々に心より感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所。社会保障費用統計 2019. 8/2発表
- 2) 平成28年度国民生活基礎調査：厚生労働省 2017. 6/27 発表
- 3) https://www.google.co.jp/amp/s/gigazine.net/amp/20090406_lipstick 2009
- 4) 山本博美、(2016、5/20)、『化粧の日本史：美意識の移りかわり』、吉川弘文館
- 5) 武藤芳照編著、(2002.12.20)、『転倒予防教室 — 転倒予防への医学的対応 — 第2版』 日本医事新報社 [転倒事例チェックリスト]
- 6) (2016.8)、「化粧の力で高齢者の生活の質向上をサポートする」、国際商業、pp.84-
- 7) 岩田喜美枝、(2013)、「化粧の力で高齢者を元気にする」、『日本化粧品学会誌』37巻3号 pp.187-191
- 8) 池山和幸、(2017)、「化粧がもたらすココロとカラダへの影響 化粧療法で高齢者の残存機能を引き出す」、『ナース専科』、Vol.37 (5)、pp.72-77
- 9) 池山和幸ほか、(2012. 3)、「高齢者に対する化粧療法プログラムによる心身改善効果」、『人間工学』、13 (1)、pp26-29
- 10) 谷口正弘、(2017.8)、「高齢者に対する化粧ケアの有効性とライフオリティ向上への期待」、『Fragrance Journal』、pp33-38
- 11) 大熊由紀子、(1990. 9. 20)『「寝たきり老人」のいる国はない国』、ぶどう社、
- 12) 大高洋平、(2015)、「高齢者の転倒予防と課題」、『日本転倒予防学会誌』 Vol.1 : 11-20
- 13) 二瓶美里ほか、(2016)、「転倒の内的要因分析に基づく転倒頻度予測手法の提案」、『日本転倒予防学会誌』 Vol.3、No.1 : pp. 3-12
- 14) 林泰史、(2007)、「高齢者の転倒防止」『日老医誌』、44、pp.591-594

参考文献

- i) 伊波和恵、浜治世、(2000)「高齢女性と化粧 — 化粧の臨床心理学的適用の方法および実践 —」、『繊維機械学会誌』53巻 6号
- ii) 庄山茂子、石川麻梨、栃原裕、中川早苗、県立長崎シーボルト大学他、(2004)、「高齢女性の化粧行動に関する研究 — 女子学生との比較 —」、『人間と生活環境』、11巻2号
- iii) 日本化学会編著、(1993. 9. 20)、『お化粧と科学』、大日本図書
- iv) 高橋千秋他、(2004. 12)、「化粧が施設入所高齢者の日常生活にハリをもたせるプロセス」、『セミナー医療と社会』26号
- v) 岩田喜美枝、(2013)、「化粧の力で高齢者を元気にする」、『日本化粧品学会誌』37巻3号 pp.187-191
- vi) 河合恒ほか、(2016)、「化粧ケアが地域在住高齢者の主観的健康感へ及ぼす効果 — 傾向スコア法による検証 —」、『日本老年医学会誌』、53巻2号 pp.123-132

受付日：2020年3月23日

翻訳・「子ども保護に関するマンロー報告（最終版） 概要：子ども中心システムに向けて」

訳：吉田直哉¹⁾ 鈴木更紗²⁾

¹⁾ 大阪府立大学

²⁾ 大阪府立大学大学院博士前期課程

Translation: The Munro Review of Child Protection: Final Report A child-centred system

Yoshida Naoya¹⁾

Suzuki Sarasa²⁾

¹⁾ Osaka prefecture university

²⁾ Osaka prefecture university

抄録：本稿は、英国のアイリーン・マンローが編纂した「子ども保護に関するマンロー報告（最終版）概要：子ども中心システムに向けて」の抄訳に訳者解題を付したものである。「マンロー報告」のうち第三次の最終報告書（2011年5月）の冒頭部分に置かれた報告全体の概要（executive summary および summary of recommendations）を示す。

キーワード：セーフガーディング、児童虐待、システムズ・アプローチ、多機関協働

訳者まえがき

今回抄訳を示す「子ども保護に関するマンロー報告（最終版）概要：子ども中心システムに向けて」（通称「マンロー報告」）とは、2010年から2011年にかけて、英国において三次にわたって提出された子ども保護施策の革新に関する提言・勧告を集約した報告書（英国教育省委託事業）の総称であり、現在の児童保護政策の基調をなすものと評価される文書である（吉田 2016）。本訳稿では、「マンロー報告」のうち第三次の最終報告書「子ども保護に関するマンロー報告：最終報告・子ども中心システムへ向け」（2011年5月）の冒頭部分に置かれた報告全体の概要（executive summary および summary of recommendations）を示す。翻訳にあたっては、前半の executive summary の下訳を吉田、後半の

summary of recommendations の下訳を鈴木が担当し、両者の共同的な検討を経て最終的な訳文を作成した。但し、訳文の決定に関する最終的な責任は吉田にある。なお、未訳出の部分を含む本報告書の全文は、以下の英国政府の公式サイトにおいて全文が公開されており、無料で閲覧できる（https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/175391/Munro-Review.pdf#search=%27munro+review+of+child+protection%27）。

「マンロー報告」エグゼクティブ・サマリー

1. 教育大臣が子ども保護についての報告を2010年6月に要請した際の中心的な問いは以下のようのものであった。「専門職が、脆弱な子どもたち

を保護するため、彼らがしうるベストな判断をするための手助けとは何か?」。この最終報告は、子どもたちや若者、家族に与えられる支援に関する最良の判断を専門職ができるようにするような条件を作り上げることを意図した改良のための提案である。これは、過剰に官僚化され、コンプライアンスに焦点化してしまっているシステムから、専門職としての知識を重視し、発展させ、子どもと若者の安全と福祉に焦点化するシステムへの移行を含んでいる。

2. 本報告は、「システム」理論を、現在の条件がどのように生じてきたかを検討するために使用することから始められる。2010年10月に提出された第一次報告は、現在の子ども保護システムを、次の4つの重要な力によって形成されたものとして表現していた。すなわち

- 子どもと若者の安全と福祉の重要性、および子どもが殺害されるか、深刻な害を受けた際の明確で強力なアクション
- 子ども保護事業の複雑性と、それに関連する不安定性は除去されうるという広く共有された信念
- 子どもの死亡に対する耳目を集める公的な調査において、過誤の原因に対する十分に深い検討をすることのない専門職の過誤に注目するためのレディネス
- パフォーマンス指標と目的に対して与えられた過度の重要性。それは実践の一部についてのみ表すに過ぎず、与えられた支援の質と効率性のプロセスに対する注意を歪めてしまう

3. これらの力は、寄り集って防御的なシステムを作り上げてしまう。そのシステムは、手続きと記録に過剰な重点を置いてしまい、結果として、子どもや若者、家族に対する効果的な業務を行うための専門性の発達とそれへの支援について不十分な注意しか与えられなくなってしまう。

4. 本年(2011年)2月に提出された第二次報告は、そのシステムがどのように発展させられるかを示す子ども保護システムの探求、必要とすることから支援を受けることへの移行を考慮に入

れている。その結論は次のようなものである。「正しいこと」(すなわち、次の手続き)をするかわりに、システムはその正しいことを実行することに焦点化されなければならない(すなわち、子どもと若者が支援されたかどうかをチェックすること)。エリアを改良する延長的なコンサルテーションは、第二次報告の中で示され、この最終報告に結実している。

専門職の専門性を尊重するシステム

5. 実践者およびその管理者は、本報告に関して、法令上のガイドライン、目標、地域的ルールが広範囲にわたるようになり、結果として彼らが子どもを中心として職務に従事する能力を制限してきた、と述べている。官僚制の要求は、彼らの、子ども、若者、家族に対して、直接的な働きかけをする能力を減殺してきた。サービスは、過度に標準化され、結果として、その時々様々なニーズへの必要とされる対応が提供されえなかった。本報告は、専門職を追従的な文化から、学習的な文化へと移行することを支援するため、中央からの命令の分量をラディカルに削減することを勧告する。

6. 本報告は、以下のことを勧告する。政府は、法令上の、多機関協働のガイダンスを改訂し、不必要で助けとならない命令・指示を削除する。そして、効果的な多機関協働のための本質的なルールと、グッドプラクティスを支える諸原則のみに関与する。例えば、ソーシャルワークアセスメントのための標準時程表は、実践を歪めかねないため、撤廃されるべきである。適時制の原則は重要であり、アセスメントの早期段階だけでなく、子どもや若者への支援の全ての過程に適用されるべきである。

7. 査察は、最前線における実践におけるプライオリティに影響を与える。というのも、査察は、追従文化から学習文化への変化を支援しなければならないからだ。本報告は、子どもが支援されているか否かなどに関する本質的に重要な事項に対する査察が行われうるかを検討するため、オフステッド(教育監査局)と緊密に協働してきた。本報告は、第二次報告で示された勧

告を再確認する。すなわち、査察は、官僚制的な弊害を最小限にするため、予告なしの基準に基づいて実施される。さらに、査察の枠組みは、子ども、若者、彼らの家族を査察システムの中心に据えつつ、保健、教育、警察、保護観察及び司法システムを含む、あらゆる地域サービスの貢献の効率性を精査する。

早期支援のための責任の共有

8. グラハム・アレン下院議員、クレア・ティッケル女史、ホン・フランク・フィールド下院議員らによって主導された諸報告のように、子ども、若者、家族に対する早期介入の効果に関する、ますます増大しつつあるエビデンスに、本報告も注目し、そのような援助を提供することの重要性に対する彼らの見解を共有している。予防的サービスは、事後的サービスに比較して、虐待やネグレクトを減少させるために多くをなしうる。多くの機関と専門職が、子どもと家族を彼らの協働を支援することは、非効率と怠慢を減らす上で重要である。この報告は、政府が地方当局と法令上のパートナーに対し、子どもや若者、家族に対して、地域における早期の支援サービスを提供する義務を課すよう勧告する。これは、特定の子どもの家族によって必要とされる早期の支援の発見に結びつくと同時に、彼らのニーズが子どもソーシャルケアサービスの基準に適合しない場合も、必要とされる支援の提供へと結びつく。
9. 予防的、あるいはその他のサービスにおいて、良好なメカニズムは、苦しみ、あるいは苦しむう、あるいは虐待またはネグレクトによって傷つけられつつある、そして子どもソーシャルケアサービスへの照会を必要とする子どもや若者を発見することを援助するために必要とされる。子ども虐待とネグレクト、両親の問題が結びつくこと、例えば精神的健康が損なわれていたり、家庭内暴力が行われていたり、薬物使用が行われているなどの問題は、しばしば起こりうる。その場合、虐待やネグレクトを発見することは容易ではない。そのサインや兆候は、しばしば不明瞭であり、それゆえに、それらの子

どもたち、若者、成人に関わる支援をする際、子どもソーシャルケアサービスへの照会が必要であるか否かを決定し、懸案を議論するため、ソーシャルワークの専門性にアクセスしうることが重要である。

ソーシャルワークの専門性の向上

10. ソーシャルワーカーに対する命令・規定の増加のレベルは、それが実践の改善を意図したものであるにしても、アンバランスなものとなっている。それらの命令・規定に従うこと、およびコンプライアンスを示すために記録を保持することは、あまりにも大きな重責となっている。子どもや家族を理解し援助するために、彼らとの関係性を構築することが中心になければならないということが曖昧になっている。本報告は、ソーシャルワーカーがより専門的な判断ができるように勧告を行うものだが、同時に彼らの専門性を向上させることに対しても関心を払っている。ソーシャルワーク・タスクフォース（SWTF）と、ソーシャルワーク再編委員会（SWRB）の仕事に基づき、本報告は、初期訓練から継続的な専門職としての成長に至るまでの、ソーシャルワーカーの知識とスキルの抜本的な改善を重視する。本報告は、ソーシャルワーカーが、最も適切な結論に達することを促すため、調査によるエビデンスを使用することの重要性を強調する。
11. 本報告は、以下のように結論づける。広範囲にわたる命令・規定は、専門職として、自らの知識とスキルを向上させるための責任能力をも阻害する。SWTFとSWRBは、スキルの向上のための基礎を示し、包括的な「専門的能力の枠組み」を開発している。子どもや家族に関するソーシャルワークに対して、本報告は、知識、批判的省察、分析、介入、技能に関する能力の詳細を示している。本報告は、以下のことを勧告する。すなわち、これらの能力が、初期のソーシャルワーク訓練、継続的な専門職としての成長、パフォーマンス評価とキャリア構造において、明確に反映されるよう勧告する。
12. ソーシャルワークの専門性の改革は、どのよう

な支援が子どもたちの生活における問題を解決するのに関する、使用可能なエビデンスを最善の形で利用することによって、子どもや若者のための成果を著しく改善させるはずである。職員の専門性を向上させるためには投資が必要である。しかし、地域的な改革が彼らの知識とスキルを向上させているような領域においては、既にその投資は効果を上げつつある。優れた技術をもってした支援は、子どもたちや若者が、彼らの家族とともに安全に生活できるようにし、大きな費用の削減をもたらす。重要なことに、資源は、専門性を新しい道へと送り出すために、さらなる専門性と訓練の必要性を向上させるため、必要とされるだろう。そしてこの新しい道は、本報告が投資を必要とすると見なしている領域なのである。

組織的な文脈：効果的なソーシャルワーク実践の支援

13. 指示の減少に伴って、地方当局の指導者は、さらなる自律性を持つようになるだろう。その一方で、彼らのスタッフがより高いレベルの知識と技能を持ちつつ職務に従事するよう支援するさらなる責任をも負うことになる。本報告は、地方当局に対して、必要とされる知識と技能を定義し、ソーシャルワーカーが知識・技能を向上させることを支援することによって、職員が提案するサービスの幅を決定する責任を負うよう求める。例えば、子どもや家族に対するエビデンスに基づいたソーシャルワークを実施することを望む地方当局は、この実践が効果的に実施されるためには、訓練、スーパーヴィジョン、ITによるサポートとモニタリングにおいて、どのような変化が必要とされているかを考慮する必要がある。子どもや家族に与えられる支援の平等性に注目し続けるため、彼らは子どもや家族が受けているサービスに対する見方や経験、および彼らに支援を提供している専門職について、細心の注意を払う必要がある。
14. 本報告は、SWTFの次のような見方を共有している。すなわち、現在のキャリア構造が、個人のレベルにおいてだけでなく、一般的な専門職

のレベルにおいても専門性の向上を阻害している。それは、昇進が余りに早すぎ、子どもや家族との直接のソーシャルワークから離れてしまうからである。さらに多様なキャリアパスと、マネジメントの分野において、実践者のためにより強い代弁が必要とされる。本報告は、各地方当局において、直接的な業務を実践する人物が主席子ども・家庭ソーシャルワーカーに指名され、スキルの実践を拡張させることについての助言を行うことを勧告する。この役割は、ソーシャルワーカーの、自分の仕事の影響を与える人々に対する見方に関連するよう、責任を負う。

15. SWTFの勧告に基づいて創設されたソーシャルワークを育成するカレッジは、専門職が知識と専門性を構築するのを支援するにあたって、重要な役割を果たす。そのレビューは、ソーシャルワークが政府の中においてより注目されるべきであると考えており、チーフソーシャルワーカーの創設をも勧告している。チーフソーシャルワーカーの責務は、ソーシャルワークの実践、および子どもや若者に提供された支援の効果に関して政府に助言することを含む。

アカウンタビリティの明確化と学習システムの構築

16. 応答性ある子ども保護システムを作ろうとする主要な挑戦は、幅広い専門職が、子どもや若者の生活に何が起きているかを正確に理解するための協働を支援する。その結果、適切な支援が提供される。説明責任の明確な系統、子どもサービス監督者、指名された人物などの役割は、極めて重要である。
17. 本報告は、以下のように勧告する。説明責任の明確な系統は、連立政権の公共サービス改革のためのプランが実行される間、継続する。特に、本報告は以下のように勧告する。地方当局は、個別の役割と子ども局長、子ども局の主導メンバーの責任を保護するため、それらの役割を占める個人に付加的な機能が配分され、代替的なアプローチが、十分な注目と注意を国家の最も脆弱な子どもたちに注ぐことを可能にするかを要求するのに先立って、しかるべき考慮

をする義務を負う。

18. 専門職としての判断の実践を促進するシステムに移行するにあたって、地方の多機関システムは、よりよいモニタリング、学習、実践の調整・適合を必要とする。本報告は、事例を定期的に検討することが標準となり、そして保健セクターで使用されている「システムズ・アプローチ」が、とりわけ深刻な事例検討の際には適用・応用されることを勧告する。これにより、障壁を克服して、のぞましい実践を導くような、より深い学びが可能になるであろう。
19. パフォーマンスに関するデータは、管理者と査察者の双方にとって本質的なリソースである。本報告は、地方政府やそのパートナーが、パフォーマンスの基準を設定するのを助け、実践の改善を促進し、説明責任の向上を促す目的のために、国家レベル、そして地域レベルで収集されたパフォーマンスに関する一連の情報がどのように使用されるべきかを明らかにする。パフォーマンスに関する情報は、実践の善し悪しに対する直接的な基準として扱われるべきではなく、実践の背景を明らかにするために検討されるべきである。例えば、出生した家庭から引き離された低階層の子どもたちは、彼らが安全な状態に置かれるため、またはリスクに対する不十分なアセスメントのために抗議することができる。

実施

20. 本報告への応答として、政府は役割、応答責任、説明責任に関する明確性を提供しなければならない。そして、専門職が彼らの目標を達成するために何がベストであるかを判断できるようにしつつ、このシステムが目指す目標が何であるかを明示しなければならない。かつては、問題は中央による命令へと余りにしばしば導かれ、結果として、過剰に手続き化された現在のシステムが生起してきた。本報告は、以下の対案を提示する。システムは複雑であり、システムを正確に予測したり、制御することは不可能である。フィードバックが、システムがどのように機能しているかをモニターする上で重

要なメカニズムであり、それによって、問題は早期に発見され、問題解決のための努力がなされることになる。

21. 本報告における勧告は、本質的なルール、原則、専門職としての専門性の間のよりよい均衡に適合する。子どもへの支援は、人間によるプロセスである。作業の官僚的な側面が余りに強くなってしまう場合、この仕事の核心が失われる。これらの勧告は、共に考慮に入れられるべきであり、本報告は、実行されるべき改革のうちのいくつかを恣意的に選び取ることに對して強く警告を促す。新しい学習システムを欠いたまま規定や指示を減らすと、このシステムにおける望ましい改善は保証されない。その一方、サービスが、応答責任を負いうるまで規定・指示を遅らせると、サービスの実施を妨げてしまう。本報告は、改革への性急なアプローチをとることに注意を促す。この報告で勧告された深いレベルでの変化は、次のことを意味する。すなわち、必要な知識とスキルが発展するには時間を要すること、そして作業の新しいやり方の経験が、それらが十分に効果を発揮するポイントに至るまで蓄積されるのにも時間を要すること。これらが共に成されるとき、これらの改革は、規定・指示と判断の間の均衡を取り戻すだろう。それにより、子ども保護の業務は子ども中心のものであり続けることができるだろう。

勧告の概要

第3章：専門職の専門性を重視するシステム

勧告1

政府は、以下の目的のために、法定ガイダンス、『子どもの保護のためのワーキング・トゥギャザー』、「困窮している子どもとその家族のアセスメントの枠組み」、そしてそれらに関連する方針を改訂すべきである。

- ・効果的な協働に必須の規則を、専門的な判断のためのガイダンスから区別する
- ・ガイダンスを支えている主要な原則を提示する
- ・初期と主要なアセスメントと、これらのアセスメントについての関連した時間制限を除去し、子ど

ものニーズについての理解を開発し、彼らの福祉を保護し促進するための計画を立て、実行する際に、それらを適任のソーシャルワーカーによってなされる必要のある決断に置き換える

- ・以下に必要な地域の注意が払われている：
 - 子どものニーズの発見と支援の提供が時宜を得ていること
 - 子どもの福祉の保護と推進のための次の段階についての情報を与えるためのアセスメントの質
 - 提供された支援の有効性
- ・地域における実践に情報を与えるために、研究や理論モデルを活用する責任を地域に付与する
- ・国家によって設計されたアセスメントフォーム、アセスメントに関連する全国パフォーマンス指針、国家によって定められたITシステムへのアプローチのような特定のアプローチを定めたり支持したりすることによって生じる、地域の革新や専門的な判断への制限を除去する

勧告 2

査察体制は保健、教育、警察、保護観察、司法制度を含む子どもの保護のための全ての地域のサービスの寄与の有効性を調査するべきである。

勧告 3

その新しい査察体制は、子どもが支援を必要としてからそれを得るまでの行程を調査し、子どもや若者の権利・希望・感情・経験がサービスの提供にどう情報を与え、それを形作るかを研究し、子どもや若者とその家族に対して提供された支援の有効性を確認するべきである。

勧告 4

地方自治体とその提携者は、全国的に集計されたパフォーマンスに関する情報と地域で公開されたパフォーマンスに関する情報を、基準となるパフォーマンス、改善の促進、説明責任の促進のために組み合わせて使うべきである。パフォーマンスに関する情報が、パフォーマンスの善悪の一義的な尺度として扱われないことは極めて重要である。なぜならパフォーマンスの指針は、そのように扱われる傾向に

あるからである。

第4章：説明責任の明確化と学習の改善

勧告 5

地域子どもの保護委員会（LSCB）が、子どもトラスト委員会に対して年次レポートを作成し、公開するという既存の法定要件は改正されるべきである。年次レポートの提出先を地方議会の最高責任者に変更するべきである。また、法案可決後は、地域警察犯罪理事、健康福祉委員会の会長にも提出されるべきである。

勧告 6

法定ガイダンスである『子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー』は、以下のように改正されるべきである：LSCBは地域の計画・調整を監視・評価する際に地域のニーズを考慮した上で子どもとその家族に提供された援助の有効性（乳幼児への提供を含む早期の援助サービスの有効性と支払対価も含む）と子どもと若者の保護と福祉の促進のための多機関訓練の評価も含めるべきである。

勧告 7

地方自治体は、子ども局長と子ども局の主要メンバーの役割を果たしている個人に追加の機能を割り振る前に、その役割と責任を保護することに適切な配慮をするべきである。2004年児童法において予期されていた通り、個人を子ども局における特定の責任を負う役職に任命することの重要性は損なわれてはならない。政府はそれらの役職に関連して発令されている法定ガイダンスを改正し、要職に就いている個人が子ども局への責任を有することの重要性を考慮すれば、子ども局長と子ども局の主要メンバーに、例外的な場合を除いて、追加の機能を与えることは適切であると考えられるべきではないという原則を確立するべきである。

勧告 8

政府は、王立小児保健協会、王立家庭医師協会、地方自治体等と協働し、保健再編成が効果的なパートナーシップの計画・調整に与える影響、そして深刻な害に苦しんでいる、また苦しむ可能性のある子

どもへの効果的な援助を提供する能力を研究するため、地方公共団体と協働すべきである。

勧告9

政府は、LSCB に対して、深刻事例検討（SCR）に取りかかる際にシステム方法論を用いることを要求し、今後数年にわたってその部門と協働し、以下のための国家的な資源を開発すべきである。

- 個々の SCR について LSCB と協働するための認定された熟練した独立の検討者を提供する
- 実践から学ぶために、様々なシステム理論に基づいた方法論の開発を促進する
- 全国的な学びを促進するため、有害な結果をもたらす諸問題の類型論の開発を開始する
- 実践の向上とソーシャルワーク長の仕事の情報を提供するために、全国的な学びを広める（第7章を参照）

その間、オフステッド（教育監査局）による SCR の評価は終了するべきである。

第5章：早期支援提供のための応答責任の共有

勧告10

政府は、地方自治体と法定提携者に対して、十分な子どもや若者とその家族に対して、早期の援助サービスを確実に提供する義務を課すべきである。これらを如何にするかを提示する計画・調整は、以下のことをすべきである。

- 共同戦略的ニーズ分析（JSNA）に提示された地域のニーズ分析結果に対して、法定・有志・コミュニティサービスが地域の子どもや若者とその家族に提供できる専門的な援助の範囲を規定する
- 子どもソーシャルケアサービスに支援されていない子どもや若者とその家族を担当している全ての専門職に対してソーシャルワークの利用可能性も含め、深刻な害に苦しんでいる、また苦しむ可能性のある子どもの発見を規定し、普遍的なサービスの最前線において働いている専門職を支援するような地域で利用可能な訓練も規定する
- 子どもや若者とその家族のための早期援助サービスの地域資源を提示する：そして最重要項目として、

- 特定の子どもとその家族に必要な早期援助の発見と子どものソーシャルケアサービスの受給資格に満たないニーズへの「早期援助の提案」の提供に導く

第6章：ソーシャルワークの専門性の向上

勧告11

ソーシャルワーク改革委員会の専門的能力フレームワークは子どもと家庭のソーシャルワークのために必要な能力を取り入れるべきである。このフレームワークはソーシャルワーク資格訓練、大学院生の専門的能力の開発、パフォーマンス評価に明確に必要な情報を提供すべきである。

勧告12

企業と高等教育機関（HEI）はソーシャルワークの学生が子ども保護職務の困難への準備ができてるように協働しなければならない。特に、本報告は HEI と雇用機関が以下のために協働すべきであると考えられる。

- 実践が最高の質であり、やがては認可された実践環境においてのみなされる
- 企業主はソーシャルワーク系大学によって授与される特別な教育機関としての地位を獲得するために応募することができる
- 上級ソーシャルワーカーが率いる学生集団の価値は考慮される
- 実践の十分に質の高いものであり、事業者と HEI の双方がその関係性が順調であるかについて考慮する

第7章：組織的文脈：効果的なソーシャルワーク実践のサポート

勧告13

地方自治体とその提携者は、子どもと家族に対する、エビデンス・ベーストの、適切で支援的な実践が行われる援助方法の有効性の証拠に基づいて、子ども家庭ソーシャルワークがどう供給されているかの再検討と再評価の継続的なプロセスを開始するべきである。

勧告14

主任子ども家庭ソーシャルワーカーは、地方自治体における実践の主な責任があり、現在も実践の前線に積極的に関わっており、全てのレベルにおけるマネジメントに対して前線の視点と経験を報告できる上級管理者である。これを地方自治体は指名すべきである。

勧告15

ソーシャルワーカー長は、政府内部で任命されるべきである。ソーシャルワーカー長は、ソーシャルワーク実践に関して政府に対して助言、1989年児童法の実施に関する国会への国務大臣の年次報告に情報を与える責務を有するべきである。

訳者解題

解題として、「子ども保護に関するマンロー報告（最終版）概要：子ども中心システムに向けて」（通称「マンロー報告」）の思想的特徴について指摘したい。「マンロー報告」の編纂の中心となり、報告書のタイトルに名が冠されるアイリーン・マンロー Eileen Munro は、児童福祉学を専攻するロンドン・スクール・オブ・エコノミクス名誉教授である。マンローの主著としては、Understanding Social Work: An Empirical Approach (1998年)、Effective Child Protection (2019年) などがあるが、2020年現在、日本語への訳書は刊行されていない。加えて、「マンロー報告」の勧告の邦訳は、抄訳を含めて存在しない。

しかしながら、「マンロー報告」に関する児童福祉学の見地からの言及・紹介が皆無というわけではなく、邦語文献として、田澤あけみ「マンロー報告書（最終版）にみるイギリス児童保護政策の軌跡と転換」（『人間の福祉：立正大学社会福祉学部紀要』26、2012年）、吉田如子「英国における、児童虐待、DV等を中心とした人身保護対策のための多機関連携枠組についての資料」（『社会安全・警察学』3、2016年）などが既に公刊されており、日本語によって概要は知ることができる（今回の翻訳作業を進めるにあたって、それらを参照し、裨益少なからざることを附記する）。

「マンロー報告」の基調の一つは、システム論（システムズ・アプローチ）を軸にした多機関連携の必

要性の主唱である。マンロー自身は、子ども保護を、「複雑かつ適応的な諸システム」Complex Adaptive Systems によって実施し、効果的な保護実践を組織的に支える方略を構築しようと試みている。

この理念は、報告書の構成と、章のタイトルにも反映されている。最終報告書は8章からなり、各章は、第1章：導入、第2章：効果的な子ども保護システムの原則、第3章：専門性を重視するシステム、第4章：説明責任の明確化と学習の向上、第5章：早期支援の提供のための応答責任の明確化、第6章：ソーシャルワークの専門性の向上、第7章：組織的文脈：効果的なソーシャルワーク実践のサポート、第8章：結論となっている。

「マンロー報告」では、子ども保護に従事するソーシャルワーカーの職業文化、あるいは専門職としての倫理意識が、「服従の文化」から「学習の文化」へと変化し、「規則による統制」から「専門職としての自律」へ向けた子ども保護システムへと転換される必要性がラディカルに主張されており、この主張は報告書全編を貫いている。これは、子ども保護というソーシャルワーク実践においては、従来のような作業行程のマニュアル化、指示系統ラインの明確化、コンプライアンス（法令のリテラルな遵守）を至上命題とするのではなく、ソーシャルワーカー自身の判断スキル、実践スキルを科学的な方法論に基づいて高め、自律的な専門職としての実践のフリーハンドの幅を拡大することを含む。それと同時に、情報の効果的な共有を前提とした多機関・他職種の連携によるシステムティックなソーシャルワーク実践を可能にしようとする発想である。この発想の背景には、過去の深刻な児童虐待ケースにおいて、ソーシャルワーカーが多機関連携の構築に失敗したことから教訓を読み取ろうとするモチーフがある。特に重視された事例としては、2000年に発生した8歳女兒に対する親族による虐待死事例「ヴィクトリア・クリンビー事件」が挙げられよう（藤田 2004）。悲惨な虐待死事例は、マスメディアによってさかんに報道され、ソーシャルワーカーの「失敗」に対する世論の怒りや非難を苛烈なものにした。その結果として、ソーシャルワーカーの職業的モチベーションや自尊感情が著しく傷つけられる事態が生じたのである。マンローがこれらの事態を深刻に受け止め

ていたことは言うまでもなく、本報告書はそれらへのレスポンスでもあると言える。

なお、本稿は、2019年度日本学術振興会科研費基盤研究B「保育所等における生活困難家庭に対する組織的支援と実践理論の構築」（研究代表者・中谷奈津子）の助成を受けた研究成果の一部であることを附記する。

（文責・吉田直哉）

参考文献

イギリス保健省・内務省・教育雇用省『子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー：児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン』松本伊智朗・屋代通子訳、医学書

院、2002年。

櫻谷真理子「イギリスの児童保護の現状と課題：ビクトリア・クリンピエ、バーピーP事件を基に」『立命館産業社会論集』45、(1)、2009年。

田澤あけみ『20世紀児童福祉の展開：イギリス児童虐待防止の動向から探る』ドメス出版、2006年。

田邊泰美『イギリスの児童虐待予防とソーシャルワーク』明石書店、2006年。

藤田弘之「イギリスにおける児童虐待防止システムの問題とその改善策：ヴィクトリア・クリンピー調査報告書とその後の対応」『滋賀大学教育学部紀要：教育科学』54、2004年。

受付日：2020年4月1日

ハンガリーにおける保育者養成課程に関する考察

小澤 由理

日本児童教育専門学校非常勤講師／職業教育研究開発センター客員研究員

A study on the curriculum of preschool teacher training course in Hungary

Ozawa Yuri

Affiliation: Japan Juvenile Education College Part-time Lecturer / Vocational education center of research and development

抄録：近年の日本の保育改革では、現代社会に対応した保育者としての様々な資質が求められている。この情勢下でどのように質の高い保育者を養成するべきか、ハンガリーの保育者養成を考察した。本稿は2011年以降のハンガリーの保育政策、政府の定める幼稚園教育コア・プログラムと保育者に求められる資質を概観し、事例としてエトヴェシュ・ロラード大学の保育者養成課程を取り上げた。その結果、現代のハンガリーでは多民族国家の保育者として様々な文化や社会の変化に対応し、かつ幼児教育を「人格の援助」とみなし、自国の文化に根差した保育実践を行う資質が求められていた。また保育者養成は、政府より学生が備えるべき保育者の資質が示され、保育者を志望する学生の技能入学試験を実施し、理論的かつ実践的な教育課程には長期的な子ども観察実習を行っていることがわかり、日本の保育者養成に対し、より実践的な保育者養成の在り方を提示した。

キーワード：保育者養成、保育制度、保育者としての資質、ハンガリー

はじめに

本稿は、就学前の幼児教育・保育を担う保育者（本稿では幼稚園教諭を扱う）の養成に関わる教育課程についてハンガリーの事例をとりあげる。近年の日本では女性の社会進出や少子化対策から保育の量的拡充と保障を拡げる保育政策（待機児童ゼロ施策や保育料の無償化）が進められている。この情勢下で、保育者養成課程は大きな節目を迎えた。2017年より幼稚園教員および保育士の養成課程の見直しが行われ、幼小の連携に加え、家庭や地域社会における子育ての支援、障害のある幼児への指導等、新たな専門性の向上が必要となっている。この情勢下で、保育者養成校ではますます実践的な保育者の育成を目指し、かつ創意工夫により効果的・効率的な

教育の実施を期待されている。どのように実践的な保育者を養成するべきなのか、この課題について、本稿では日本とは異なる保育実践と歴史を持つ、ハンガリーの保育情勢や保育者養成課程の事例を参考としたい。

ハンガリーの幼児教育は長い伝統があり、コダーイを始めとする民族音楽や美術教育、体育、図工といった保育実践はヨーロッパで最も成功しているモデルとされる¹⁾。他方、ハンガリーは近年のヨーロッパのECEC推進の動向を受けて、2011年から3歳児以上の幼児教育を義務化・無償化し、2016年のOECD報告書ではハンガリーは日本に比べて保育施設に対して5倍以上の資金が投入して改革を行っている²⁾。新たな保育改革のうねりの中でハンガリーの保育者養成はど

のようなものであるのか。本稿はハンガリーの幼稚園教員の養成に注目し、保育者の資質や養成の在り方について検討を行う。なおハンガリーの保育者養成については、日本で紹介された研究事例は少なく、サライ美奈の著作によって一部紹介されるにとどまっている³⁾。本稿ではハンガリーの保育政策、公教育法、幼稚園教育のコアプログラムを検討して、そこに求められている保育者の資質を見出し、その概要を示すとともに、事例としてハンガリー国内で教員養成で著名なエトヴェシュ・ロラード大学 (Eötvös Loránd Tudományegyetem) の初等・幼児教育学部 (Pedagógiai és Pszichológiai Kar) 保育者養成課程を取り上げ、その特徴について検討する。

1. ハンガリーの保育施策

ハンガリー共和国は中東欧の中心に位置し、北はスロバキア、東はウクライナとルーマニア、南はセルビアとクロアチア、西はスロバキアとオーストリアに囲まれた内陸国で、人口977.3万人ほどの国である。ハンガリーには周辺国出身の人々を含む多民族国家であり、公用語はハンガリー語（マジャール語）のほかにドイツ語や英語が通用する。

ハンガリーの保育施設は0～2歳の乳児を預かる乳児保育園 (bölcsode) と、3歳から就学年齢（7歳）までの幼児を預かる幼稚園 (óvoda) がある。これらは人的能力省 (Ministry of Human Capacities) 内にある、厚生・社会・家族局と、教育局の管轄に二分され、教育局の管轄する幼稚園は教育制度上、就学前教育として位置づけられている。

ここでハンガリー政府による保育施策について触れたい。1989年に社会主義体制から民主化に転換したハンガリーでは1996年 OECD に加盟、2004年 EU に加盟し、自由主義経済体制の下、経済発展を主眼とした女性の社会進出を進めてきた。2010年5月に発足したオルバーン政権以来、ハンガリーは社会保障制度改革、労働法改革、経済成長などによる雇用創出に努力し、近年では国内の女性の雇用が進んでいる。改革初期の2011年には女性労働者の「6歳以下の子どもがいる女性」の雇用率は34%でEU平均の58.9%に比べて低い数値であったが、2014～17年の間に女性の社会進出は8.5%も伸び、ヨーロッパの他国に比べて高い伸び率を示した⁴⁾。また同時期

にハンガリー政府は、女性の社会進出に伴う保育ニーズの需要を満たし、すべての国民のシュアスタートを保障する保育改革も進めた。すでに1993年公教育法によって（就学前教育として）義務教育の対象年齢を、幼稚園に通う5歳としていたのを、2011年公教育法は対象を3歳に引き下げ、私立の幼児保育園を除いた、公立の保育施設での保育料の無償化を開始した⁵⁾。またインクルーシブな教育政策として、1996年の公教育法以来、幼稚園への障害のある子を受け入れを増やし、専門家集団と幼稚園の連携を強めている。とりわけハンガリー政府は保育現場に対して困窮家庭やマイノリティの文化や言語に配慮する施策を慎重に講じている。ハンガリーでは国内でマイノリティの人々の分離教育が進行していることを鑑みつつ、政府は「2011～2020年の「第二回ハンガリー社会的インクルージョン戦略」の一つとして、2016年～18年の間に政府はこれらの子どもの教育の機会や保育施設の在籍数を伸ばす努力をした。また教育当局は困窮家庭やマイノリティの子どもと家族への配慮について、日本の幼稚園教育要領にあたる2012年に改訂された「幼稚園教育の国家の基礎プログラム」(Az Óvodai Nevelés Országos Alaprogramja)」に明記し、2018年までに幼稚園教員の養成課程の教育内容にも組み入れた。同時に、現場の幼稚園教員のモニター制の導入やこれらの子どもたちの支援に携わる公務員の訓練を行った⁶⁾。

これらの政策動向を受けて、ハンガリーでは幼稚園の数が近年増加している。2009年～10年には4336の幼稚園、32万8545名の園児、幼稚園教諭の数は3万0007名（1クラスの規模は園児数平均23名）であったのに対し、2018～19年には4598の幼稚園、38万1400名の園児、幼稚園教諭3万1300名（1クラス21.8名）であった。現在ではこれら全国の幼稚園の約10%以上が公用語のハンガリー語ではない、英語あるいはドイツ語を主とした外国語教育や、マイノリティの文化や言語に配慮したカリキュラムが組まれている。また2019年には幼稚園では約3%の子どもが特別なニーズのある子どもが在籍し、1クラスに2～3名の子どもが通っている。2011年には特別なニーズのある子どもの約半数しか幼稚園には通っていなかったが、2019年には全国で約1万名の特別なニーズのある子どもの82.2%が幼稚園での統

合教育を受けている⁷⁾。

2. ハンガリーの保育の特徴

次にハンガリーの幼稚園教育の内容について取り上げよう。ハンガリーでは日本の幼稚園教育要領にあたる幼稚園教育の詳細なガイドラインとして、2012年に改訂された「幼稚園教育の国家の基礎プログラム」(Az Óvodai Nevelés Országos Alapprogramja)がある⁸⁾。その内容はI. 序文 II. 子ども像・幼稚園像 III. 幼稚園教育の課題 IV. 幼稚園生活を組織するための原則 V. 幼稚園生活の活動形態と教師の課題 VI. 幼児期の終わりの発達的特徴で構成され、各幼稚園はこのプログラムに従っている。以下、三つの幼稚園教育の主要な目標は、2012年教育法363条(XII. 17.)に記載されている。

1. 子どもは、発達する人格として、暖かいケアと特別な保護を受ける権利がある。
2. 子どもの成長は第一に家族の権利と義務にある。幼稚園はこれを補い、場合によっては不利な条件を軽減する役割がある。
3. 幼稚園における教育は子どもの人格の発達の援助に専心すべきであり、平等に質の高い教育を受けられるよう、人権と児童に該当する権利は尊重されなくてはならない。

とある⁹⁾。これら三つの内容はハンガリーの幼児教育の基礎であり、とりわけ子どもを「発達する人格」としてとらえる像は、コア・プログラムにおいて繰り返し強調されている。

そのうえで、第二章では幼稚園教育の目的を「年齢や、あるいは個人の特性、並びに異なる発達のテンポ」を顧慮し、「幼児の多面的な調和のとれた発達や子どもの人格の発達を促し、不利な条件を軽減すること」としている¹⁰⁾。そして幼稚園教育の一般課題として、第三章では①「健康的な生活様式の形成」②「感情・道徳・共同体の教育」③「母語と思考力の発達と教育の実現」の3つを挙げている¹¹⁾。

保育者の位置づけと職務が示されるのが、次の第四章である。第3項「幼稚園生活の組織」では、幼稚園教育の人的条件である保育者の存在を位置づけ、保育者は子どもに対して「受容的で発達の援助者」としている。そして保育者は、保育の計画について個別の欲求や土地に根差した習慣に応じ

て作成した日課と週課を作成することが明記される。ここでいう「良い日課」とは、「継続性と柔軟性」が特徴であり、「遊びの特別な役割というものを念頭に置き、調和のとれた活動を構成することが大切である。」¹²⁾とし、保育計画や日課の作成に当たっては、保育者が日ごろから子どもの様子を的確に把握し、子どもの記録を作成することを求めている。

続いて第四章では、保育者の社会的な資質が示される。幼稚園教育ではマイノリティ教育的配慮(社会的に不利な状況にある子どもの学習障害への配慮を含む)、特別なニーズのある子どもへの配慮を行い、幼稚園がそのような子どもを持つ家族との良好な関係づくりや、様々な専門家(言語聴覚士、他の特別な教員、心理学者、発達教育家)や社会的な組織とのオープンな関係づくりの重要性が盛り込まれている。第V章では、幼稚園生活の活動形態が挙げられる。ここではハンガリーが社会主義時代から伝統的に重視してきた幼稚園教育における遊びの重要性が明記される¹³⁾。遊びは「幼少期の最も重要で最も発達を促す活動」であり、「人格全体を発達させ、経験を与える活動」であることが強調され、「幼稚園における教育の最も効果的な手段である。」としている¹⁴⁾。さらにその「遊び」の活動は5つの形態で規定され、①「詩・物語」②「歌・音楽・歌遊び・子どものダンス」③「描画・造形・手仕事」④「運動」⑤「外界の環境認識」がある。植物や動物の世話など「仕事の活動」も園生活の活動形態に含まれる。最終章の第VI章では、就学前教育としてのレディネスの発達ステージの特徴を示している。幼小の移行過程における身体的、精神的、社会的成熟の観点が示され、幼児教育の最終段階に身に付けたい様々なスキルが明記されている¹⁵⁾。

3. 保育者としての資質

次に保育者に求められる資質について紹介する。ハンガリーでは人的能力省による「養成と成果への要請」(The Training and Outcome Requirements, Ch. IX 4 of Annex 3 of Ministry of Human Capacities Decree 18/2016/ (VII.5))によって、保育者としての専門性の資質(コンピテンス)を明確に示している。これは保育者養成の教育目標として活用されるため重要な内容である。

表1 ハンガリーの保育者に求められる4つの資質とその内容

a 知識	・3-7歳の子どもの、個人的で総合的で健全な発達における調和的で複合な発達段階に関する、専門的で方法論的な知識について基本的で有益な基礎を身に付けている。
	・幼稚園教育の専門的な分野に関する基本的な文書に精通し、多様な活動形態の内容とそれら活動形態の関わりを含めた、全体的な目標と課題について明確な見通しをもっている。
	・様々な発達段階及び、これらの発達段階について理論的で方法論的な基礎をしっかりと把握し、保育の計画を立てられる。各発達段階の特徴と、発達の各段階の相互の関わりの特徴に精通している。
	・3-7歳の子どもの正常な発達過程と成熟過程について、子どもの学習の様々な側面を含めて、心理学的で生物学的な要因と特徴を基本的に認識している。
	・学生は乳幼児期の重要な役割が、個人の人生行路の基礎を確立し、個人の発達を促し、生涯にわたる学ぶ習慣を決める発達段階であるということ（発達を支援する様々な方法とともに）熟知している。
b 技術	・子ども個人と毎集団の、固有性と年齢と人格に関連付けた側面を考慮しながら、幼児教育の実践に教育学、心理学、社会学、方法論の知識を適応できる。
	・3-7歳の子どもの個と集団における、年齢に関係したそれぞれのニーズを基に、適切な教育的で発展的な目標と課題、及び内容を決定し、選択することができる。
	・学生は様々な教育的なプロセスを指し示し、援助し、分析し、評価できなくてはならない。
	・子どもを取り巻く社会文化的な家族の文脈と共に、3-7歳の子どもの一連の技術構造の固有で個別の側面を観察し、図表化し、記録できる。
	・3-7歳の子どもの多様な人格と、子どものそれまでの経験や、知識、適性と人生の諸段階を考慮し、これらに基づいた適応性のある方法で組み立てることができる。
・個別の、年齢に即した身体的、社会的、知的な発達を伸ばし、3-7歳の幼い子どもの人格が調和的に現れるように支援できる。	
c 態度	・3-7歳の時期の、個と集団の経験と知識の、系統化と発展を促す保育の方策と活動、方法を選択し、さらに支持的な環境作りを行う責任を持つ。
	・3-7歳の子どもの健全で総合的な発達に責任を持つ。
	・子どもの人格は、偏見を持たず、寛容さと社会的感受性と助力（を周囲から受けること）によって特徴づけられる。教員は子どものコミュニティ集団への適応を支援しながら、文化的自己アイデンティティの保護と維持に努める。
	・幼稚園教育は子どもに関心を注ぎ、子どもを受け入れ、幼稚園の教育課程で働く教育学的影響を子どもの人格に合わせなければならぬことに責任を持つ。
	・複合的な観点から幼稚園教育のプロセスを分析し評価することを義務とし、得られた結果をもとに将来の計画や活動を見直し、修正する。
・近年の国内及び国際的な調査方法と方法論の刷新を進んで取り入れ、情報と通信の技術に進んで精通し、これらの技術から生じた様々な機会を進んで利用する。	
d 自主性と責任	・教育施設で指導する活動及び、監督している（3-7歳の）子どもと集団に対して責任を持つ。
	・3-7歳の子どもの健全な発達と、多面的で調和的な人格が現れるために必要な、個人的で身体的な環境づくりに責任を負う。
	・幼稚園の教育期間中に下した自らの決断と、自らの様々な教育学的な活動から生じた結果に責任を持つ。
	・思慮深い幼児教育者として、自立した個人として、専門的能力の発展にむけて意識的に行動する。
	・責任をもって他専門職との協同活動を発展させ維持することに協力する。

The Training and Outcome Requirements. Ch. IX 4 of Annex 3 of Ministry of Human Capacities Decree 18/2016/(VII.5) (筆者翻訳), Boddi Zsafia and Serefozo Monika (2019) pp.191-192から引用。

これによれば(表1を参照のこと)資質はa知識、b技術、c態度、d自主性と責任の4つのフィールドに分けられ、保育者として子どもを理解するための教育学と心理学の知識をもつこと、地域や社会の状況に合わせた保育を行う態度とスキルをもつこと、保育全般に責任を持ち、受け持つ子どもに対応した保育の計画と評価を行うスキルをもつこと、そして様々な専門職者たちとの協働や、保育者としての自己研鑽等、の内容が明記されている。

なおハンガリーでは保育の計画と評価について、2004年の公教育法により、幼稚園教育を評価するためのモニター制が導入された。同法によって幼稚園では在籍するすべての子どもが個別評価を受け、その評価結果を文書化することが義務付けられた¹⁶⁾。同法はハンガリーの保育者に求められる資質に影響を与えた。

ところで日本では2016年12月中教審答申が、新たに幼稚園教員に求められる資質として①幼稚園教諭

として不易とされる資質能力②新たな課題に対応できる力③組織的・協働的に諸問題を解決する力を発表した。ハンガリーの求める保育者の資質には、日本のそれと重なる点が見いだせる。特に②で示された新たな課題に対応できる資質として、変化する社会に対して保育者が自律的に学ぶ姿勢を持ち、自らの資質能力を向上させること、さらに保護者を巻き込んだ新たな幼児の理解、必要に応じた ICT 活用が強調されたが、これらの課題は各国に共通した現代的な課題でもあろう。

また注目すべきは、a知識、b技術のそれぞれに保育者を志望する学生が身に着けるべき資質が示されていることだ。(ハンガリーでは保育者養成校への入学を希望する者に対しても将来の保育者としての適性を見極める入学試験が同省によって規定されている。入学志望者には中等教育の修了要件とともに潜在的な保育のための技能能力(身体能力と歌唱能力、言語能力のテスト)図られる。)養成校が学生のどのような資質を養成すべきかを示している点は、今日の日本の保育者養成改革を鑑みれば興味深い。次節では保育者養成の詳細について記そう。

4. ハンガリーの保育者養成

現在ハンガリーの幼稚園には、人的能力省の規定によって、学士レベルの大学ので3年間(6学期)の教育課程180単位を修了した幼稚園教員と、教員をサポートする幼稚園アシスタントが配置されている。幼稚園アシスタントは中等教育修了の有無を問われないが、特別な試験を受けている。また現職研修は、7年間で120時間の研修を受けることが義務付けられており、幼稚園は研修予算と代理の教諭の人件費を組まれてる。現在、保育現場に立つ職員のうち80%の幼稚園教諭が資格を持ち、このうちの97%が現職研修を受けている¹⁷⁾。なお、幼稚園教諭の養成課程は1989年から3年制の単科大学レベルでのコースが始まり、2000年以降に学士レベルに引き上げられた¹⁸⁾。これによって学士を得た幼稚園・保育園教員は現在、キャリア・アップとして修士課程を修了することが可能となっている。

幼稚園教員の教育課程は、人的能力省によって理論的な科目と実践的な訓練を含む4つの項目が決められている。1. 教育学、心理学、社会科学、コン

ピュータ科学 2. 幼稚園の教育活動の類型に沿った教育方法論(遊び、母国語と文学、数学、環境科学、音楽と唱歌、身体教育) 3. 他専門科目やマイノリティ教育に関する専門的な知識 4. 実習訓練で構成され、1の科目は全体の32-35%、2の科目は45-48%、4の実習は30%が全訓練時間の割合として充てられる。(3には規定はない。)このうち4の実習は将来の保育者としての経験を積む重要な科目とされ、実習を行った第5学期を修了すると、学生は様々な保育実践のスキルを試される¹⁹⁾。なお乳児を扱う保育士資格もまた6学期180単位の教育課程が定められており、教員養成校では幼稚園教諭と保育士の教育課程を併設していることが多い。

5. エトヴェシュ・ロラード大学の保育者養成課程

エトヴェシュ・ロラード大学(Eötvös Loránd University、以下 ELTE)は、首都ブダペストに拠点を置き、17世紀に起源をもつハンガリーで最も歴史ある総合大学のひとつである。人文学部、人文学部や理学部など8つの学部をもち、とりわけ教員養成に関しては三つの専門分野別の学部を配置しており、特別支援教育学部、教育・心理学部、初等・幼児教育学部がある。本稿では、同大学の初等・幼児教育学部を取り上げる。同大学の同学部は、19世紀中ごろに始まるブダペスト教員養成カレッジにルーツがある。2000年に ELTE の傘下に統合され、2009年に小学校教員および幼稚園教員の養成に特化した学部として再編された²⁰⁾。毎年500~600人の学生が入学し、10学科の学士課程を持ち、それぞれに修士課程、博士課程がある²¹⁾。学科の専攻には初等教育分野、幼児教育分野、初等教育の副専攻コース、マイノリティ教育分野、2017年には新しく設置された芸術視覚文化教育分野があり、まさにハンガリーの教員養成・研究をリードする大学である。現在ではヨーロッパの国際基準に則った教育機関として留学生を広く受け入れ、2019年からすべての授業を英語で行っている。

本学部の教育目標は以下のようである。①普遍的な人間の価値、倫理規範と国民の未来に向けて責任ある態度と奉仕を示す。②質の高い子ども期の発達を確かなものにする専門職のための理論と実践を学

ぶ。③知的で批判的思考と文化芸術の基礎を結びつける。④身体的・精神的な健康の保護を保育の第一の任務と考える。④一つ以上の外国語を流暢に会話し、高いレベルのハンガリー語でコミュニケーションをとる。⑤デジタル・テクノロジーを流暢に扱う。⑥専門的な技術と基礎的な知識を継続的に向上できる²²⁾。このような教育目標は本学部の教育課程に浸透している。

(1) 入学試験での適性検査

さてハンガリーでは保育者養成校の入学には人的能力省の規定に沿った入学試験が実施されている。保育者を目指す学生の適正をどのように図っているのか、その具体的な内容について、本学部の入学試験を紹介したい。入学希望者は志望動機書や健康診断証明書の書類審査、身体能力テストのビデオ審査に加えて、スカイプを使った言語能力テスト、英語の言語能力テスト、唱歌と音楽の能力テストが行われる。テストの内容は次の通りである²³⁾。

- ・身体能力テスト：走る、縄跳び、体のバランス能力、ジャンプ、ボールを使った運動、腕立て伏せ、4種類の体操
- ・言語能力テスト：児童文学から10～15行のテキストを声に出して読み、内容について議論し、自分の考えを組織立て表現する。
- ・英語の言語能力テスト：同学部による英語での授業に適しているかを面接官との英会話を通じて試される。(志望動機に関する質問、子どもの絵本の絵を題材にした会話、英作文)
- ・唱歌と音楽の能力テスト：4～5つの伝統的な民族音楽および一般的な児童歌(4～5歳)を母国語で楽譜なしで歌い、異なる音階でも歌う。次に音楽の能力を評価するため、簡単な短い韻をクラップやタッピングで拍を取る。ハミングやソルフージュを耳で聞きき、いくつかの簡単なメロディーを歌う。子どもの簡単な歌の楽譜を見て、いくつかの韻を披露し、初見での歌唱能力を評価する。

以上、試験の内容は保育実践に直結した、かなり実践的なものである。特に歌唱と音楽の試験は、ハンガリーの幼児教育の基礎となる民族音楽を把握しておく必要がある。また多民族国家の保育者とし

て、外国語(英語)を十分に習得し日常生活で活用できる能力が問われている。このような保育者としての潜在的な資質を実践的な能力試験から見極めようとする点は、筆記試験をメインとする日本の入学試験とは大きく異なる印象を受ける。

(2) 教育課程

次に教育課程である。詳細な講義内容については表2にまとめた。

表2 エトヴェシュ・ロラード大学
初等・幼児教育学部講義内容一覧

科目	科目内容
「心理学の基礎」	心理学入門、教育心理学、発達心理学、遊びの心理学と教育学Ⅰ・Ⅱ
「教育学の基礎」	教育史Ⅰ・Ⅱ、幼児教育学Ⅰ・Ⅱ、教育学と心理学の複合試験
「専門職としての教育学」	職業的社会的化、研究方法、インクルーシブ教育、家族と幼稚園
「社会における保育者の役割」	幼児教育におけるハンガリーの国家的象徴と祝祭日、幼稚園と社会：社会的な研究方法と家族社会学、社会における価値：批判的思考実践、近現代のハンガリーの社会と文化とマイノリティ
「デジタル教育学」	デジタル教育学の実践、幼児期の電子機器の活用
「音楽と方法論」	歌唱と音楽の方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ
「母国語と方法論」	母国語教育方法論Ⅰ・Ⅱ、ハンガリー語、話し方の修養Ⅰ・Ⅱ、言語の修養
「児童文学と方法論」	児童文学と方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、現代文学
「数学と方法論」	数学教育法Ⅰ・Ⅱ、幼児期の創造的活動
「環境教育と方法論」	機能解剖学、環境・自然・環境保護、衛生学Ⅰ・Ⅱ、環境学方法論Ⅰ・Ⅱ
「身体教育と方法論」	身体教育方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、身体教育理論
「視覚技術と方法論」	人形劇とその方法論、視覚技術の発達計画、美術教育学、視覚芸術の基礎、絵画制作と工作講習Ⅰ・Ⅱ
「幼稚園実習」	幼稚園観察実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ
「複合幼稚園実習」	個別分析実習、複合分野実習

(https://www.tok.elte.hu/dstore/document/457/stipendiu_programme_structure.pdf ELTE ホームページより、筆者作成)

これらの科目をすべて取得すると、全180単位となり、1年時に64単位、2年時に61単位、3年時に

46単位の取得が設定されている。これらの科目のほかに学生はバイリンガル教育のための選択科目を受講することができる。これら科目の中で最も重視されているのが、幼稚園実習である。実習の内容は、第1学期は集団での観察を3回、個人観察を5日行い、第2学期から5学期までに週に1回集団での観察、個人での観察を行う。第6学期は8週間連続での幼稚園の教室で教育実習を行うことになっている。学生の実習は通常の幼稚園のほかに、バイリンガル幼稚園での実習が可能である。教育実習の授業は、生徒の学習を支援する幼児教育者であるメンターが配置されており、毎学期の終わりに、学生は訪問した幼稚園のクラスや自らの経験をポートフォリオに記入し、メンターと他の学生と対面しながら実習の振り返りを行う。メンターは学生の活動内容や成長について記録を取るなどして学生の評価にも携わる。

考察

以上、ハンガリーの保育改革と保育者養成校の事例の取り組みを紹介した。2011年以降のハンガリーでは女性の社会進出を進め、かつ保育の質・量の向上に向けて多額の公的資金を投入し、多民族国家としてマイノリティにも配慮した保育政策を行ってきた。そのような情勢下で、ハンガリーでは自国の文化に根差した音楽や美術教育等の伝統的で質の高い幼児教育法を引き継ぎ、多民族国家における子どもの人格の形成と保護を最優先する、現代社会に対応した保育者の資質が求められている。そのため保育者養成校では入学試験の段階から保育者としての潜在的な実践的な能力（身体能力・言語能力・音楽的能力・英語の運用能力）の資質を測り、保育者養成校では理論的かつ実践的な教育課程を経ながら、長期的で丁寧な実習に力を入れ、望ましい保育者の資質を育てていることがわかった。実習にはメンターとともに様々な子どもを観察することで学生の保育現場への適応を高めようとする目的がみえる。ハンガリーの事例は、日本において求められる保育者の資質と重なる部分があり、丁寧な実習に根差した保育者養成の在り方は、学生が将来的に質の良い保育者として継続的に成長するモデルを我々に提示してくれる。今後はハンガリーの保育者養成課程につい

て、より具体的な内容を検討し考察を深めたいと考えている。

〈謝辞〉本研究ノートの作成に当たっては、エトヴェシュ・ロラード大学の初等・幼児教育学部の Boddi Zsafia 氏により資料の提供及び質問への回答をいただいた。ここに氏の尽力に感謝申し上げたい。

脚注

- 1) 近年のハンガリーの保育事情については、サライ (2017)、大槻 (2017) を参照した。なおハンガリーの音楽教育については多数の研究がある。本稿では尾見 (2017)、三村他 (2008)、笹嶋 (2006)、清川 (2002) ハンガリー国立教育研究所編/羽仁訳 (1972) を参照した。
- 2) OECD (2016) *Starting Strong IV-‘Hungary’* Figure 2 Distribution of public and private expenditure on pre-primary educational institutions in 2013 p5
- 3) サライ (2017) 120-123項
- 4) Eurydice (2020) *Hungary ‘Early childhood education and care’* マイノリティとされる人々 (ロマ族、周辺国：ドイツ、スロバキア、ルーマニア、セビア、クロアチア、ブルガリア、ギリシア、ルテニア、スロベニア等) はハンガリー全体の人口の10%近くとされる。特に貧困や差別、教育格差の著しいロマ族出身者は全人口の5%を占めている。
- 5) Ibid.
- 6) Ibid.
- 7) Eurydice (2020) *Hungary ‘Organization of programmes for children over 2-3 years’*
- 8) 原文の英訳については Boddi & Serefozo (2019) 日本語訳については尾見 (2017) を参照した。
- 9) 尾見 (2017) 70-71項
- 10) 同上、71項
- 11) 同上、71項
- 12) 同上、71項
- 13) 同上、71-72項
- 14) ハンガリー国立教育研究所編/羽仁訳 (1972) を参照。
- 15) 尾見 (2017) 72項
- 16) 同法によってハンガリーでは幼稚園では6か月ごとに子どもの健康記録と子どもの発達 (情動的、社会的、知的、言葉と運動)、幼稚園での活動の観察について文書に記録し、さらに親に伝えられている。その際、特別なニーズが必要と見られた場合は、専門家の発達検査や今後の保育の提案がなされる。Eurydice (2020) *Hungary ‘Assessment in Programmes for Children over 2-3 years’*
- 17) Eurydice (2020) *‘Initial Education for Teachers Working in Early Childhood and School Education’*
- 18) ハンガリーの幼稚園教諭の教育年限と学位取得は、幼稚園の増加とともに保育者養成のニーズが高まりとともに上昇した。1828年に Trez Brunszik 氏によって設立されたのがハンガリーで最初の幼稚園とされ、以来幼稚園教員の養成は始まる。第二次大戦後に1948年に幼稚園は国営化

され女性の社会進出が始まると、1950年代後半から幼稚園の数は大幅に増え、中等教育の修了要件とする一年制の養成所やパート・タイムによる養成所が設置された。1958年には高等教育レベルの2年制の教育課程が始まり、1985年に幼稚園教員の養成は単科大学レベルになった。1989年には3年制の教育課程に引き上げられ、1993年は養成所での保育者養成は終了した。2000年には保育者養成課程は3年制の学士課程に引き上げられ、現在までフルおよびパートタイムのコースが存在する。2007年には学士を得た幼稚園・保育園教員は修士課程の進学が可能になった。Boddi & Serefozo (2019) p191

- 19) Eurydice (2020) 'Initial Education for Teachers Working in Early Childhood and School Education'
- 20) Eötvös Loránd University (2019) p4
- 21) 学科には歌唱と音楽学、海外言語と文学、教育情報コミュニケーション技術、ハンガリー語と文学、数学、教育、自然科学、身体教育、社会科学、視覚教育がある。
- 22) Eötvös Loránd University (2019) p6
- 23) the Faculty of Primary and Preschool Education ,Eötvös Loránd University (2020)

引用文献

- 大槻千秋 (2017) 「ハンガリーの保育園と保育事情」『帝京科学大学紀要』第13巻
- 尾見敦子 (2017) 「ハンガリーの幼稚園・小学校の音楽教育における伝承の歌遊びの意義」『川村学園女子大学研究紀要』第28巻2号67-84項
- 清川美也子 (2002) 「ハンガリーの音楽教育 (10) コダーイの音楽教育の実録 (3才~6才) 1983年ブタペストに於いて」『教育研究』青山学院大学教育学科第46巻 111-124項
- 笹嶋真夫 (2006) 「幼児教育に於ける言葉と音楽そしてコダーイシステムについて」『千葉敬愛短期大学紀要』第28巻 37-48項
- サライ美奈 (2017) 『ハンガリー たっぷりあそび就学を見通す保育』かもがわ出版
- ハンガリー国立教育研究所編 コダーイ芸術教育研究所訳 / 羽仁協子 (1972) 『ハンガリー保育園における美的教育』明治図書
- 三村真弓、吉富功修、北野幸子 (2008) 「ハンガリーにおける保幼小連携音楽カリキュラム — 就学前教育から小学校1年生への系統性に着目して」『音楽文化教育学研究紀要』第20巻1-12項
- Boddi Zsofia and Serefozo Monika (2019) 'Brief introduction of preschools and preschool teacher training in Hungary' *Gyermeknevelés Koragyermekkori kutatások metodologiaja*, Vol. 2-3
- Eötvös Loránd University (2019) The prospectus of the Faculty of Primary and Preschool Education
- The Faculty of Primary and Preschool Education, Eötvös Loránd University (2020) Aptitude test via Skype :Language aptitude test in English, Speech aptitude test, Aptitude Test in Singing and Music [<https://www.tok.elte.hu/en/content/kindergarten-education-programme-ba.t.5021?m=102>] (最終検索日: 2020年4月12日)
- Eurydice *Hungary*
- 'Early childhood education and care': [https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-education-and-care-35_en] (最終検索日: 2020年3月20日)
- 'Organization of programmes for children over 2-3 years: [https://eacea.ec.europa.eu/nationalpolicies/eurydice/content/organisation-programmes-children-over-2-3-years-21_en] (最終検索日: 2020年3月20日)
- 'Assessment in Programmes for Children over 2 - 3 years': [https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/assessment-programmes-children-over-2-3-years-21_en] (最終検索日: 2020年3月20日)
- 'Initial Education for Teachers Working in Early Childhood and School Education': [https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/initial-education-teachers-working-early-childhood-and-school-education-34_en] (最終検索日: 2020年3月20日)
- OECD (2016) *Starting Strong IV-Early childhood education and are data country note- 'Hungary'*

受付日: 2020年4月17日

即時効果を特色とした介護予防運動プログラムの有効性

— 膝編運動プログラム実施者の数値評価スケール (Numerical Rating Scale) に焦点をあてて (その2) —

包 國 友 幸

早稲田大学非常勤講師

Effectiveness of the care prevention exercise program focusing on the immediate effects

Kanekuni Tomoyuki

Waseda University Part-time Lecturer

要旨： 促通コンセプトを応用した即座に効果を実感することができる運動プログラムは1997年に開発され大手スポーツクラブAをはじめ様々な組織で展開された。本研究の目的はその運動プログラムの効果を検証することであり、対象者は東京都シルバー人材センター B ブロック幹事主催の「膝スッキリ講座」に参加した44名（男性19名、女性25名）の高齢者（平均年齢 72.48 ± 4.47 歳）であった。質問紙による調査項目とその結果は以下の（1）～（5）であった。（1）NRS 調査では膝に対する主観的な感覚が運動後に有意に改善した（ $p < 0.01$ ）、（2）状態不安調査では運動後平均値は有意に低下した（ $p < 0.01$ ）。（3）「運動後の膝の感覚について」の結果では「とてもすっきりした」が48%、「ややすっきりした」が43%、「どちらともいえない」が9%、（4）「セミナーの内容について」の結果では「大変良い」が50%、「良い」が32%であった。（5）自由記述の結果では、「すっきりした」「腰にも効いた」などの肯定的内容がほとんどであった。

キーワード： 促通、即時効果、集団運動プログラム、膝編プログラム、NRS

1. 緒言・目的

高齢者・低体力者対象運動指導に長年携わる過程で筆者はある運動プログラムを1回実施する前よりも運動器の可動性・柔軟性の向上、運動の心理的効果による情緒の変化などにより運動実施後の方が、「より元気になる」「より楽になる」運動プログラムはできないものかと考えるに至った。そこで筋肥大・筋力増強目的の「筋力トレーニング」や筋の弛緩・リラクゼーションを目的とした「ストレッチング」でもない運動、つまり筋トレほど強い刺激で筋疲労や遅発性筋痛を起させず、ストレッチングほど弛緩させずに理想とする神経興奮伝達により動きを誘発する促通現象に注目した。すなわち無意識レベルの

動作においても働筋として機能するべき部位の神経-筋の反応を高め、最適な動員順序・筋連鎖など協調性を持った働筋群として機能するように正しい動きの神経回路を作り直し脳に入力する（動作の再学習を行う）促通（Dorothy E. Voss 1997）¹⁾ に焦点をあてた。その促通を用いることにより運動後に可動性や柔軟性の改善などの効果が即座に実感できる運動プログラムを1997年より開発し1998年より実施・検証・報告（包國 2008、2010、2012、2013、2014）²⁻⁶⁾ 改善を繰り返してきた。この運動プログラムは「機能活性プログラム」と命名され大手スポーツクラブAにおいて2000年に全国展開され、その他様々な機関や組織において実施展開されている。

本研究では、開発した運動プログラムの効果を検証することを目的とした。

2. 研究方法

(1) 運動プログラム

運動プログラムの特徴として① proprioceptive neuromuscular facilitation(以下 PNF) のコンセプト・理論 (S.S.Adler 1997)⁷⁾ に基づいている、②一回の運動前・後で即座に可動性や柔軟性などの改善効果が自覚できる、③集団運動プログラムである(施術形式ではない、指導者が参加者に触れない)、④自分で肩・腰・膝をコンディショニングするアクティブ・セラピー・エクササイズである、⑤運動器具などの道具を何も必要としない、などがあげられる。

PNF コンセプトの一つとして PNF パターンがある。そのパターンの特徴として「対角・螺旋の動きであること」「集団運動(マス・ムーブメント)パターンであること」などがあげられ、集団としての筋が最も動員される動きとされている(包國 2012)⁸⁾。図1が図3の足関節：背屈-内反の動きを伴う PNF 下肢パターン I 屈曲であり、図2が図4の足関節：底屈-外反を伴う PNF 下肢パターン I 伸展である。

同じく、図5が図7の足関節：背屈-外反の動きを伴う PNF 下肢パターン II 屈曲であり、図6が図8の足関節：底屈-内反を伴う PNF 下肢パターン II 伸展である。

PNF 下肢パターンについての各関節・骨盤の動きを図9に示した。図3⇔図4の足関節：背屈-内反⇔底屈-外反から先導されて下肢パターン I (図1⇔図2)を行うと骨盤は前方挙上⇔後方下制となり、足趾・足関節・下肢・骨盤との動きがリンクする集団運動パターンとなる。また図7⇔図8の足関節：背屈-外反⇔底屈-内反から先導されて下肢パターン II (図5⇔図6)を行うと骨盤は後方挙上⇔前方下制となり、足趾・足関節・下肢・骨盤との動きがリンクする集団運動パターンとなる。



図1. 下肢パートI 屈曲



図2. 下肢パートI 伸展



図3. 足関節：背屈-内反



図4. 足関節：底屈-外反



図5. 下肢パートII 屈曲



図6. 下肢パートII 伸展



図7. 足関節：背屈-外反



図8. 足関節：底屈-内反

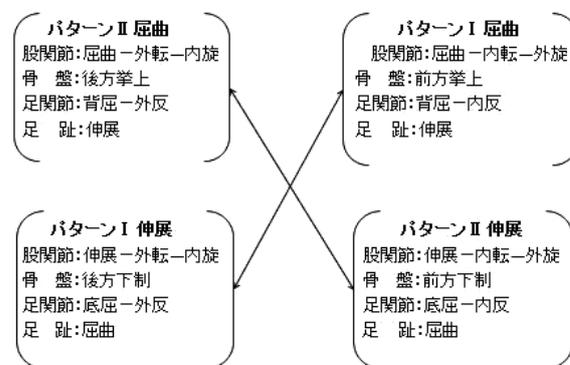


図9. PNF 下肢パターン (包國 2012)⁸⁾

(2) 東京都シルバー人材センター会員研修会

筆者は2019年9月に、シルバー人材センター-東京都Bブロック幹事の依頼により「膝スッキリ講座(会員研修会)」を実施した。

最初に膝のしくみについて大まかに理解してもらうことを目的とした約50分間の講義(図29・図30)を実施しその後、前記運動プログラムの膝編を実施した。

その内容は、約5分間の研修会実行委員の挨拶に続き、「膝関節のしくみ：大腿骨・脛骨・腓骨・膝蓋骨、半月板、靭帯などについて(図10)」「腸脛靭

帯と鷺足 (図11)」「Qアングル (図12) とスクリーホームムーブメント (市川宣恭 1994.)⁹⁾」や「スクリーホームムーブメントと変形性膝関節症」などの約50分間の講義を実施した。約10分間の休憩後、約40分間の前記運動プログラム膝編の実技、最後に約15分間の質疑応答・アンケート記入などを実施してもらう約120分間の構成であった。

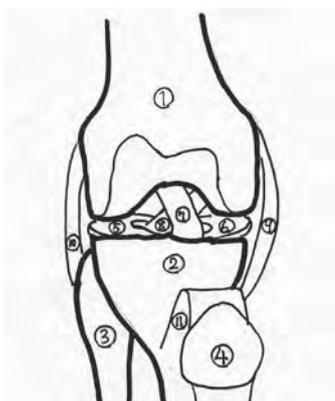


図10. 膝関節の構造

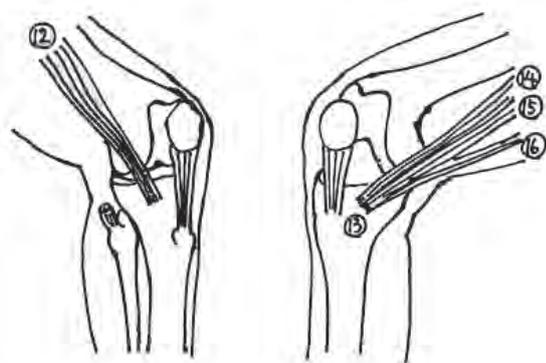


図11. 腸脛靭帯と鷺足

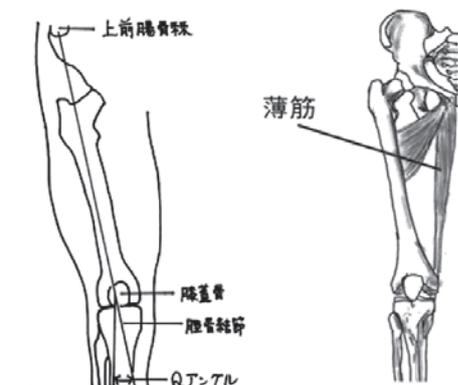


図12. Qアングル

実施した運動プログラムの具体的な内容は、(a) 運動前チェック：体幹の回旋・側屈・伸展・前屈の

可動性 (動き易さ) と柔軟性 (可動域) のチェックの他、股関節の回り具合、スクワット動作やワイドスクワットによる膝関節の動き易さ・膝関節を含む下肢の感覚など運動前の確認をしてもらった。

(b) 立位運動：立位にての下肢パターン I：1) 膝を伸直したまま屈曲⇔伸展 (図1⇔図2；以下、動作を数回～十数回繰り返して実施)、2) 膝屈曲を伴って屈曲⇔伸展 (図3⇔図4；)、

続いて立位にての下肢パターン II：3) 膝を伸直したまま屈曲⇔伸展 (図5⇔図6；)、4) 膝屈曲を伴って屈曲⇔伸展 (図7⇔図8；) を実施した。

(c) の中間チェックとして (a) 運動前チェック：体幹の回旋・側屈・伸展・前屈動作と股関節の回り具合とをチェックし中間の即時効果を体感してもらった。

次に、5) 立位にて骨盤前傾-後傾 (ペルビック・ティルト図13・14) の練習を実施した。

(d) 主運動として6) 仰臥位にての骨盤の前傾-後傾 (図15・16)、7) 息を吐きながらお尻 (臀部) をあげるブリッチング (図17・18)、8) チョッピング (図19-22)、9) 両脚横倒し (図23・24)、10) 両脚組右倒し⇒左倒し⇒お尻上げ⇒両脚あげ (図25-28) まで、主運動 [6)～10) まで] を実施した。

(e) 最終チェックとして (a) 運動前チェック：体幹の回旋・側屈・伸展・前屈の可動性 (動き易さ) と柔軟性 (可動域)、股関節の回り具合、スクワット動作やワイドスクワットによる膝関節の動き易さ・膝関節の感覚などを確認をもらい最終の即時効果を体感してもらった。



図13. 立位：骨盤前傾-後傾



図14. 骨盤前傾-後傾で使われる筋



図15. 仰臥位：骨盤前傾



図16. 仰臥位：骨盤後傾



図17.ブリッジング始め

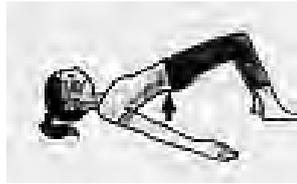


図18.ブリッジング終わり



図19.左チョッピング始め



図20.左チョッピング終わり



図21.右チョッピング始め



図22.右チョッピング終わり



図23.右横たおし



図24.左横たおし



図25.脚組右倒し



図26.脚組左倒し



図27.脚組お尻上げ



図28.脚組両足上げ



図29.セミナー講義風景



図30.全体の講義風景



図31.立位下肢パターン指導風景①



図32.立位下肢パターン指導風景②



図33. 立位下肢パターン指導風景③



図34. 仰臥位による膝曲げ横倒し風景

(3) 調査対象

東京都シルバー人材センターBブロック所属の高齢者約50名に対して会員研修会を実施したが、本研究の調査対象者はこの講座に参加しアンケート調査用紙を提出したものであった。調査用紙を提出しなかったもの及び調査用紙に「記入なし」や「顕著な記入漏れ」、「60歳以下のスタッフが記入したと思われるもの」などを除外した44名分のデータを調査対象とした。その内訳は男性19名、女性25名、平均年齢 72.48 ± 4.47 歳であり、顕著な記入漏れは除外したが、自由記述も含めなるべくすべてを報告することとした。

(4) 調査日時

調査日時は2019年9月18日(水) 14:00~16:00の研修会であり、調査場所は東京都C市総合体育館柔道場であった。

(5) 倫理的配慮

調査にあたっては対象者に研究目的と内容、プライバシー保護、自主的な運動実施の中止などについて

十分に説明し同意を得たもののみに調査用紙を提出してもらった。

(6) 調査の項目

(a) 運動前調査

運動前調査として1)「数値評価スケール Numerical Rating Scale (以下 NRS) を実施した。なお NRS は痛みや疲労などの自覚症状を他者と共有するための客観的な数値スケールであり(溝口 2011)¹⁰、疼痛の評価以外に、めまいによるストレスの自覚強度の評価(五島 2010)¹¹や咬合感覚の評価(成田 2008)¹²などに用いられている。本研究では、運動プログラムを実施した対象者の運動前と運動後の膝の主観的な感覚を、図35に示したNRSの質問紙により調査した。

●運動前(A)と運動後(B)の腰の状態をおしえてください(数字に○)

運動前の腰の状態(A)

0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10
最高に良い 最悪

運動後の腰の状態(B)

0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10
最高に良い 最悪

★ご協力ありがとうございました★

図35. NRS の質問紙

もう一つの運動前調査として2)状態・特性不安検査 STAI (State-Trait Anxiety Inventory) の一つである状態不安検査 (State Anxiety Inventory) を実施した。

(b) 運動後調査

運動後調査の項目として以下があげられるが、まず運動前と比較検討するための1) NRS と2) 状態不安との両調査は運動後にも実施した。また、それらに加えたアンケート質問調査として、3) 運動後の膝の感覚について、4) セミナーの内容について、5) 自由記述(自由に記述してもらおう欄を作成)を実施した。

3. 結果

(1) 数値評価スケール (NRS) の変化

統計学的解析は、IBM SPSS Statistics 23を使用した。数値評価スケール (NRS) の結果では運動前の平均値は 4.39 ± 2.43 、運動後の平均値は 2.89 ± 2.83 であり Wilcoxon signed-rank test を行った結果、有意な差が認められた ($p < 0.01$)。

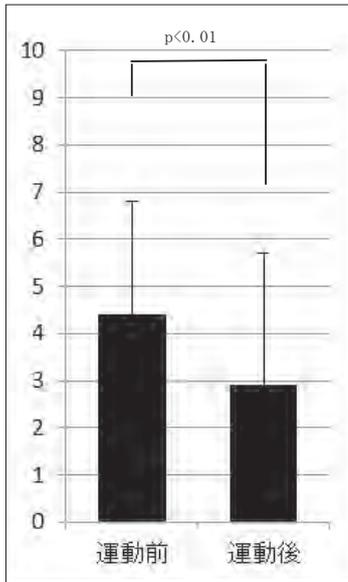


図36. 運動前・運動後のNRSの変化

(2) 状態不安の変化

状態不安の結果では、運動前平均値は 37.48 ± 9.67 、運動後平均値は 31.48 ± 10.36 であり t-test を行った結果、有意な差が認められた ($p < 0.01$)。

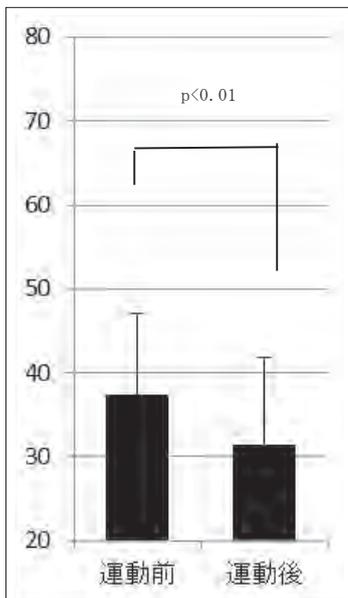


図37. 運動前・運動後の状態不安の変化

(3) 運動後の膝の感覚

「運動後の膝の感覚」についての結果を図38に示した。「①とてもすっきりした」が21名 (48%)、「②ややすっきりした」が19名 (43%)、「③どちらともいえない」が4名 (9%)、「④やや不快感がある」が0名 (0%)、「⑤強い不快感がある」が0名 (0%)であった。

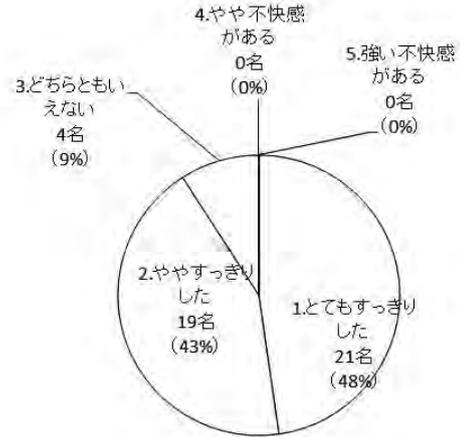


図38. 運動後の膝の感覚について

(4) セミナーの内容について

「セミナーの内容について」の結果を図39に示した。その回答では、「①大変良い」が22名 (50%)、「②良い」が14名 (32%)、「③普通」が8名 (18%)、「④あまり良くない」が0名 (0%)、「⑤良くない」が0名 (0%)であった。

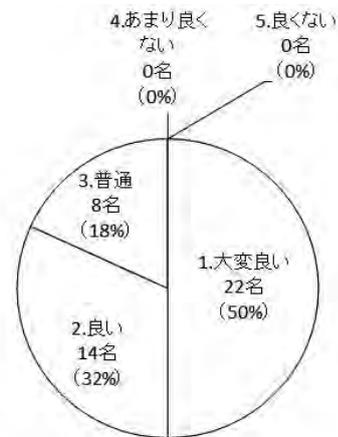


図39. セミナーの内容について

(5) 自由記述

質問調査の最後の項目として「自由に感想をお書きください」と記した欄を作成し、感じたことを記

述してもらった。

「・ひざ こしの痛いのがスッキリしてきました。(70代 女)」 「・とても参考になりました。また研修してほしいです。(70代 女)」 「・今回大変にありがとうございました。少しひざ、腰良くなった気がします。家で続けて行きます。又受講出来たらうれしいです。(70代 女)」 「・ありがとうございました。(70代 女)」 「・腰痛にも良さそうな感じがした。(60代 男)」 「・ストレッチが良かった。全身運動で体がほぐれた。講師は丁寧で説明もわかりやすかった。(70代 男)」 「・もっと教えていただきたい。(70代 男)」 「・楽しくやれて良かったです。(70代 女)」 「・むずかしい説明は運動をしながらで良い。(70代 女)」 「・高齢者には少しハードでした。(80代 女)」 「・もう少し長く教えてほしかったです。ありがとうございました。(70代 女)」 「・ありがとうございました。(70代 男)」 「・ひざと腰に自信が持てました。(70代 男)」 「・体全体もスッキリしている。(70代 男)」 「・体の弱点がわかった。(70代 女)」 の記述があった。

4. 考察

上肢に促通現象が誘発されるための促通の基本手順 (S.S.Adler 1997)⁷⁾ として以下があげられる。①末端から刺激を与える (手指から手関節から肘から肩への動き): ノーマルタイミング、②その動作時に「1・2で手指を開いて→手首を曲げる (背屈)」やその逆の動作などの伸張反射を誘発させるための伸張刺激 (クイックストレッチ): ストレッチ・スティミュレーション、③同時に関節を引き伸ばす: トラクション、④その一連の手の動きを目視させ視覚からの刺激を促す: ビジュアル・スティミュレーション、⑤動きを正確に誘導させる的確でわかりやすい言語指示「開いて→返して (手関節) →おろして」: バーバル・コマンド、⑥参加者全員が疲れすぎず・刺激量が足りなさすぎずの促通させるために最適な反復動作回数 (抵抗量): オプティマル・レジスタンス、である。その中で特に①ノーマルタイミングにより空間的促通が、⑥最適な反復動作回数により時間的促通が誘発されることがわかっている (柳澤ら 2011)¹³⁾。これらの①～⑥に忠実に従った動きつまり促通現象が誘発される期待された動きとなるよ

うに対象者集団に対して、反応が導き出されかつ疲れすぎないように、要点が伝わるように分かりやすく実施する必要があった。

本研究では膝関節の感覚改善を目的としているため足趾からの下肢パターンの動かし方が最も重要な指導ポイントとなった。つまり①末端から刺激を与える (足趾から足関節から膝関節から股関節・骨盤への動き): ノーマルタイミング (図3⇔図4) (図7⇔図8)、②その動作時に「1・2で足趾を伸展→足関節を曲げる (背屈)」やその逆の動作などの伸張反射を誘発させるための伸張刺激 (クイックストレッチ): ストレッチ・スティミュレーションなどの基本手順に忠実に従い、図31のように対面指導で動かし方を紹介後、図32・図33のように同じ方向を向いて同じ足の動きを対象者と一緒に実施するなど、丁寧に繊細に指導したことにより膝の感覚改善につながったことが考えられる。

また、PNFの考え方では、強い筋群を収縮することにより弱い筋群へのインパルスの溢れ出しにより強化することを、発散 (S.S.Adler 1997)⁷⁾ (以下: イラディエーション) と表現している。足趾→足関節のように下肢パターン I・II を実施することで、発散 (イラディエーション) 効果が誘発され、神経刺激は下肢より骨盤・体幹を通して上肢にまで達し反応が表れ、体幹の屈曲・伸展・側屈・回旋動作が促通され可動域と可動性が改善された。つまり、下肢パターンの発散 (イラディエーション) 効果により、骨盤・体幹・上肢も動かし易くなり、結果として「すっきりした」などの効果が表れ「腰にも効いた」という自由記述につながったことが考えられる。

5. 結論

前記運動プログラムを実施することにより、膝の状態が改善され、「すっきりした」という感覚が自覚され、不安が軽減することが示された。

謝辞

本研究にご協力いただいた全ての方々に心より感謝申し上げます。

引用・参考文献

1) Dorothy E. Voss・Marjorie K. Inota・Beverly J. Myers: 神

- 経筋促通手技パターンとテクニック改訂第3版、pp4-5、協同医書出版社、1997。
- 2) 包國友幸・宮田浩二・小林正幸：高齢者・低体力者対象運動プログラム実施報告②～膝痛改善運動プログラム実施者の状態不安と運動後の感覚に焦点をあてて～。ウエルネス ジャーナル、4: 56-59、2008。
 - 3) 包國友幸・宮田浩二・小林正幸：高齢者・低体力者対象運動プログラム実施報告④～人工透析患者の日常生活動作 (ADL) 能力に焦点をあててウエルネス ジャーナル、6: 12-16、2010。
 - 4) 包國友幸・宮田浩二・小林正幸：即時効果を特色として開発した運動プログラムの中長期的な適応の効果—低体力者を対象として—。ウエルネス ジャーナル、8:12-16、2012。
 - 5) 包國友幸・中島宣行：即時効果を特色とした運動プログラムの適用が愁訴を持つ高齢者に及ぼす有効性について。ウエルネス ジャーナル、9: 11-17、2013。
 - 6) 包國友幸：即時効果を特色とした運動プログラムの有効性—肩こり・肩痛予防改善希望者の数値評価スケールに焦点をあてて。ウエルネス ジャーナル、10: 19-23、2014。
 - 7) S. S. Adler・D. Becker・M. Buck：PNFハンドブック。1-42、クインテッセンス出版、1997。
 - 8) 包國友幸：促通手技コンセプトの考察と可能性についてその⑩。クリエイティブストレッチング23: 9-15、2012。
 - 9) 市川宣恭：スポーツ指導者のためのスポーツ外傷・障害改訂第2版、pp149-162、南江堂、1994。
 - 10) 溝口功一：隣に伝えたい新たな言葉と概念【NRS】。医療 Vol65。No5: 277、2011。
 - 11) 五島史行・堤知子・新井基洋：長期にわたりめまいを訴える症例における他の身体的愁訴、心理状態について。日本耳鼻科学会会報113: 724-750。2010。
 - 12) 成田紀之・船戸雅彦・神谷和伸：痛みと不安・抑うつ気分にもなう咬合感覚の変調。顎機能誌。15: 8-17、2008。
 - 13) 柳澤健、乾公美。PNF マニュアル第3版。南江堂、2011、p1-2

受付日：2020年4月19日

介護福祉士専門学校生の学校生活に対する充実感と 学習動機の関係性

上 村 幸 子

新潟医療福祉カレッジ介護福祉士基礎学科

The relationship between care worker's vocational school student's sense of fulfillment in school life and learning motivation

Kamimura Sachiko

NIIGATA IRYO-FUKUSHI COLLEGE

Abstract : It is a teacher's desire that students who enter for the purpose of becoming caregivers will "grow" as professionals while feeling "challenging" even after entering employment. I want to clarify the relationship between the sense of fulfillment of school life and the motivation for learning. Based on the results, I want to stimulate the motivation of students to learn and provide feedback to their educational activities so that they can keep their motivation.

78% of the students "feel full of studying at school". "Students who feel fulfilled by school training and volunteers" account for 80% of the total. Students who felt more fulfilled in studying felt more fulfilled in practical training and volunteers.

The motivation of the care worker vocational school students for fulfillment and practical orientation led to a sense of fulfillment in school life. Utilizing the pleasure of investigating and practicing real lectures are necessary for students' fulfilling school life. That leads to the emphasis on the learning content of the students themselves and the deepening of the learning methods.

Key Words : Care worker vocational school student, School life satisfaction, Motivation for learning, Student survey

抄録 : 介護福祉士を目指して入学した学生が、入職後も「やりがい」を感じながら専門職業人として「成長」する事は、教員の願いである。「学校生活の充実感と学習動機の関係性」を明らかにし、その結果から、学生の学習動機を刺激し、学生自身が学習動機を持ち続けられるように学生の教育活動にフィードバックしたい。

「学校の勉強に充実感を感じている」学生は、全体の78%。「学校の実習・ボランティアに充実感を感じている学生」は、全体の80%。勉強に充実感を感じている学生ほど実習・ボランティアにも充実感を感じていた。

介護福祉士専門学校生の充実志向と実用志向の学習動機は、学校生活の充実感につながっていた。調べることの楽しさを活用し、リアルな講義の実践が学生の学校生活の充実感には必要である。その事が、学生自身の学習内容の重視や学習方法の深まりにつながる。

キーワード : 介護福祉士専門学校生、学校生活の満足感、学習動機、学生アンケート

1. はじめに

(1) 研究動機

若者の3年以内の離職率いわゆる早期離職は30～40%と言われている。その一方で、90%近い若者が仕事に求めるものを「やりがい」や「成長」と答えている。介護福祉士を目指して入学した学生が、卒業・入職後も「やりがい」を感じながら専門職業人として「成長」する事は、教員の願いである。

しかしA介護福祉士専門学校において中途退学者は、毎年数名存在する。介護福祉士に希望を抱いて入学した学生が、学校生活に充実感を感じているのか、現在どのような学習動機を持つのかを確認する。そして、その学習動機を支えながら、将来専門職業人として自律して「成長」していける様に学習基盤を作る事が教員の役割である。

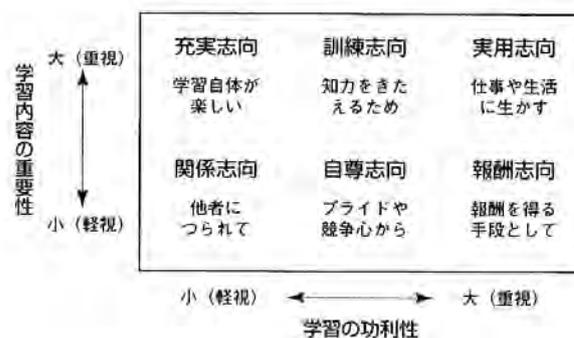
先行研究は「介護福祉士の入学後まもない時期の対人関係や自尊心など内面的変化」がある。また「全国大学メンタルヘルス研究会」で「介護福祉士専門学校学生の入学動機とその支援」をシンポジウムで取り上げている。しかし、学校生活の充実感や学習動機に焦点を置いた研究はない。「学校生活の充実感と学習動機の関係性」を明らかにし、その結果から、学生の学習動機を刺激し、学生自身が学習動機を持ち続けられるように学生の教育活動にフィードバックしたい。

(2) 研究目的

在学中の学生が、学校生活に充実感を感じているのか、どのような学習動機を持つのかを知る。そして、学校生活の充実感と学習動機の関係性を明らかにする。その結果から、学生の学習動機を刺激し、学生自身が学習動機を持ち続けられるように、教育活動にフィードバックする方法を考察する。

(3) 用語の定義

市川伸一の学習動機の2要因モデル（学習の功利性と学習の重要性）より、①充実志向：学習自体がおもしろい、②訓練志向：頭を鍛えるため、③実用志向：仕事や生活に活かす、④関係志向：他者につられて、⑤自尊志向：プライドや競争心から、⑥報酬志向：報酬を得る手段として、の6種類に分類された学習動機を用いる。【図1】参照



【図1】

(4) 研究方法

以下の内容を無記名自記式質問紙法で行った。

【表1】参照

- 学校生活の充実感を「勉強」と「実習・ボランティア」の2項目で「よくあてはまる」から「まったくあてはまらない」までの4段階の多項目選択式で行った。
- 同時に「市川伸一の6種類の学習動機」¹⁾を「よくあてはまる」から「まったくあてはまらない」までの4段階の多項目選択式で行った。

6種類の学習動機を、その種類が分からないようにアンケート項目を散らして、最後に動機の種類ごとに合計得点を計算した。

(5) 倫理的配慮

- “市川伸一の6種類の学習動機の使用”ならびに“5段階評価を4段階評価に変更して使用”する許可を得た。
- 本研究計画は、職業教育研究開発センター研究倫理専門委員会の承認（承認番号19-11）を得た。
- A専門学校長および統括学科長より許可を得た。
- A介護福祉士専門学校2年学生46名にアンケート目的、研究協力は任意である事アンケート内容は成績に関係はしない事を説明した。

2. 結果

回収率：95.6%、有効回答率：81.8%。

学校の勉強に充実感を感じている学生は、4段階の「4よくあてはまる」を選んだ学生は36%だった。4段階の「3少しあてはまる」を選んだ学生は

【表1】

学校生活と学習に関するアンケート

まず初めに『あなたの学校生活』について質問します。

次の質問が自分に、「よく当てはまる」人は4に、「全く当てはまらない」人は1に、○をして下さい。中間の人は2、3のいずれかに○をして下さい。

学校の勉強が楽しい・充実している・満足感がある	4	3	2	1
学校の実習やボランティアが楽しい・充実している・満足感がある	4	3	2	1

次に『あなたの勉強の動機（勉強したいと思う気持ち）』について質問します。

次の質問が自分に、「よく当てはまる」人は4に、「全く当てはまらない」人は1に、○をして下さい。中間の人は2、3のいずれかに○をして下さい。

1	新しいことを知りたいという気持ちから	4	3	2	1
2	勉強することは頭の訓練になると思うから	4	3	2	1
3	学んだことを、将来の仕事にいかしたいから	4	3	2	1
4	みんながやるから、なんとなくあたりまえと思って	4	3	2	1
5	成績が良いと、他の人よりすぐれているような気持ちになれるから	4	3	2	1
6	成績が良ければ、こづかいやほうびがもらえるから	4	3	2	1
7	いろいろな知識を身に付けた人になりたいから	4	3	2	1
8	勉強のしかたを身に付けるため	4	3	2	1
9	勉強したことは、生活の場面で役に立つから	4	3	2	1
10	友達と一緒に何かしてきたいから	4	3	2	1
11	成績が良ければ、仲間から尊敬されると思うから	4	3	2	1
12	テストで成績が良いと、親や先生にほめてもらえるから	4	3	2	1
13	すぐに役に立たないとしても、勉強がわかること自体おもしろいから	4	3	2	1
14	合理的な考え方ができるようになるため	4	3	2	1
15	勉強で得た知識は、いずれ仕事や生活の役に立つと思うから	4	3	2	1
16	親や好きな先生に認めてもらいたいから	4	3	2	1
17	ライバルに負けたくないから	4	3	2	1
18	学歴や資格があれば、将来、経済的に良い生活ができるから	4	3	2	1
19	何かができるようになっていくことは楽しいから	4	3	2	1
20	いろいろな面からものごとを考えられるようになるため	4	3	2	1
21	知識や技能を使う喜びを味わいたいから	4	3	2	1
22	周りの人たちがよく勉強するので、それにつられて	4	3	2	1
23	勉強して良い学校を出た方が、りっぱな人だと思われるから	4	3	2	1
24	学歴や資格があった方が、社会に出てから得なことが多いと思うから	4	3	2	1

25	勉強しないと充実感がないから	4	3	2	1
26	勉強しないと、筋道だった考え方ができなくなってしまうから	4	3	2	1
27	勉強しないと、将来、仕事の上で困るから	4	3	2	1
28	みんながすることをやらないと、おかしいような気がして	4	3	2	1
29	勉強が人並みにできないのはくやしいから	4	3	2	1
30	勉強しないと親や先生にしかられるから	4	3	2	1
31	わからないことは、そのままにしておきたくないから	4	3	2	1
32	勉強しないと、頭のはたらきが衰えてしまうから	4	3	2	1
33	仕事で必要になってからあわてて勉強したのでは間に合わないから	4	3	2	1
34	勉強しないと、親や先生に悪いような気がして	4	3	2	1
35	勉強が人並みにできないと、自信がなくなってしまうそうだから	4	3	2	1
36	学歴や資格がないと、将来、良い仕事先がないから	4	3	2	1

〈引用〉市川伸一：学ぶ意欲の心理学、2001 第 1 版、PHP 研究所

【集計】質問番号ごとに小計を出して、最後に合計点を計算して下さい

A : 質問番号 ; 1 [] + 7 [] + 13 [] + 19 [] + 25 [] + 31 [] = []

B : 質問番号 ; 2 [] + 8 [] + 14 [] + 20 [] + 26 [] + 32 [] = []

C : 質問番号 ; 3 [] + 9 [] + 15 [] + 21 [] + 27 [] + 33 [] = []

D : 質問番号 ; 4 [] + 10 [] + 16 [] + 22 [] + 28 [] + 34 [] = []

E : 質問番号 ; 5 [] + 11 [] + 17 [] + 23 [] + 29 [] + 35 [] = []

F : 質問番号 ; 6 [] + 12 [] + 18 [] + 24 [] + 30 [] + 36 [] = []

合計 []

ご協力ありがとうございました。

この用紙を封筒に入れて、〇〇日 17 時までに提出下さい。

結果は慎重に考察し、今後の教育活動に生かすことをお約束致します。

介護福祉士基礎学科 教員 ○○○○

42%であった。4と3を合計して「学校の勉強に充実感を感じている」学生は全体の78%であった。

【グラフ1】参照

学校の実習・ボランティアに充実感を感じている学生は、4段階の「4よくあてはまる」を選んだ学生は25%だった。4段階の「3少しあてはまる」を選んだ学生は55%であった。4と3を合計して「学校の実習・ボランティアに充実感を感じている学生」は、全体の80%であった。【グラフ2】参照

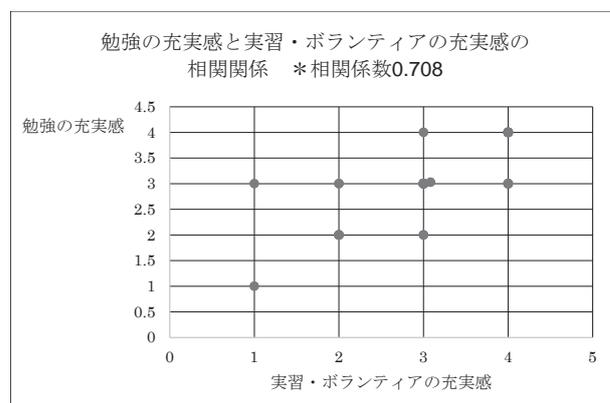
勉強の充実感と実習・ボランティアの充実感の相関関係は、相関係数0.706で正の相関関係にあった。つまり、勉強に充実感を感じている学生ほど実習・ボランティアにも充実感を感じていると言え、勉強に充実感を感じていない学生は、実習・ボランティアにも充実感を感じていないと言える。【グラフ3】参照

次に、勉強の充実感と充実志向の学習動機の関係性を見た。両者の関係は、相関係数0.67で正の相関関係が見られた。学校の勉強に充実感を感じている学生は、充実志向の学習動機が高い結果が得られた。同様に勉強の充実感と実用志向の学習動機に

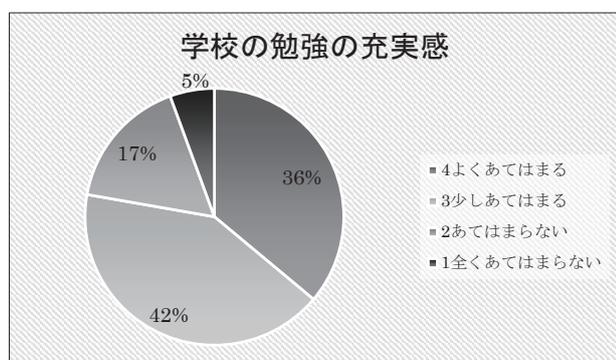
も、相関係数0.68で正の相関関係が見られた。学校の勉強に充実感を感じている学生は、実用志向の学習動機が高かった。【グラフ4】【グラフ5】参照

3. 考察

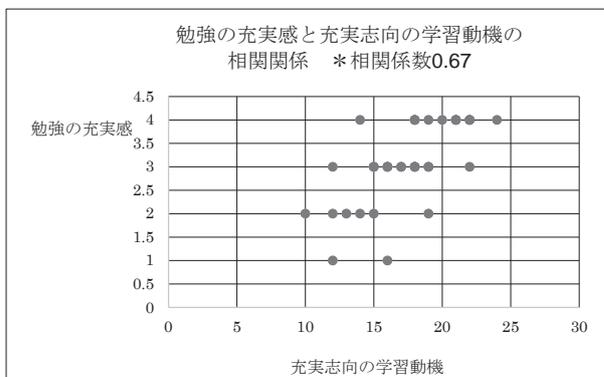
充実志向は、学習自体が楽しく充実感を感じるということである。当校ではアクティブラーニングを取り入れ、学生は常態的なグループによる協同学習を行っている。この協同学習では自分たちの目指す



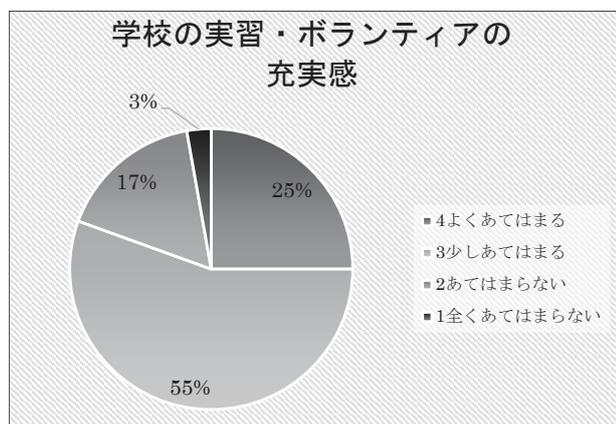
【グラフ3】



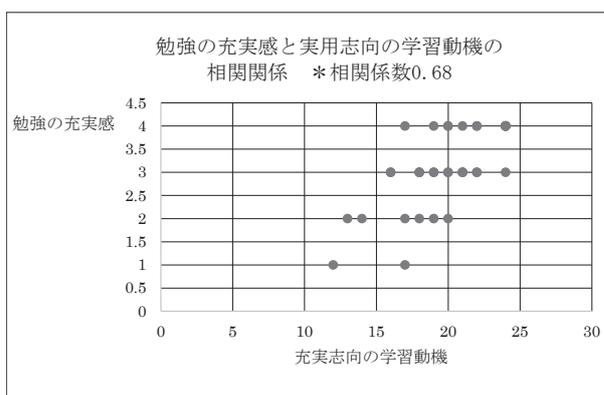
【グラフ1】



【グラフ4】



【グラフ2】



【グラフ5】

学習目標が到達可能と思える内容で明確である。そのため、学生はフロー状態に入りやすい。その結果、グループ間で互いに教え合いながら学習自体を楽しく行っている。この方法により、学生は充実志向の学習動機を高めている。充実志向の“楽しい学習動機”は、“楽しい学校生活”の充実感につながっている。

また自分の将来の仕事の役に立つ実用志向の学習動機も、学校生活の充実感につながっている。介護現場に見られる事例を活用し、実習につなげることで学習意欲が刺激される。市川は「内容関与的な動機の場合は、学習の内容自体を重要視して、それを身につけたいと思っているわけですから、学習のしかたも深まってきます。…(中略)…学習の質が高まってくる。(ママ)」²⁾と述べている。この充実志向の学習動機によって将来の自分がイメージ出来て、社会的自尊感情を高めることにつながっている。A校の学生は、高校を卒業しストレートで進学して来る学生が多い。高校までの学習過程で社会的自尊感情が育ちにくい状況にあった学生も多い。中には不登校の経験者など基本的自尊感情の低い学生もいる。全体的には“のんびり屋でマイペース”な学生と“さびしく孤独で自信がない”学生が多い。

「学習はあくまで学習者への動機づけが出発点であることを忘れてはならない。児童生徒は常に自己発見、自己統合、自己実現をめざす積極的な存在であるという前提を忘れてはならない。」³⁾と杉江は述べている。一斉講義は最小限にとどめて、グループでの協同学習を中心に授業し最後はc-learningで確認テストする。c-learningでは、正解になるまで教師が見守る。その結果達成感を感じてもらうことで、ありのままの自分を肯定でき、グループメンバー・教員と共有体験することになる。「内発的に動機づけられた学習経験の積み重ねは、興味、関心態度のような積極的な学習の構えを培うことにつながる。」⁴⁾とも杉江は述べている。このことから充実志向や実用志向の学習動機を刺激することは、今後の学生自身の学習内容の重視や学習方法の深まりにつながる。

今後も、常態的なグループで協同学習と教員との信頼関係を基盤にした学びの楽しさで充実志向を刺激し、リアルな講義で実用志向を刺激する授業を展

開する。そして、介護福祉士が、「やりがい」や「成長」につながる意味のある尊い役割である事を伝えながら学習動機を維持する必要がある。その授業展開が介護福祉士として自律し生涯学習を続ける専門職業人の育成につながる。

4. 結論

介護福祉士専門学校の2年学生の充実志向と実用志向の学習動機は、学校生活の充実感につながっている。調べることの楽しさを活用し、リアルな講義の実践が学生の学校生活の充実感には必要である。その事が、学生自身の学習内容の重視や学習方法の深まりにつながる。

5. おわりに

今後も、学生が充実感・満足感を感じ、自尊感情が高まり自律した専門職業人につながるような授業を実践していきたい。

この研究をまとめるにあたりご指導くださった諸先生をはじめ、アンケートに協力してくれた学生に感謝する。

6. 文献

(1) 引用文献

- 1) 市川伸一(2001)「学ぶ意欲の心理学」 p.54 PHP研究所
- 2) 前掲書 p.60
- 3) 杉江修治(2018)「協同学習入門 基本の理解と51の工夫」p.31 ナカニシヤ出版
- 4) 前掲書 p.31

(2) 参考文献

- 1) 小池伸一他(2009)「作業療法学科学生の学生間における学習動機について」吉備国際大学 保健科学部紀要
- 2) 平成16年度 全国大学メンタルヘルス研究会シンポジウム 「介護福祉士専門学校学生の入学動機とその支援」
- 3) 梶田毅一(1992)「真の個性教育とは」国土社
- 4) 桜井茂男(1997)「学習意欲の心理学 自ら学ぶ子どもを育てる」誠信書房
- 5) Maryellen Weimer(2013)「LEARNER-CENTERED TEACHING」メイリン・ワイマー 関田一彦(訳)(2017)「学習者中心の教育 アクティブ・ラーニングを活かす大学授業」勁草書房

受付日：2020年4月27日

介護過程におけるアセスメントに関する一考察

— 理論と手法の体系的整理の検討 —

松 永 繁

新潟医療福祉大学

A Study on Assessment in process of long term care

Matsunaga Shigeru

Niigata University of Health and Welfare

要旨：介護福祉教育において、本人の望む介護を提供するため、「本人の思い」の理解というように主観的世界のアセスメントも重要としている。しかし、アセスメントにおける依って立つ理論、具体的な方法の整理は必ずしもできているとは限らない。

本研究は、介護福祉士養成科目である「介護過程」におけるアセスメントの課題整理、主観的世界に関する諸理論の検討を通して、介護過程におけるアセスメントに関する教育の示唆を得ることを目的に行った。結果、「本人の思い」のアセスメントのエビデンスとして、ナラティブ理論、相互交流・状況との対話によるアセスメント理論、具体的な方法として、生活歴、言動に注目したセンター方式シート、生活歴を構造的に見ていく手法が存在していることが示唆された。これらの諸理論、手法を体系的に整理することで、本人の主観的世界のアセスメントが可能となり、利用者に寄り添った介護過程の展開ができると考える。

キーワード：介護過程、アセスメント、主観的世界の理解

1. はじめに

近年、医療分野では、ナラティブベースドメディシン (Narrative-Based Medicine) の視点が取り入れられている。ナラティブベースドメディシン (Narrative-Based Medicine) とは、①人間を全体的 (holistic) に捉える、②その人にとっての「意味」や「ものがたり」を重視し、表面的な症状や問題のみに焦点を当てるのではない、③その人そのものの個性や一回性を重視し、人間を平均や確率では捉えない、④関係性そのものを重視することが挙げられる¹⁾。

医療分野では、長らく科学的根拠に基づいた医療の提供、つまり、エビデンスベースドメディシン (Evidence-Based Medicine) が求められてきた。エビデンスベースドメディシン (Evidence-Based Medicine) では、客観的なデータと明確に効果があ

ると認められた治療法を採用することで患者に対して最適な医療の提供を目指す²⁾。そして、科学的根拠に基づいた医療は標準的な医療の提供への役割を果たしてきたと言える。

しかし、たとえば、病気自体は同じがんを患っていても、人それぞれにそのがんに対する意味づけは異なる場合がある。その人が病をどのように捉えているのか、その病がその人の人生の物語にどのような影響を持っているのか等の理解なしには、本人が病と向き合い、主体的に治療に取り組むような治療法は見いだせない。つまり、医療提供者が主体となり科学的根拠に基づいて治療方法を見出し、治療したとしても、それが本人の望む医療の提供とは限らないのである。

このような議論から患者のナラティブ (本人の語

り・物語)に注目したナラティブベースドメディシン (Narrative-Based Medicine) が注目され始めたのである。

一方、介護福祉分野においても経験や勘に頼らない科学的根拠に基づいた介護の提供が求められ、それをエビデンスベースドケア (Evidence-Based Care) と表現し説明されることもある³⁾。そして、介護福祉教育では、科学的根拠に基づいた介護の思考・方法について、介護過程の中で教育が展開されてきた。

しかし、介護も医療と同様に、例えば、要介護状態の要因となった疾病や障害が、その人にとってどのような意味を持っているのか、現在の身体状況がその人の人生の物語にどのような影響を及ぼしているのかを理解することなしに、本人が望む介護の提供は難しいと考える。

介護過程においては、「本人の思い」という表現で本人を主体者に据え、本人の望む介護を提供することを重視してきた。しかし「本人の思い」という主観的世界をどうアセスメントしていくのか、そのための依って立つ理論、具体的な方法の整理は必ずしもできていない。

II. 目的

介護福祉士養成科目である「介護過程」におけるアセスメントでの課題整理、ナラティブに関する諸理論の検討を通して、介護過程におけるアセスメントに関する教授の示唆を得ることを目的とする。

III. 方法

介護福祉士養成科目の介護過程、社会福祉分野におけるアセスメントに関する文献レビュー及び筆者が担当した介護過程の科目を通して示唆を受けた課題から考察していく。

IV. 考察と結果

1. 介護過程とは

介護過程とは、情報収集、アセスメント、計画の立案、実施、評価のプロセスであり、専門知識を活用し、客観的で科学的な思考過程によって進められるものである⁴⁾。また、2007 (平成 19) 年に、介護福祉士養成教育の見直しがなされ、介護過程は、介護福祉士養成における中核科目として位置づけられ

ることとなった⁵⁾。

介護過程の展開過程は上述した通りであるが、その中で、特に筆者が重要と考えているのがアセスメントの過程である。なぜならば、ここが間違えればニーズの抽出も誤ることになり、いくら立派な計画を立てたところで支援の効果は期待できない。それどころか、利用者からの拒否や利用者との関係性を壊すという事態にもなりかねない。

2. 介護過程におけるアセスメントの課題整理

介護過程における研究の文献レビューを行った嶋田⁶⁾によると、介護過程におけるアセスメントに関する先行研究では、専門性の高い介護を行うために必要となるアセスメント能力を向上させるための研究と、具体的なアセスメントツールを開発しアセスメント能力の向上を測定するための研究に二分化されている。また、上述した嶋田は、池田 (2012) の「アセスメントという抽象的な概念は、どうすれば実際の出来事のなかで活用・応用され、具体的に介護の対象者に対して実践化されていくことができるかが考慮されなければならない」との論を引用し、アセスメントの具体的な明示の必要性を述べている。これは、介護過程の教育に関しても示唆を与えるものとする。

次に、筆者が受け持った介護過程の授業、実習を通しての学生の介護過程におけるアセスメントの傾向や課題として以下のように整理した。

一つ目は、身体的ニーズを導き出すことにそれほど困難性はみられないことである。情報収集の過程で、ADL、IADL、疾患等からの情報抽出、関連付け・統合化における困難な状況はみられない。

しかし、例えば身体的ニーズが生じる要因となる身体の障害や疾病について、それを「本人はどのように捉えているのか」までの理解は進まず、結果、抽出するニーズも通り一辺倒であり、個別性がなくなってしまう事例がみられる。「見えているにもかかわらず、見えていないもの (気づいていないもの) があり、対象者を立体的に捉え、内部まで見透かす」⁷⁾ ことができないのである。

二つ目が、対象者の生活歴の見方、活用の視点が弱いことである。生活歴がアセスメントにうまく活用できないということは、対象者の全体像の理解が

難しいことを意味している。

では、生活歴の見方、活用の視点が弱いとは具体的にどのようなことを指しているのだろうか。例えば、生活歴は、分析・解釈、統合化の際に、ひとつの根拠情報として生活歴の一部分を切り取って活用されるにとどまる事例である。よく見られるのが、認知症の高齢者をアセスメントする際に、目の前に出現している行動・心理症状（BPSD）と一部の生活歴とを関連させて安易に解釈してしまうことである。例えば、「Aさんは昔、主婦として家事を行っていたから、ヘルパーさんを拒否するのは役割喪失によるものだ」というようなものや「認知症のBさんが毎朝、落ち着かないで施設の廊下を歩き回るのは、会社員時代の名残だ」などである。

また、人生の蓄積としての生活歴をライフサイクルという時間軸で経験した出来事、その時の行動、社会的な関わりという構造的な視点からの分析が難しく、今までの生活歴から紡ぎ合わせてその人生の物語を理解する視点が弱いということである。

三つめが、本人の現在の思いを把握するためには、本人と直接に話しをして引き出すという方法に囚われていることである。よって、実習施設で実際に介護過程の展開を行う学生は、「利用者さんが認知症でコミュニケーションが取れない」、「話す時間がなく情報収集ができない」などと訴える。つまり、介護過程における利用者の思いに関する情報収集とは、利用者との対話というコミュニケーションを通して行うことだという思い込みがあり、またそれ以外の方法の視点を持っていないのである。

以上、介護過程におけるアセスメントの傾向・課題として、①現在の状況への本人の意味づけ、②生活歴を構造的に分析できない、③言動等のメッセージを受信し、そこから本人の思いを理解していく視点の弱さの3点が考えられる。

次に、これらの課題について、どのような理論及び方法に基づいてアセスメントを展開していくことができるかについて、検討していく。

3. ナラティブの視点を持ったアセスメントの拠り所とする諸理論

1) 社会構成主義によるナラティブ理論

世界や我々自身を説明する言葉は、その説明の対

象によって規定される。自然や自己に関する正確で客観的な説明であるとみなす内容は、史的・文化的に埋め込まれた、人々の交流の産物であると捉えられる⁸⁾。つまり、人々の記述や説明はあるがままの世界ではなく、人間行為の調整の結果の産物としての世界であるというものである。このように捉えるものを社会構成主義と呼んでいる。

この理論に基づいたナラティブ理論では、人が語るものは客観的に捉えられている事象を語っているのではなく、事象を意味づけした物語と考え、ソーシャルワーク分野ではナラティブアプローチとして存在する。

ナラティブアプローチでは、①ドミナントストーリーを聞く、②問題を外在化する、③反省的な質問をする、④例外的な結果を見出す、⑤オルタナティブストーリーを構築していくというプロセスをとる⁹⁾。

ここでの視座は、人が語るものはその人が解釈している、意味づけしている物語ということであり、それが客観的事実なのか、そうではないのかは重要視せず、語りを通して、現在の本人の世界を理解することが重要なのである。

2) センター方式

センター方式とは、認知症高齢者のアセスメントツールとして開発された¹⁰⁾。このセンター方式の特徴は、認知症高齢者本人を主体的に捉える視点が盛り込まれていることがあげられる。例えば、シートの記入欄には「私の～」というように本人が主語となっており、本人を主語とした表現で記入を行う工夫がなされている。また、シートのひとつである心身の情報（私の姿と気持ちシート）（図1）では、中央に私の姿として、記入者が捉えている本人の全体像を具体的に描くようになっている。また、左右の吹き出しには、「私の不安や苦痛、悲しみは」「私が嬉しいこと、楽しいこと、快と感じることは」「私の介護への願いや要望は」「私がやりたいことや願い・要望は」「私が受けている医療への願いや要望は」「私のターミナルや死後についての願いや要望は」という項目が用意されており、ここでも利用者が主語となっている。また、このシートの特徴は、「私が言ったこと」「家族が言ったこと」「ケア者が気づいたこと」を記入するようになっており、「私が言っ

たこと」の欄には、ありのままの発言（会話として成立していないものであっても）を記入するという点である。

また、センター方式では、「声にならない声」という表現で、本人の言動から、本人の現在の思い、心身の状況を理解していくというシートも用意されている。

これらから言えることは、これまでの認知症のアセスメントツールは、認知症の状態を評価するツール、また ADL、IADL を評価するツールが主であっ

たが、センター方式では、本人のありのままの言動をヒントにして、本人の思いを理解するという視点に特徴がある。

そして、介護過程の情報収集においては、本人の言葉では、会話、内容が成立する言葉だけでなく、たとえ、意味のないような言葉にも注目していくこと、そして、心身の状況だけでなく、日常でみられるしぐさや行為にも注目し、そこから本人の思いを理解していくというアセスメントの視点・方法が示唆されているのである。

C-1-2 心身の情報(私の姿と気持ちシート) 名前 _____ 記入日: 20__年__月__日/記入者 _____

◎私の今の姿と気持ちを書いてください。
※まん中の空白部分に私のありのままの姿を書いてみてください。もう一度私の姿をよく思い起こし、場合によっては私の様子や表情をよく見てください。
左側のように、様々な身体の問題を抱えながら、私がどんな気持ちで暮らしているのかを吹き出しに書き込んでください。
(次の記号を質問に付けて誰からの情報かを明確にしましょう。●私が言ったこと、△家族が言ったこと、○ケア者が気づいたこと、ケアのヒントやアイデア)

私の姿です

私の不安や悲傷、悲しみは…	私が嬉しいこと、楽しいこと、快と感じることは…
私の介護への願いや要望は…	私がやりたいことや願い・要望は…
私が受けている医療への願いや要望は…	私のターミナルや死後についての願いや要望は…

図1 センター方式シート C-1-2

3) 状況との対話によるアセスメント

奥川¹¹⁾は、ソーシャルワークにおけるアセスメントについて、「相互交流」という表現で、直接相手と接しながら分析を行う援助者のプロセスを説明している。奥川は、「援助は、クライアントから発信され、援助者自身の身体に入れた情報を、援助者自身の専門的な視点に裏づけされた枠組みに照らしつつ、ストーリーを描きながら瞬時に解析していく」と説明したうえで、「援助者の身体にある、ひっかける、装置センサーによる『ひっかかった情報』をいかに分析していくか」の重要性を述べている。

奥川の説明からは、介護福祉職が日常の利用者の介護や関わりの中で状況との対話を通して情報収集を行い、アセスメントにつなげていくプロセスの存在が示唆されている。簡潔に言えば、状況との対話によるアセスメントの可能性の存在である。

4) 生活歴の構造的な分析と理解

上述した奥川¹²⁾は、ソーシャルワークにおけるアセスメントについて、「一人ひとりの『身体とところに刻印された経験の総体』が違うため、目の前にいるひとの生きてきた歴史を知り、内的世界を理解しようとするのが大切」であるとも述べている。

介護過程においても、その人の全体像として、価値観や現在の状況をどのように捉えているのかといった主観的世界を理解したうえで、援助計画の立案、アプローチ方法の検討を行っていくことが求められる。

生活歴を履歴ではなく物語として主観的世界理解のための分析方法が必要となるが、能田茂代編『介護総合演習』(メヂカルフレンド社)¹³⁾に説明がある全体像モデル図(図2)がその方法として参考となる。ここで示されているものは、人を誕生0歳から現在までの時間軸で、「こころの状態を察する手がかりとなる事実」、「社会関係の事実」、「からだの事実」の3つの視点から分析していく方法である。この方法から本人のライフサイクルの中でどのような出来事を経験し、どういう判断・行動をとったのかをそれぞれ関連づけてみることで、生活歴をどうアセスメントにつなげていくのかの具体的な方法を理解するのに有効と考える。

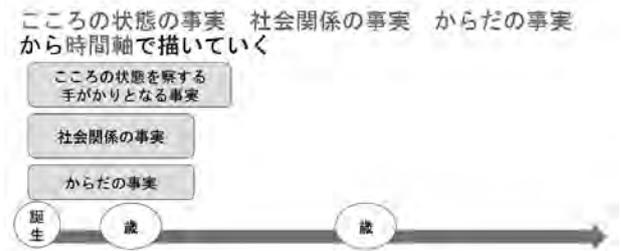


図2 能田茂代(2014)「介護総合演習」メヂカルフレンド社 P70 全体像モデル図を参考に筆者が作成

V. 結論

アセスメントとは、状況との対話であると表現されることがあるように、机上ですべてを行えることはできない。それは、対象者も社会関係の中で常に相互作用しながら変化しているからである。また、介護福祉職との関係性の深まりによって、新たな一面の発見や気づき、教えてもらうことなど常に情報は更新されている。

介護福祉職は利用者の刻々と変化する情報を様々な形で日々受け取るが、たとえば、言動などの情報は本人の思いが潜んだメッセージだったりもする。そのメッセージをキャッチし、ニーズの抽出に活かせるかどうかというアセスメント力が重要となる。

そして、生活歴を構造的に分析することで、その人の人生で味わった悔しさ、悲しみ、喜びに寄り添い、様々な出来事を乗り越えてきたその人のストレングスを見出すこともできるようになるのである。

最後に、「本人の思い」をアセスメントするための理論的根拠、一定の手続きをふんだ方法として、ナラティブ理論、奥川の相互交流によるアセスメント理論等の理論、具体的な方法として、生活歴、言動に注目したセンター方式シート、生活歴を構造的に見ていく手法の存在をみてきた。これらの諸理論、手法を体系化することで、理論的手続きを踏んだ本人の主観的世界を大切にしたいアセスメントが可能となり、利用者の思いに寄り添った介護過程の展開ができると考える。

文献

- 1) 2) 磯邊 聡(2016)「教育臨床の現場で科学の知をどう駆動するか—エビデンスとナラティブをめぐる一考察—」千葉大学教育学部研究紀要 第64巻 35~41
- 3) 西嶋康浩(2018)「インタビュー エビデンス・ベースド・ケアの確立をめざして(特集「科学的介護」の検討会が示す介護の未来とは)」全国老人保健施設協会機関誌

- 4) 介護福祉士養成講座編集委員会 (2015) 「新・介護福祉士養成講座 9 介護過程 第三版」中央法規
- 5) 平野啓介・芦原直子・岩村学佐ほか (2019) 「介護過程の教授方法に関する指導書の活用について — 介護実習指導者への調査から見た現状と課題 —」旭川大学短期大学部紀要
- 6) 嶋田直美 (2016) 「介護過程教育の課題」桃山学院大学社会学論集177 - 193
- 7) 中村純子 (2017) 「介護におけるアセスメントの方法 : 介護福祉士養成教育の学びの中で」青森中央短期大学研究紀要95 - 104
- 8) 9) Gergen, K. J., McNamee, S. (Editors) : Therapy as Social Construction. Sage PublicationsLtd.,1992 野口裕二、野村直樹訳 (1997) 「ナラティブ・セラピー — 社会構成主義の実践 —」金剛出版
- 10) 認知症介護研究研修東京センター他 (2011) 「認知症の人のためのケアマネジメント センター方式の使い方・活かし方」中央法規
- 11) 12) 奥川幸子 (2007) 『身体知と言語』中央法規 185～187
- 13) 能田茂代編『介護総合演習』メヂカルフレンド社 第二版

受付日：2020年5月8日

介護福祉士養成校の外国人留学生が抱える生活課題の 実態把握と課題に対する考察

黛 真人

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター 客員研究員
群馬パース大学福祉専門学校

Understanding, what International students have the actual situation of daily life problems and consideration for this problems at care worker training school

Mayuzumi Masato

Vocational education center of research and development
Gunma Paz Professional Care Workers Training College

要旨：介護福祉士養成校に入学する外国人留学生が増えている。だが、入学後に学校に来られなくなってしま
う、学校に来て授業に集中することが難しい外国人留学生がいる。

その理由、背景にはどのようなことがあるのだろうか。日本で生活するうえでの悩みや大変だと感じることを
聞き、理解することが教育を担う教員として必要ではないかと感じ、外国人留学生に対してアンケート調査を
行った。生活するうえで問題になるのは「お金」や「言葉」であり、具体的にどのような場面で困り、どのよう
に生活しているのか明らかになった。お金や言葉の問題を解決するために、教員として理解しておかなければなら
ない制度がある。教員が制度を理解した上でどのようなことに困っているのかを考え、真剣に向き合うことで
外国人留学生との相談しやすい関係性を築くことが生活課題を解決するための大切な要素の一つであると気づ
かされた。

キーワード：外国人留学生、生活課題、経済的負担、留学生に関係する制度

1. 背景並びに目的

介護人材不足に対する対応の1つとして、2016年
11月に出入国管理及び難民認定法の一部を改正す
る法律が成立し、外国人の在留資格に「介護」が追
加された¹⁾。在留資格「介護」の対象者は介護福祉
士養成校を卒業し、介護福祉士を取得した者となっ
ている。介護福祉士の資格取得については、2021年
度まで特例措置として介護福祉士養成校を卒業すれ
ば国家試験を受験しなくても5年間は得ることがで
きる。そのため、2017年以降、介護福祉士養成校に
入学する外国人留学生（以下、留学生）が増えてい

る²⁾。だが、入学後に学校に来られなくなってしま
う、学校に来て授業に集中することが難しい留
学生がいる。

その理由、背景にはどのようなことがあるのだろ
うか。学生として、また、日本で生活する生活者とし
ての悩みや大変だと感じることを聞き、理解する
ことが教育を担う教員として必要ではないかと思
い、留学生に対してアンケート調査を行った。

2. 研究の目的

留学生が日本で生活するうえでの一番の困りごとは

表1 介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生の推移（平成26年度から平成30年度）

年度（平成）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
養成施設数（課程）	406	379	401	396	386	
入学定員数（人）	18,041	17,769	16,704	15,891	15,506	
入学者数（人）	10,392	8,884	7,752	7,258	6,856	
	うち離職者訓練受け入れ数	1,911	1,626	1,435	1,307	867
	外国人留学者数（人・国数）	17（5）	94（9）	257（15）	591（16）	1,142（20）
定員充足率（％）〔全体〕	57.5	50.0	46.4	45.7	44.2	

（注）養成課程数は募集停止校を含む。

出典：日本介護福祉士養成施設協会

学費や生活費など「お金」ではないかという仮説のもと、経済的な面に焦点をあてた質問を中心に調査を行い生活課題を明らかにすることで、今後、在留資格「介護」を取得するために介護福祉士養成校に入学を希望する留学生に対して準備をしておいたほうが良いこと、生活上でどのような困りごとが生じるかイメージを持ってもらう。また、実際に起きてしまった際の対応方法を事前に考え、備えておく参考にしてもらい、安心して学校生活を過ごしてほしい。

多様な留学生を受け入れる介護福祉士養成校の教員としても、学業のみを指導するのではなく生活面での課題を把握し、理解しておくことで、生活面での指導・助言を具体的に行うことが可能となるのではないかと考える。

3. 研究方法

1) 研究対象者

介護福祉士養成校であるA専門学校に通う留学生42名を対象とし、内15名から調査協力及び回答を得られた。倫理的配慮として、調査への協力は任意であり、回答の有無により学業や成績への影響は一切ないことを伝え実施。国別の内訳としてはインドネシア9名、フィリピン3名、ネパール1名、スリランカ2名となっている。15名の留学生の日本への在留月の平均は30カ月となっている。

2) 調査方法

他記式面接調査法によるアンケート調査を実施。経済的な面に焦点をあてた質問が多いため、答えたくない内容については答えなくて良い旨を伝えた。留学生によっては日本語の文字で自分の考え、思い

を表現することが難しい学生もいるため、調査者がアンケート用紙の設問を読み、回答を調査者が記入する方法とした。設問の意味がわからない、言葉がわからない学生については、理解できるように表現方法を変えて説明を行うようにした。

4. 留学生に関係する制度等

1) 介護福祉士修学資金貸付制度

各都道府県の社会福祉協議会が貸付事業の実施主体となっており、月額5万円以内（年間60万円以内）、初年度に限り入学準備金、卒業時には就職準備金としてそれぞれさらに20万円以内を借入れが可能である。なお、借り入れた修学資金に対する利子は無利子となっている。借入れた修学資金については、貸付けを受けた都道府県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合、返還が免除される³⁾。

介護福祉士修学資金貸付制度を利用するためには、借入申込者（学生）に対して連帯保証人が必要となる。連帯保証人については2名または1法人が担うことが可能である。法人については、

①借入申込者が在学する介護福祉士養成施設を運営する法人

②借入申込者の就労先（内定を含む）が返還免除対象業務に従事することができる施設である場合、その施設等を運営する法人

となっている。A専門学校においては連帯保証人は②の就労先の法人に担っていただいているのが多数である。

修学資金の借入は、学生からすると学費の支払いに充当することができ、大変ありがたい制度であると言えるが問題となる点もある。留学生が連帯保証人になっていただく法人（施設）を自力で探し、お

願うことは困難である場合が多いため、介護福祉士養成施設として仲介し連帯保証人になっていただけの対応することが求められる。注意すべき点があり、連帯保証人となった法人（施設）において、対象の留学生は必ず働かなければならないものではない、ということである。在学期間中のアルバイトや卒業後の労働を契約するものではなく、仮に連帯保証人になる代わりにアルバイトや就職を約束させると労働基準法第16条の賠償予定の禁止及び第17条の前借金相殺の禁止等に抵触する可能性が極めて高くなる⁴⁾。奨学金の連帯保証人になることと労働契約を結ぶことは別の話であり、留学生が他の介護施設等でアルバイトをすること、他の介護施設で就職をすることを妨げてはならないという点である。学生と連帯保証人になる法人の問題である、と介護福祉士養成施設が間に入らないことで起こる問題もあるため、修学資金の申請の際には制度を理解したうえで留学生の対応をすることが必要である。

2) 国民年金

留学生とはいえ、日本で生活をするため国民年金の支払いが発生する。国民年金の支払い義務が生じるのは日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満となっており、学生については第1号被保険者となる。

外国人留学生には国民年金の支払い義務が生じることを理解することは難しく、督促状が届いてからこの書類は何か、と学校に持ってくる学生もいる。ちなみに令和元年度の保険料額は1か月1万6410円、年額19万6920円となっている。学生の国民年金の支払いについては、前年の所得が118万円＋扶養親族等の数×38万円以下の場合には国民年金保険料の支払いが猶予となる学生納付特例制度に該当する⁵⁾。日本人でも制度を理解することが難しい内容を留学生が理解し、申請を個人で行うことは難しいと思われる。介護福祉士養成施設として年金事務所に申請を行い、学生納付特例の代行事務を行う許認可を受けることで対象校学生納付特例の対象となる学生の国民年金支払い猶予の申請を学校がまとめて行うことが可能となる。留学生が多く在籍する介護福祉士養成施設の教員は、勤務している学校が、学生納付特例対象校となっているのかを把握することが必要である。

3) 国民健康保険料

日本は国民健康保険法第5条の規定により国民皆保険制度という保険制度で医療を受けることができている。留学生であっても日本での滞在が3か月を超える場合は医療保険制度に加入することが必要である。加入しない場合に問題となるのが、保険証がなく怪我や病気の際に医療機関を受診する場合に、10割負担で支払いをすることとなる点である。

国民健康保険は各市区町村ごとに運営されているため、全国一律の保険料ではないが、学生の年収を100万円と仮定すると国民健康保険料の年額平均は約6万1千円、月額5千円程となる（39歳以下の単身者で想定）。支払いが数か月滞ることで、数万円の督促がある日届き、気が付く学生はまだよいが、書類の中身を理解できずに放置しておくことで支払いが困難になることは容易に想像できる。

入学時、可能であれば入学前に健康保険証を持っているかの確認が介護福祉士養成施設として必要である。健康保険証の有効期間についても確認が必要であり、有効期間を過ぎている場合には新しいものが届いていないか、または保険料の未納があり届かないのかを確認する必要がある。

4) 道府県民税と市町村民税（住民税）の支払い

地方税法に基づき1年以上日本で生活をし、前年の所得が基準以上であり、その年の1月1日の居住地に支払う税金である。住民税は前年の所得をもとに算出される「所得割」と住民全員に均等に課税される「均等割」の二つが含まれる。「所得割」については所得に応じて変動し、「均等割」については自治体により差があるが、5000円～6000円程度となる。

5) 留学生のアルバイトに関する決まり

勉学を行うために与えられるのが在留資格「留学」であり、働くことを目的としているわけではない。しかし、アルバイトを行わなければ生活ができない留学生もいる。アルバイトを行うには、出入国在留管理庁にて「資格外活動」の申請及び許可を得ることで可能となる。だが、アルバイトが可能な時間に決まりがあり学則等で定める授業期間中は週28時間以内、長期休業期間中に関しては週40時間以内となっている。また、許可されるアルバイトの業

種に決まりがあり、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条に定義されている風俗営業に該当するものは認められない。具体的には、ゲームセンター、スナック、キャバレー、パチンコ店、麻雀店などであり、風俗営業に該当する店舗での清掃等でも認められないため注意が必要である。

資格外活動の規則に違反した場合には、200万円以下の罰金、退去強制、在留資格延長不可、資格外活動許可の取り消しなどの罰則の対象となる。留学生を守るために、どこでアルバイトをしているのか、時間を守っているかの把握・確認についてはある程度必要である。

5. 結果

調査結果として、図1より留学生の全員が言葉に困った、次いでお金、病院に受診する際、ストレスで困ったとの回答が得られた。

だが、その中で一番困ったことは何かとの質問に対して、図2より留学生が日本での生活で一番困っていると感じていることは「お金」であった。「言葉」については全員が困ったことがあるとの回答が得られたが、携帯電話や電子辞書を使って調べることで生活するうえでは大きな問題にならない。お金については、15名の平均月収が8万5600円であり、平均家賃が1万9800円となっている（学生寮で生活する者を除く）。お金に関しては、どのような場面で困った又は負担に感じているのかを図3で示した。

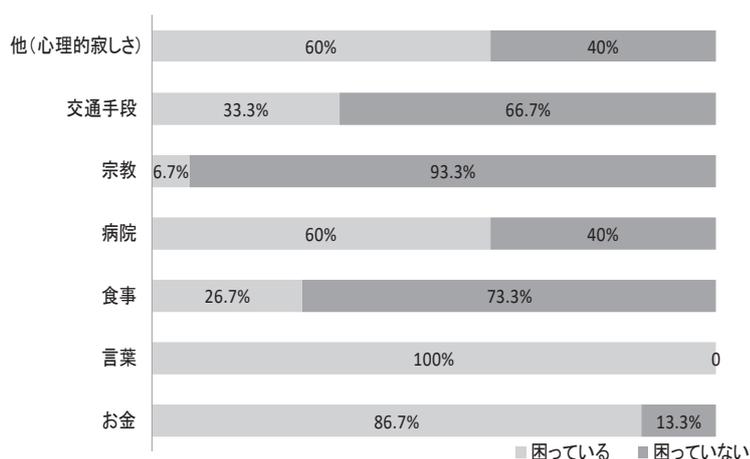


図1 留学生の生活上の困りごと

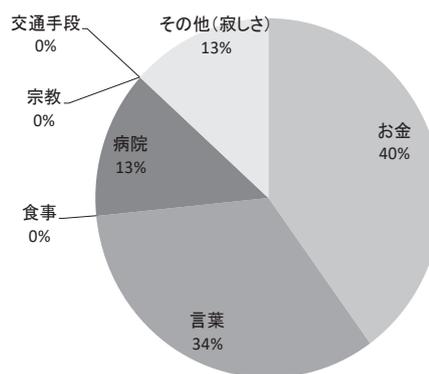


図2 留学生が生活上一番困っていること

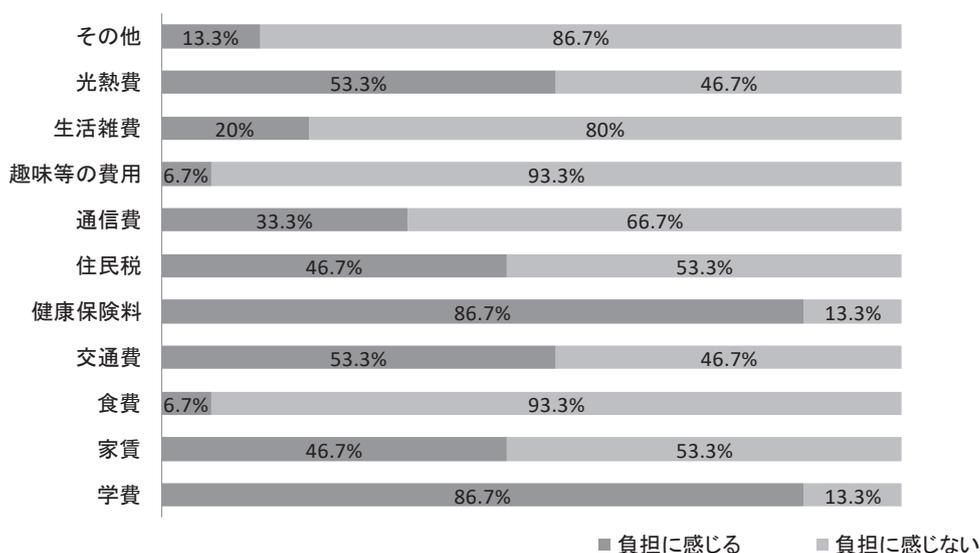


図3 留学生が経済的に負担に感じること

一番多かったのが学費と健康保険料の支払いである。趣味にお金をかける学生はほとんどおらず、趣味にお金をかける余裕はない、学校とアルバイトだけで時間がないとの回答だった。

経済的な面とは異なるが、生活上の困りごとがあった際に家族以外に相談にのってもらいたいのか、との質問に対して9割の学生が「はい」と答えた。誰に相談にのってもらうかは「友人」が最も多いが、次いで「教員」となっている。友人には相談しやすいというのは容易に理解出来るが、根本的な解決に至らないことも多いと思われる。

困ったときに、留学生はどのように思ったのか、またどのようにして困難を乗り切ったのか聞き取りを行った結果が表2である。

6. 考察

8万5600円の月収で家賃・食事・交通費・学費を支払うと自由に使えるお金はいくらになるのだから

うか。留学生とはいえ青春を謳歌したい若者が学業とアルバイトの日々で良いのだろうか。留学生からの意見でも聞かれた、1週間で28時間というアルバイトの時間は妥当な時間なのだろうか。時間数を増やせないのであれば、時給が高い業種というよりは時給が高い深夜帯に働く学生がいても何の不思議もない。介護福祉士養成施設として、留学生に日本で学業と生活を安心して送れるように国に対して声を上げていく必要があるのかもしれない。介護福祉士修学資金の月額5万円以内の上限を増額し、学業に支障がない程度にアルバイトを行い日本での生活を日本人と同じように趣味や楽しみをもって過ごせるようになってほしいと思う。介護人材の不足に対して国が外国人を積極的に受け入れようというのであれば、在留資格、労働場所を保障するのみではなく、生活ひいては労働以外の生活者としての時間についても保障が必要ではないだろうか。日本では介護という素晴らしい仕事をしながら、生活も不自由なく

表2 生活上困ったときの具体例と留学生の対処方法や意見

	困ったときの具体例	対処方法又は意見
お金	<ul style="list-style-type: none"> 学費が払えない 税金や保険料が払えない 病気になってアルバイトができない 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金は借りたほうがよい 家賃を一人で払うのは大変だから、友人と一緒に生活したほうがよい 時給が安いので生活が大変 アルバイトの時間が1週間で28時間では生活できない 友達から借りる 日本に来るときにできるだけ貯金があったほうがよい バイクや自動車の運転免許取得の費用が高い
言葉	<ul style="list-style-type: none"> 市役所や病院での説明がわからない アルバイトの時にコミュニケーションが図れない 買い物の際に欲しいものを伝えられない 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉の勉強は続けるほうがよい わからない言葉は携帯電話で調べる ジェスチャーを使うことで通じることもある 一人で行動しない
食事	<ul style="list-style-type: none"> 宗教上の理由で食べられる食材が限られていてその食材を売っている店が近くにない 日本の味付けになじめない 	<ul style="list-style-type: none"> ハラルフードを売っている店を探す 母国の調味料を売っている店を探す
病院	<ul style="list-style-type: none"> 病院がどこにあるのかわからない 症状に応じてどこに受診してよいかかわからない 受診の方法がわからない 入院してしまったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 病院に行かないで、母国から持ってきた薬を飲んでいる 母国の薬を売っている薬局をみつけておく 日本人と一緒に病院に行く。 日本の病院を受診したことがある友人と一緒にいく 受診方法や病院の場所を書いたメモのようなものがほしい
宗教	<ul style="list-style-type: none"> お祈りをする場所がない 	<ul style="list-style-type: none"> 友人の家に集まって一緒にお祈りする
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> 切符の買い方がわからない 乗り換え方法がわからない 運行本数が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車があると便利
その他	<ul style="list-style-type: none"> 家族と会えなくて寂しい。 ストレスがたまるが、どう発散してよいかわからない 	<ul style="list-style-type: none"> 家族に電話をする 友人関係や学校の成績などのストレスについては、家族に話すと心配をかけてしまうので話さない 外の景色をみて気持ちを落ち着ける

できることが外国人に伝わることでもっと多くの人が介護に携わるようになるだろう。さらに、生活が安定していれば日本で専門職としてさらに学びを深めたいと思う外国人も出てくるだろう。そのような向上心があり、意欲的な外国人と日本人が手を取り合い、新たな日本の介護の形を築いていくことも可能ではないだろうか。

今回の調査の結果を受け、「教員」に相談しやすい関係性を構築することで、日本の制度や言葉に関する生活上の問題は解決されることもあるのではないかと考える。今回の調査についても、留学生との関係性が築けていれば、もう少し回答を得られたのではと考える。留学生のことを気にかけている、心配しているという教員の日々の何気ない声掛けが、関係性の構築のきっかけとなるのではないだろうか。

7. まとめ

日本で生活している中で困ったことを本音で答えていただいた留学生の声が、これから介護を学ぼうという留学生や今後留学生を受け入れる介護福祉士養成校の教職員の方に届き、参考になれば幸いである。また、介護福祉士養成校の教員の方に学問の教育だけではなく留学生の生活課題に関心をもって

いただき、それぞれの地域での生活課題を把握し、留学生が日本で困ることなく生活できる環境を整えていただきたいと思う。

引用・参考文献

- 1) 出入国在留管理庁
平成28年入管法改正について
<http://www.immi-moj.go.jp/index.html> (アクセス日2020. 5. 1)
- 2) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
http://kaiyokyo.net/member/01_nyuugakusha_ryuugakusei.pdf (アクセス日2020.5.1)
- 3) 厚生労働省
介護福祉士等修学資金貸付制度について
https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/fukusijin_zai_kakuho02/dl/01_0008.pdf (アクセス日2020. 5. 1)
- 4) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会「外国人介護人材を受け入れる介護施設職員のためのハンドブック」
p. 17-20
http://kaiyokyo.net/news/03_handbook.pdf (アクセス日2020. 5. 1)
- 5) 日本年金機構、国民年金保険料の学生納付特例制度
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html> (アクセス日2020. 5. 1)
- 6) 八子久美子、菊池みほ「介護福祉士養成校における外国人留学生の教育と支援」敬心・研究ジャーナル2 (1) (2018) pp. 117-120

受付日：2020年5月8日

能喩の中の児童文学

— 村上春樹と児童文学 I —

原 善¹⁾ 菅野 陽太郎²⁾
崔 順 愛³⁾ 恒川 茂樹⁴⁾

¹⁾ 日本児童教育専門学校

²⁾ 高崎健康福祉大学

³⁾ 文教大学

⁴⁾ 全国試験運営センター

Murakami Haruki and Children's Literature I

— Children's Literature in vehicles —

Hara Zen¹⁾ Kanno Yotaro²⁾
Choi Soonae³⁾ Tsunekawa Shigeki⁴⁾

¹⁾ Japan Juvenile Education College

²⁾ Takasaki University of Health and Welfare

³⁾ Bunkyo University

⁴⁾ Zenkoku Shiken Unei Center

Abstract : The purpose of this study is to confirm that Murakami Haruki is strongly affected by children's literature. There are several effective approaches we could take, such as collating Murakami's remarks on children's literature or considering the meaning of his picture book translations. In this study, we clarify the great influence children's literature had on Murakami by considering the similes employed in Murakami's literary works, one of their chief characteristics. A simile is a form of rhetoric that overlaps what is in front of you (the tenor) with something that is not here now (the vehicle) . From the entire body of Murakami's literature, we select similes for which the vehicle is children's literature. The results should show not only the fact that Murakami read a great deal of children's literature, but also the intertextuality of children's literature in his own literary works.

Key Words : Murakami Haruki, children's literature, simile, vehicle, intertextuality,

抄録 : 村上春樹が一見意外に見える児童文学からの影響を大きく受けていることを確かめるためには、彼自身の児童文学に対する発言を攫っていくことや、彼が多く為している絵本の翻訳が持つ意味を探ること、等の有効なアプローチがあるが、春樹の文学の大きな特徴の一つとされている直喩について考えることから、彼における児童文学の影響の大きさを明らかにすることができるはずである。なぜなら直喩とは眼前の喩えられるもの(所喩)に、今ここにはないもの(能喩)を重ねていくレトリックであるが、小説作品を中心にした彼の文学の全業績の中から、能喩部分に内外古今の児童文学作品が嵌め込まれている例を拾い上げていくことで、単に彼が多量の児童文学作品を読んできたという読書歴を炙り出すだけでなく、彼が自らの世界(所喩)を構築するにあたっていかに児童文学作品世界(能喩)をその下敷きに入れているかという間テクスト性に思いを及ぼすことができるはずだからである。

キーワード : 村上春樹、児童文学、直喩、能喩、間テクスト性

1 春樹における児童文学の影響

村上春樹は、毎年ノーベル文学賞の受賞が噂され、いまや日本だけでなく世界における同時代作家の第一人者である。彼の幅広い仕事は、小説だけでなくエッセイやノンフィクションや紀行・評論・翻訳という驚くほど幅広い領域に及んでいる中に、絵本の創作と翻訳もあることを知っているならば、意外ではないかもしれないが、村上春樹の文学と児童文学の関係には大変に深いものがある⁽¹⁾。〈少年向けの本を読み終えると、貪欲なネズミが別の食料庫に移動するように、今度は成人向けの本を漁り始めた。そのようにして僕は果てしなく、書物の世界に引き寄せられていった。〉¹⁾ といった形で披露される、子ども時代の読書量からは、当然あらゆる古今東西の児童文学が渉猟されたことが分かるし、そこからはそれらの影響がなにがしかは彼の成人してからの創作行為に影を落としている可能性を予想することができるだろう。例えば「スパゲティー工場の秘密」(『象工場のハッピーエンド』83・12)のようにタイトルからしてロアルド・ダールの「チョコレート工場の秘密」を踏まえていることを明らかにしている作品などの他にも、『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』(85・6)が「不思議の国のアリス」を、そして『ダンス・ダンス・ダンス』(88・9)が「ピーターパン」を踏まえているだろうことは、村上作品を読みこんでいる読者には容易に思い当たるはずである⁽²⁾。

そうした村上春樹文学における児童文学の影響の大きさと意味について明らかにしていくためには、(1)彼自身が児童文学に対してどのような発言をしているかをエッセイ類の中から拾い集めていくことや、(2)春樹自身が書いた絵本である『ふわふわ』(98・6)の評価⁽³⁾、あるいは(3)彼が翻訳した数多い絵本に対する翻訳の必然性の分析、そして上記のような(4)春樹作品の構造や主題の分析を通しての下敷きにされた作品の炙り出し、等々といった幾つものアプローチが可能だろう。あるいはそれら全てが為されなければならないだろう。

しかし紙幅の限られたここでは、意外な経路に見られかねないが、以上のような作業には必然的に伴われる主観的な揺れ・誤差が入りにくいという意味

でも、彼の作品の中の直喩表現の中に現われている児童文学の影を追うことに絞った。すなわち《AはBのようにCだ》という直喩におけるBの能喩部分に児童文学作品が現れているものを抽出することである。そうすることの理由を明らかにするためにも、まずは春樹文学の直喩に注目されてきた歴史を振り返りながら、直喩を探ることの有効性を見ていきたい。

2 直喩への読者・評者の注目

〈村上春樹の特徴として、直喩の多用(あるいは濫用)とユニークさが指摘されてきた。〉²⁾ と言われるとおり、村上春樹の文学におけるレトリックとしては直喩の特異性が注目されてきている。それはたとえば読者からも〈村上さんの比喩は鋭く独特ですが、どうやって思いつくのでしょうか?〉³⁾ といった質問が直接ぶつけられたり、評者からも〈村上春樹は初期から一貫して比喩の見事な使い手だった〉⁴⁾ と指摘されたり、という具合に、誰の目からも明らかな大変特徴的なことである。それゆえに「〈ハルキ・ワールドの歩き方〉直喩ライブラリー」⁵⁾ といった資料や、あげくは『村上春樹読める比喩事典』⁶⁾ といった本までが出されるほどである。

しかし残念ながら、その頻出ぶりは、〈何々のようなビールグラス〉といった類いの比喩は、尻を洩らすようにチョロッと出てきてしまうところに良さがあるはずなのに、この人はどうも一所懸命で考えてつくっているのである。この人の小説を読んでうんざりするの、やたらと出てくるこの手の比喩につき合わされるたびに、この人の一所懸命さを感じてしまうというところに原因の七〇%位があるのではないかと思う。「どう、カッコイイ比喩でしょう?」と念を押されているような気がする。〉⁷⁾ という具合に評者を辟易もさせてきているようで、必ずしも全面的に肯定的な評価が為されているわけではないし、〈村上作品の比喩には二つの大きな特徴がある。第一は、引き合いに出されるもの(〈比較体〉)が、日常たとえとしてよく使われるものでもなく、当然読者の意識になじんだものでもないということだ。つまり、読者が考えてもみなかったような新鮮な取り合わせなのである。〉⁸⁾ という具合に、直喩一般の特徴である《意外性》が言われる程度の理解に

とどまっていたりもして、十分にその機能と魅力が解き明かされているわけではないのである⁽⁴⁾。

3 注目すべき能喩

そもそも《AはBのようにCだ》という《直喩》なるレトリックは、〈昨今、日常生活の伝達をより効果的にし、新しい創造的な世界を作りあげていくための、認識と発見の手段として評価され直してい⁹⁾て、〈認知言語学的な観点からも興味深い¹⁰⁾もののはずである。今ここに^{ある}所喩 (tenor) Aの隣に、今ここに^{ない}能喩 (vehicle) Bのイメージを喚び起こすシステムの中で、AがCだと言えば済む中で^{あえて}持ち出されているBは、〈類似性よりはむしろ意外性によって効果を発揮している¹¹⁾という意外性の面白さだけでなく、〈たとえる方の素材の選択には、表現者の嗜好や性質、思考、心理、環境などが直接的にあらわれる¹²⁾以上、そのBの特質こそ解析されてしかるべきなのである。そしてその能喩部分には〈その部分だけからでも（というより、それゆえに）、勝手に楽しい想像の輪がどんどん広がっていつてしまうという、村上春樹ならではの独特の面白さがある。〉と述べられているように、〈奇妙不可思議でユーモラスな描写・形容が見られる¹³⁾能喩だけを並べてみせる事典は、その特徴と傾向を探るための一覧として大変意義深いもののはずである。にもかかわらず、そうした例であるはずの『村上春樹読める比喩事典』自らが、〈比喩表現と喩えられるものとの距離の取り方が、村上春樹は絶妙なのですね。¹⁴⁾という具合に、直喩の特質である意外性を〈距離の取り方〉として正しく認識しながら、能喩と所喩という言葉を使わないで〈比喩表現〉と〈喩えられるもの〉という曖昧な言い方をしているために、著しい混乱をきたしているのである。

やや回り道ではあるが、能喩の機能と意義とを確認するための先行研究批判として、『村上春樹読める比喩事典』の読めない部分を論じてみたい。

4 能喩への無理解

本来は意義深く読めたはずの『村上春樹読める比喩事典』も、〈比喩に季節が入ると、村上春樹らしい予想外の比喩はなくなる¹⁵⁾といった、前者の〈比

喩〉は能喩とすべきところを、用語に対する慎重さが欠けているために、例えば〈秋のいなごのように私の豊潤な眠りを奪っていく〉といった引例で〈いなご〉に〈秋〉がつくことを〈予想外〉ではない、としている（そのことは確かに無くもがなの形容だとは言える）が、直喩の意外性とは能喩と所喩の距離のことであり、〈眠れないということ^を眠りが奪われたとして、その奪い手に〈いなご〉を持ち出すのが〈予想外〉なのであって）、能喩の中の修飾語（〈秋の〉）と被修飾語（〈いなご〉）の関係では決していないのだ。

また、〈「時間そのものを撫でたり、吸ったり、舐めたりしているように見えた」という比喩〉をめぐって〈抽象度の高い「時間」が具体的にイメージしやすいものに喩えられる、というのが普通ですが、ここでは逆。具体的なセックス行為の対象である僕の体の部位が、時間に喩えられています。〉¹⁶⁾（傍点引用者）といった説明もあるが、そもそもこういった説明の際に所喩と能喩の区別が分かりにくい。AがBに喩えられる、という場合には、頬が林檎に（よって）喩えられる（受身）、ということもありうるが、林檎が頬に（対して）喩えられ（う）る（可能）、という表現もありうるなかでは、所喩と能喩の逆転を言おうとしているのなら猶更に、誤解のないように細心の表現を心がけるべきで、ここは絶対に《AがBで喩えられる》と書かれるべきだった。こんなところに著者の《所喩と能喩の区別》への認識の曖昧さが露見しているのだ。

さらには〈「僕」をめぐる考察〉という章で、〈自分の顔は（…）僕の顔の形をとった他人の顔だった〉、〈その壁はまるで僕自身の皮膚のように感じられた。〉という二つの引例が並べられているが¹⁷⁾、そもそも〈僕〉は前者では所喩であり後者では能喩であるという全く逆の物を同列に並べているし、そして《AはBのようにCだ》というCに関しても前者は違和感であり後者は一体感であるという正反対の物が並べられている。事典である限りは、AかBかCかのどれで分類するかをはっきりさせなければ、事典として利用しようがない、ただの読み物になってしまう。それを『読める比喩事典』と謳うのは開き直りも甚だしいのではなからうか。

本来は直喩の機能を正しく認識して、その能喩部

分を通覧することができていれば、単なる読み物にとどまらない、様々な村上春樹的特質が見えてきていたはずなのであって、こうした事典は正しく編めていたならば実は大変に有効な手続きだったはずなのだ。その中の一つとして、能喩の中に出てくる児童文学作品を拾っていくことで、村上春樹がいかにかに児童文学の影響を大きく受けているかを明らかにできるはずなのである。

5 能喩の中の児童文学一欄の凡例

ということで、(作品全体がオマージュ的に踏まえている作品などは別に(上記(4)の手続きで)考えることにし)、ここでは直喩のかたちを取った言及のみに絞ることとして、村上春樹の作品の中で能喩部分に①児童文学名(あるいはその②登場人物名、あるいは③内容を示唆する言及)が含まれている表現を抽出した一欄を以下に掲げることにする。

これによって村上春樹が多くの児童文学作品を意識的か無意識的かを問わず、いかに頻りに自らの作品の中に取りこんでいるかを理解できるはずである。これは、村上春樹の作品(A)の下敷きに児童文学作品(B)を透かし見る、上記の(4)の手続きによって、作品の間テキスト性(C)が考えられるのと同じく、今ここの作品の言説(A)の中に嵌め込まれた児童文学の影(B)が作品に厚みと深みを齎しているはずなのであり、村上春樹が作品に取り入れた児童文学にはどんな傾向があり、どのような効果を及ぼしているのか(C)等、その具体的な在りようの分析は別の機会を俟つにしても、まずはその影響の大きさを量的に測定できる資料として、益するところが大きいはずである。

以下、その表の凡例的なものを記しておく。

- 以下の一覧は直喩表現の能喩の部分に先の①～③までの児童文学に関わる事柄が出てきた村上春樹作品の本文を、児童文学作品の作者氏名の五十音順に掲げている。なお、作者未詳、外国人、日本人の順にした。
- 作者が明確でない民間伝承等については作者不詳とした。
- 同一の作品の場合には村上春樹作品の成立順にした。
- 外国の児童文学の作品名・作者名の表記は、本文に表記がある場合には、それに従った。
- 村上春樹作品からの引用は文庫版のあるものはそれに拠り、ないものは初刊本に拠って、その頁数を略記した。
- ルビについては作者が施したとは限らないので省き、傍点などの作者が施したと思われるものは残した。
- 村上春樹の作品名については、長編および短編集名は以下のように略記し、短編はそのまま記して、所収短編集名を括弧の中に示したが、表題作の場合はそれを省いた。
 - 『風の歌を聴け』⇒風の歌
 - 『1973年のピンボール』⇒ピンボール
 - 『羊をめぐる冒険』⇒羊を
 - 『カンガルー日和』⇒カンガルー
 - 『螢・納屋を焼く・その他の短編』⇒螢・納屋
 - 『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』⇒世界の
 - 『回転木馬のデッド・ヒート』⇒回転木馬
 - 『パン屋再襲撃』⇒パン屋
 - 『ノルウェイの森』⇒ノルウェイ
 - 『ダンス・ダンス・ダンス』⇒ダンス
 - 『国境の南、太陽の西』⇒国境の南
 - 『ねじまき鳥クロニクル』⇒ねじまき鳥
 - 『スプートニクの恋人』⇒スプートニク
 - 『海辺のカフカ』⇒海辺
 - 『アフターダーク』⇒アフター
 - 『色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼の年』⇒色彩を
 - 『騎士団長殺し』⇒騎士団長
- 調査の対象は小説に限らない全作品であるが、①・②のような固有名詞が出てくる場合以外の③の場合には主観的な解釈・判断の揺れがありうるので、あるいは遺漏も多いかもしれない。御教示・御批正を乞いたい。

6 能諭の中の児童文学一覧表

能諭の中の児童文学一覧表

No.	児童文学作品名	作者名	村上春樹作品本文	村上春樹作品名	巻数・頁数
1	赤ずきん	—	「(…) どんなにうまく声色を使っても、狼さんにはドアを開けてくれないんです。ノックして『こんにちは、お友だちの兎さんですよ』って言ってもね、合言葉がなければあっさりこんと門前払いです。(…)」	ねじまき鳥	3-276
2	アラジンと魔法のランプ	—	「(…) 子供のころ『アラジンと魔法のランプ』てのを読みまして、いのようにこき使われるランプの魔人にいたく同情した覚えがあるんですが、いやはや、まさか大きくなって自分がそうなるとは思いませんでしたね。(…)」	ねじまき鳥	3-249
3	アラジンと魔法のランプ	—	「もしナカタさんがここでその入り口の石を開けることができたとしたらだね、それを合図にして、何かすげえことがどかんと持ち上がるのかな。『アラジンと魔法のランプ』みたいにとんでもないなんとかの精みたいなのが現れるとか、カエルの王子がびよんと出てきて俺たちに強烈なディープ・キスするとか、火星人のエサにされちゃうとか」	海辺	下177
4	三匹の子豚	—	「3匹の子豚の兄貴のほうで作った出来そこないの家になったみてえな気分だ。悪い狼さんのひと吹きで、岡山あたりまでひゅうっと飛ばされちまいそうだ」	海辺	下207
5	ジャックと豆の木	—	(…) 白い煙は地面からそのまままっすぐ夏の空へと立ちのぼっていった。『ジャックと豆の木』に出てきた、雲の上にまで伸びる巨大な木みたいに見えた。	ねじまき鳥	2-318
6	白雪姫	—	彼が口笛で吹いているのは、ディズニー映画『白雪姫』の中で7人のこびとたちが歌う「ハイホー！」だった。	海辺	上303
7	白雪姫	—	そのあいだもずっと彼は「ハイホー！」を口笛で吹き続けていた。	海辺	上304
8	白雪姫	—	彼は口笛で「ハイホー！」を吹きながら、猫の身体に手を突っ込み、小型のメスで手際よく心臓を切り取った。小さな心臓だった。	海辺	上305
9	白雪姫	—	ジョニー・ウォーカーは「ハイホー！」を口笛で吹きながら、猫の首を鋸で切り取った。	海辺	上306
10	白雪姫	—	血の匂いがする。耳の中で「ハイホー！」のメロディーが鳴り響いている。	海辺	上307
11	白雪姫	—	手の甲で血糊を拭う。口笛の「ハイホー！」。	海辺	上308
12	白雪姫	—	彼は「ハイホー！」を吹きながら、次の猫を出してきた。	海辺	上308
13	白雪姫	—	「アレルギーのこと？」 / (…) 「私はそういうのはとくに何も無い」 (…) 「病気ひとつしたことないし……。だからうちではお姉さんが感じやすい白雪姫で、私は丈夫な山羊飼いの娘なわけ」 / 「白雪姫は一家に二人もいないから」	アフター	173
14	白雪姫	—	「つまりさ、妹である君はいつも、自分が手に入れたものごとのイメージをきちんと持っていた。(…) 君の言葉を借りれば、立派な白雪姫になろうと務めてきたんだ。(…)」	アフター	189
15	白雪姫	—	そしてそこから小さな人々がぞろぞろと出てきた。全部で六人。出てきた時は高さが十センチほどしかなかったが、地面に立つと、まるで雨のあとにキノコが伸びるように、彼らは急速に大きくなった。といっても、せいぜい六十センチくらいのものだ。そして自分たちは「リトル・ピープル」だと言った。 / 『白雪姫と七人のコビトたち』みたいだ、と少女は思った。小さい頃に父親からその話を読んでもらったことがある。でもそれには一人足りない。	1Q84	2後178
16	白雪姫	—	あの子はとてもきれいで清楚だった。ディズニー版の白雪姫みたいに。でも私はそうじゃない。ユズと一緒にいる限り、私はいつも森のこびとと七人分みたいな役回りだった。まあ仕方ないよ。	色彩を	336
17	シンデレラ	—	時計が十時二十分を指したところで、そろそろ帰らなくちゃ、と彼女が言った。「十一時までには戻らなくちゃいけないのよ」 / 「ずいぶん厳しいんだね」 / 「ええ、兄貴がうるさいの」 / 「靴を忘れないようにね」 / 「靴？」 五、六歩あるいてから彼女は恥かしそうに笑った。 / 「ああ、シンデレラね。大丈夫、忘れないわ」	中国行きのスロウ・ボート	30
18	眠れる森の美女	—	「たとえば僕が意識を完全に放棄してどこかにきちんと固定化されたとしたら、僕にも立派な名前がつくんだろうか？」 / (…) 「固定化といいますと？」 / 「つまり冷凍されちゃうとか、そういうことだよ。眠れる森の美女みたいになさ」	羊を	上264

No.	児童文学作品名	作者名	村上春樹作品本文	村上春樹作品名	巻数・頁数
19	眠れる森の美女	——	然るべき時が来るまでは、誰も私の眠りをさまたげることはできない。私はトラブルの衣にくるまれた絶望の王子なのだ。フォルクスワーゲン・ゴルフくらいの大きさのひきがえるがやってきて私に口づけするまで、私はこんこんと眠り続けるのだ。	世界の	上334
20	眠れる森の美女	——	「母の葬儀が終わってから三週間のあいだ、父は眠り続けた。(…)まるで呪いをかけられた眠り姫みたいに、こんこんと眠っていたんだ。(…)」	レキシントンの幽霊	35
21	眠れる森の美女	——	「(…) 眠っている姉はほんとにきれいなんです。(…) (…)/「眠り姫みたい」/「そう」/「誰かのくちづけでぱっと目が覚める」とコオロギは言う。	アフター	242
22	ヘンゼルとグレーテル	——	「(…) 君自身の内にセットされた迷宮に足を踏み入れることになる。(…)/「森に入っていったヘンゼルとグレーテルみたいに」/「そう。ヘンゼルとグレーテルみたいに。森は罠をしかけている。君がどれだけ用心して工夫しても、目ざとい鳥たちがやってきて目じるしのパンくずを食べてしまう」	海辺	下271
23	ヘンゼルとグレーテル	——	闇に包まれた深い森を手探りで抜けていく幼い子供たちのように、彼らの手は堅くひとつに握りあわされている。	1Q84	3後354
24	ロビン・フッド	——	ロビン・フッドの家来たちが宴会をしたら似合いそうな、いかにも頑丈なテーブルだ。	騎士団長	1下184
25	王様の耳はロバの耳	イソップ物語	「僕らは正論を言いあってる」/ (…)/「ずいぶんすっきりした」/ (…)/「『王様の耳はロバの耳』みたいだ。穴を掘って怒鳴るんだ。口に出しちゃえばすっとする」	ダンス	下198
26	王様の耳はロバの耳	イソップ物語	「あなたの中には深い井戸みたいなのが開いているんじゃないかしら。そしてそこに向かって『王様の耳はロバの耳!』って叫ぶと、いろんなことがうまく解消しちゃうんじゃないのかしら」	ねじまき鳥	1-66
27	金の斧	イソップ物語	泉の精が現れて、あなたが今投げ込んだのは金のふたですか、それとも銀のふたですか、と質問するんじゃないかという気がしたくらいだった。	ダンス	上67
28	金の斧	イソップ物語	「(…) 泉に車を落としたらイザベル・アジャーニみたいな泉の精が出てきて『今落としたのは金のマセラティですか、銀のBMWですか』って訊くから、いいえ僕の車は銅の中古のスパルですって答えたんだ。(…)」	ダンス	下220
29	スイスのロビンソン	ヨハン・ダビット・ウィース	家が古びていくのとは対症的に樹木は休むことなく生長しつづけ、まるで「スイスのロビンソン」に出てくる樹上家屋のように建物をすっぽりと包んでいた。	羊を	下143
30	あしながおじさん	ジーン・ウェプスター	(…) 僕は二人のために新しいスポーツ・シャツを二枚買い (…)/靴下と、新しいスニーカーも買い与えた。そしてまるで足長おじさんのような気持になった。	ピンボール	137
31	鏡の国のアリス	ルイス・キャロル	そこに行けばそことはまったく違う世界に入り込めるような気がする。価値の転換した上下逆の世界。「鏡の国のアリス」みたいに。	ダンス	下347
32	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	直子は首を振って一人で笑った。成績表にずらりとAを並べた女子学生がよくやる笑い方だったが、それは奇妙に長い間僕の心に残った。まるで「不思議の国のアリス」に出てくるチェシャ猫のように、彼女が消えた後もその笑いだけが残っていた。	ピンボール	10
33	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	「(…) アリスの不思議の国と同じで、そこにもぐりこむためにはとくべつの薬が必要なわけですね。いや、ルイス・キャロルのあの話は本当によくできておるです」	世界の	下94
34	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	彼女がチェシャ猫のように笑顔だけを残して消えてしまうと、僕はそのメモを手にとり、必要な電話を何本かかけた。	双子と沈んだ大陸 (パン屋)	130
35	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	沈黙。物音ひとつ聞こえない夜。そういう情景を想像しただけで胃が固くこわばってしまう。「不思議の国のアリス」に出てくる気違い帽子屋のお茶会の方がずっとましだった。	ダンス	下291
36	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	僕は文学と縁もゆかりもないところで長いあいだ仕事をしていて、何かの加減で、ほとんど何の自覚もないままにほんとと作家になってしまったので、当時のいわゆる「純文学」業界のしきたりみたいなことが何ひとつわからず、おかげでずいぶん奇妙な体験をするようになった。なんだか不思議の国のアリスになったような気分だった。	かえるくんのいる場所 (はじめての文学 村上春樹)	261

能諭の中の児童文学

No.	児童文学作品名	作者名	村上春樹作品本文	村上春樹作品名	巻数・頁数
37	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	まともな頭を持つ人々にとってはそんなものはみんな、小説の中に出てくるただの作り事でしかないのだから。『不思議の国のアリス』とトランプの女王や、時計を持ったウサギの存在を信じられないのと同じことだ。	1Q84	2後201
38	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	おれはひょっとして、何かの加減で現実の世界を離れ、『空気さなぎ』の世界に入り込んでしまったのだろうか。ウサギ穴に落ちたアリスみたいに。	1Q84	2後208
39	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	「ねえ、あれってアリスの穴みたいじゃない？」と妹は私に言った。／彼女はルイス・キャロルの『不思議の国のアリス』の熱狂的なファンだった。	騎士団長	1下155
40	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	とくに彼女が好きなのは「イセエビ踊り」の部分だった。(…)／「うさぎはいないようだけど」と私は言った。	騎士団長	1下155
41	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	「下の方にぐっと下がっているの。アリスのうさぎの穴みたいに。奥の方をちょっと見てみたいな」	騎士団長	1下156
42	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	妹はアリスの穴の中に吸い込まれて、そのまま消えてしまったのかも知れない。偽ウミガメや、チェシャ猫や、トランプの女王のいる世界に。	騎士団長	1下157
43	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	「(…) でもね、たとえぜんぶ身体が消えちゃったとしても、私はちゃんとそこに残ってるわけ。チェシャ猫が消えても、笑いが残るみたい。(…)」	騎士団長	1下160
44	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	「知ってる？ アリスって本当にいるんだよ。嘘じゃなくて、実際に。三月うさぎも、せいうちも、チェシャ猫も、トランプの兵隊たちも、みんなほんとにこの世界にいるんだよ」	騎士団長	1下160
45	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	この世界には本当にアリスは存在するのだ。三月うさぎも、せいうちも、チェシャ猫も実際に実在する。そしてもちろん騎士団長だって。	騎士団長	1下162
46	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	それから騎士団長は消えた。チェシャ猫が消えるみたいにじわじわと段階的に。	騎士団長	1下260
47	ミダス王伝説	ギリシャ神話	でも疲労でさえ彼が身につけるとチャームングに見えた。(…) ただ何をしてもチャームングに見えてしまうだけのことなのだ。ちょうど何に手を触れてもそれが黄金に変わってしまうあの伝説の王様のように。	ダンス	下30
48	かえるの王さま	グリム童話	然るべき時が来るまでは、誰も私の眠りをさまたげることにはできない。私はトラブルの衣にくるまれた絶望の王子なのだ。フォルクスワーゲン・ゴルフくらいの大きさのひきがえるがやってきて私に口づけするまで、私はこんこんと眠り続けるのだ。	世界の	上334
49	かえるの王さま	グリム童話	「もしナカタさんがここでその入り口の石を開けることができたとしたらだね、それを合図にして、何かすげえことがどかんと持ち上がるのかな。『アラジンと魔法のランプ』みたいにとんでもないなんとかの精みたいなのが現れるとか、カエルの王子がびよんと出てきて俺たちに強烈なディープ・キスするとか、火星人のエサにされちゃうとか」	海辺	下177
50	ピーナッツ (スヌーピー)	チャールズ・モンロー・シュルツ	そのグラスにはスヌーピーとウッドストックが犬小屋の上で楽しそうに遊んでいる漫画が描かれ、その上にはこんな吹き出し文字があった。／「幸せとは暖かい仲間」	ピンボール	68
51	ピーナッツ (スヌーピー)	チャールズ・モンロー・シュルツ	「(…) 君はいつもそんな大きな荷物をついで歩きまわっているのかい。それじゃまるで、チャーリー・ブラウンの漫画に出てくる男の子が肌身はなさず持っている毛布みたいじゃないか」	海辺	下189
52	ガリヴァー旅行記	ジョナサン・スウィフト	雲はびくりとも動かず、「ガリヴァー旅行記」に出てくる空に浮かぶ国みたいに、都市の頭上を重く覆っていた。	ダンス	上87
53	ガリヴァー旅行記	ジョナサン・スウィフト	「なるほど」と僕は言った。その意味のない相槌は、『ガリヴァー旅行記』に出てくる空に浮かんだ島みたいに、テーブルの上にしばらくのあいだ虚しく漂っていた。	ねじまき鳥	1-86
54	クリスマス・キャロル	チャールズ・ディケンズ	女の子はまた僕を見た。それからまあ仕方ないという風に何度か肯いた。よりごのみできる立場じゃないんだ、というように。それで僕は彼女に対してすごくひどいことをしているような気になった。なんだかスクルージ爺さんになったような気分だった。／スクルージ爺さん。	ダンス	上223
55	クリスマス・キャロル	チャールズ・ディケンズ	「ヘルプ・ミー・ロンダ」のリフも二人で歌った。僕もまだ捨てたものではない。僕はスクルージ爺さんではないのだ。	ダンス	上236

No.	児童文学作品名	作者名	村上春樹作品本文	村上春樹作品名	巻数・頁数
56	クリスマス・キャロル	チャールズ・ディケンズ	シノップのホテルで、夜中にホテルは突然停電した。ロビーに下りていってみると、フロントの男がスクルージ爺さんみたいに、蠟燭の光で一日の売上を勘定していた。	雨天炎天	129
57	——	ウォルト・ディズニー	昔、ディズニーの動物映画で死にかけたシマウマがちょうどあんな色の泥水を飲んでたな。	ピンボール	165
58	——	ウォルト・ディズニー	どこがどう奇妙なのかと言われてもうまく説明できないのだが、最初にまず感じるのはこれらの建物はどことなく奇妙だということだった。それは我々が非現実を心地良く描こうとした絵からしばしば感じとる情感に似ていた。ウォルト・ディズニーがムンクの絵をもとに漫画映画を作ったらあるいはこんな風になるのかもしれないと僕はふと思った。	ノルウェイ	上208
59	砂漠は生きている	ウォルト・ディズニー	「(…) なあ小学校の頃にウォルト・ディズニーの『砂漠は生きている』っていう映画見たことあるだろう？」	国境の南	111
60	砂漠は生きている	ウォルト・ディズニー	「『砂漠は生きている』、ディズニーのやつだよ。砂漠についての記録映画だよ。小さい頃に見なかった？」	国境の南	289
61	ポカホンタス	ウォルト・ディズニー	「(…) ミッキー・マウスやらポカホンタスの格好をしたりしたら、ウォルト・ディズニー社からさぞかしねんごろに高額訴訟されそうだが、騎士団長ならそれもあるまい」	騎士団長	1下127
62	ポカホンタス	ウォルト・ディズニー	暗闇の中で鈴を振っているミッキー・マウスやポカホンタスだって、ずいぶん気味悪かったに違いない。	騎士団長	1下127
63	ミッキー・マウス	ウォルト・ディズニー	それは「ミッキー・マウス・クラブの歌」だった。こんな歌詞だったと思う。／「みんなの楽しい合言葉、MIC・KEY・MOUSE。」	風の歌	51
64	ミッキー・マウス	ウォルト・ディズニー	「とりあえず、カーネル・サンダーズという、資本主義社会のアイコンとでも言うべき、わかりやすいかたちをとっているだけだ。ミッキー・マウスだってよかったんだが、ディズニーは肖像権についてはうるさい。訴訟されるのはごめん」	海辺	下119
65	ミッキー・マウス	ウォルト・ディズニー	「まあ俺もあんまり、ミッキー・マウスに女を紹介されたくないね」	海辺	下119
66	ミッキー・マウス	ウォルト・ディズニー	「(…) ミッキー・マウスやらポカホンタスの格好をしたりしたら、ウォルト・ディズニー社からさぞかしねんごろに高額訴訟されそうだが、騎士団長ならそれもあるまい」	騎士団長	1下127
67	ミッキー・マウス	ウォルト・ディズニー	暗闇の中で鈴を振っているミッキー・マウスやポカホンタスだって、ずいぶん気味悪かったに違いない。	騎士団長	1下127
68	ロビンソン・クルーソー	ダニエル・デフォー	コーヒーも紅茶も番茶も、やかんさえなかった。小さな鍋がひとつあるきりで (…)/ 「いったいどうやって暮してるの？ まるでロビンソン・クルーソーじゃない？」	ピンボール	66
69	ピーターパン	ジェームス・マシュー・バリー	彼女の笑顔の中にはなにかしら僕の心をひきつけるものがあった。まるでホテルのあるべき姿を具現化したホテルの精みたいだ、と僕は思った。手に小さな金の杖を持ってさっと振ると、ディズニー映画みたいに魔法の粉が舞って、ルーム・キーが出てくるのだ。	ダンス	上66
70	ちびくろサンボ	ヘレン・バンナーマン	(…) 彼女のまわりの男たちのたいていはそれとまったく同じ理由で彼女のことを高く評価していた。(…) そしてそれが彼女のそんな傾向をまた助長していた。いわゆる悪循環というやつだ。(…) 「ちびくろサンボ」に出てくる三匹の虎みたいに、バターになるまでやしの木のまわりを走りつづけることになる。	今は亡き王女のための(回転木馬)	88
71	ちびくろサンボ	ヘレン・バンナーマン	「どれくらい私のこと好き？」と緑が訊いた。／「世界中のジャングルの虎がみんな溶けてバターになってしまうくらい好きだ」と僕は言った。	ノルウェイ	下236
72	ちびくろサンボ	ヘレン・バンナーマン	やがて猫は木の根もとをぐるぐると走ってまわり始めた。すごい勢いで、まるで絵本に出てくるバターになっちゃうトラみたいに。	スポーツニク	161
73	オズの魔法使い	ライマン・フランク・ボーム	一角獣や高い壁が出てくるとなるとなおさらだ。まだ『オズの魔法使い』の方がいくぶん現実的であるような気がする。	世界の	下276
74	オズの魔法使い	ライマン・フランク・ボーム	目を覚ましてしばらくすると、『オズの魔法使い』にでてくる竜巻のように空腹感が襲いかかってきた。	パン屋再襲撃	12
75	オズの魔法使い	ライマン・フランク・ボーム	外に出ると酔いが真夜中の貨物列車みたいに急激に僕の体の中を通り抜けていった。まったくひどい気分だった。『オズの魔法使い』のブリキ男のように体がきしんだ。	ファミリー・アフェア(パン屋)	114

No.	児童文学作品名	作者名	村上春樹作品本文	村上春樹作品名	巻数・頁数
76	オズの魔法使い	ライマン・フランク・ボーム	何かを思いだそうとすると、体じゅうの筋肉だか神経だかが軋んだような音を立てた。『オズの魔法使い』に出てくる錆びついて油の切れたブリキ人間になったみたいなのがした。	ねじまき鳥	2-259
77	クマのプーさん	アラン・アレクサンダー・ミルン	「でもそんなに美味く……」と僕が言いかけたところで彼女が僕の足を蹴とばした。まわりの人間が僕の方をじろりと見た。(…)でも僕は「熊のプー」のような無邪気な目をしてその場をやりすごした。	とんがり焼きの盛衰 (カンガルー)	144
78	白鯨	ハーマン・メルヴィル	エイハブ船長は鰐を追いかけるべきだったのかもしれない	騎士団長	2上210
79	蜘蛛の糸	芥川龍之介	(…)今のところは細い糸にすぎるような具合に少しずつ小説を書きつづけている。	あとがき (螢・納屋)	189
80	手袋を買いに	新美南吉	僕はどういわけか小学校の学芸会でやった芝居のことを思いだした。僕はそこで手袋屋のおじさんの役をやった。子狐が買いに来る手袋屋のおじさんの役だ。でも子狐の持ってきたお金では手袋は買えない。	螢	63
81	手袋を買いに	新美南吉	僕はソファに寝転んだまま、学芸会の芝居のつづきを思いだそうとしてみたが、もううまく思い出せなかった。子狐は手袋を手に入れることができたんだっけ？	螢	71
82	やぎさんゆうびん	まどみちお	僕は受話器を押えてため息をついた。堂々めぐりだ。黒山羊が白山羊の手紙を食べて、白山羊が黒山羊の手紙を食べて……	羊を	上253

【注】

- (1) ここでは《児童文学》として、アニメーション・漫画、神話・民話等も含ませ、成人向け作品との判別が難しいものについては、岩波少年文庫などの少年向けシリーズや児童向け刊本・絵本・映画等として現時点で確認できるもののみを取り扱ったが、この規定については今後の検討課題としたい。
- (2) 例えば後者の「ピーターパン」については、小林正明『村上春樹 塔と海の彼方に』（1998・11、森話社。）の中で、既に指摘されている。
- (3) 村上春樹の絵本「ふわふわ」については、原善「絵本について論ずるときに我々の論ずること—村上春樹「ふわふわ」論のために—」（『敬心・研究ジャーナル』第1巻第2号、2017・10。p51-61、敬心学園。）参照。
- (4) それらについての詳細は、原善「春樹のような直諭／直諭のような春樹」（『上武大学図書館だより』11号、1998・11。p4-5、上武大学。）および原善「〈ハルキ・ワールドの歩き方〉直諭ライブラリー—春樹世界の本質に迫る足掛かり」（『〈アエラムック〉村上春樹がわかる。』2001・12。p126-129、朝日新聞社。）などを参照されたい。

【引用文献】

- 1) 村上春樹 (2011) 「物語の善きサイクル」『村上春樹 雑文集』、p404、新潮社。
- 2) 深津謙一郎 (2005) 「村上春樹『神の子どもたちはみな踊る』の比喩表現」『表現研究』81号、p34、表現学会。
- 3) 村上春樹 (2000) 『「そうだ、村上さんに聞いてみよう」と世間の人々が村上春樹にとりあえずぶっつける282の大疑問に果たして村上さんはちゃんと答えられるのか?』、p27、朝日新聞社。
- 4) 沼野充義 (2013) 「色彩、比喩、ノスタルジア—トラウマと正しさをめぐる静かな物語」『文學界』第67巻6号、p169、文藝春秋。
- 5) 上武大学経営情報学部歴代原ゼミ (監修：原善) (2001)

- 「〈ハルキ・ワールドの歩き方〉直諭ライブラリー」『〈アエラムック〉村上春樹がわかる。』、p130-138、朝日新聞社。
- 6) 芳川泰久・西脇雅彦 (2013) 『村上春樹読める比喩事典』、p1-304、ミネルヴァ書房。
 - 7) ねじめ正一 (1984) 「カクレ抒情が濡れる時 マスターから抜け出す方法」『HAPPY JACK 鼠の心』、p67、北宋社。
 - 8) 石倉美智子 (1998) 「村上春樹作品の比喩について—『1973年のピンボール』を中心に—」『村上春樹 サーカス団の行方』、p54、専修大学出版局。
 - 9) 波瀬蘭 (2011) 「『三つのドイツ幻想』あるいは直諭のような春樹文学について」『村上春樹超短篇小説案内』、p36、学研。
 - 10) 霜崎實 (2009) 「比喩をめぐる考察—村上春樹作品を資料として—」『SOPHIA LINGUISTICA』LVII、p62、上智大学。
 - 11) 佐藤信夫 (1978) 『レトリック感覚』、p69、講談社。
 - 12) はんざわかんいち (1985) 「遊びとしての比喩もどき—村上春樹論のために—」『文學芸術』8号、p117、共立女子大学。
 - 13) はんざわかんいち (1985) 「遊びとしての比喩もどき—村上春樹論のために—」『文學芸術』8号、p118、共立女子大学。
 - 14) 芳川泰久・西脇雅彦 (2013) 『村上春樹読める比喩事典』、p47、ミネルヴァ書房。
 - 15) 芳川泰久・西脇雅彦 (2013) 『村上春樹読める比喩事典』、p184、ミネルヴァ書房。
 - 16) 芳川泰久・西脇雅彦 (2013) 『村上春樹読める比喩事典』、p25、ミネルヴァ書房。
 - 17) 芳川泰久・西脇雅彦 (2013) 『村上春樹読める比喩事典』、p36、ミネルヴァ書房。

受付日：2020年5月10日

余暇活動と健康寿命の関連性

— 高齢者における余暇活動は生きがいを生み健康寿命を延ばす事は出来るのか —

松川典代

江戸川学園おおたかの森専門学校介護福祉学科非常勤講師

Relationship between leisure activities and healthy life expectancy

— Can leisure activities in the elderly provide a purpose for life and prolong healthy life expectancy —

Matsukawa Michiyo

Edogawa-Gakuen Ootakanomori College Department of care and welfare Part-time teacher

要旨：人生100年時代と言われている現代、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムが構築され、介護予防のための取り組みや活動が推進された事により、健康を意識している高齢者の活動への参加が見えてきた。自分の趣味や活動を充実させ、それを楽しみや生きがいとしている高齢者も多い。そこで、研究者が住まう地域の高齢者の実態を知るべくアンケート調査を行ったところ、余暇活動への参加状況がみられ、余暇活動が、自身の役割や生きがいとして捉えていた事も把握出来た。自身の健康状態がいつまで続くのか不安の声もあったが、昨年と同じように元気であると回答した高齢者は半数以上の事により、健康を意識し活動する事は、健康寿命の延伸に繋がっているのではないかと考察する。

キーワード：長寿社会、高齢者、健康寿命、余暇活動、介護予防、生きがい

1. はじめに

近年、人生100年時代と言われている。人生100年時代とは、人生が100歳まで続く時代が当たり前となる事である。厚生労働省が公表している2018（平成30）年の簡易生命表によると、日本人の平均寿命は男性81.25年、女性87.32年となっている。健康上の問題に制限されることなく日常生活を送れる期間を示す「健康寿命」は、2016（平成28）年時の健康寿命は男性72.14歳、女性74.79歳だった。また、1980（昭和55）年代の平均寿命を見てみると、男性は73歳、女性は79歳と現代よりも7～8歳寿命は短かった。この30年の間に平均寿命が延び、長寿化が進んでいる。長寿化が進み、この人生100年時代を生き生きとした生活を送るにはQOL（Quality of

Life）が必要と考える。QOLとは、ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことを指し、自分らしく生活を送り、生きがいや楽しみを持ちながら、充実した生活を送れているかという事である。このQOLについて考える際、高齢者一人ひとりの生活の質の維持・向上を考えていくことが重要となる。豊かで自分らしい暮らしを住み慣れた地域で人生の最期まで続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムが構築された。このシステムが構築されたことにより、各市町村では、介護予防のための取り組みや活動が推進され健康を意識している高齢者の活動への参加が見えてきた。そこで、①地域包括ケアシステムが構築され、介護予防などの様々な取り組みや活動が推進されているが自分が住

まう地域での取り組みやどのような活動がされているのか把握する。②地域に住まう高齢者は、どの位、健康を意識しているのか。③健康への意識が高まる事は健康寿命の延伸に繋がるのか。

この3点を主な研究の動機とする。

2. 研究の目的

本稿は、自分の住まう地域において、介護予防や健康を意識して活動している高齢者の余暇活動の実態を把握し、それは、自分の楽しみや生きがいとなっているのか、健康寿命と関連しているのか考察する事を目的とする。

3. 研究の方法

(1) 研究方法

地域における高齢者の実態を把握するため、自治体の活動に参加をされていた高齢者に活動後に任意でのアンケート調査を行った。研究方法は、回収したアンケート調査票をもとに、表計算ソフト(Microsoft Excel)を用いて、単純集計を行った。

(2) アンケート調査の対象者

65歳以上ですでに退職をしている方・余暇活動に参加をしている方・研究者自身が住まう地域の方とする。

(3) 研究期間

2019年9月1日～2019年9月28日の期間に余暇活動を行った高齢者を対象とする。

(4) 倫理的配慮

アンケート調査を依頼する自治体や対象者には文書と口頭にて説明を行い、同意を得る事とする。氏名は、無記名とし、個人情報保護への配慮を行う。

(5) アンケートの質問内容

表-1に記す。

4. 結果

アンケート調査に協力してくれた高齢者は50名。そのうち、男性は20名。女性は27名。無記名は3名であった。余暇活動を行っているかどうかの質問に対して、44名が「ある」と答えた。その余暇活動の主な内容を図-1に表す。

表1

アンケート調査

①何か余暇活動として行っていることはありますか。
1. ある 2. ない

②余暇活動の内容を教えてください。
()

③複数の余暇活動に参加をされている方、一番頻度の高い余暇活動は何ですか
()

④余暇活動を始めたきっかけはありましたか。
1. ある 2. ない

⑤④であると答えた方、きっかけは何ですか。
1 家族に勧められた
2 友人に勧められた
3 自分で探した
4 その他
()

⑥いつから始めましたか。
1. 50歳前から 2. 50歳から 3. 60歳から 4. 70歳から
5. 71歳から 6. 76歳～ 7. 80歳から 8. 85歳から
9. 90歳から

⑦余暇活動を始めた時仕事はされていたか。
1. はい 2. いいえ

⑧余暇活動は自分の生活の中でどのくらいの割合を占めていますか。
1. いつも 2. ほぼ 3. まあまあ 4. あまり 5. めったに

⑨余暇活動にはどの位の頻度で参加していますか。
年に 回 月に 回 週に 回

⑩余暇活動の場所へは何で通っていますか。また、どのくらいの時間がかかりますか。
徒歩 自転車 車 バス タクシー 家族の送迎 他者の送迎
(所要時間 分)

⑪余暇活動に満足感がありますか。
1. ある 2. ない

⑫あると答えた方、何に満足をしていますか
()

⑬余暇活動に不満感がありますか。
1. ある 2. ない

⑭あると答えた方、何に不満を感じていますか。
()

⑮余暇活動を行う上で困っていることはありますか。
1. ある 2. ない

⑯あると答えた方、何に困っていますか。
()

⑰これから活動を続けて行く上で不安に思っていることはありますか。
()

⑱ここからも余暇活動を続けたいですか。
1. はい 2. いいえ

⑲あなたは去年と同じように元気だと感じていますか。
1. 感じている 2. 感じていない

⑳自動車の運転はされていますか
1. はい 2. いいえ

㉑免許返納をされていますか。
1. はい 2. いいえ

㉒⑱ではいと答えた方、現在の交通手段を教えてください。
()

㉓今後免許返納を考えていますか
1. はい 2. いいえ 3. いずれ (歳ころを考えている)

㉔免許返納後、余暇活動を継続させるための交通手段はありますか。所要時間はどのくらいですか。
(・手段 ・所要時間 分)

㉕あなたは何歳ですか、該当するところに○をつけてください。
60歳～65歳 66歳～70歳 71歳～75歳 76歳～80歳
81歳～85歳 86歳～90歳 95歳～

㉖あなたの性別を教えてください
1. 男性 2. 女性

このアンケート調査をもとに住まう地域での生活が安心して楽しく過ごせるように、地域の活性化につなげていきたいと思えます。
今後も若々しくお変わりなくお過ごしください。
アンケート調査のご協力ありがとうございました。



図-1

余暇活動の内容はさまざまではあるが、ほとんどの高齢者が余暇活動を1つだけではなく、2つ以上行っている人が多かった。最も多かった活動は、ボランティア活動であり、16名であった。主に小学生の登下校の見守り、小学生の勉強のサポーター、自治体で行う行事の手伝いとあり、そのボランティア活動への思いは、「社会貢献」と答えられた。中には、「子供たちの笑顔を守りたい」という回答もあり、子供を持つ世代には、心強い言葉だ。

続いて、多く挙げられた余暇活動は、ウォーキングや体操教室、水泳、ヨガなど体を動かす活動が多かった。若い頃からの趣味を生かし、ボウリング、ゴルフ、ソフトボール、新舞踊、フラダンスを楽しみとしている高齢者も多くいたが、この趣味を楽しむ為に体操などの運動を取り入れ体力・筋力を維持している高齢者がいる事がわかり、余暇活動として、2つ以上行っている事の意味が理解出来た。

自分の興味や特技を活かすという所では、歌、尺八、手芸、編み物、パソコンなど時間に余裕が出来た事から、思う存分好きな事をして楽しんでいるようだ。また、どの活動内容にも共通して言えることは、仲間との会話も楽しみや生きがいの1つとなっている事ではないだろうか。これは、ストレス発散とお互いの安否確認も含んでいるのだと笑いながら話してくれた方がいた。

健康を維持する為には、体を動かす事は大事だが、自分に合った活動内容と無理をしない事、そこに楽しいという感情が加わっている。何よりも仲間の存在が大きくある事も分かった。ある高齢者は、顔なじみになった事で刺激を受け、情報交換をする手段としてスマホを購入したとの事。

では、この余暇活動を行うきっかけは何だったのかという質問に対して、自分で探した方が21名。友人に勧められた方が15名。家族に勧められた方が3名であった。

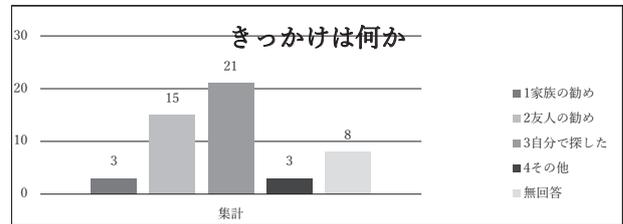


図-2

アンケート調査によると、余暇活動に満足感を感じている高齢者は44名いた。

今後も余暇活動を続けていきたいと回答した高齢者は41名いた。

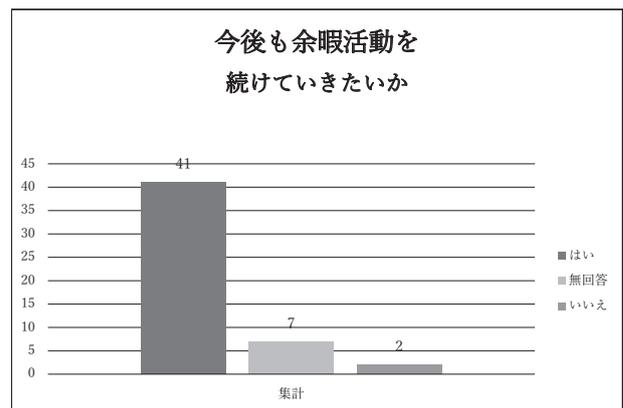
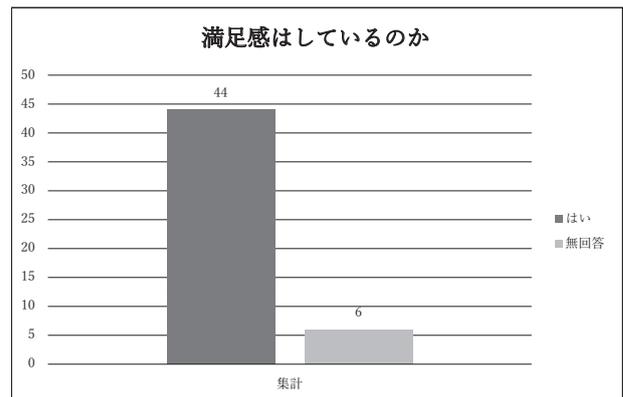


図-3

余暇活動を続けていきたいと考えている41名のうち、「体力・筋力の低下」「足腰の痛み」「交通手段」と今後不安を感じている高齢者がいた。現在、健康の為に余暇活動を行っているが、日々、老いを感じる瞬間や持病、地域環境などによる不安からの

ようだ。

それでも昨年と同様に元気だと感じているのかという質問に対して、「はい」と回答した高齢者は半数以上いた。

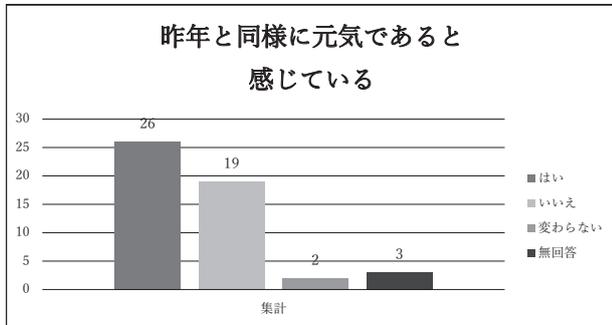


図-4

5. 考察

今回のアンケート調査により、地域に住まう高齢者の健康への意識を知る事が出来た。余暇活動を行っている高齢者は「自分の事は自分で出来るようにしたい」「誰かの役に立ちたい」「友人との時間を好みの活動を通して共有したい」、そのためには、「健康でいたい」という思いから充実感や満足感を得て、生きがいとなっているようだ。昨年と同様に

元気であると回答した高齢者は半数以上おり、健康で豊かな暮らしを生き生きと生活していくためには、「健康でいたい」という大きな目標を持ち、健康のために、余暇活動を多く行っていた。今後も自身の健康状態を維持していくために余暇活動を継続していきたいが体力面や環境面において不安があるとの声もあり、余暇活動の場や環境など地域の状況をより細かく把握していく必要があると考える。

謝辞

今回、アンケート調査を行うにあたり、主旨を理解し、記入を快諾して下さった地域に住まう高齢者の皆様や自治体、民生委員の方のご理解とご協力、心より感謝申し上げます。

文献

- 1) フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
ja.wikipedia.org/wiki/ (2020.5.10)
- 2) 厚生労働省「平成30年簡易生命表の概況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/sa...> (2020.5.10)
- 3) 厚生労働省「地域包括ケアシステム」
kaigo_koureisha > chiiki-houkatsu (2020.5.10)
- 4) 内閣府「平成30年版高齢社会白書 (全体版)」
kourei > whitepaper > zenbun (2020.5.10)

受付日：2020年5月10日

「司法福祉」の定義に関する考察

島谷綾郁¹⁾ 川廷宗之²⁾

¹⁾ 学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター

²⁾ 大妻女子大学名誉教授、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター

A Study on the Definition of “Judiciary Welfare”

Shimaya Ayaka¹⁾ Kawatei Motoyuki²⁾

¹⁾ Keishin-Gakuen Educational Group Research, Development and Innovation Center for Vocational Education and Training

²⁾ Professor Emeritus of Otsuma Women’s University, Keishin-Gakuen Educational Group Research, Development and Innovation Center for Vocational Education and Training

Abstract : The purpose of this paper is to examine the definition of “judicial welfare” proposed by Yukio Yamaguchi and Yukio Kato from the standpoint of working as a social worker in a correctional facility.

According to Yamaguchi’s definition, when “judiciary” is considered to comprise “court trials” “correction” does not have any connection with “judicial welfare.” Yamaguchi asserts that facilities/organizations such as juvenile training centers and probation offices do not belong to “judiciary” but rather to “administration.”

Kato seeks to define “judicial welfare” while touching on the need for “judiciary” and for the expertise gained from “welfare.” However, like Yamaguchi, Kato does not define “judiciary.”

When proposing the definition of “judicial welfare,” both parties think of “judiciary” only within the framework of “judiciary,” and are unable to explicate “administration.” Therefore, they also cannot touch upon “correction.”

Key Words : judicial welfare, justice, administration, “judiciary” and “welfare”, social worker

要旨 : 本稿の目的は、山口幸男・加藤幸雄が提起した「司法福祉」の定義について、矯正施設でソーシャルワーカーとして勤務した立場から考察を行うことである。

山口の定義に従えば、「司法」を「裁判」と考える場合、「矯正」は「司法福祉」に馴染まないことになる。なお、山口は、少年院や保護観察所などといった施設・機関を「司法」に属する機関ではなく、「行政」に属する機関であると言っている。

加藤は、「司法」の必要性和「福祉」の知見などの必要性について触れながら、「司法福祉」について定義しようとしている。しかし、山口と同様、加藤も「司法」について定義していない。

両者は、「司法福祉」の定義を提起する際、「司法」の枠内にとどまって「司法」を考え、「行政」について整理することができていない。そのため、「矯正」についても触れることができていないものと推察できる。

キーワード : 司法福祉、司法、行政、「司法」と「福祉」、ソーシャルワーカー

1. はじめに

「司法福祉」という言葉を、初めて使用したのは、山口幸男である。1968（昭和43）年頃、山口は、社会問題の解決や緩和に関する広義の司法業務、総合的な業務体系の骨組みを「司法福祉」と名付け、使用してきた。また、山口は、この頃開催された司法制度研究集会内で裁判官と比べ、家庭裁判所調査官らを指して「司法福祉」職員とも呼んでいた。

山口が「司法福祉」という言葉を形成していく背景には、家庭裁判所での勤務経験や英国への留学、留学先での H. H. Perlman の「問題解決」「過程」等の考え方や M. Richmond の「社会診断」から多くの影響を受けている。

このようなことを基盤として山口は、司法福祉論増補版の中で、「司法福祉」を「国民の司法活用の権利を実質化することを目指しており、それは司法を通じて一定の社会問題の個別的・実体的緩和ないし解決を追求する政策とその具体的業務であるとともに、その種の社会問題の一般的緩和・予防政策の発展にも寄与するものである。」と定義している（山口 2005：162）。

2017（平成28）年に加藤は、改訂新版司法福祉にて新たに「司法福祉」を「司法福祉とは、司法による決定が有効と思われる課題について、心理、教育、社会福祉などの知見や方法を活用して、当事者の権利擁護に寄与する実体的な問題解決・緩和を行うための諸施策、諸活動を総称する。」と定義している（加藤 2017：10）。

「司法福祉」に関連する動きとしては、2000（平成11）年に日本司法福祉学会が設立し、山口が初代の会長を務めた。その後、2009（平成20）年には、加藤幸雄が会長に選任され、2018（平成29）年には、藤原正範が新会長に選任されている。

他にも、2009（平成20）年度からは社会福祉士国家試験科目に「更生保護制度」が取り上げられている。

「司法福祉」という言葉が幅広く使用されはじめ、初めて山口により使用されてから50年以上が経過している。この50年余りの中で、少年法や監獄法などの法律改正が行われるだけでなく、矯正施設には社会福祉士や精神保健福祉士が配置されてきた。

これまで多くの先人たちが「司法福祉」について

議論を行ってきているが、更生保護との関係を明記した論文は見当たらない。そのため、再度、「司法」とは何かという視点から「司法福祉」について考えてみたい。

そこで本稿では、山口や加藤が提起した「司法福祉」の定義について、矯正施設で社会福祉士、精神保健福祉士として勤務した立場から考察を行う。

2. 用語の定義

(1) 矯正施設

本稿において「矯正施設」とは、刑務所、少年院を指す。

(2) 高齢・障がい等を有する受刑者

本稿において「高齢・障がい等を有する受刑者」とは、高齢受刑者、障がい等を有する受刑者、出所後の保護環境が劣悪な受刑者を指す。

(3) 一般受刑者

本稿において「一般受刑者」とは、「高齢・障がい等を有する受刑者」以外を指す。

3. 山口幸男の定義

1) 「司法福祉」の定義

山口（2005：162）によれば、司法福祉論増補版の中で、「司法福祉は、国民の司法活用の権利を実質化することを目指しており、それは司法を通じて一定の社会問題の個別的・実体的緩和ないし解決を追求する政策とその具体的業務であるとともに、その種の社会問題の一般的緩和・予防政策の発展にも寄与するものである。」と述べている。

この定義を提起するにあたり山口は、「司法はこの社会的事実としての問題に、その規範的解決によって、一定の「解決」を与えはするものの、「問題」それ自体を実体的に解決することを基本的任務としているものとは言えない。」としている（山口 2005：13）。また、山口は、社会問題の著しい変化の中、裁判自体が法的解決と同時に、実体的な解決や緩和についての機能も合わせて持たざるを得なくなっていることについて触れている。これは裁判の安定性を確保するためにも必要な方策であるとしている。

上記のようなことを山口は、司法の役割が法的解決のみならず、実体的解決・緩和を含めたものを新しい司法システムと考えている。このような新しい

司法システムは、規範的解決といった伝統的司法に福祉などの継ぎ足しや混ぜ合わせを行うのではなく、現在の社会問題に国民の権利を実質的に実現することができるような司法的実践＝司法福祉としている（山口 2005）。

2) 「司法福祉」の業務

前述の内容をふまえ、山口は司法福祉業務について重要なことは、問題の解決に限り、最終的に責任を負う裁判所を核として、弁護士会、法務省、警察庁など各々が、法の精神に添った「問題解決」に向けて統一された分業や協業が展開されることであるとしている。このような考え方にに基づき、司法福祉業務は以下の8つから成り立つとしている（山口 2005：18）。

- ①法律扶助にかかわって
- ②被害者援護にかかわって
- ③「少年保護事件」の審判にかかわって
- ④更生保護にかかわって
- ⑤矯正にかかわって
- ⑥児童自立支援事業を中心とする児童福祉にかかわって
- ⑦「少年の刑事事件」の訴訟にかかわって
- ⑧「家事事件」の審判・調停とその履行にかかわって

3) 司法福祉の技術

司法福祉の対象とする問題について山口（2005：158）は、「社会福祉のそれと同様に、自体の実態的解決ないし緩和を必要としている社会問題であり、常に動的なものであるが、同時にそれが法律上の紛争問題として構成され、規範的解決とその執行によって完結するという問題解決の構造において、一般社会福祉の対象と大きく異なる。」と述べている。

具体的には非行少年を例にとり、法的解決としては非行少年であるか否か、非行少年であった場合の採るべき法的措置の決定を行うとしている。これと同時に、少年法第1条^{註1)}から「規範的解決は実体面である生きた「非行問題」の解決・緩和を促進する方向であるいはそれを妨げない方向で（司法福祉）なされることによって、法の精神をまっとうすること

が期待される。」としている（山口 2005：159）。

山口は、司法福祉の方法についてを「「司法」の方法と福祉的臨床「サービス」の方法」としている（山口 2005：159）。そして、ここでいう福祉的業務についてを「司法ケースワーク」と示し、「ケースワーク等は社会福祉の中心的技術ないしは社会保障と区別される社会福祉それ自体であるとされ、その対象は、「社会関係の障害」として観念される。」としている（山口 2005：159）。

この司法ケースワークについては、黒川昭登（1974）「家庭事件と社会福祉」『ケース研究』143号内に記載されている家庭問題にかかわる社会福祉をもとに、「司法ケースワーク」は、伝統的司法機関としての「機能を全うする」のに必要な限度内で、対象者に援助を行う事業」としており、司法ケースワーク技術を、「司法に雇用されたケースワーカーの技術であり、ケースワークの一般的技術と何ら異なるところはない。」と述べている（山口 2005：160）。

4. 加藤幸男の定義

山口の司法福祉の定義を受け、2017（平成28）年に加藤幸雄は、司法福祉について改めて次のように定義している。「司法福祉とは、司法による決定が有効と思われる課題について、心理、教育、社会福祉などの知見や方法を活用して、当事者の権利擁護に寄与する実体的な問題解決・緩和を行うための諸施策、諸活動を総称する。」と提起している（加藤 2017：10）。

加藤は、この定義を提起する背景には、近年の裁判員制度の開始などの司法ニーズの高まり、日常生活内での法的決着とあわせた福祉的対応が求められる事案（認知症高齢者の増加による権利擁護のための成年後見システムや虐待をめぐる刑事事件など）の増加を指摘している。また、高齢・障害受刑者の刑務所における出所時支援、地域生活定着支援センター事業、法的判決による受刑という決着のほか、矯正教育の質の向上の意識などといった活動の広がりについても指摘している。

その他加藤は、「司法福祉は、社会福祉が対象とする領域と多くの重なる部分を持ちつつ、法律や法廷による問題解決が想定される場合には、司法サービ

スを活用しつつ当事者の権利擁護に寄与するものと位置づけられる。」とし「社会福祉自体が社会福祉六法ないし八法に基づいて制度運用され、他の民事法や刑事法、憲法や条約などとの関係理解が重要だということを省みるならば、早くから法律に親しんでおくことが望ましい。」と述べている（加藤 2017：230-231）。また、社会福祉のみならず社会学や精神医学、経済学などから知見を得る重要性にも触れている。

5. 山口理論、加藤理論を概観して

司法は、「(立法、行政と並ぶ国家権力の行使として) 国家が法律に基づいてする、民事・刑事上の裁判。」と記されている（新明解国語辞典：2002）。また、山口（2005：13）は司法福祉論増補版の中で、司法についてを「立法及び行政に対し、法規を適用してある事項の適法違法又はこれを規整する権利関係を確定することにより具体的争訟を解決する国家作用（新法律学事典 有斐閣 1967年）」と述べている。

山口は司法福祉論増補版の中で司法福祉業務について、「当該問題の解決に関する限り最終的に責任を負う立場にある裁判所を核として、法の精神に添った「問題解決」に向けて統一された分業・協業として展開されることである。」と述べている（山口 2005：17）。他にも、家庭裁判所調査官は裁判官の最も身近な存在であり、司法福祉の中核的責任を負っていること、「少年院（矯正教育）・保護観察所（更生保護）等の形成機関や救護院等の児童福祉機関は、今日、司法の直接的指揮監督のもとで、その業務を展開するものではなく、行政府に属する機関である。」としている（山口 2005：163）。

つまり山口は、「司法」を「裁判」ととらえ、「司法福祉機関」を「裁判所」ととらえている。その一方で、少年院や保護観察所などといった施設・機関は、「司法」に属する機関ではなく、「行政」に属する機関であると断言している。

2005（平成17）年より矯正施設に社会福祉士や精神保健福祉士が配置され、矯正施設における出所者等に対する出口支援が行われている。このことを山口が提起した司法福祉の定義について照らし合わせてみると、矯正施設は司法の領域には入らず、行政

の領域に入ることになる。

他にも山口は、司法福祉業務を8つにかかわる仕事から成立すると言いき、矯正についても触れている。しかし、山口が示している「矯正」は、どのような施設・機関を矯正としているのかについて不明確である。そのため、司法福祉業務が担う機関を裁判所とするのであれば、矯正＝司法と理解することはできない。

ゆえに、山口論の立場から見ると矯正は、司法福祉に馴染まないことになる。

行刑改革会議提言の中で、「第4行刑改革の具体的提言」内「6行刑施設における人的物的体制の整備（2）人的体制の正義、充実」では、医療スタッフや心理技官、ソーシャルワーカーなどを十分に確保する必要性の理由を3つ挙げている（行刑改革会議提言 2003）。

- ①精神状態に問題があり、処遇が困難である受刑者に対するケアが極めて重要なため
- ②刑務官の超過負担が効果的な処遇の実現を妨げるため
- ③行刑の目的である受刑者の改善更生・社会復帰の達成に向けて早期に社会復帰に向けての調整を行う必要があるため

この行刑改革会議の流れを受け、刑務所内等でソーシャルワーカーは、2005（平成17）年から非常勤職員として勤務が始まった。その後、2007（平成19）年にはPFI刑務所^{注2)}において民間の常勤職員、2014（平成26）年度には常勤職員として福祉専門官が配置され始めた。

山口の司法福祉の定義を受け、2017（平成28）年に加藤は「司法福祉」について改めて定義している。この定義は、①司法による決定が有効と思われる課題について社会福祉などの知見や方法を活用すること、②「個別化された社会問題の解決・緩和をめざし、実情に即した調整機能を果たすこと」、を意味している（加藤 2017：9）。ここで言う「司法による決定」とは、山口論と同様、「司法」を「裁判」と捉えた場合、判決を示していると推測される。

このように加藤は、「司法」の必要性和「福祉」の知見などの必要性について触れながら、「司法福祉」について定義しようとしている。しかし、山口と同様、加藤も「司法」は何を指しているのかについて

言及していない。このことにより、「司法福祉」とは何を指しているのかが不明瞭となっている。

山口も加藤も実体的な問題解決・緩和を1つのキーワードとしている。実体的な問題解決・緩和が必要となるのは、裁判の時だけではなく、裁判により判決が出た後についても必要不可欠であろう。このことは、高齢・障がい等を有する受刑者であっても、一般受刑者であっても該当するのではないだろうか。そのため、司法福祉を定義するにあたり、受刑者などのことも含めるような定義を提起していないというのは、司法福祉の定義として実態に合わないと考える。

山口や加藤が司法福祉の定義を提起する以前から、矯正施設に社会福祉士・精神保健福祉士が配置される話に取り上げられていた。そのため、本来であれば司法福祉の定義を提起する際、矯正施設で展開されるソーシャルワークについても考慮し、検討していくべきであったのではないかと筆者は考える。

山口も加藤も「司法福祉」の定義を提起する際、「司法」の枠内にとどまって「司法」を考えているため、「矯正」について触れることができていない。また、「行政」について整理していないため、「矯正」についても触れることができない。

そのため、「司法」と「福祉」の全体像や本質をつ

かむことが困難となり、不明瞭な定義の提起となっていると考えられる。

6. 今後の課題

「司法福祉」という言葉が世に出て使用され始めてから、50年以上が経過している。この約50年間で、裁判員制度の開始や矯正施設におけるソーシャルワーカーの配置、再犯防止推進法の施行などといったように、「司法」や「行政（更生保護）」を取り巻く環境は劇的に変化してきている。この環境の変化を見ながら、「司法福祉」における定義について、抜本的な見直しを行っていく必然性がある。

山口と加藤が提起した「司法福祉」の定義を考えた場合、横軸を国家作用の1つである「司法（裁判）」と「司法」の直接的指揮監督の下で、業務を行わない「行政（更生保護）」を三権分立の軸と置くことができる。また、縦軸を、罪を犯した人に対する法的効果として自由などを強制的に奪う「刑罰」、その一方で、「罪を犯した人の人権と Well-being」といった受刑者自身の自由を確保し、幸福を追求することを行刑の軸と置くことができるのではないだろうか。

その場合、図1に示しているように、山口は「司法」の枠の中にとどまりながら罪を犯した人の幸福を追求した実体的な問題の解決や緩和を提起している。

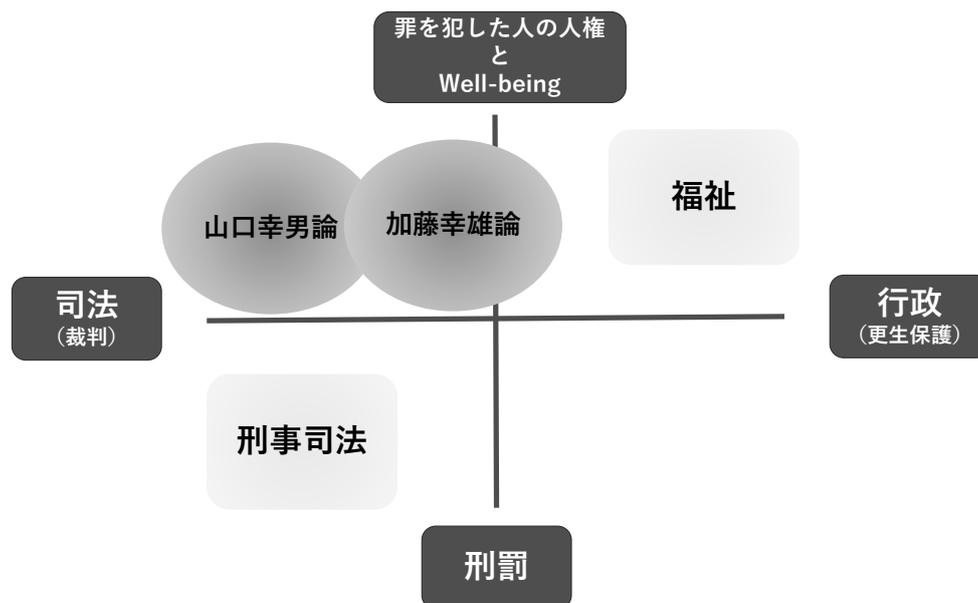


図1：「司法福祉論」における山口幸男論、加藤幸雄論の位置づけ

縦軸：行刑、横軸：三権分立
山口幸男論、加藤幸雄論をもとに筆者が作成

他方、加藤は、「行政（更生保護）」への拡がりの必要性を指摘しつつも「司法」の枠の中から抜けきることができずに「司法福祉」について提起している。

「司法福祉」の定義を提起するにあたり、罪を犯した人の原因に貧困や障害等の福祉的要因が存在する場合、司法判断によってその要因を考慮するのかという問題と、行政行為として行われる刑の執行における福祉的（処分）行為を区別していくことが必要となる。それをふまえた上で、それらを再統合していく考え方が求められるのではないだろうか。

日本の現象としては、世の中のさまざまな社会問題について、すべて司法判断のみにゆだねられるのではなく、行政の範囲内での処分により実態が動いている。この状況の中で、「司法」と「行政」の境界で刑罰をふまえつつも Well-Being の実現に向けて統合した運用が求められるのかもしれない。

山口は司法福祉業務の構想を考える際、日本国憲法第32条^{注3)}と第13条^{注4)}を軸に考える必要性を述べている。しかし、個人の尊厳や幸福などを考えていくのであれば、日本国憲法だけではなく、世界人権宣言の内容を基礎として考えられた国際人権規約^{注5)}も軸に考えていく必要があるだろう。

本稿については、山口・加藤が提起した「司法福祉」の定義を見てきた。しかし、今回取り上げた事項は、山口や加藤が説明していることが十分には網羅されていないかもしれない。そのため、今後も本稿を端緒として、尊敬する先人たちが提起してきた「司法福祉」の定義について紐解き、「司法福祉」（「刑事司法と福祉」）とはどのような段階を経て考え、意義を説明し、定義されるべきであるのかについて考察していきたい。また、社会福祉学、経済学などといった領域との観点からも「司法福祉」（「刑事司法と福祉」）について論考していく必要があると考える。

注

注1) 山口は、司法福祉論増補版において、「少年刑事政策は可能な限り少年の成長発達に倫理を尊重しつつ、再犯防止を達成しようとする（少年法第1条）としている（山口2005：158）

注2) 「PFI 刑務所」とは、PFI 手法によって整備・運営が行われている刑務所のことを指す。なお、PFI 手法とは、「『より良質な公共サービスをより少ない対価で国民に』を主眼として提唱された民間の資金等を活用する公共事業の新しい政策手法」（只木 2007：10）を指す。

注3) 日本国憲法では、「第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」とし、すべての人は裁判所で裁判を受ける権利について述べられている（衆議院 1947）。

注4) 日本国憲法では「第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とし、すべて国民は、一人ひとりが個人として尊重される。生命、自由、幸福を追い求める権利については、社会や他の人に迷惑をかけない範囲に限り、最大限に尊重されることについて述べられている（衆議院 1947）。

注5) 外務省は、「世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの」としている（外務省 2020）。日本は、1979（昭和54）年に批准している。

文献

- 1) 外務省（2020）「国際人権規約」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>, 2020. 5. 8）。
- 2) 法務省行刑改革会議（2003）『行刑改革会議提言～国民に理解され支えられる刑務所～』。
- 3) 刑事立法研究編（2005）『刑務所改革のゆくえ — 監獄法改正をめぐる一 —』現代人文社。
- 4) 金田一京助・山田忠雄・柴田武ほか編（2002）『新明解国語辞典 第五版』三省堂。
- 5) 日本司法福祉学会（2017）「改定新版 司法福祉」生活書院。
- 6) 日本司法福祉学会（2010）「日本司法福祉学会ニュース」NO22
- 7) 島谷綾郁（2019）「刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とあるべき姿についての研究 — 序論 —」『敬心・研究ジャーナル』3（1）、125-134。
- 8) 衆議院（1947）「日本国憲法」（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm, 2020. 5. 7）。
- 9) 只木 誠（2007）「新しい刑務所運営の意義と課題」『Jurist』（1333）、10-18。
- 10) 山口幸男（1991）『司法福祉論』ミネルヴァ書房。
- 11) 山口幸男（2005）『司法福祉論 増補版』ミネルヴァ書房。

受付日：2020年5月10日

鍼が顔面の皮膚に与える影響の研究

— コラーゲン量の変化 —

遠藤 久美子 天野 陽介

日本医学柔整鍼灸専門学校 鍼灸学科

Study on the effects of acupuncture on facial skin

— Changes in collagen content —

Endo Kumiko Amano Yosuke

Japan Judo Therapy, Acupuncture & Moxibustion Therapy College

要旨：

【目的】

鍼が皮膚のコラーゲン量に与える影響を調べることで、美容鍼灸の可能性を広げられるか研究を行った。

【方法】

健康成人男女9名を対象とした。被験者は、1回目に顔面部外眼角下方3cmと太陽穴の左右計4か所コラーゲン量の測定を行なった。21日間のウォッシュアウトを挟み、2回目のコラーゲン量測定を行なった後、右顔面部側を鍼群、反対側を無処置群の2群とし鍼を行なった。さらに21日間のウォッシュアウトを挟み3回目の顔面部コラーゲン量測定を行なった。統計処理は重複測定一元配置分散分析を行い、有意判定は5%とした。

【結果】

外眼角下3cmは、鍼群では介入21日前、介入前、介入21日後で有意な変化はなかった。太陽穴は、鍼群、無処置群ともに介入21日前、介入前、介入21日後で有意な変化はなかった。

【考察】

鍼をすれば必ずしもコラーゲン量が増えるとは言えない結果であった。今後さらなる研究が必要である。

キーワード：美容鍼灸、顔面、コラーゲン量

1. 背景

2006年に日本の代表的な鍼灸専門雑誌である『医道の日本』に「美容と鍼灸」で特集が組まれた¹⁾。そこから2020年4月号までで美容鍼灸の特集は2011年²⁾、2014年³⁾、2019年⁴⁾の3回となっている。2013年頃までは美容鍼灸の研究も増えてきたが主観的な評価やアンケート調査⁵⁾⁶⁾⁷⁾などが多い。2018年頃からは水分量・油分量・血流量といったような客観的評価を調べたものが増えてきた⁸⁾⁹⁾。さらに近年は独自の美容鍼灸が広がっている。美容

鍼灸が学べる鍼灸学校も増え、美容鍼灸を施術に取り入れる鍼灸院も増えてきた。

一方で、現状の問題点に次の3点があると考えられる。①美容鍼灸に関する知識・技術をよく学ばずに施術を行っている。②理論・技術的根拠が明確でない美容鍼灸施術方法が多くできている。③そもそも美容鍼灸に関する理論・技術的根拠の研究が十分に行われていない。

そこで今回、これまで調査されていない鍼刺激とコラーゲン量の変化に注目し研究を行った。

2. 目的

美容鍼灸の客観的評価は行われるようになってきたが、水分量・油分量などは皮膚の角質層の変化であり外的影響も受けやすい。鍼はさらに皮膚深層の真皮層や筋層までアプローチできることから、真皮層にあるコラーゲン量に与える影響を調べることで、美容鍼灸の可能性を広げられるか研究を行った。

3. 方法

(1) 対象

あらかじめ実験内容を説明し、同意を得た健康成人（本校学生・教職員）で皮膚疾患のない人、3日間参加できる人、期間中に美容鍼を受けない人、美容整形をしたことがない人、もしくは期間中にする可能性がない男女9名を対象とした。実施期間は2019年12月17日から2020年1月28日とした。

(2) 測定方法

測定にはCORTEX TECHNOLOGY社のDermaLab Comboをもちいた。超音波パルスが異なる皮膚構造にぶつかると、パルスの一部は反射し、また一部は皮膚のさらに深部へと透過する。反射した信号が戻ってきて超音波変器に採取され、強度（振幅）は色調スケールで表され、暗い色合いの部分は反射が低い領域を示し、明るい色合いの部分は反射の強い領域すなわち構造間の密度変化が顕著となる。超音波スキャンをする部位に少量のジェルを塗布し、プローブを押しあて可能な限りジェルが薄い層になるように均一に広げ測定し、真皮全体の超音波エコーの強度を平均値とし測定した。

1回目に顔面部外眼角下方3cmと太陽穴の左右計4か所を測定、21日間のウォッシュアウトを挟み2回目の測定、さらに21日間のウォッシュアウトを挟み3回目の測定を行った。測定は各部位2回ずつ行い平均値をとった。

(3) 介入方法

2回目の測定後、右顔面部側を鍼群、反対側を無処置群の2群とし鍼を行なった。鍼群は外眼角下方3cm、陽白穴、太陽穴、地倉穴、大迎穴、頬車穴、下関穴、百会穴、頭維穴の計9か所にセイリン社製の鍼

15mm×0.16mmを5～10mm直刺で刺入し15分置鍼した。

統計処理は重複測定—二元配置分散分析を行い、有意判定は5%とした。

4. 倫理的配慮

本研究は、日本医学柔整鍼灸専門学校倫理審査（課題番号2019-001号）の承認を得て実施している。

5. 結果

(1) 外眼角下3cm

鍼群では介入21日前、介入前、介入21日後で有意な変化はなかった。鍼群介入21日前の平均値50.79（±17.98）、介入前56.02（±16.37）、介入21日後48.20（±14.44）で有意な変化は認められなかった。無処置群では介入21日前57.11（±17.52）、介入前63.04（±20.07）、介入21日後48.47（±19.49）と鍼群と同様に減少傾向がみられた（図1）。ただし、 $p=0.316$ で有意差は認められなかった。

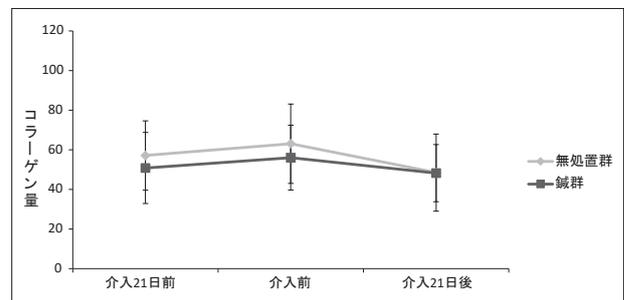


図1 外眼角下3cmの平均値と標準偏差値

(2) 太陽穴

鍼群、無処置群ともに介入21日前、介入前、介入21日後で有意な変化はなかった。鍼群介入21日前の平均値88.03（±18.07）、介入前87.77（±18.86）、介入21日後85.99（±15.35）で有意な変化は認められなかった。無処置群介入21日前91.79（±17.84）、介入前83.94（±17.90）、介入21日後83.74（±13.05）で変化は認められなかった（図2）。 $p=0.220$ で有意差は認められなかった。

6. 考察

今まで美容鍼灸では創傷治癒の過程でコラーゲンが増えるとの仮説を用いて、効果の一部を説明する

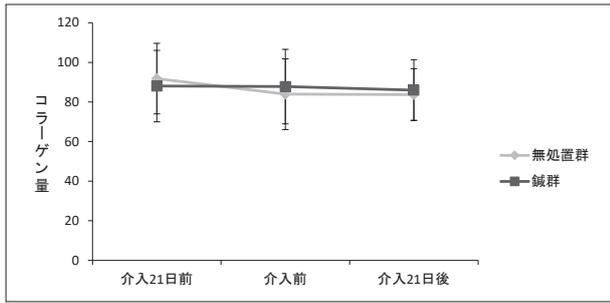


図2 太陽穴の平均値と標準偏差値

ことが多かった。

創傷治癒の過程には①出血凝固期、②炎症期、③増殖期、④成熟期があると論じられている¹⁰⁾。炎症期のマクロファージ(=貪食細胞)の活動で放出された物質が刺激となり、線維芽細胞が呼び寄せられ、増殖期に修復の主な材料である膠原線維(コラーゲン)が生み出される。線維芽細胞、毛細血管がコラーゲンを土台とし欠損部を埋める¹¹⁾。切創後2~5日にて上皮細胞結合織の増殖が始まり、6~10日に至り組織修復機転が著明となり、15日前後でほぼ治癒する¹²⁾。またコラーゲンには各型があり、創傷治癒にはI型コラーゲンとIII型コラーゲンが関与して増殖時期が異なる¹³⁾。

このような理論を背景に、鍼をすると微細な傷がつけられ、その治癒過程でコラーゲンが増殖すると思われてきたが、今回の結果ではコラーゲン量の増加は認められなかった。

筆者らが行った予備実験では刺鍼翌日にはコラーゲン量が減少し、その8日後ごろから減少したコラーゲン量が増加していき、20日後ごろまで刺鍼前の数値を上回った。治癒する過程には年齢や個人差もあるので21日より前や後でコラーゲン量増加がみられた可能性もあるが、予備実験であったため子細な計測はしなかった。

創傷治癒過程でのコラーゲン生成、および予備実験から、鍼で微細な傷を付けることでコラーゲンが破壊され減少し、治癒していく過程でコラーゲン量が増加すると仮説を立てたが、今回の研究で増加は認められなかった。

外眼角下3cmの鍼をしていない無処置群でコラーゲン量が全員減少した。無処置群に関しては鍼で傷を付けていないため、傷の治癒過程とは考えにくい。顔面部片側に刺鍼し血流量を測定した研究では

反対側に変化がみられ、そこでは反対側の血流増加は体性—自律神経反射により血管を拡張させ血流を増加させたことによると考察されている⁹⁾。顔面部の粘弾性を測定した研究では、顔面部片側に円皮鍼を行い粘弾性の増加をみたが変化はみられなかったが左右差が減少するという結果になった¹⁴⁾。これらを踏まえ、鍼をしない反対側でも何かしらの変化が起きていることが考えられる。片側だけの施術でいいのか、両側施術が必要なのか今後検討していきたい。

皮膚の真皮を構成しているコラーゲン(膠原線維)、エラスチン(弾力線維)、基質は、真皮の線維芽細胞によってつくられる。真皮のコラーゲン線維の量は露光部で加齢とともに顕著に減少する。コラーゲン生成には線維芽細胞の活性化が関わっている¹⁵⁾。本研究結果からは鍼によるコラーゲン量増減の機序を特定することはできなかった。

今回は一般的に美容鍼灸でよく使用されている経穴を使用した。使用穴を再検討し、よりコラーゲン量の変化を引き起こしやすい介入部位を探ること、鍼の刺入角度や鍼の太さによって違いがでるのか検討することで、今後美容鍼灸の理論・技術的根拠の研究に必要なだと考える。

謝辞

本研究にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

文献

- 1) 美容と鍼灸. 医道の日本, 2006年臨時増刊11号
- 2) 美容鍼灸. 医道の日本, 2011年5号
- 3) 美容鍼で健康美人. 医道の日本, 2014年3月号
- 4) 「美容鍼灸」はどこまで来たか. 医道の日本, 2014年2月号
- 5) 井出志穂. 美容鍼灸に関するアンケート—美容鍼灸への期待—, 東洋療法学校協会学会誌, 2010; 34: 190-193.
- 6) 鈴木聡. アンケート調査から見た、今後の美容鍼灸の展望. 東方医学, 2012; 27(4): 7-14.
- 7) 矢野忠. 一般女性と施術者の双方からみた「美容鍼灸」の現状〔前編〕一般女性を対象としたアンケート調査. 医道の日本, 2013; 72(9): 176-185.
- 8) 吉山美仁. 顔面部に対する鍼施術が水分量、油分量、顔検査票に与える影響. 全日本鍼灸学会誌, 2018; 68(4): 257-264.
- 9) 山崎さつき. 顔面部血流に与える鍼刺激の影響について

- て, 全日本鍼灸学会誌, 2018; 68(2): 104-112.
- 10) 森口隆彦. 創傷の治療 最近の進歩 第2版, 克誠堂出版, 2005; 1-13.
- 11) 宮地良樹. 美容皮膚科学, 南山堂出版, 2009.
- 12) 槇野久昭, 谷岡博昭, 二宮昭雄. 創傷治癒過程の Aminopeptidase に関する組織化学的研究. 口腔外科学会雑誌, 1962; 8(3): 273-277.
- 13) 佐藤聡, 鴨井久一. ラット歯周組織の創傷治癒過程に関する免疫組織化学的研究 — 実験的フラップ手術後の I 型コラーゲン、III型コラーゲン、フィブロネクチンの局在 —. 日本歯周病学会会誌, 1991; 33(3): 541-576.
- 14) 名嘉美穂. 顔面部に対する円皮鍼刺激が肌の粘弾性に与える影響. 東洋療法学校協会学会誌, 2020; 43: 170-173.
- 15) 江連智暢. 顔の老化のメカニズム、たるみとシワの仕組みを解明する. 日刊工業新聞社出版, 2017.

受付日：2020年5月20日

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程

2016年12月20日決定・施行

第1条 学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』（英文名 Keishin Journal of Life and Health）（以下、本誌という）の編集は、本規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 本誌は、学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』（英文名 Keishin Journal of Life and Health）と称する。

（目的）

第3条 本誌は、原則として本法人傘下の学校教職員、職業教育研究開発センター研究員等の学術研究等の発表にあてる。

（資格）

第4条 本誌に投稿を希望する者は、共同研究者も含めて、第3条に定める資格を得ていなければならない。ただし、別に定める編集委員会により依頼された論文はこの限りではない。

（発行）

第5条 本誌は、当分の間原則として1年1巻とし、2号に分けて発行するものとする。

（内容）

第6条 本誌掲載の内容は、原則として執筆要領に定められた範囲とする。

（編集）

第7条 本誌の編集は、学校法人敬心学園「職業教育研究開発センター運営規程」による学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という）が行う。

第8条 委員会は「職業教育研究開発センター運営規程」にしたがい、定数は各学校およびセンターより2名ずつの計12名とし、委員長・副委員長・委員をおく。任期は2年とする。

第9条 委員会は、必要により特定の個人または団体に対して原稿の依頼を行うことができる。

第10条 掲載決定の通知を受けた執筆者は、定められた期日までに、最終原稿を提出するものとする。その際には、必要最小限の修正が認められる。

第11条 執筆者による校正は、原則として1回とする。校正は赤字で行い、指定の期限内に返送すること。

第12条 本誌に投稿された原稿は、原則として返却しない。

（原稿料）

第13条 本誌に投稿掲載された依頼原稿以外には、原稿料等は支払わない。また、原則的に論文掲載料は無料とする。しかし、編集および図表等の印刷上、特定の費用を要する場合、超過分の実費に相当する額は執筆者の負担とする。

（委員会の役割）

第14条 原稿の掲載は、委員会の決定による。

第15条 原稿掲載不採択の結果に異議があった場合、執筆者は規程に定められた手続きを経て文書にて委員会に申し立てることができる。また、委員会の対応に不服がある場合には、職業教育研究開発センター運営委員会に不服を申し立てることができる。

（執筆要領）

第16条 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。

（著作権）

第17条 本誌に掲載された著作物の著作権は学校法人敬心学園に帰属し、無断での複製、転載を禁ずる。

（事務局）

第18条 委員会は、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター事務局におく。

(委任規定)

第19条 本誌の発行に関し、本規程に定めなき事項については、委員会においてこれを定める。

(規程の変更)

第20条 この規程を変更するときは、職業教育研究開発センター運営委員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、2016年12月20日より施行する。
- 2 職業教育研究開発センター事務局
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-16-6
宇田川ビル6階
電話番号：03-3200-9074
メールアドレス：journal@keishin-group.jp

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』投稿要領

1. 投稿者資格

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第4条に基づき、投稿者は、共同研究者を含め、投稿者資格を得ていなければならない。

2. 投稿原稿の条件

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第6条に示す欄のうち、総説以外については、原則として学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第3条による自由投稿とする。

3. 投稿原稿の規定

投稿する原稿は、未発表のものに限る。「二重投稿・多重投稿」は、認められない。万一発覚した場合は、別に定める規程によって、投稿停止期間を設ける。なお、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。

4-1. 投稿申し込み（エントリー）締切

原稿投稿の申し込み（エントリー）締切は、6月末日発行の場合2月10日、12月末日発行の場合8月10日とする。『敬心・研究ジャーナル』投稿原稿チェックリスト」を使用する。

4-2. 投稿原稿の締切

投稿の締切は、毎年、6月末日発行の場合、3月10日（査読希望原稿）・5月10日（査読なし原稿）、12月末日発行の場合、9月10日（査読希望原稿）・11月10日（査読なし原稿）とする。

査読の結果、再査読の場合は掲載が遅れることもあるため、査読希望原稿は締切日以前の投稿が望ましい。

5. 投稿の手続き

投稿の手続きは以下のとおりとする。

- 1) 執筆形式の確認：「執筆要領」に沿ったものであること

- 2) 投稿の方法：投稿はメール添付とし、投稿の提出先は職業教育研究開発センター事務局とする。

* 投稿原稿本体のPDF・Wordファイルおよび、次項に示す「投稿原稿チェックリスト」のPDFファイル各1点をメールに添付して送信（1通のメールに、上掲2点を同時に添付することが難しい場合は、複数のメールに分けて提出することも可）。

6. 投稿原稿掲載の可否

投稿原稿掲載の可否は、「投稿受領から掲載までのフローチャート」に基づく審査により、学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という）が決定する。

7. 投稿原稿の掲載日

投稿原稿がフローチャート上の査読過程で、当該号の掲載決定期日までに間に合わない場合は、次号への査読が継続しているものとみなす。

8. 倫理上の配慮について

投稿者は、著作権や研究対象者の人権尊重に努めること。また、論文に関連する企業や営利団体等との利益相反（COI）がある場合は、チェックリスト末尾の特記事項欄に明記する。倫理的事項に関する審議が必要な場合、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター倫理委員会で協議することもできる。

9. 抜き刷りについて

原稿が掲載された者が、抜き刷りを必要とする場合は、投稿時に申し出ること。なお費用は自己負担とする。

10. 投稿原稿の保存について

投稿された原稿および提出された電子媒体等は返却せず、2年間の保存のうえ、廃棄する。

11. 海外研究欄

海外研究欄は職業教育等、その研究の動向の紹介にあて、その依頼は委員会が行う。

12. 書評欄

書評欄は、国内外の職業教育研究に関する批評にあて、その依頼は委員会が行う。

13. 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

14. 投稿原稿の電子配信および本誌の販売

投稿者は、学校法人敬心学園が契約する電子配信媒体への投稿原稿電子データ掲載および希望者への

本誌販売を許諾したこととする。

附則

- 1 この要領は、2016年12月20日より施行する。
- 2 2017年2月17日改訂（4. 投稿原稿の締切）
- 3 2017年5月18日改訂（14. 投稿原稿の電子配信および本誌の販売）
- 4 2017年10月20日改訂（4. 投稿原稿の締切）
- 5 2019年6月7日改訂（5. 投稿の手続き、8. 倫理上の配慮について）
- 6 2019年12月9日改訂（4-1. 投稿申し込み（エントリー）締切、4-2. 投稿原稿の締切）

『敬心・研究ジャーナル』投稿原稿チェックリスト

タイトル締切時チェック (2/10, 8/10締切)

年 月 日

お名前 ()

原稿タイトル『 』

原稿の種類 * 1つ選択して○印 2. は査読必須、4. 7. は希望される場合のみ査読

(1. 総説 2. 原著論文 3. 研究ノート 4. 症例・事例研究 5. シンポジウム・学会
研究会報告 6. 評論 7. 実践報告)

査読の有無 * 4. 7の場合: 査読希望→ あり ・ なし (何れか選択)

J-STAGE 掲載 * 1. 2は全掲載
3. 4. 6. 7は希望原稿を掲載: 希望→ あり ・ なし (何れか選択)

* 人を対象とする調査研究などに該当する場合 必記載

研究倫理審査 No 発行機関名

* 研究倫理審査を敬心学園職業教育研究開発センターで行うことも可能です。予めご相談ください。

投稿原稿入稿時チェック (原稿に添付)

年 月 日

* 投稿原稿が、以下の項目に合致している場合、□の中にレ印を入れてください。

- 縦置き A4判横書きで、20,000字相当<1,600字 (20字×40行×2段) ×12.5枚>以内であるか
- 和文・英文抄録の記載漏れはないか
英文のネイティブチェックはしているか (編集委員会が求める場合には、その証明書を添付する)
- 図表・文献の記載漏れはないか
- 文献は本文中に著者名、発行西暦年を括弧表示しているか
- 文献の記載方法は投稿要領・執筆要領にそっているか
- 同じデータ等に基づいた別の論文がある場合、資料として添付しているか
(□ 非該当)
- また類似のデータについての別の論文がある場合は、資料として添付し、その論文との関係性について本文で明記しているか
(□ 非該当)
- 査読を伴う原稿では、文献謝辞等を含めて投稿者を特定できるような記述をはずしているか、あるいは匿名としているか
- 倫理指針に反していないか
- 人を対象とする研究の場合など、倫理審査を要する研究では倫理審査状況を記載しているか

その他特記事項・・・

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』執筆要領

1. 原稿提出に際し

「投稿原稿チェックリスト」を併せて提出すること。
提出がない場合、受け付けないものとする。

2. 投稿原稿の分量

投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて20,000字以内とする。(A4 12.5枚程度)

図表は1点につき原則600字換算とし、図表込みで20,000字以内を厳守すること。

3. 投稿原稿の言語

原稿は、原則として日本語で書かれたものに限る。
ただし、英語については協議の上、掲載を認めることがある。

4. 投稿原稿の様式

投稿する原稿の執筆にあたっては、

(1)原則としてパソコンで作成し、縦置きA4判用紙に横書きで、1,600字(20字×40行×2段)×12.5枚以内とする。

(2)原稿の種類は、総説、原著論文、研究ノート、症例・事例研究、シンポジウム・学会研究会報告、評論、実践報告から選択する。

総説は原則編集委員会からの依頼、もしくは協議の上の掲載とする。

(3)投稿に際しては、3枚の表紙をつけ、本文にはタイトル(英文タイトル併記)、所属、氏名、を記載すること。

(4)表紙の1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名(連名の場合は全員、ローマ字併記)、④連絡先を記入する。なお、掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先(住所または電子メールアドレス)を執筆一覧に入れるが、希望しない場合はその旨を明記すること。

(5)表紙の2枚目には、和文抄録(400字以内)とキーワード(5語以内)を記載する。

(6)総説、原著論文の表紙の3枚目には、英文概要ならびに英文キーワード(5語以内)を記載する。
なお、その他についても、英文概要ならびに英文

キーワード(5語以内)を記載することができる。
英文概要は200語前後。校閲・ネイティブチェックは執筆者の責任で行うものとする。

*投稿時に申し出ること、ネイティブチェックを自己負担で受けることができる。

(7)修正後、掲載決定した最終原稿は、Word及びPDFで保存した電子媒体にて投稿する。

図表を本文とは別に提出する場合は、図表の挿入箇所を本文に明記する。なお、特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。

5. 文章の形式

文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注や引用の記形式は、執筆者が準拠とした学会の執筆要領によること。

ただし「引用文献」はJ-stage掲載の為、簡潔にまとめて表記してください。

例 日本語文献の場合

〇〇著者名〇(000発行年000)「〇〇タイトル〇〇」『〇〇文献名〇〇』第〇〇号、00-00頁、〇〇出版社名〇〇。

英語文献の場合

Taro Keishin (2018) “aaa bbb (タイトル) cccc” *Keishin Journal of Life and Health* (書名は必ずイタリック) Vol.00, No.0, America (国名)

*聖書の翻訳本文は勝手に改変されたり、訂正されたりしてはなりません。また誤記や誤字も注意しなければなりません。聖書の翻訳本文の引用、転載の際には必ず出典の明記が義務づけられます。

例) 日本聖書協会『聖書新共同訳』詩編□編□節

日本聖書協会『新共同訳新約聖書』マタイによる福音書〇章〇節 など

参考) S I S T02「科学技術情報流通技術基準 参照文献の書き方」

6. 倫理上の配慮について

投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または

注に明記すること(※)。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をなすこと。

(※) 人を対象とした研究の場合、所属する組織や団体などで倫理審査を受けていることが前提となるが、その倫理審査状況を記載する。

7. 著作権

原稿に、執筆者以外が著作権を保持する著作物の相当な部分(評価尺度全体など)の引用や翻訳が含まれる場合は、その著者および著作権者から許諾を得たことを示す書類(電子メールも可)のコピーを添えて投稿するものとする。

8. 査読を伴う投稿原稿の二重秘匿性

査読を伴う投稿論文の査読は、執筆者名等を匿名にて行うため、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、執筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。

9. 査読による修正の要請

査読による修正の要請については、論文の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。

10. 原稿の書式

原稿の書式は、以下のとおりである。

(1)注・引用文献等もすべて本文と同じ文字サイズ、同じ字詰めで印字する。なお、英数字は原則として半角とする。

(2)原稿は、無記名で、「本文、注、引用文献、図表等」の順に記載する。

(3)各頁の下中央部に、頁番号を印字する。

(4)論文の構成

* 節 1・2・3…(数字の前後に「第」「節」は付

さない)

* 小見出し(1)・(2)・(3)…

* 以下は、(a)・(b)・(c)…

* 本文中の箇条書きなどは、①・②・③…を用いる

(5)年号は西暦表記を基本とする。和暦を併記する場合は、1987(昭和62)年とする。ただし、必要に応じて「昭和50年代」などの和暦表記を用いる。

(6)数の量などを表す数字の表記は、単位語(兆、億、万)を付ける。カンマは入れない。

例：12億8600万人、15兆300億円

幅のある数字を記す場合は、上位のケタの数を省略しない(ただし、年代はこの限りではない)。

例：130～150万(130～50万とはしない)、1970～80年

11. 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

附則

1 この要領は、2016年12月20日より施行する。

2 本要領第4の(4)にかかわらず、平成29年度に限り「臨床福祉ジャーナル」「研究紀要」「子ども学論集」の原稿種類についても投稿を認めるものとする。

3 2017年1月13日編集委員会にて改訂

4 2018年6月28日編集委員会にて改訂(文書の形式引用文献の記載について)

5 2018年10月26日編集委員会にて改訂(投稿原稿の言語およびネイティブチェックについて)

6 2018年12月14日編集委員会にて改訂(投稿時のネイティブチェックについて補足)

7 2019年6月7日編集委員会にて改訂(投稿原稿の分量や様式、書式について、倫理上の配慮について補足)

研究倫理専門委員会規程

(設置)

第1条 職業教育研究開発センター運営規定第7条に基づき、研究倫理専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、別に定める「職業教育研究開発センター研究倫理規程」にもとづき、研究の実施計画等（以下「研究計画等」という。）の研究倫理に関する適否その他の事項について審査を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 本学園各校より各々1名以上
 - ・日本医学柔整鍼灸専門学校
 - ・日本福祉教育専門学校
 - ・日本リハビリテーション専門学校
 - ・臨床福祉専門学校
 - ・日本児童教育専門学校

(2) その他外部の有識者より若干名

2 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は委員の互選とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときは、その職務を代行する。

(委員会の成立および議決要件)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の3分の2以上の合意をもって決する。

2 委員は、自らが研究代表者、共同研究者及び研究協力者となる研究にかかる審査に加わることができない。

3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができる。

(審査の手続き等)

第6条 研究計画等の審査を希望する研究者（以下「申請者」という。）は、所定の「研究倫理審査申請書」（様式1・2）等を事前に委員長に提出する。

2 委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査の議論に参加することはできない。

(審査の判定)

第7条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 保留（継続審査）
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査手続きの省略)

第8条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。

- (1) 申請中の研究計画等の軽微な変更に係わる審査
- (2) 委員会において承認済みの研究計画等に準じた研究計画等に係わる審査
- (3) 対象者に対する日常生活で被る身体的または心理的もしくは社会的危害の可能性の限度を超えない範囲の危険であって、社会的に供される種類の最小限の危険を含まない研究計画等に係わる審査

2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員2名が書面により行い、その判定は両名の合意により決する。

3 前項に規定する審査結果は、当該審査を行った委員を除くすべての委員に報告する。

4 本条第2項に規定する審査の結果が、前条第1号に規定する「承認」および「非該当」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付したうえで再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

(審査結果)

- 第9条** 委員長は、審査結果を速やかに申請者に通知するとともに、職業教育研究開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という）へ報告する。
- 2 委員長は、運営委員会の請求があった場合には倫理審査状況の報告を行わなければならない。
 - 3 研究者および対象者等は、決定内容に疑義があるときは委員会に説明を求めることができる。

(再審査)

- 第10条** 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

(研究遂行中の審査)

- 第11条** 委員会が第7条第1号または第2号の判定を行った研究計画等について、申請者が変更をしようとする場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。
- 2 研究開始時に審査を経ていない研究等について、研究遂行中に研究者が希望する場合は審査の申請を受け付ける。
 - 3 第6条、第7条、第9条および前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(実施状況の報告および実地調査)

- 第12条** 委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。
- 2 委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行われているか否かを随時実地調査することができる。

(研究等の変更または休止の勧告)

- 第13条** 委員長は、研究遂行中に各委員が研究計画等の変更または休止の意見を述べた場合には、その意見をふまえて研究等の変更もしくは休止を勧告し、再調査することができる。

(議事要旨等の公開)

- 第14条** 委員会における研究課題名、申請者、研究機関および審査の結果等の議事要旨、委員会の構成ならびに委員の氏名および所属等は、公開する。
- 2 前項にもかかわらず、対象者等の人権、研究の獨創性、知的財産権の保護、または競争上の地位保全に支障が生じる恐れのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(記録の保管)

- 第15条** 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き5年間とする。
- 2 保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。
 - 3 保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。
 - 4 記録、保存又は廃棄の手続きは適正に処理する。

(守秘義務)

- 第16条** 委員は、申請書類などに表れた対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を在職中およびその職を退いた後のいずれにおいても他に漏らしてはならない。

(雑則)

- 第17条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定め、これを協議する。

(改廃)

- 第18条** この規程の改廃は、研究倫理専門委員会の議を経て、職業教育研究開発センター運営委員会で決定する。

付 則

1. この規程は、2017年9月1日から施行する。
2. 2018年11月16日改訂

職業教育研究開発センター研究倫理規程

(目的)

第1条 この規定は、職業教育研究開発センター（以下「センター」という。）において実施する人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動および態度について、センター運営規定の第7条（専門委員会）の4に基づき、倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この規定において「人を対象とする研究」とは、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日、文部科学省・厚生労働省告示第3号）」による、人または人由来試料を対象とし、併せて個人または集団を対象にその行動、心身もしくは環境等に関する情報およびデータ等（以下「個人の情報およびデータ等」という。）を収集または採取して行う研究をいう。
- (2) この規定において「研究者」とは、職業教育研究開発センター研究員のほか本学園の教職員、本学園で研究活動に従事する者等をいう。
- (3) この規定において「対象者」とは、人を対象とする研究のために、個人の情報およびデータ等を研究者に提供する者をいう。

(研究者の説明責任)

第3条 研究者は、対象者に対して研究目的および研究計画ならびに研究成果の発表方法等について、対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

- 2 研究者は、対象者が何らかの身体的もしくは精神的負担又は苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況を対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第4条 研究者は、予め対象者の同意を得ることを原則とする。

- 2 対象者の同意には、個人の情報およびデータ等の取扱いならびに発表の方法等にかかわる事項を含むものとする。

3 研究者は対象者に対し、研究実施期間中において対象者が不利益を受けることなく同意を撤回し、研究への協力を中止する権利および当該個人の情報またはデータ等の開示を求める権利を有することを周知しなければならない。

- 4 研究者は、対象者本人が同意する能力に欠けると判断される場合には、本人に代わる者から同意を得なければならない。

5 対象者が同意を撤回した場合は、研究者は、当該個人の情報またはデータ等を廃棄しなければならない。

(利益相反)

第5条 研究者は、利用者の人権に配慮し、利益相反に留意しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者は、第三者に委託して個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合、この規定の趣旨に則った契約を交わさなければならない。

(授業等における収集および採取)

第7条 研究者は、授業、演習、実技、実験および実習等の教育実施の過程において、研究のために対象者から個人の情報およびデータ等を収集ならびに採取する場合、同意を得なければならない。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、研究倫理専門委員会の議を経て、職業教育研究開発センター運営委員会が決定する。

付 則

この規定は、2017年9月1日から施行する。

受付番号

研究計画等審査申請書 (人を対象とする研究)

____年 ____月 ____日提出

研究倫理審査専門委員会 委員長 殿

申請者	所属・職名：
	氏名： 印
	連絡先： ☎ / ✉

申請にあたって事前確認 <研究する申請の範囲及び他の倫理委員会における審査状況>

申請する研究範囲 何れかに☑	
<input type="checkbox"/> 研究全体の審査申請	<input type="checkbox"/> 分担部分のみの審査申請 分担部分以外の審査状況を記載
*研究計画を下記に付記する際、研究概要欄に研究全体の目的や意義についても付記する	

* 研究計画変更申請の場合は、変更箇所の下線を付すこと。

下記の課題について、☑をした下記資料を添付し、審査申請いたします。

<input type="checkbox"/>	対象者・施設等への研究協力依頼書	必須	資料番号：
<input type="checkbox"/>	質問紙	必須	資料番号：
<input type="checkbox"/>	調査協力同意書・同意撤回書	無記名の書面アンケート等の場合は不要	資料番号：
<input type="checkbox"/>	研究実施計画書	任意	資料番号：
<input type="checkbox"/>	その他；	必要に応じ添付	資料番号：

記

1. 研究課題

* 該当の□欄に☑印

①では課題と併せて副題がある場合には記載をする

①課題名			
②研究期間	始期		終期
	年 月 日 ~		年 月 日
*申請の始期よりも承認日が後の場合は、研究の始期は承認日からになります。			
③研究費	<input type="checkbox"/>	学内予算	予算名称；
	<input type="checkbox"/>	外部資金	団体名、研究費名；
	<input type="checkbox"/>	自費	
	<input type="checkbox"/>	その他	

④審査事項	<input type="checkbox"/>	新規	
	<input type="checkbox"/>	再申請	委員会審査結果による再申請 受付番号；
	<input type="checkbox"/>	継続	すでに承認されている研究計画の変更等 受付番号；

2. 研究の実施体制（申請者による個人研究の場合、記入不要）

①研究代表者（研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者）			
所属；		職名；	氏名；
②研究実施代表者、研究実施関係者 （研究機関以外において既存試料・情報提供のみを行う者及び委託を受けて研究に関する業務の一部に従事する者を除く）			
所属	職名	氏名	役割*分担者や協力者の場合その旨記載
③共同研究機関（研究計画に基づき、当該研究により対象者から試料、情報を取得し、他の研究機関に提供を行う機関も含む） 責任者を置く場合はその氏名を下欄に記載			
機 関 名		責 任 者 名	

3. 研究概要

①研究の目的、意義（研究の背景または問題提起、科学的合理性等の概要を簡潔に記載する）	
②対象者および選定方法（募集文案等がある場合は添付する）	
対象者に未成年者または民法上の被後見人等の有無 ⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *現行の成人年齢は20歳（未成年の場合、親の同意が必要）、2020年4月以降、民法改正により成人年齢は18歳となります。	
内 訳	<input type="checkbox"/> 成人（ 名程度） <input type="checkbox"/> 未成年（ 名程度） <input type="checkbox"/> 民法上の被後見人等（ 名程度）
対象者の特性、 選定の基準	
選定・募集方法	

③研究方法（概要を簡潔に記載すること。「別紙参照」は不可）
④調査実施場所
⑤調査対象者に求める事項（被験者の実体験） 対象者がどのような手順で研究協力を依頼され、どういう形で研究協力するのか、時系列で記載する。

4. 研究実施における倫理的配慮

①研究協力のインフォームド・コンセントの手続き（研究協力依頼・説明と同意の取得方法） （対象者または代諾者が、当該研究に関して、その目的及び意義ならびに方法、負担、予測される利益・不利益等について十分な説明を受け、それらを理解したうえで自由意思に基づいて研究者等に対し与える当該研究実施等に関する同意）	
依頼・説明対象	<input type="checkbox"/> 対象者個人(本人) <input type="checkbox"/> 対象者の代諾者(保護者、後見人等) <input type="checkbox"/> 対象者の所属団体(施設責任者、団体・組織の長等) <input type="checkbox"/> その他（ ）
手段	<input type="checkbox"/> 書面のみ <input type="checkbox"/> 口頭と書面の両方（推奨） <input type="checkbox"/> その他（ ）
方法（依頼書や同意書等の場合は添付）	（資料番号・書類名）
該当の場合は記載	代諾者がインフォームド・コンセントを行い本人からも同意を得る場合（対象者がその理解力に応じたわかりやすい言葉で研究に関する説明を受け、理解し賛意を表すること） 手段および方法（書面等の場合は添付）
研究の途中で協力をやめる場合の具体的な意思確認の方法と不利益を受けないことを保証する方法	
対象者からの相談等を受ける際の担当者・連絡方法	

②対象者との関係、利益相反の状況	
対象者・対象団体等との間に適正な研究遂行に影響を及ぼしうる恐れのある関係の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり⇒次欄にその関係と適正な研究遂行とみなされるためにとる措置を記載	
関係	
措置	
③対象者に生じる負担ならびに予測されるリスクおよび利益と当該負担およびリスク最小化の対策 iii に関しては、基本的に社会科学系では不要。但しリスクがある場合は記載	
i) 負担、リスクの内容（身体的、精神的な負担・苦痛や社会的差別、財産的な不利益等）	
ii) 負担、リスクを無くすあるいは最小化するための対策	
iii) 負担、リスクが実際に生じた場合の対策 （実験中の事故の救急要請の段取り、健康被害に対する補償の有無とその内容、保険加入の有無など）	
iv) 対象者にもたらされることが期待される利益（謝礼を除く新たな知見等客観的に利益と判断されるもの）	
v) 報酬等の有無・内容 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり⇒報酬内容(金額、物品等名)と交通費等の実費以外に支払う場合(金額設定の根拠・妥当性)	
④個人情報等の取扱い（特定の個人に不利益を与えないために、下記を確認）	
i) 収集する個人情報の内容 ⇒①～③が有る場合は、その番号と内容を記入。 ①当該情報に含まれる氏名、生年月日、音声、動画等で特定の個人を識別できるもの。 ②他の情報と照合することで特定の個人を識別できるもの。 ③ゲノムデータ、生体情報をデジタルデータに変換したもの、パスポート番号、基礎年金番号、マイナンバーなど特定の個人を識別できるもの	
ii) データ・試料、情報(個人情報等含む)の保管・管理と廃棄	
保管方法	
管理保管責任者	
廃棄時期	
廃棄方法	

⑤第三者へのデータ収集や分析等の研究に関する業務委託	
□なし □あり⇒下欄に当該業務内容と委託先および監督方法・内容を記載	
業務内容	
委託先	
委託先の監督方法 (個人情報の取扱等に関する委託時の確認方法、業務終了後の取扱等)	

5. 研究に関する情報公開および開示

①対象者等から求めがあった場合の情報開示	
対象者	□本人 □代諾者(保護者、後見人等) □対象者の所属団体(施設、団体の責任者等) □その他 ()
方法と内容	
②社会(学会、一般社会等)に対する情報公開	
方法と内容 ①成果公表②説明責任の観点からの記載	
研究成果の公開 (予定している学会、学術誌の名称、時期)	

6. その他

特記すべきことがあれば記入；

--

研究に関する事前チェックシート

このチェックシートは、「人を対象とする研究」を開始するにあたり、職業教育研究開発センター研究倫理規程に基づく『研究倫理審査専門委員会』による倫理審査への申請が必要となるか否かについて、研究の手順に沿って自己判断するものです。

以下の〈A〉および〈B〉の設問にお答えください。

〈A〉の基本事項に「はい」がある場合は、研究を実施すること自体ができませんので、基本事項が「いいえ」となる研究計画としたうえで、〈B〉を回答してください。〈B〉に一つでも「はい」があると、委員会審査の対象となります。

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年 12 月 22 日、文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)」および「職業教育研究開発センター研究倫理規程」を熟読の上、審査を受けるかどうか検討してください。

なお、法令、諸官庁の告示、指針等により、所属機関倫理委員会の審査を受けることが定められている研究については、必ず倫理審査への申請を行わなければなりません。不明な点がありましたら、職業教育研究開発センター(03-3200-9074)までお問い合わせください。

☆全般的な留意事項

- (1) 研究者代表または学生を指導する教員は、上記指針および本チェックシートを参照の上、研究分担者や学生等に対し、適切な研究活動の遂行に努めるよう管理、指導又は助言を行ってください。
- (2) 学生が行う研究活動については、指導教員が責任をもって倫理審査への申請を行うか否かを判断してください。

〈A〉基本事項(下記の項目が「いいえ」となるように計画してください)

対象者は依頼に対する同意の後に、撤回や辞退することで不利益を生じるなど、自由に撤回や辞退することができないものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	---

〈B〉以下の項目において全て「いいえ」である場合は倫理審査の対象にはなりません。

① 対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神的・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える不快感または不便を強いる可能性がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 対象者との間に、例えば研究者が対象者の教師・同僚・雇用主、または親族等として、対象者との間に何らかの力関係や利害関係といった利益相反がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ 研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与える恐れのある情報の収集など、対象者に潜在的に不利益となるようなものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 個人にかかわる情報を収集するもので、その結果、個人が特定される可能性があるものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 交通費や時間の合理的な費用弁償を除く謝金または他の金銭的誘因を対象者に支払うものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑦ 科学研究費等の公的研究費や民間団体ほかの研究資金提供先、発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程などから、研究倫理審査委員会等の承認を受けることを要請されているものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑧ アンケート・インタビュー・観察等により研究に用いられる情報を収集するものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

* 倫理審査への申請を行う場合は、本チェックシートを申請書に添付願います。

編集後記

敬心学園研究ジャーナル第4巻第1号（通巻第7号）をお届けします。今回の巻頭は、映画などの評論家として著名な上野昴志先生にお願いしました。本誌は、学術誌ですが、様々な領域を総合的に扱いますので、その表現形式は多様な形式があり得ると考えています。その意味で、今回の編集過程での上野先生とのやり取りは、大変勉強になりました。

今号の編集過程は2020年3月～5月で、多分、長く記憶されるであろうコロナによる緊急事態宣言が出されていた時期と重なります。皆が外出を控え仕事にも大幅にブレーキを掛けざるを得なくなった中で、改めて「生活」「社会」の総合性に目を向けられた方も多いと思います。勿論、経済的な問題も非常に重要なのですが、「社会（システムの総合性）」や自分の「生活（の総合性）」の在り方を考えさせられた方も多かろうと思います。

その「総合性」の一つが芸術の意味でしょう。増えた時間で、本を読んだ人も多いと報道されていますが、それ以上にリバイバルの映画やテレビドラマなど見た方も多かったと思います。それ等を読んだり見たりして、どんな時を過ごしたのでしょうか。この辺に、芸術や文化の意味があるのだろうと思います。それを改めて考えさせる上野先生の評論かと思いますが、読者の皆さんのご意見をいただければ幸いです。（⇒ vetrdi-kensyu@keishin-group.jp）

（編集委員長 川廷 宗之）

今号は、早期のご投稿も多かった号ですが、コロナ禍の影が濃くなっていく中、そして緊急事態宣言・措置のもとでの進行、無事に発行することができた今、いつにも増して安堵しています。

最初のご投稿をいただいたのは、昨年12月中旬のことでした。まだ、第3巻第2号の最終確認を行いながらの受付けであり、その後、立て続けにエントリーもいただき、次（第4巻第1号）も順調にスタートした、と感じたのは、コロナのこの字も見聞きしない年明け早々のことでした。その後、原稿が動き出し、そしてコロナ禍、年度末も加え本務も一層ご多用でありながら、快く査読をしていただいた先生方や、相談に応じてくださった編集委員の先生方のお力添えにお礼申し上げます。

そして多くの原稿が動く中、発表された緊急事態宣言・措置により、勤務対応を変えながらの進行。執筆いただいた先生方の多くがテレワーク、印刷パートナーのご担当も私たち事務局も然り。進行方法を変えながらも、執筆された先生方や印刷パートナーの気持ちの良い対応により、滞りなく全原稿を校了し、無事発行することが叶い、よいよりモノづくりへの連鎖をいつも以上に感じた号でした。改めて、ありがとうございました。

with コロナと言われる時代の中で、仕事の流れやコミュニケーションの質・量なども、より変化する（させる）ことが求められるのかと思います。また、このコロナ禍の中、「研究」や「開発」という言葉をこれまで以上に見聞きするようになった様に思います。変化に向かいながら、研究をされていく皆さまの発表の場として、弊ジャーナルを活用いただけると幸いです。ご投稿をお待ちしております。

（編集事務局担当 杉山 真理）

— 「敬心・研究ジャーナル」学校法人敬心学園 編集委員会（2020.4.1現在） —

委員長	川廷 宗之	（職業教育研究開発センター、大妻女子大学名誉教授）
委員	小泉 浩一、黒木 豊域	（日本福祉教育専門学校）
	塩澤 和人、阿部 英人	（日本リハビリテーション専門学校）
	中村 泰規、浜田 智哉	（臨床福祉専門学校）
	木下 美聡、天野 陽介	（日本医学柔整鍼灸専門学校）
	水引 貴子	（日本児童教育専門学校）
	有本 邦洋	（東京保健医療専門職大学）
事務局	杉山 真理、藤井 日向	（職業教育研究開発センター）

〈執筆連絡先一覧〉

「読解力」を巡る一考察

評論家 上野 昂志

E-mail : zan2baro@gmail.com

内シャント設置後に生じる問題点を肉眼解剖学的に考察する

日本保健医療大学保健医療学部 看護学科 幸手北キャンパス
松山 永久

〒340-0113 埼玉県幸手市幸手1961-2

E-mail : n-matsuyama@jhsu.ac.jp

佐伯胖のいう子どもを「見る」こと

— 「子ども理解」を超えて —

郡山女子大学短期大学部 安部 高太郎

〒963-8503 福島県郡山市開成3-25-2

E-mail : hkkateiron@gmail.com

職業教育現場における学生の学習スキル向上支援の取組み

— 「学習スキル講座」を効果的に用いて —

学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 黒木 豊域

〒171-0033 東京都豊島区高田3-6-15

E-mail : kurogi@nipku.ac.jp

デンマークの職業教育改革から何を学ぶのか

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター客員研究員・

NPO 法人みずきの会 非常勤職員・ヒューマンライフケア

非常勤講師 中島 広明

E-mail : tamago292000@yahoo.co.jp

日本のヤングケアラー研究の動向と到達点

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター客員研究員

河本 秀樹

E-mail : kawahide0415@gmail.com

保育学建設に資する「中間的な語彙」の創造

— 理論=実践のインターフェイスとして —

大阪府立大学 吉田 直哉

〒599-8531 堺市中区学園町1-1 大阪府立大学地域保健

学域教育福祉学類

E-mail : naoya_liberty@yahoo.co.jp

女性の転倒と、化粧（口紅やおしろい等）を使用する日常習慣との関連性について

医療法人 赤枝会 久保 吉丸

E-mail : yoshimaru0217@hotmail.co.jp

翻訳・「子ども保護に関するマンロー報告（最終版）概要：子ども中心システムに向けて」

大阪府立大学 吉田 直哉

〒599-8531 堺市中区学園町1-1 大阪府立大学地域保健

学域教育福祉学類

E-mail : naoya_liberty@yahoo.co.jp

ハンガリーにおける保育者養成課程に関する考察

学校法人敬心学園 日本児童教育専門学校非常勤講師／

職業教育研究開発センター客員研究員 小澤 由理

E-mail : yuri_uchiyama_0728@yahoo.co.jp

即時効果を特色とした介護予防運動プログラムの有効性

— 膝編運動プログラム実施者の数値評価スケール（Numerical Rating Scale）に焦点をあてて（その2） —

早稲田大学 非常勤講師 包國 友幸

介護福祉士専門学校生の学校生活に対する充実感と学習動機の関係性

新潟医療福祉カレッジ介護福祉士基礎学科 上村 幸子

E-mail : kifujinnina_re@yahoo.co.jp

介護過程におけるアセスメントに関する一考察

— 理論と手法の体系的整理の検討 —

新潟医療福祉大学 松永 繁

〒950-3198 新潟県新潟市北区鳥見町1398番地

E-mail : matsunaga@nuhw.ac.jp

介護福祉士養成校の外国人留学生が抱える生活課題の実態把握と課題に対する考察

学校法人群馬パース学園 群馬パース大学福祉専門学校

介護福祉学科 黛 真人

E-mail : mayuzumi@paz.ac.jp

能喻の中の児童文学—村上春樹と児童文学Ⅰ—

学校法人敬心学園 日本児童教育専門学校 原 善

E-mail : harazen@hotmail.co.jp

余暇活動と健康寿命の関連性

— 高齢者における余暇活動は生きがいを生み健康寿命を延ばすことが出来るのか —

江戸川学園おおたかの森専門学校介護福祉学科非常勤講師

松川 典代

〒270-0198 千葉県流山市駒木474

E-mail : Michiyo94259425@gmail.com

「司法福祉」の定義に関する考察

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター 島谷 綾郁

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-16-6 宇田川ビル6階

E-mail : shimaya@keishin-group.jp

鍼が顔面の皮膚に与える影響の研究

— コラーゲン量の変化 —

学校法人敬心学園 日本医学柔整鍼灸専門学校

遠藤 久美子

〒169-0075 新宿区高田馬場1-18-18

E-mail : endo@jusei-sinkyu.com

敬心・研究ジャーナル 第3巻 第2号

2019年12月31日 発行

編集委員長 川廷宗之

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場2-16-6 宇田川ビル6階

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター

電話 03-3200-9074 FAX 03-3200-9088

印刷・製本 城島印刷株式会社

〒810-0012 福岡市中央区白金2-9-6

電話 092-531-7102 FAX 092-524-4411

<http://www.keishin-group.jp/>